

**★ 1972～73年度用カレンダー ★**

7月							10月							1月							4月						
S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14	8	9	10	11	12	13	14	8	9	10	11	12	13	14	8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21	15	16	17	18	19	20	21	15	16	17	18	19	20	21	15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26	27	28
29	30	31					29	30	31					29	30	31					29	30					

**★ 1973～74年度用カレンダー ★**

7月							10月							1月							4月						
S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14	8	9	10	11	12	13	14	8	9	10	11	12	13	14	8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21	15	16	17	18	19	20	21	15	16	17	18	19	20	21	15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26	27	28
29	30	31					29	30	31					29	30	31					29	30					

**★ 1974～75年度用カレンダー ★**

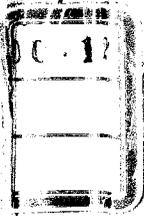
7月							10月							1月							4月						
S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14	8	9	10	11	12	13	14	8	9	10	11	12	13	14	8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21	15	16	17	18	19	20	21	15	16	17	18	19	20	21	15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26	27	28
29	30	31					29	30	31					29	30	31					29	30					

一九七三年 手続要覧・国際ロータリ

手 続 要 覧



パンフレット no. 35-J ■ 1973年4月





8

9



# 手続要覧

付 録 付

- 国際ロータリー定款及び細則
- ロータリー・クラブ定款及び推奨細則
- 語彙（ロータリー慣用語）



国際ロータリー  
EVANSTON, ILL., U.S.A.  
ZURICH, SWITZERLAND

## 序

---

国際ロータリー定款及び細則並びにロータリー・クラブの標準定款に規定せられた、ロータリーの基本法則を解説又は補足する方針や手続は、国際ロータリー加盟クラブにより、国際ロータリー大会に参集したその代議員を通じ、又国際ロータリー理事会によって時々制定せられている。

此の要覧は、ロータリーの管理、習慣、その他に関する一般の資料で補足されたそれらの方針及び手続等を収集したものである。その資料は、国際ロータリー大会の報告、国際ロータリー理事会の議事録、国際ロータリー定款及び細則、その他から収録したものである。

本要覧は又、国際ロータリーの定款及び細則、並びに国際ロータリー大会によって採択された標準クラブ定款、国際ロータリー理事会で推奨されたクラブ細則、及びロータリーにおいて用いられている言葉及び語句の語彙をも含む。

## 目 次

### 第 一 部

国際ロータリーの管理	7- 14
地域管理	15- 17
クラブ例会への出席	18- 21
国際ロータリー理事会	22- 26
職業分類	27- 31
クラブの管理	32- 37
国際ロータリーの委員会	38- 39
社会奉仕	40- 45
組織に関する事項	46- 49
国際大会	50- 59
地区の管理	60- 81
ロータリーの拡大	82- 91
財政問題	92-101
国際奉仕	102-115
国際大会における立法	116-123
ロータリー・クラブの会員身分	124-136
名称及び徽章	137-147
国家への奉仕	148-149
ロータリーの計画	150-155
国際ロータリーの出版物	156-162
広報	163-165
地域大会	166-170
救済事業	171-172
会議運営手続規則	173-180
青少年への奉仕	181-194
区域限界	195-197
ロータリー財団	198-216
職業奉仕	217-221

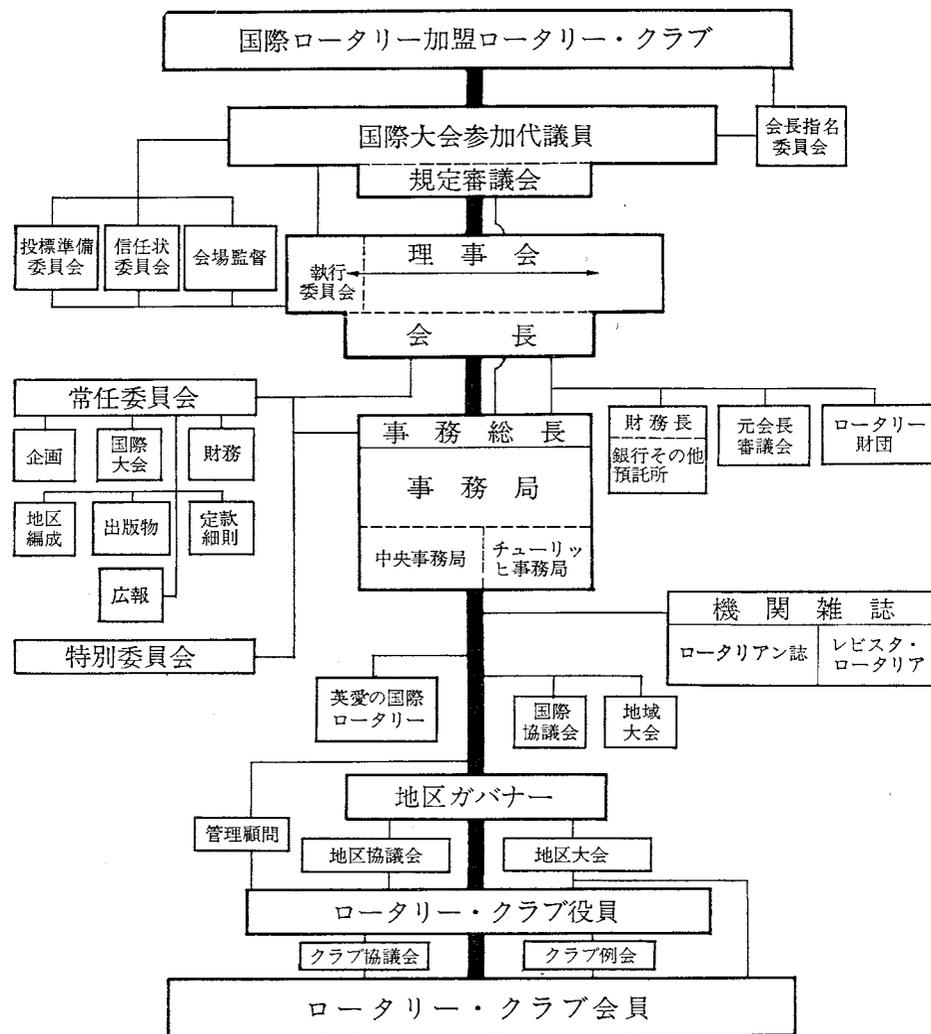
### 第 二 部

国際ロータリーの定款	225-229
国際ロータリーの細則	233-283
ロータリー・クラブの定款	287-297
ロータリー・クラブの細則	301-309
ロータリー慣用語	311-318

#### 備考：

本書は 1970 年 10 月版の改訂版である。従って本書中には新規又は改訂字句を挿入した個所が多々あるので、読者が容易にこれらの個所を見出し得るように下線が付してある。又付録中の定款及び細則にも同様に新規又は改訂条項及び字句に下線を付し、かつ 1972 年ヒューストン国際大会において改正された旨脚注をも付してある。

# 国際ロータリー組織



# 国際ロータリーの管理

(Administration of Rotary International)

## 国際ロータリーの会員組織

(Membership of R.I.)

国際ロータリーは、会員たるロータリー・クラブを以て構成される。クラブの数は15,536で、所属ロータリー会員はおよそ732,000名である(1973年2月)。これら個々のロータリアンは、それぞれのロータリー・クラブの会員であり、ロータリー・クラブは、国際ロータリーの会員である。国際ロータリーは、世界中のロータリー・クラブの連合体である。

地方的実状において、国際ロータリーの方針を解釈し実行するにあたり、最大の融通性を認めるものである。

5. ロータリーを通じて、国際理解、親善及び平和の理想の進展には、国家や地域的なクラブの集団に基づくことなく、国際ロータリーに対する加盟クラブの直接関係と共同責任感に基づいて、全世界の加盟クラブの国際的友好を保持しかつ促進することが極めて重要であることを、一般が認識することを要する。

## 国際大会 (Convention)

国際ロータリーの国際大会は、毎年5月又は6月に、理事会の決定する日時及び場所において開催される。但し緊急の場合には理事会が変更することができる。

国際ロータリー加盟クラブの代議員であるロータリアンは、大会に参集して国際ロータリーの役員を選挙し、かつ、大会に正式に提出される立法案を審議する。

各クラブには会員50名又はその過半数の端数毎に1名の代議員 (Delegate) を出す権利が与えられている。各クラブは少くとも、1名の代議員を出す権利を有する。クラブは、委任状による代理者 (Proxy) によってクラブを代表させることができる。国際ロータリーの各役員及び現在もなおロータリー・クラブの正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員の資格を有する国際ロータリーの元会長 (Past President) はこれを特別代議員 (Delegate-at-large) とする。

## 国際ロータリーの基本方針

(Basic Policy of Rotary International)

国際ロータリー理事会(1962-63年)は国際ロータリーの基本方針に関する次のような声明を採択した。

1. 第一に重要なことは、個人ロータリアンによるロータリーの綱領の推進である。
2. 国際ロータリーの管理は、加盟クラブ及び個人ロータリアンによる奉仕の理想の適用によってロータリーの綱領を推進することが重要なものとなる。
3. 国際ロータリーの管理を基礎づける根本原則は、加盟ロータリー・クラブの実質的な自治にある。
4. 管理に関する定款及び手続上の制限は、ロータリーの根本的かつ類のない特徴を保持するために必要な最少限度にとどめられている。このような規定内にあっては、特に

規定審議会 (Council on Legislation)

規定審議会は、国際ロータリーの立法機関をなすものとし、毎偶数年の国際大会の一部として、理事会の決定する、大会開催に先立つ時期及び大会開催地又はその付近の場所において開催される。

審議会は、正規の手続きによって提出されたすべての制定案並びに決議案の審議及び決定に当る。その決定は、国際ロータリー細則の規定によるクラブの投票に従う場合を除き、すべて国際大会の決定としての効力を有する。

審議会はロータリーのある各地方よりの代表者約365名を以て構成される。その構成員は、議決権を有するものとして、各地区のクラブにより選挙された代表者各1名、地区に属さないクラブよりの代表者、特別議員、元会長5名及び審議会議長、並びに議決権を有しないその他の者若干名からなる。

国際ロータリー理事会

(Board of Directors of R.I.)

国際ロータリーの管理主体は、次の17名<sup>1)</sup>より成る理事会である。

- 会長 (理事会の議長となる)。
- 会長エレクト。
- アメリカ合衆国、カナダ、バーミユダ及びプエルトリコよりの理事6名。
- グレート・ブリテン及びアイルランドよ

1) 1970年国際大会はR. I. 定款第5条第1節を改正し、国際ロータリー会長及び会長エレクトを含む理事会の人数を14名から17名に増員することを規定した。1972年国際大会における規定審議会は、R. I. 細則第10条第3節を改正して理事会員17名のうちの15名の理事の配分を規定し、そしてこれに関連して審議会は、増員される理事の指名手続きが完了するまでは理事数を17名に増員しないことを認めた。理事数は1975年国際大会における理事選挙後の1975年7月1日を以て17名となる。

- りの理事1名。
- 欧州大陸、北アフリカ及び東地中海地域よりの理事2名。
- アジアよりの理事2名。
- イベロアメリカよりの理事2名。
- オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ及び他のいずれの地域にも含まれない所よりの理事1名。
- 上記地域中、R. I. 理事会が決定し、指定する1地域よりの理事1名を追加。

各理事は、それぞれの地帯、地理的集団若しくは地域のクラブによって指名されるのであるが、更に大会において、すべてのクラブによって選挙され、それによって各理事にロータリーの管理について全クラブを代表するという責任がかかってくる。

理事会は、国際ロータリーの管理主体であり、定款及び細則の規定に従い、国際ロータリーの業務と資金の支配及び管理にあたる。理事会は、国際ロータリーのすべての役員及び委員会を全般的に統御管理する。理事会は、ロータリーの目的の推進及びロータリーの綱領の達成に必要と考えられるあらゆることを行なう義務を負っている。理事会の決定は最終的なものとする。但し、それに対し、国際ロータリー大会へ提訴することだけはできる。

執行委員会：理事会は、3名乃至5名の限度内で、理事を執行委員に任命し、その執行委員に対し、理事会の会合のない間、理事会に代って、既に国際ロータリーの方針が確立されている執行又は管理に関する事項を決定する権限を、委任する事が出来る。

管理上の単位 (Administrative Units)

国際ロータリー定款 (第7条) は、クラブの管理は理事会の総括的管理の下にあるもの

とし、次に示す直接管理の諸形式の中いずれかの形式を併せ用いるものとする、と規定している。

- (イ) 理事会によるクラブの直接管理。これは、現在、地区に属していない127クラブのために規定された管理の形式である。
- (ロ) 所定地区のガバナーによるクラブの直接管理。現在地区の数は334である。
- (ハ) 地区ガバナーの管理に加えて、理事会が適切と考えかつ国際大会によって承認された方法を以てする、地理的に隣接した2以上の地区から成る区域内のクラブの管理。
- (ニ) 管理上の単位地域である、グレート・ブリテン及びアイルランド内・国際ロータリーによる、グレート・ブリテン、アイルランド、チャンネル諸島及びマン島所在のロータリー・クラブの直接管理。グレート・ブリテン及びアイルランド内・国際ロータリーの権限、目的及び職務は、国際ロータリー大会によって承認されたグレート・ブリテン及びアイルランド内・国際ロータリーの定款の条項並びに国際ロータリーの定款及び細則に定められているところに従うものとする。

理事会は、国際ロータリーの管理機構について、次のような説明を行なっている。

- (イ) 地区及び地域組織を最小限度にとどめ、管理目的のための国際ロータリー代表としての地区ガバナーの任務を強化することがロータリーのため最も有益である。
- (ロ) 今日の国際ロータリーが一つの進化の産物であることに鑑み、現在の機構は、国際的にその機能を発揮する上に良く立案されたものであり、また、問題が起る場合には国際ロータリー定款及び細則によって権限を与えられている人々が、その問題をロータリーのため最も有利に解決できることが考えられる。(理 46-47)

クラブの地域的又は地方的集団

(Regional or Sectional Groupings of Clubs)

国際間における理解、親善及び平和の理想の増進は、国際ロータリーに対する加盟クラブの直接関係と共同責任感に基盤がおかれていて、理事会は、統一された世界的組織としての国際ロータリーが縮小に向かう流れ又は傾向の如何なる出現をも憂慮の目をもってこれを見ている。

理事会は、その目的の如何にかかわらず、地域的もしくは地方的なクラブの非公式集団を進展させることは、統一組織を縮小する可能性を生ずる基となるものと考え。従って理事会により注意さるべき事項及びとらるべき可能な行為は、このような集団におけるクラブ及び地区ガバナーの機能及び活動が地域又は地方に関する問題もしくは斯様な集団の強化を計画した活動を過度に強調しかつこれに集中することによって限定されるようなことのないように気を付けることである。理事会の見解ではかように限定された機能及び活動は、広く世界にわたるクラブの交際を通じての理解と親善を増進する多くの機会にクラブ及び地区ガバナーが参加する意義をうすめる結果をもたらすこととなる。(理 61-62)

理事会は1国内の2以上の地区又は全地区を包括する一つの機関乃至そのような組織又は管理部門の設置には好意を寄せない。(理 69-70)

管理事務 (Administrative Service)

理事会は、ロータリーの管理事務に関して、次のような一般方針を採用している：

1. 国際ロータリーの管理に関する事務

は、世界中のすべてのガバナー及びクラブに対し出来得る限り公平に行なうようにしている。

2. この事務は、各人から成る中央事務局員によって取扱われることになっている。広く世界にわたって出来るだけ最善の仕事ができるようにするために中央事務局に変更すべき事項がある場合、これを随時、理事会に報告することが、事務総長の任務とされている。

3. 航空機による世界的な通信機関の不断の進歩は、クラブと中央事務局間の連絡を益々速かならしめている。従って事務総長には通信及び物品の送付に航空便を使用する権限が与えられている。このため事務総長は航空便の費用に關し定期的に調査を行ない、財務委員会が理事会に勧告する予算案の作成中に、この種の費用について同委員会が考慮するようにしなければならない。

4. 通信機関が絶えず改善されて行くので、極めて特別な事情の下において、できるだけ広い国際的な範囲に奉仕することを目的となす場合を除いては、別に事務局の支局を置く必要はないと考えられている。

5. 中央事務局から極めて遠距離の地域、特に戦災地域においては、一時的に特殊な役務の提供を必要とする場合があることが考えられる。従って、事務総長は、理事会がこれらの必要に應ずる最善の方法を決定することができるように、随時、理事会に、その特殊な必要事項について報告するように要請されている。

6. 事務総長は、国の財務事情がこれを許すところであれば、銀行勘定を有する財務代行者の制度を設ける権限を与えられている。この場合には、財務委員会及び理事会に対しその旨を報告しなければならない。

7. 通信及び文献は、出来得るかぎり、これを受取る者が容易に理解出来る言語で書かれていなければならない。そして事務総長

は、ロータリーの伝統であるこの仕事の増加に関する情報について財務委員会及び理事会の考慮を促がさなければならない。(理 47-48; 55-56; 61-62)

## 国際ロータリーの役員

(Officers of R. I.)

国際ロータリーの役員は、会長、第1副会長、第2副会長、第3副会長、その他の理事、事務総長、財務長、地区ガバナー、グレート・ブリテン及びアイルランド(R. I. B. I.)内・国際ロータリー会長、直前会長、副会長及び名誉会計である。

会長：会長は、此の組織の最高執行者であり、国際ロータリーの仕事及び活動を監督する。会長は、理事会の一員であると共に議長であり、理事会を主宰する。常任委員及び特別委員は、すべて会長によって任命される。会長は、会長指名委員会を除くすべての委員会の職権上の委員である。

会長は、また、国際ロータリー大会及び地域大会の議長となる。

大会に先だつ数カ月前、会長候補者1名が会長指名委員会によって指名される。会長指名委員会によって行なわれた指名のほかに、いずれのクラブも会長ノミニーを1名推薦することができる。会長は大会において、全クラブの選挙人によって選挙される。

1966年(デンバー)大会は、国際ロータリー会長は、如何なる国からも、連続2年を超えて選出せらるべきではないことを規定した決議 66-34 を採択した。

理事会は、求め得る最も有能な人物を指名することが委員会の責任であることを認めるものであるが、これまで毎年国際ロータリー

一会長指名委員会に対して、ロータリーの国際性にかんがみ、会長を選ぶに当っては同一の国から2年連続して会長を選出しなことが望ましいとする意見について慎重に考慮するよう求めている。(理 67-68)

副会長：大会終了直後に開かれる暫定会合において、次期会計年度の理事会のメンバーはそのメンバーの中から第1、第2及び第3の各副会長を互選する。

副会長の欠員は残余の副会長の順位に従って充当される。即ち、第1副会長の欠員は第2副会長をもって、第2副会長の欠員は第3副会長をもって充当される。第3副会長の欠員は理事会が理事の中から選んで充当する。

理事：理事は、大会に於て選挙され、その任期は2ヵ年とする。その任務と責任は、理事会の一員であることによって生ずる一切を含むものとする。

理事に選挙された時期と任期の第1年目を終る時との間において、理事に欠員が生じた場合は、その理事を指名したゾーン、地理的集団又は地域内のクラブの決定によって、その欠員を補充する。理事の欠員がその理事の就任第1年度終了の時とその任期満了の時との間において生じた場合は、残余の理事が残存任期中空席を埋める理事を選挙するものとする。(国際ロータリー細則第4条第8節)

事務総長：事務総長は、会長の監督と理事会の統率の下に実務を執行する国際ロータリーの常務役員である。事務総長は直接理事会に報告を行ない、その年次報告は理事会の承認を経て大会に提出される。次期理事会は、事務総長の任期が終了する暦年中の暫定会合に於て、任期を5年以内とする事務総長を選挙する。事務総長の任期は翌年1月1日に始まる。

約275名の職員が事務総長と共に国際ロー

タリー事務局を形成し、事務所をアメリカ合衆国イリノイ州エバンストン、及びスイス国チューリッヒに置いている。

財務長：財務長は理事会の指示する方法に従って国際ロータリー資金の支払を行ないかつ理事会によって代行を委任されることあるべき、財務長の職に附随するその他の任務を行なう。財務長は、理事会に、理事会の要求することあるべき報告を行ない、又大会に対して年次報告を提出する。財務長は、毎年、理事会に於て選挙する。任期は1年とし、次年度の7月1日に始まる。

地区ガバナー：地区ガバナーの数は334名(1972年7月)である。各ガバナーは、理事会の総合的管理の下に、自己の地区内クラブを直接管理する。また、国際ロータリーの綱領を推進し、クラブの結成を監督し、地区内の各クラブ間及びこれらのクラブと国際ロータリーとの間の友好関係を推進することをガバナーの任務とする。ガバナーは地区協議会及び地区大会を主宰する。

ガバナーは地区大会に於てその地区のクラブによって指名されるが、例外的な事情ある場合には、郵便による投票によることもある。ガバナーは国際大会に出席しかつ投票する選挙人によって選挙される。

グレート・ブリテン及びアイルランドにおける23地区の地区ガバナーの任務は、その地域の伝統的慣行に従い、R. I. B. I. 審議会の指示の下に、R. I. B. I. の定款並びに細則に基づいて、遂行される。グレート・ブリテン及びアイルランドにおける各地区ガバナーは、国際ロータリー細則並びにR. I. B. I. 定款の規定により、自己の地区の管理につき、国際ロータリー理事会及びR. I. B. I. 審議会に対して責任を有するものとする。

グレート・ブリテン及びアイルランドにおける地区ガバナーは、その地区のクラブによって被指名者として選ばれ、R. I. B. I. 年次大会において指名され、国際ロータリー国際大会において出席投票する選挙人によって選挙される。

**R. I. B. I. 役員**の選挙：選挙されるR. I. B. I. の役員は、会長、直前会長、副会長及び名誉会計である。会長、副会長及び名誉会計は、R. I. B. I. 大会によって指名され、国際大会に出席しかつ投票する選挙人によって選挙される。

**役員**の任期：国際ロータリーの各役員は、任期は、会長及び事務総長<sup>1)</sup>を除き、その選挙された国際大会終了直後の7月1日に始まる。会長としての任期はその選挙された翌年の7月1日に始まる。但し、その選挙された直後の7月1日に会長エレクトとして、理事の職につくものとする。

特殊な事情のもとにおいては、理事会はガバナーの任期が7月1日以後に始まるものとするができるが、これを10月1日以後とすることはできない。

大会に於て選出される、理事を除く他の役員は、すべて任期1ヵ年とする。理事の任期は、2ヵ年間とする。会長も理事としての任期を2ヵ年—1年は会長エレクトとして、次の1年は会長として—とする。

### 国際協議会 (International Assembly)

国際協議会は毎年通常国際大会の開かれる直前に開催される。

協議会は、会長、副会長、並びにその他の理事、あれば会長ノミニ、及び理事ノミニ

1) 事務総長は理事会において選挙され任期は5年以内とし当選後の1月1日に就任する。

一、事務総長、財務長、地区ガバナー・ノミニ、R. I. B. I. 被指名役員、国際ロータリー各委員長及び理事会が指定するその他の者から成る。

この協議会の目的は、これらの役員及び委員長が、国際ロータリー及び各クラブの次年度の事業活動を協力して協議計画し、かつロータリーに関する教育と管理上の任務に関する指導を行ない、出席者間の親睦をはかる機会を与えることである。

国際協議会の参加者に配布される文献その他の資料は、国際ロータリーによって出版され又は配付されるものに限られている。その他による文献、資料の配布は許可されていない。

### 国際ロータリーの委員会

(Committees of R. I.)

細則(第14条)は、七つの常任委員会を規定している。即ち、

定款・細則  
国際大会  
地区編成  
財務  
企画  
広報  
出版物

会長は常任委員を任命し、自己または理事会の判断で必要と認める特別委員を任命することができる。会長は、自己の任命した各委員会の委員長を指名し、又、委員に欠員を生じた時はこれを補充する権限を有する。

理事会は、地域諮問委員会(国際ロータリー細則第14条第4節)を任命することができる。この委員会は、理事会によって承認された手続きに従って諮問機関としての機能を果たす。

会長指名委員会を除き、すべての委員会の

決定は、理事会の承認を受けなければならない。

### 元会長審議会

(Council of Past Presidents)

国際ロータリー細則(第18条)は職権上の議員としての会長と、元会長でその所属クラブにおいて正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員の籍を有するものをもって構成される元会長審議会を常置することを規定している。

審議会は、通信によって、会長又は理事会から付託された事項を審議し、また理事会に進言し、かつ勧告をすることができる。

然し、会長又は理事会は、この審議会を召集することができる。ただし、毎年の国際大会における、国際大会に出席しているこの審議会の議員の、非公式会合として催さるべきものとする。

### 地区協議会 (District Assembly)

ロータリーの教育及び知識を提供し、かつ地区活動の調整を行なう目的をもって、各地区内のすべてのクラブの次年度会長並びに幹事、及び次年度地区ガバナー並びに理事会が選定するその他の者による協議会を毎年4月、5月又は6月中に各地区ガバナーが決定する時期と場所において開く。次年度の各クラブ会長及び幹事はこれに出席するものとする。

### 地区大会 (District Conference)

ロータリーの綱領を推進するため、地区内ロータリアンの大会が、各地区において、毎

年、地区協議会、国際協議会又は国際大会と同時期としない条件の下に、地区ガバナー及び地区内過半数のクラブ会長の同意によって決定した時期と場所において、開催される。

地区ガバナー・ノミニが地区によって選出され、国際ロータリー事務総長によってこれが認証されたならば、そのガバナー・ノミニがガバナーを勤める年度のその地区の大会はこれをあらかじめ計画することができ、その開催地は、そのガバナー・ノミニと該地区内クラブのその時点における会長の過半数との合意によって決定することができる。

### 地域大会 (Regional Conferences)

地域大会は理事会の決定する日時及び場所に於て理事会によって招集される。

地域大会の目的は、地域内に所在するクラブの会員を集めて相互間の面識と理解を推進すること：又アイデアの交換及びロータリーの綱領に関する問題を討議するための公開討論の場を提供するにある。大会は、理事会の採択した運営手続きに従って運営される。大会は立法機関ではないが、理事会に対する勧告として、決議を採択することができる。(166—170頁参照)

### ロータリー・クラブの構成

(Structure of Rotary Club)

1922年ロスアンゼルス大会に於て、国際ロータリー細則が改正され、1922年大会後に国際ロータリーに加盟を承認されるクラブはすべて標準クラブ定款を採用しなければならないとする規定が設けられた。これは命令的なものではなかったが、1922年6月より前に加盟した多くのクラブも、その定款を標準クラブ定款に合致させるようにした。従っ

て、ロータリー・クラブの組織は標準クラブ定款に基づいているとすることができる。

### 無地区クラブの管理

(Administration of Non-Districted

Clubs)

理事会は、無地区クラブ管理のための手続きを定め、それに基づいて、会長が、地区を構成するには数の足りない無地区クラブの集団が理事会の直接管理の下に存在する場合、その集団内（特殊な事情のある場合は、集団外）のクラブの会員1名を指名して、これを、その在任年度中、名誉職の管理顧問として、各クラブに奉仕させることができるようにすることに、原則的に同意している。

管理顧問の資格で奉仕するロータリアンの機能と任務は、次の通りとする：

(イ) 集団内各クラブの管理と進展の状況並びに当該地域におけるロータリーの拡大に関し、つねに中央事務局を通じて理事会に報告する。

(ロ) 集団内の各クラブに対し、管理その他の問題につき助言を与える。

(ハ) 毎年1回各クラブを訪問し、会長、理事会および各委員長と会談し、その相談に応じ、また個別的にもクラブ役員たちと相談し、更に例会でロータリーのプログラムを主題とした話をする。

管理顧問が職務の遂行に関して支払った妥当かつ必要な事務費並びに旅費は国際ロータリーにより弁済されるものとする。

上記事項を遂行するための拠り所として理事会は、会長がその決定に従って管理顧問を指名するにあたり、その基盤となるいくつかの無地区クラブの集団をつくっている。(理67-68)

## 地域管理

(Area Administration)

オステンドにおける1927年国際大会において採択され、その後、シカゴにおいて1930年に、デトロイトにおいて1934年に、改正された規定によって、地理的に隣接する二つ以上の地区から成る地域内のクラブの地域管理の形式が設けられた。(定款第7条第2節(イ)項、及び細則第11条第2節)。これらの地域管理に関する規定には、管理単位が設けられていなかった。

1948-49年に、国際ロータリーの理事会は、地域管理を拡張してはならないとする意見を表明した。

### グレート・ブリテン及びアイルランド

(Great Britain and Ireland)

1913-14年に、グレート・ブリテン及びアイルランド内にある、国際ロータリー加盟クラブは英国ロータリー・クラブ連合会を組織した。この連合会は、1914年の国際ロータリー大会の決議によって、承認された。1922年に国際ロータリーがその定款及び細則を改正した際、国際ロータリーの加盟クラブの国家又は地域単位の管理に関する規定が設けられた。この規定に基づいて、グレート・ブリテン及びアイルランド内のクラブは、地方連合会を組織した。そしてこの連合会は、国際ロータリー1922年大会によってその定款、細則が承認されたことにより、正式に認められた。

1927年オステンド国際大会が地域管理の規定を採択した際、グレート・ブリテン及びアイルランドの連合会の存続を認めこれを追

認する非常規定を設けるとともに、国又は地域単位による管理が廃止された。

1966年(デンバー)の国際大会は、決議66-53「地域単位、グレート・ブリテン及びアイルランド内・国際ロータリーに関する件」を採択した。これは国際ロータリーとその加盟クラブとの間における一定の関係を確認し、そしてグレート・ブリテン及びアイルランド内・国際ロータリーの定款は、常に国際ロータリーの定款及び細則に合致すべきこととし、また、地域単位の域内の管理に関する特別規定を含むべきことを規定したものである。この決議はまた、国際ロータリーの理事会及びR.I.B.I.の審議会が、国際ロータリーやR.I.B.I.の組織規定を必要に応じて適宜改正することを含めて、この決議の趣旨を効果的ならしめるに必要な仕事を遅滞なく始めるよう指示している。

この指示に従うための措置として、地域単位R.I.B.I.に関する委員会が国際ロータリー理事会によって設置され、決議66-53によって確認され設定された原則を明確かつ効果的ならしめるために必要な措置、並びに、それらの原則を遂行するために必要な、又は望ましい、手続きその他の措置について、理事会に勧告することになった。

地域単位R.I.B.I.に関する委員会は、理事会に対する勧告を作成するという目的で仕事に着手した。この勧告は、もし採用されれば、地域単位の地位、権限、及び任務を、より明確に規定しかつ維持するよう、国際ロータリー及びR.I.B.I.の定款の規定を明確にし、適正化をはかることによって、決議66-53の趣旨を達成しようとするものである。

理事会に対するこの委員会の報告に従って、国際ロータリー対 R.I.B.I. 関係に関する規定についての委員会が設けられた。この委員会は、国際ロータリー理事 2 名と R.I.B.I. 審議会員 2 名により構成された。この小委員会の目的は、地域単位 R.I.B.I. に関する先の委員会の報告を検討し、その報告に基づいて、R.I.B.I. 年次大会及び国際ロータリー国際大会に提出する必要がある立法案について、国際ロータリー理事会及び R.I.B.I. 審議会に、勧告することであった。この委員会は全会一致で国際ロータリー理事会及び R.I.B.I. 審議会に、国際ロータリーの定款及び細則並びに R.I.B.I. の定款及び細則の改正に関する勧告を提出した。

1968 年の国際大会（メキシコ）で、国際ロータリー理事会が提出した規則制定 68—39 及び R.I.B.I. の年次大会が提出した決議 68—71 が採択された。規則制定 68—39 の採択によって、国際ロータリーの定款が次のように改正された。

イ) グレート・ブリテン、アイルランド、チャンネル諸島及びマン島に所在するロータリー・クラブに「グレート・ブリテン及びアイルランド内・国際ロータリー」と称する国際ロータリーの管理上の地域単位を作らせるための特別規定、並びに、管理上の地域単位によって、グレート・ブリテン、アイルランド、チャンネル諸島及びマン島に所在するロータリー・クラブの直接管理を行なうための特別規定を設ける。これらロータリー・クラブの権限、目的及び機能は、R.I.B.I. の定款及び国際ロータリーの定款及び細則の定める通りとすること。

ロ) 地域単位の定款は常に国際ロータリーの定款及び細則の精神及び規定に合致し

ていなければならないことを規定。

ハ) R.I.B.I. の定款及び細則には、国際ロータリー国際大会で承認された通りの地域単位の域内管理に関する特別規定を設けるものとし、この地域単位の域内管理は、かかる特別規定に従いかつその範囲内で、行なわなければならないことを規定。

ニ) 地域単位の権限、目的及び機能の実行に関する域内管理について指示をしている R.I.B.I. の定款の規定は、国際ロータリーの国際大会の承認を得た、R.I.B.I. の年次大会の決議によってのみ、改正することができるものとするを規定。

ホ) 域内管理に関するもの以外のすべての事項については、国際ロータリー国際大会で国際ロータリーの定款及び細則の改正が行なわれる場合、これに応じて、R.I.B.I. の組織規定に、これを国際ロータリーの定款及び細則に合致させるために必要な実体的な改正が加えられるべきことを規定。

ヘ) R.I.B.I. の定款又は国際ロータリーの定款及び細則と矛盾しない地域単位の細則の改正は、地域単位が、その定款中のこれに関する規定に従って、行なうことができるものとする特別を設ける。

決議 68—71 の採択によって R.I.B.I. の定款は次の通り改正された。

イ) R.I.B.I. を国際ロータリーの管理上の地域単位として表示。

ロ) 各クラブが、国際ロータリーの細則に掲げられている人頭分担金を、R.I.B.

I. を通じて、国際ロータリーの口座に払い込むべきことを規定。

ハ) 国際ロータリー加盟認証状を授与されたグレート・ブリテン及びアイルランド内のクラブは、認証状を受領したことにより、すべてのことについて、R.I.B.I. 並びに国際ロータリーの定款及び細則によって拘束されることを約諾するものとするを、特に規定。

ニ) 現在 R.I.B.I. 定款に設けられていたクラブ会員資格に関する規定を削除し、クラブにおける会員資格は国際ロータリーの定款及び細則の規定に従うべきものとするを規定。

ホ) R.I.B.I. の定款及び細則の全般を通じ「国際ロータリー代表者」又は「国際ロータリー代表者達」の字句を「地区ガバナー」又は「地区ガバナー達」の字句に置き換える。

ヘ) R.I.B.I. が採択するグレート・ブリテン及びアイルランド内のロータリー・クラブのための標準クラブ定款及び細則は、国際ロータリーの定款及び細則に違反するものであってはならないことを規定。

ト) 域内管理に影響を及ぼすような R.I.B.I. の定款及び細則の改正は、連合会の年次大会においてのみこれを行ない得ること、及び、前記定款の改正は、国際ロータリーの国際大会によって承認された場合のみ、その効力を生ずるものとするを規定。

チ) R.I.B.I. の定款の改正は、すべて、国際ロータリーの定款及び細則の精神と規定に合致すべきこと、及び、域内管理に関すること以外のすべての事項については、国際ロータリー国際大会で国際ロータリーの定款及び細則の改正が行なわれた場合、これに応じて、R.I.B.I. の組織規定に、これを国際ロータリーの定款及び細則に合致させるために必要な実体的な改正が加えられるべきことを規定。

リ) R.I.B.I. の審議会は、地域内のロータリーの管理に関するすべての事項について、連合会 (R.I.B.I.) のすべての委員会、地区協議会、役員および審議会の個々のメンバー（ただし、グレート・ブリテン及びアイルランド選出の国際ロータリー理事を除く）に対する監督及び指揮に当るべきこと、及び適当な処置をとることができることを規定。

## クラブ例会への出席

(Attendance at Club Meetings)

国際ロータリー細則（第 18 条第 1 節）によれば、加盟クラブは毎月最終例会の直後にクラブ例会の出席報告をガバナーに、ガバナーのない場合は国際ロータリー事務総長に提出するものとする。

### 出席競争 (Attendance Contest)

出席競争規定（1922 年大会に於て初めて採択されその後改正せられた）は次の通りである：（ダラス大会決議 29-12, 第 1 条, 第 9 節）

### 出席競争規定

(Attendance Contest Rules)

国際ロータリー理事会により随時決定されるべき国乃至地理的地域にあるクラブは出席競争に参加しているものとみなされるものとする。

(イ) 地区及びクラブの出席率を公表するに当って、国際ロータリー事務総長は、期日までに受理した地区ガバナーの出席率報告を使用する。

(ロ) 出席競争は 7 月 1 日に始まり翌年 6 月 30 日に終る 1 ヵ年を単位として行なうものとする。

国際ロータリーに属するすべてのクラブは、次の区分に従って、自己のクラブとほぼ同じ位の大きさのクラブとのみ出席競争を行なう資格を有するものとする。

- A 区分—400 名以上の会員を有するクラブ
- B 区分—300 名乃至 399 名の会員を有するクラブ
- C 区分—200 名乃至 299 名の会員を有するクラブ
- D 区分—100 名乃至 199 名の会員を有するクラブ
- E 区分—50 名乃至 99 名の会員を有するクラブ
- F 区分—25 名乃至 49 名の会員を有するクラブ
- G 区分—25 名未満の会員を有するクラブ

### クラブの守るべき規定

(イ) 1. クラブのすべての会員（名誉会員及びパスト・サービス会員又はシニア・アクティブ会員で標準クラブ定款第 8 条第 5 節(イ)項及び(ロ)項の規定によって理事会の承認を得ている者を除く）は例会に於て必ずその「出席」又は「欠席」を記録されなければならない。出席とは以下の規定に従って、会員の所属クラブ又は他のロータリー・クラブ又は仮ロータリー・クラブの例会に、その所定時間の少くとも 60 % 在席した事実をいう。

（注：賜暇中又は理事会により例会に欠席の承認を与えられているすべての会員〔名誉会員及びパスト・サービス会員又はシニア・アクティブ会員で標準クラブ定款第 8 条第 5 節(イ)項及び(ロ)項の規定によって理事会の承認を得ている者を除く〕が、他クラブ

の例会に出席して補填をしなかった場合は、欠席として記録される。かかる欠席の承認もしくは賜暇は単にその会員個人を、定款の「欠席による身分終結」の条項に該当せしめないというに過ぎない。この規定中「例会」というのはクラブが公式に毎週定期的に開く会合を指し、クラブの臨時会合、理事会、ラウンドテーブル会合その他の非公式会合の如きものはクラブの例会とは認められない。）

2. すべて欠席した会員（名誉会員、及びパスト・サービス会員又はシニア・アクティブ会員にして標準クラブ定款第 8 条第 5 節(イ)項及び(ロ)項の規定によって理事会の承認を得たる者を除く）は誰でも欠席した日の直前の所属クラブ例会の定例の時刻から欠席した日の直後の所属クラブ例会の定例の時刻までの間に、他のどこかのロータリー・クラブ又は仮ロータリー・クラブの例会に出席することによってその欠席を補填して、所属クラブにおける出席として完全に認められることができる。かかる出席については、その出席したクラブの幹事より報告される必要がある。若しその報告がなされない時には、本人が電信又は書面によりこれをなす。会員が、出席の目的を以て、他クラブの例会場に定刻におもむいたところ、その週間の例会が休会、延期又は時刻もしくは会場の変更により目的を達しえなかった場合には、その例会が開催されたものとして、訪問された管のクラブの幹事よりその旨の通知を受けるか、それなき場合は会員自身の通知により、欠席補填の効力が与えられる。

3. クラブの会員（名誉会員を除く）で、国際ロータリーの役員、又は国際ロータリーの委員会委員、或は地区ガバナーの特別代表、或は国際ロータリーの従業員として奉仕している者が、ロータリーの用務のため所属ク

ラブの例会を欠席した場合は、当該用務に従事している間に出席できなかった例会に出席したと同様の効力を与えられる。かかる欠席は、本人より書面を以て所属クラブ幹事に報告することを要する。

4. 如何なる正、シニア・アクティブ、又はパスト・サービス会員も、国際大会、国際協議会、国際ロータリー元及び現役員のためのロータリー・インスティテュート、ロータリー地域大会、国際ロータリー委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区協議会、国際ロータリー理事会の指示のもとに開催される地区会合、或は正式に公表されたロータリー・クラブ都市連合会出席のため適切な直行日程を以てする往復の途次、その所属クラブの例会に欠席した場合、本人よりその旨通知すれば、当該例会に出席したと同様の資格を認められるものとする。

如何なる正、シニア・アクティブ、又はパスト・サービス会員も、国際大会、国際協議会、国際ロータリー元及び現役員のためのロータリー・インスティテュート、ロータリー地域大会、国際ロータリー委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区協議会、国際ロータリー理事会の指示のもとに開催される地区会合、又は正式に公表されたロータリー・クラブの都市連合会へ、その所属クラブの例会に欠席した日の直前の所属クラブ例会の定例の時刻から欠席した日の直後の所属クラブ例会の定例の時刻までの間に出席し、本人よりその旨その所属クラブに通知があれば、所属クラブの当該例会に出席したと同様の資格を認められるものとする。

5. 翌月 10 日夜半までに出席報告がガバナーの手許に到達したクラブのみが出席競争に算入される。ガバナーの集計報告はその月の 17 日夜半までに国際ロータリー中央事務局に到達することを要する。

6. 例会日が法定休日に当たる場合、もしくはクラブ会長の死去又は全地域社会に亘る流行病又は災害の故を以て例会が取消された場合は、クラブ出席記録の計算より除外される。

7. 出席競争の進行中、その区分中の上 10 位又は下 5 位に何度入ったかを示す小型数字がクラブ名の前に付けられる。上 10 位又は下 5 位より外れたクラブが、次の月にその位置に戻った場合は、最後の数字より 1 点多い数字が冠せられる。

8. 出席競争進行中、その地区が上 10 位に入った度数を示す小型数字が、地区番号の前に付けられる。地区は毎月その出席率によって順位が決められる。

(注：月の 1 日より後に国際ロータリーに加盟を承認された新クラブはその承認が行なわれた月の翌月まで出席競争に参加させないものとする。)

出席競争規定の解釈は地区ガバナーの判断に任されるものとする。

(出席競争規定了)

## 地区出席競争

(District Attendance Contests)

理事会は各地区ガバナーに対し、その地区内のクラブ間に出席競争を行なわせるよう、而して、その地区内クラブが地区ガバナーに提出する月例出席報告に基づき、その月信において、かかる競争の結果を公表するよう、要請している。(理 67—68)

## 出席報告の締切

(Time Limit for Reports)

ガバナー宛の出席報告は、報告する月の翌月 10 日の夜半後第 1 便のものまでがその月の地区出席統計に含まれるものとする。(理 29—30)

## 陪審員の職務その他による欠席

(Absence for Jury Service, Etc.)

陪審員としての職務：陪審員としての任務を果たすための例会欠席であっても、これを欠席としての取扱いから除外し、出席競争での罰点を免れさせることは出来ない。理事会は陪審員の義務履行のためのクラブ例会欠席を出席と認める規定を作ることを認めない。(理 23—24；65—66)

州議会：州議会において出席を強制せられたため例会を欠席した場合でも、その欠席を出席競争での罰点を課せられることから除外することはできない。(理 52—53)

非公式の会合：船上、避暑地、同業者大会等で開かれる非公式なロータリアンの会合に関しては、定款、細則、出席競争規定のいずれにもこれを出席と認める条項はない。理事会は、船上におけるロータリアンの非公式会合を出席の単位にするような規定を作つてはならないということを決した。(理 56—57；69—70)

他の奉仕クラブの会合：ロータリーの求める目的は如何なるクラブの会合にでも出席すればよいというのではなく、ロータリー・クラブに出席することから得られる利益にあるが故に他の奉仕クラブの例会に出席してもロ

ーターリーの会合に出席したと同じ効果があるとは考えられない。(理 26—27)

## Rosanoff 出席トロフィー

(Rosanoff Attendance Trophy)

Rosanoff 出席トロフィーというのは欧州大陸、北アフリカ及び東地中海地域のクラブの出席競争の賞品として与えられるトロフィーである。これは上述の地域に於てその年の最高平均出席率を得たクラブに贈られるものであり、毎年優勝クラブ名がトロフィーに彫込まれそのクラブがそれを 1 年間保管し、翌年の優勝クラブへ譲渡する。斯くしてトロフィーはクラブからクラブへと渡され、決して一クラブの永久所有物とならない。

この Rosanoff トロフィーを目指して競争するクラブは、その出席率を 1 カ年 52 回の例会を開くものとして計算しなければならない。但し法定休日等は例外とする。

## 賜 暇 (Leave of Absence)

会員が例会に欠席する場合には前以て賜暇を求めなくてはならないとする規定を設けることは実際的でない。(理 25—26)

## 来訪ロータリアン (Visiting Rotarians)

クラブ例会に他のクラブからの来訪ロータリアンが出席した場合、クラブの幹事はそのビジターの所属するクラブの幹事に早速その旨を通知しなければならない。もし本人から

要求があれば電話又は電報によって通知しなければならない。勿論この場合の費用は来訪ロータリアン自身の負担である。

ガバナーは、地区内のロータリアン同士の、(i)他国及び(ii)その他の地域のクラブへの出席競争の実施を取決めることが出来る。この競争で優秀な成績を収めたものは、これを地区大会で適当に表彰することが望ましい。(理 36—37)

クラブを訪問するロータリアンがそのクラブで個人的に知られていない場合には、ロータリー会員カードを提示して自己紹介をすべきである。

クラブ又は会員個人に招待された場合を除き、訪問したロータリアンは、ロータリーで行なわれている慣行に従い食券を自分で買うことを認められるものとする。(ダラス大会決議、29—12)

## 詐欺師 (Impostors)

他の町から来たロータリアンだと称する男がクラブや会員個人を訪ねてくるのがよくある。彼等はきまって尤もらしい不幸な出来事の話をして金を要求するのである。訪ねられた方では仲間のロータリアンを助けたい気持ちから金品を与えたり世話をしたりするのであるが、これが実は「にせ者」だったということが後でわかることがある。ロータリアンと称する未知の来訪者から援助を求められた場合には、本人が会員だと称するクラブに電話か電報で確めるのが一番良い。本当のロータリアンであつたらこのような照会に異存はない筈である。

## 国際ロータリー理事会

(Board of Directors of R. I.)

国際ロータリーの管理主体は 17 名<sup>1)</sup>の理事から成る理事会である。理事会の構成及び任務は定款第 5 条及び細則第 4 条及び第 10 条に掲げている。

### 執行委員会 (Executive Committee)

理事会は、細則第 4 条第 6 節の規定により、3 名乃至 5 名の理事より成る執行委員会を任命し、これに理事会の会合なき間、理事会に代って執行又は管理に関する事項を決定する権限を委任する。但しこの権限の行使は国際ロータリーの方針が確立されているものに限る。1968—69 年度理事会は、執行委員会を任命しかつ次に示す職務規定を表示した。

執行委員会は：

1 理事会の方針が確立されているもの、或は緊急の事態が発生した場合に、その執行又は管理に関する事項を決定する。

2 理事会によって割当が行なわれている費用の支出に関し必要な決定を行ない、かつ、理事会の決定を実行するに必要な費用の緊急割当を行なう。

1) 1970 年国際大会において、国際ロータリー定款第 5 条第 1 節を、理事会の員数を 17 名——会長、会長エレクト及び 15 名の理事——とすることに改正。1972 年国際大会における規定審議会は、R. I. 細則を改正して、世界の諸地域およびゾーンから選出される 15 名の理事の地理的配分を規定した。更に審議会は、理事指名手続きを国際ロータリー細則の規定に従って実施するためには時間がかかるため、1975 年国際大会における理事選挙に続く 1975 年 7 月 1 日までは理事数を 14 名から 17 名に増員できないことを認める決議を採択した。

3 非常用予備金から、緊急に必要ありと認められる金額の追加割当を行なう。

4 理事会の処理を必要とする事項を調査し、これに関し理事会に勧告をする。

5 委員会の報告を検討し、必要に応じ、本規定(1)に従い、報告中に含まれている事項に関する措置を行なう。

6 国際協議会のプログラムを準備し、地区大会、地区協議会、及び部分的地区協議会に対してプログラムを提案する。

執行委員会の審議に対し執行委員のいずれかが文書を以て反対を表したときは、その問題は理事会の決定に委ねるものとする。

執行委員会に於て決議された事項はすべて次回の理事会に報告すべきものとする。(理 72—73)

### 郵便による投票 (Ballots-by-Mail)

理事会の票決に郵便による投票を用いるのは、次の理事会の会合まで延ばすことのできない緊急な案件で、新しい方針の設定を含まないものに限定されるべきである。(理 32—33)

郵便投票により執行委員会の行なう決定は執行委員会全員一致の投票でなければならない。執行委員会に付託された事項に関し郵便投票の結果、全員一致の結果が得られなかつ

た場合には、その問題は理事会に付議しこれを決定するものとする。(理 47—48)

### 立法議案に関する理事会の方針

(Policy of Board re Proposed

Legislation)

立法議案に対する理事会の見解に関して、国際ロータリー理事会は次の各項を承諾しかつ再確認した。

イ) 国際ロータリーの立法議案の審議に際し、これを効果的に指導するのは国際ロータリー理事会の責任であり、理事会はかかる責任を果すべきである。しかし、理事会が規定審議会の審議に参加する場合は、上述の指導的立場に即して、国際ロータリーの管理主体たる理事会本来の職務に調和するよう最小限に止めるものとする；

ロ) 理事会は、理事会提出の立法議案を除き、その他の未決議案に対して理事会として賛成乃至反対の見解を明らかにしたり、或は理事会員をして理事会を代表して審議会に対し意見を表明させたりしないものとする；

ハ) 原則として、理事会員の審議会の審議への参加は、理事会代表としてではなく、個人の資格で行なうものとする；

ニ) 理事会は、国際ロータリーの極めて重要な利益にかかわる重大事と考える問題に関しては、理事会の見解が審議会に対し効力を持つよう、理事会としての決定を記録に取るか或はその見解を表明した決議を採択し、その写しを規定審議会議長及び特別代議員に配布するものとする；

る；

ホ) 理事会提出の立法議案については、理事会は審議会における当該議案の審議促進を計るものとする；

ヘ) 理事会が国際大会の指示に基づいて提出する議案に関しては、理事会はその提出理由を明らかにするよう努めるものとする。(理 70—71；71—72；72—73)

### 会長及び理事の旅行

(Travel of President and Members  
of the Board)

理事会は次のことに同意した：

イ) 理事がクラブ又は地区を繰り返し訪問すること、又は他の理事とかち合った訪問をすることを回避すべきこと；

ロ) 理事が個々のクラブの講演依頼を受理することは、実行できる場合は、出来るだけ多くのクラブやロータリアンと接触できるように都市連合集会を準備しているクラブに限らるべきこと；

ハ) クラブ集会での講演依頼に関する理事の旅費及び雑費は、かかる依頼をした者の負担とすべきこと。(理 67—68, 68—69)

### 国際ロータリー会長の指名

(Nomination for President of R. I.)

国際ロータリー会長の指名は、会長指名委員会、クラブ若しくはその両者によって行なわれる。

会長指名委員会は 11 名の委員より成り、毎年 7 月 31 日までに設置される。委員会は その会合に於て委員の 1 名を委員長に選挙する。

委員会は各クラブに対し、会長指名に関し委員会の考慮を求める提案を出すよう招請状を出す。各クラブからの提案は 12 月 31 日までに中央事務局に到達しなければならない。

指名委員或は国際ロータリー理事は、指名委員会によって会長に指名される資格を有しない。

指名委員会の会合は毎年 1 月 31 日までに開かれる。この会合に於て委員会は会長ノミネーを選ぶ。

全クラブ宛の委員会の報告は、委員会会議後 10 日以内に委員長から事務総長に証明される。事務総長は、本報告受領後 10 日以内に、その写しを、各クラブに送付すべきものとする。

委員会による指名に加えて、各クラブは、クラブの指名決議書を 3 月 15 日までに事務総長に提出することによって、国際大会における会長選挙のため提出されるべき会長ノミネーを選ぶことができる。

3 月 15 日迄にクラブによる指名が提出されていない時は、会長は指名委員会の指名する者を会長ノミネーと宣言する。会長ノミネーが唯一名である場合は、大会に於ける選挙人は口頭投票によって、そのノミネーに全会一致の投票を行なうよう事務総長に指示することが出来る。

しかしながら、3 月 15 日迄にクラブからのノミネーが提出されており、かつその指名が 3 月 25 日迄有効である場合は、会長ノミネーは全部大会に於て投票に付されるものとする。

指名委員会の構成及び会長指名の手続きは、国際ロータリー細則第 10 条第 1 節及び第 2 節に詳細に掲げられている。

細則第 10 条第 2 節の「補欠委員が委員会委員を代行した場合は、その補欠委員は委員会の残存任期中その役をつとめるものとする」という規定は、本来の委員に代って代理者が指名委員となった場合は、本来の委員はその年度は委員でなくなるという意味である。(理 41—42)

理事会は、国際ロータリー会長ノミネーの選定は、もっぱら会長指名委員会の責任に於てであることを認め、此の件に関する委員会の決定に直接又は間接に影響を及ぼす如何なる外部からの働きかけにも好意を寄せないものである。(理 62—63)

会長ノミネーが大会に於て投票に付される場合は、順次投票用紙による。各ノミネーについては次の事項を投票に先だって大会日報に掲載しなければならない。即ち、

ノミネーの氏名及び所属クラブ名

ノミネーを推薦したクラブ名

或は

指名団体の名称

ノミネーの職業分類（職業分類によらない会員の場合には会員の種類）

所属商社名

商社に於ける地位

ロータリアンとしての年数

ロータリーに於ける現在の地位

ロータリーにおいて過去に占めたことのある地位（理 52—53；54—55）

#### 理事ノミネーの選定方法 (Methods for Selection of Directors Nominee)

国際ロータリーの細則は、1962 年（ロスアンゼルス）国際大会で、指定されたゾーン、地理的集団又は地域からの理事ノミネーを選定する四つの方法、即ち、

1) 国際大会においてクラブの選挙人による投票；

2) クラブによる郵便投票；

3) 指名委員会手続き；

4) 国際ロータリー理事会による指名の方法を規定することによって改正された。

改正された細則は、各ゾーン、地理的集団又は地域におけるクラブが、そのゾーン、地理的集団又は地域における理事ノミネー選定にこれら四つの方法の内何れによるべきかを郵便投票によって決定すべきことを規定している。

理事ノミネーの選定方法は各ゾーン、地理的集団又は地域におけるクラブによって決定されるものである。斯様な方法は細則第 10 条第 3 節の規定に従い改正されざる限り効力をもつ。

#### 大会に於ける選挙人会合の招集者

(Conveners for Meetings of Electors at Convention)

国際大会においてクラブよりの選挙人による投票によって理事ノミネーの選定をなすことに関し、細則は、斯様な理事ノミネー選定方法が適用されるゾーン、地理的集団又は地域に所在するクラブよりの選挙人は、国際大会期間中に理事候補推薦の目的のために集合すべきことを規定している。

国際ロータリー会長は、理事ノミネーの選定手続きが国際大会における投票によって行なわれるゾーン、地理的集団又は地域からの選挙人の会合の招集者として、そのゾーン、地理的集団乃至地域に居住する国際ロータリー理事を指名する。もし斯様な理事がその任を遂行し得ない場合には、会長はそのゾーン、地理的集団乃至地域に居住する現在又は元国際ロータリー役員を招集者に指名する。(理 64—65)

#### 理事選挙の票決の方法

(Balloting for Directors)

国際ロータリー細則は、その理事への候補者の数が 2 名よりも多い場合には単一移譲投票の方法によるべきことを規定している。(55 頁の解釈文参照)

理事会は、一つの役職に対して 2 名以上の候補者がある場合には、順に投票に付すべきことを決定した。(理 54—55)

#### カナダ及びアメリカ合衆国に会員を有するクラブの投票 (Voting of Club with Members in Canada and United States)

その区域がカナダ及びアメリカ合衆国の国境に跨り、カナダ及びアメリカ合衆国に会員を有するクラブは、両国のクラブ会員に關係する事柄に対し投票する資格を有する。従って国際ロータリー理事の指名投票に於てもこのようなクラブはカナダからの理事の指名に投票すると共に、又クラブの所在するアメリカ合衆国のゾーンからの理事の指名にも投票することができる。各クラブの行使し得る投票の数は細則に定められてあるが、これはかようなクラブがすべての投票において行使する数を考慮したものである。(理 41—42)

#### 国際ロータリーの役職候補者に関する宣伝 (Publicity Re Candidates for Office in Rotary International)

理事会は、国際ロータリー理事候補者の如何なる宣伝活動にも不賛成である。かかる活動は、その役職の権威を損じ、不当な出費をもたらしがちである。(理 41—42；57—58)

あるゾーン、地理的集団又は地域の理事指名委員会委員の選出は、ロータリーの原則に基調して厳正かつ責任ある方法を以て行なわれるべきである。理事指名委員会委員候補者を支持する活動は、委員会の重要な役目と合致すべきものであり、かつ当該ゾーン、地理的集団又は地域からの理事ノミニニーと見做される個人に関連して、暗示その他によってその委員候補者を拘束すべきではない。関係クラブへ送付のため事務総長より提供される、正規に届出のあった理事指名委員候補者全員を列記した投票用紙以外に、候補者に関する如何なる印刷物も発行又は配布してはならない。(理 64—65; 65—66)

国際ロータリーの細則に従って、事務総長は、理事指名委員会委員候補として正規に届出られた者の氏名を列記した投票用紙を用意し、かつ関係クラブに郵送するものとする。細則によれば、各投票用紙にはそれに記された各候補者の写真と履歴書が添付されなければならない。そして、この履歴書は、その記載事項が画一で、理事会が定めた様式に記入して提供された資料に基づいて作すべきものとする。その他の様式、情報、パンフレット乃至選挙運動方法は、一切認められないものとする。国際ロータリーより配布される候補者の写真および履歴書以外の文書を、候補者自身が、もしくは候補者のために他人が、当該ゾーン、地理的集団又は地域内のクラブもしくはクラブ会員に配布してはならない。(R.I. 細則第 10 条第 3 節参照)。

国際ロータリー理事の選定はロータリーの原則に基調して厳正かつ責任ある方法を以て行なわれるべきである。ゾーン、地理的集団乃至地域の理事候補者として理事指名委員会へ推薦されたロータリアンを支持する活動は、推薦するクラブが被推薦者の写真並びに履歴書を添付した公式推薦書を提出することのみ限定されるべきである。

理事指名委員会への指針として、理事会は次のような意見を述べている：もし理事指名委員会の判断で、推薦された候補者の支援活動が厳正かつ責任ある候補者推薦としての範囲を逸脱すると考えられる場合、このような推薦候補者の申出を無視することは委員会の特権事項に属することとする。(理 65—66)

理事会は、国際ロータリー細則に定められている理事ノミニニー選定のための指名委員会手続きは、関係ゾーン、地理的集団乃至地域のロータリー・クラブ並びにロータリアンが理事会の設定せる指針に添って、斯様な手続きを適正に守ると信ずるが故に、効果的かつ公正に遂行されうると考えている。(理 68—69)

理事会は、国際ロータリー理事ノミニニーの選定はもっぱら理事指名委員会の責任であることを認め、この件に関する委員会の決定に直接又は間接に影響を及ぼす如何なる外部からの働きかけも好ましくないと考える。(理 69—70)

国際ロータリー細則は、理事ノミニニー候補者に関して次のように規定している。国際ロータリーから配布される写真及び履歴書以外の文書を、候補者自身が、もしくは候補者のために他人が、当該ゾーン、地理的集団又は地域内のクラブもしくはクラブ会員に配布してはならないものとする。

#### 他の団体における役職名の利用

(Use of Title in Other Organizations)

国際ロータリーの如何なる役員と雖も、国際ロータリー理事会の同意なしには他の団体における彼の役職又は会員資格に関連してロータリーの役職名を公表することは許されない。(ダラス国際大会決議 29—12)

## 職業分類

(Classifications)

#### 国際ロータリー職業分類指針

(Rotary International Guide to Classifications)

理事会は、ロータリーの会員組織に関する方式の適用に関する次の原則を発表し、クラブが職業分類の指針を使用することを承認している：

#### 職業分類の指針

(Guide to Classifications)

ロータリー・クラブにおける職業分類に対する本指針は各ロータリー・クラブが職業分類表を作成する上に役立つ用具として、かつクラブ定款に定められたロータリー・クラブにおける会員組織の目的と精神にそうように職業分類を決定するための推奨基準として準備されたものである。

#### 用語の説明 (Tips on Terminology)

職業分類とは、商社、会社、公共団体又は、独立の実業乃至専門職業の主要かつ一般世間がそのように認めている活動を表現した言葉又は慣用句である。クラブは、この定義の範囲内で、区域内の実業及び専門職業活動を表わす適切な職業分類を設定すべきである。

ロータリー・クラブは標準クラブ定款第 5 条に規定された原則に違反しない限り、出来るだけ所在地域社会に認められたすべての職業又は団体からそれぞれ 1 名の会員を持つようにしなければならない。

ロータリーではこれ等の認められた事業活動を簡単明瞭に示すため或種の用語を使用し、これを職業分類(Classifications)と称している。

標準クラブ定款(第 5 条第 3 節)には次の通り規定してある。

(i) 本クラブの各正会員はその職業に従って分類されるものとする。

(ii) 各正会員の職業分類は彼の所属する商社、会社又は団体の主要、かつ一般世間がそのように認めている事業活動を示すものでなければならない。又、もし彼が独自に実業又は専門職業にたずさわっている場合ならば、その職業分類は彼の主たるかつ一般世間がそのように認めている職業活動を示すものでなければならない。

会社又は商社の社会に対する主要なる活動又は奉仕は、その会社又は商社が現に行なっている事業であり、従ってロータリーの職業分類の目的にかなうものである。

科学的に準備された職業分類表——充たされたものもあり、空席のものもある——はクラブ発展の理論的基礎である。この表はクラブ所在地の徹底的な職業分類調査を行なうことによるのみ出来るものである。その理由はこの表は又クラブの区域限界内の職業活動の正確なる指標でなければならないからである。

活動又は奉仕で地位ではない

(Activity or Service—Not Position)

職業分類は、特定個人の保有する地位によって定められるのではなく、むしろその活動即ち社会に対する奉仕によって定められるのであるということをはっきり理解せねばならない。換言すれば、銀行の頭取の場合、彼の職業分類は、「銀行頭取」(Bank President)ではなく「銀行業」(Banking)である。

実業又は専門職業の事業場に所属している有資格者に対して設定され、かつ貸与されるべき職業分類を決定するものは、斯様な事業場の主要かつ一般世間がそのように認めている活動である。例えば、鉄道会社、鋳業会社、製造会社、病院、診療所等の常任電気技師、保険清算人、業務支配人等は、その人が直接担当している特定の仕事の代表者としてではなく、その人が、専門的な業務に専念している商社、会社又は団体の代表者としての会員身分が考慮されるものである。個人経営の専門職業の場合は、その職業活動が一般公衆を相手にしている場合においてのみ、それに対する職業分類が考慮されるのである。

産業の区分：大抵の産業は、お互いに他の業務とは明らかに異なった四つの部門に分けることができる。即ち

- 生産 (又は製造) Producing  
(or Manufacturing)
- 配布 Distributing
- 小売 Retailing
- サービス Servicing

これら四つのグループの総てをロータリー・クラブにおくことは可能である。

配布：用語を簡単にし、かつ統一するために、本指針に於ては、次に掲げる市場活動の総てを示す言葉として「配布」(Distributing)という語を使用している。即ち、卸売、仲買、委託販売、ブローカー、輸出、輸入を

含むのである。如何なる場合に、上記の言葉の一つを職業分類用語の「配布」という言葉に入れ替えるかは、各ロータリー・クラブの職業分類委員会の賢明な判断によって決定せらるべきものである。

職業分類の調査 (Classification Survey)

各ロータリー・クラブはその職業分類委員会を通じ、職業別電話帳、その他の事業別名簿を用いて、毎年おそくも8月31日までに、その地域社会の職業分類調査を行ない、それによって充填及び未充填職業分類表を作成するよう勧告されている。分類表には又、たとえクラブの区域内である職業分類の業務が行なわれていない場合でも、それを貸与されている会員がクラブの区域限界内に居住している場合にはその職業分類をも記載すべきである。

企業内の独立部門 (Separate and

Distinct Divisions of One Concern)

国際ロータリー定款及び細則、標準クラブ定款に於て使用されている「実業」(Business)「専門職業」(Profession)「業務」(Occupation)「商社」(Concern) 或は「会社」(Establishment) 等の用語を明確にするため、国際ロータリー理事会は次のように解釈している：即ち

ロータリー・クラブでは、職業分類表を設定するに当って、

- (i) 商業的活動
- (ii) 工業的活動
- (iii) 専門職業活動
- (iv) 団体活動

の何れをも、常に業務がそれ自身各個に、社会に対して完全な奉仕を行なうものならば、

たとえ二つ以上の斯様な業務の財政的管理及び財政方針の最終的決定権が、一つの法人または個人所有に属しておっても、一般的な方針の決定並びに責任遂行上完全に独立している場合、それぞれ「実業」「専門職業」「業務」「商社」「会社」等として認めることが出来る。

例えば大規模の大学内に、明らかに互いに独立した三学部が存在して、各学部毎に学部長と教授団があり、各学部が独自の全般的方針の決定及び、責任遂行上完全に独立している場合は、クラブは、充填、未充填職業分類表に各独立学部の各々の主要かつ一般世間がそのように認めている活動を包含する次の如き職業分類を設定すべきである。

- 教育—医学部
- 教育—工学部
- 教育—法学部

大規模の大学内の明らかに独立している各学部の職業分類を設定する際に守られる原則は、又、大規模な法人における別個の、明らかに独立している部門の職業分類の設定に関しても適用される。

職業分類の貸与

(Loaning Classifications)

各ロータリー・クラブは、ある一定の職業分類の下において会員となる資格を有する者は、その商業、工業、専門職業又は団体活動の少くとも60%を、彼の職業分類が示す活動(実業、専門職業、業務、商社又は会社)に捧げており、かつその地域において、彼が主として当該実業又は専門職業活動に従事していることが一般に認められていなければならないという規定を採用するよう推奨されている。

均衡のとれた会員組織の維持

(Toward Balanced Membership)

ロータリー・クラブは何れの実業又は専門職業にも偏らない、よく均衡のとれた会員組織を維持することが肝要である。

その職業分類が関連するか又は同類の事業である場合、或は同一の法人組織又は他の事業主の所有又は管理に属する事業である場合には、アディショナル正会員を含めた正会員数は当該クラブの正会員及びアディショナル正会員の総数の10%を超えないことが望ましい。

クラブが所在する区域限界内の特別な事情により10%以上が正当と認められる場合もあるが、よく均衡のとれた会員組織の原則は維持されるべきである。

充填されている現存職業分類が不均衡な古いクラブの場合は、よく均衡のとれたクラブ会員組織の原則を実行するため、他の職業分類の正会員及びアディショナル正会員の数を増加するよう努力されるべきである。

新クラブ結成 (New Clubs)

ロータリー・クラブを結成するに当っては、種々異なった分野からの会員を網羅することが重要である。従って、関連する職業分類の各グループから、別個な職業分類一つだけを充填することが望ましい。しかし事情によっては、これらの別個な職業分類の中、二つ以上を充填しなければならないこともあり得るかもしれないが、しかし、創立会員となる正会員の総数の10%を超えてはならない。クラブ会員の職業分類の均衡維持に注意することが肝要である。(国際ロータリー職業分類指針)

新クラブ結成に最少限必要な職業分類数 (Minimum Number of Classifications for New Club)

将来新たにクラブを結成しようという地方では、ロータリーの職業分類の原則の上に常時少くとも 20 名の会員を維持出来るよう、最少限 40 の職業分類を有していなければならぬ。(理 48—49 ; 57—58 ; 61—62)

クラブが国際ロータリーに加盟を認められた後も、相当発展の余地を残しておくために、その地方の職業分類を創立会員 (Charter Members) で全部埋めぬようにした方がよい。(理 42—43)

職業分類の原則固守

(Adherence to Classification Principle)

理事会は、職業分類の原則に反しないことが、最も重要であるとする意見に一致している。故に、職業分類設定の手続きは、それぞれ異なった、明確な、独立した、完全な、公共に対する奉仕活動を基礎とすること、又ロータリー・クラブがその会員を分類する手続きは、商社又は団体内における会員個人の仕事とか、地位によって分類するのではなく、会員が関係している商社、会社、団体等の主要かつ一般世間がそのように認めている活動に基づくものであることを理事会は再確認している。

ある地方で、一人一業の職業分類の原則の下では、ロータリー・クラブの結成又は維持が困難又は不可能と見えるような事実を、この原則の厳守から逸脱する理由にしてはならない。

その地域社会に奉仕する、はっきりした別

別の奉仕活動即ち仕事があっても、主要な事業を独占している一つ或は極く限られた数の会社が、それらの仕事を統制しているようなところでは、国際ロータリー定款、細則及び標準クラブ定款に使われている「実業」、「専門職業」、「業務」、「商社」、「会社」等に関して国際ロータリー職業分類指針の「企業内の独立部門」と題する章に記載されている、理事会の解釈及び説明に基づいて、職業分類を新設することができる。(本書 28 頁のその項参照) (理 52—53 ; 62—63)

会社合併 (Merged Companies)

会社の合併に関連して起る職業分類の問題を処理するための指針として、理事会は次の事項を採択している：

職業分類：(i) 許容され得る場合：職業分類は会員が属している商社、会社又は団体等の主要かつ一般世間がそのように認めている活動によるのであるが、これらの事業所が一つ以上の合併された会社から成り、資本は一つであってもそれぞれ独立した製造工場と販売所を経営している場合は、(正会員及びアディショナル正会員を選ぶために) 既にクラブの職業分類表に載っている職業分類とは明らかに異なる奉仕を社会に提供している、合併された会社の各合併部門に適合した職業分類を、クラブの職業分類表に新たに加えることができる。

(ii) 許容され得ぬ場合：——合併された会社が、一つの経営管理の下で一個の製造工場及び販売所に統合された場合は、職業分類は只一つだけしか設けることはできない。そして、この職業分類は合併された一つ一つの会社の業務でなく、合併されて出来た会社全体の業務を表わすものでなければならない。

(i) この指針は新旧会員に適用できる：——上述の指針は新しく会員になる者に対してのみ有効ではなく、合併されたそれぞれの会社の主要な業務を表わす職業分類の下で既に以前から会員である人々にも適用されるものである。

(ii) 職業分類は重複してはならない：——

この原則は上述の如く許容された職業分類がクラブ内に既に存在する他の職業分類と事実上重複しない場合のみ適用されるのである。

(iii) これ等の勧告によって既に会員である者が無理にその会員身分を剥奪されることはない。(理 37—38)

## クラブの管理

### (Club Administration)

#### クラブ会長の資格と任務 (Duties and Qualifications of the Club President)

国際ロータリー理事会は、次に掲げるクラブ会長の資格と任務に関する説明を承認し、毎年クラブ役員選挙に先だって、この説明を全部のクラブ会長及びガバナーに送付するよう国際ロータリー事務総長に要請している。又、同理事会は適当な時期にこの説明を機関雑誌に掲載するように要望している。

#### 資格 (Qualifications)

クラブ会長は：

次のような資格を有する者でなければならない。

クラブの瑕疵なき正会員、シニア・アクチブ会員、又はパスト・サービス会員であつて、(正会員、アディショナル正会員の場合は)その職業分類について疑問のない者。

クラブ全体を指導する能力を有し、かつ同僚たる会員の尊敬と信頼を有する者。

地区協議会に出席し、かつクラブを指導し、クラブ事務を執るに必要な時間と労力を献げ得る者。

自己のクラブの理事、又は一つ以上の主要な委員会の委員又は委員長、或はクラブ幹事を務めたことがあり、又前年度に会長のために準備される完全な見習修業としての指定任務を果たした者。

1回以上地区大会に出席したことがある者。

自己のクラブの定款及び細則、或は国際ロータリーの綱領について実際の知識を有する者。

(なお出来得れば、就任前に少くとも1回は国際大会に出席した経験を有する者であることが望ましい。)

#### 任務 (Duties)

クラブ会長は：

クラブの諸会合に於て議長となること。

各会合が注意深く計画され、かつ開会及び閉会が時間通り行なわれるよう注意すること。(少くとも月1回開催される)定例理事会の議長となること。

割当てた仕事を遂行する能力のある各種委員及び委員長を任命すること。

各委員会がそれぞれ明確な目標を持ちかつ常にその機能を発揮していることを確かめること。

各委員の任命後、出来るだけ早い機会に第1回のクラブ協議会(Club Assembly)を開催し、以後定例的にこれを開催すること。

地区大会(District Conference)に出席すること。

次期会長として地区協議会(District Assembly)に出席すること。

クラブ内及び地区内のロータリーの諸問題に関し地区ガバナーと協力し、かつ諸通信を速かに処理すること。

例年の会計検査は勿論、クラブ予算の編成及び会計事務の完全な履行を監督すること。

地区ガバナーの公式訪問に際し、各委員長

より文書による報告が提出されるよう注意すること。

国際ロータリー事務局から得られる情報及び有益な示唆を利用すること。

「国際ロータリー・ニュース」(“R. I. News”)「地区ガバナー月信」(Governor's Monthly Letter)その他国際ロータリー事務局、地区ガバナーからの通信、刊行物等から得られる重要な情報が確実に各会員に伝達されるよう注意すること。

地区大会及び国際ロータリー大会に、クラブから適正な代表者が出ているよう注意すること。

1月にはロータリー年度第2半期の各委員会の活動とその目標の検討会を指導すること。

6月にはクラブの財政状態及び当該年度のクラブの目標達成状況について、総括的な報告をクラブに提出すること。

退任前に次期会長と会談すること。

クラブの新しい管理事務が順調に発足できるようにするため、又同時にクラブ管理の継続性を保つため、新旧理事の合同会合を開催すること。(理 46—47; 50—51; 62—63)

#### クラブ役員選び方

##### (Selection of Club Officers)

役員が無期限に留任しないように、会長及び幹事の職はもとより、理事、委員長も会員が代るがわる就任するという原則を、かなりの程度まで守ることが出来れば、クラブのためにもこの上なく役立つであろう。(理 35—36; 50—51)

クラブ役員は、全般的な方針として、2年間続いて同一の職に就くことは奨励すべきことでないし期待すべきでもない。しかし、クラブの事情によっては、役員を留任させたり、又暫定的に前役員を再選する方がクラブ

に有利な場合もあるであろう。(理 42—43; 62—63)

クラブは会員の潜在的指導能力を慎重に調査し、かつ会員たちを委員に任命するのみでなく、時には例会の司会をさせたりして、大いに会員の能力を発揮させることに努めるよう示唆されている。(理 39—40)

標準ロータリー・クラブ定款は、クラブは、その会長を、会長に選任される年度の直前2カ年以内において、何時でも、選挙することができると規定している。

理事会はクラブに対し、会長の責務を果たすための準備が十二分になされるように、次期会長の選出はおそらく就任の満1カ年前に行なうこととする会長選挙手続きの採用を考慮するよう勧めている。(理 66—67)

#### ロータリー・クラブ活動報告

##### (Rotary Club Activity Report)

理事会は、ロータリー・クラブが半期活動報告書を R. I. 事務局へ提出すべきこと、地区に所属するクラブは、この報告書の写しを所管地区ガバナーへも送付すべきことを定めている。(理 71—72)

#### クラブ・プログラム (Club Programs)

単なる興味本位、娯楽本位のプログラムではなく、ロータリーの問題についてのプログラムを準備することを奨励するために、はっきりした努力をしなければならぬ。かくすることによって、ロータリー・クラブが単なる昼食クラブとなる傾向を是正することが出来るからである。(理 32—33)

各ロータリー・クラブは、その細則中に友好並びに講演その他の特別プログラムに対す

る特別規定を付記した、一定のクラブ例会議事順序を規定することが重要である。(理 62-63)

記念日の儀式。各ロータリー・クラブは、2月23日のロータリー創立記念日に最も近い例会日に、適当な儀式を取り行なうように勧奨されている。(ダラス大会決議 29-12)

奉仕計画の交換およびクラブ間の円満な関係を増進する手段として、ロータリー・クラブは、その例会に来賓として同一地区内の他のロータリー・クラブ会長を招待し、来訪会長にそれぞれのクラブの計画と活動について簡潔に報告する機会を提供するよう奨励されている。(理 72-73)

#### ロータリー・クラブ例会への来賓

(Guests at Rotary Club Meetings)

理事会は、ロータリー・クラブが、個々の会員を促して、特に興味を喚ぶ番組が予定されているクラブの例会にロータリアンでない地元の人を招待させることによって、一般の人々にロータリー・クラブの役割とその究極の目的を周知させるように、特別の努力をすることを勧めるものである。(理 72-73)

#### 講演者への謝礼

(Paying Expenses of Speakers)

国際ロータリーでは国際ロータリーの元役員及び現役員を各クラブに派遣しその費用を国際ロータリーが負担しているが、もし、これ以外に各クラブが国際ロータリーの現又は元役員或は他のロータリアンを招く場合は、そのクラブが費用を負担しなければならない。招かれた講演者の方から、費用の支払を請求しなければならないような羽目に陥れて

彼を当惑させてはならない。このような費用の支弁に疑問の点があれば中央事務局は喜んで相談に乗るであろう。

#### クラブ例会における祈禱

(Invocation at Club Meetings)

世界中のロータリー・クラブには、色々な宗教的信仰或は理想を持った会員がいる。又、ロータリアンは自己の宗教的信条に忠実であると共に、他人の信仰に対しても誠実で寛容な、変らない尊敬をはっきり示すよう期待されている。各ロータリー・クラブは自治的なものであるから、自己の良き判断に基づいて、会員全部の宗教的信念を尊重するが如き方法で例会を行なうべきである。(理 40-41)

#### 例会場 (Meeting Places)

例会場の決定は各クラブの自治に任すべきであることを国際ロータリー理事会は認める。しかし、各クラブの正会員、シニア・アクティブ会員、或はパスト・サービス会員は、いずれも他のロータリー・クラブの例会に出席する権利があるから、各クラブは、世界中のどのクラブのどの会員でも出席出来るような場所で例会を開くことが期待されている。(理 46-47)

#### 例会の取消し

(Cancellation of Weekly Meetings)

理事会は、ロータリー・クラブは標準クラブ定款に定められている場合を除き季節的又は祭日の理由により例会を取消すべきでないことを決定したのである。(理 55-56; 62-

63; 72-73)

#### クラブが他の団体に加入すること (Club Membership in Other Organizations)

国際ロータリーの地方単位として、クラブは他の如何なる団体にも加入すべきでなく、又、他団体の会員としての義務を負うべきものでもない。クラブの役員及び委員が他の団体の役員や委員と会議を開くことはよいし、又、そうせねばならぬ場合もあるが、しかし、クラブを束縛する権限はない。(ダラス大会決議 29-12, 第2条第1節)

理事会は、ロータリー・クラブが奉仕計画の後援に協力することが必要もしくは望ましいと思われる場合、これを行なうことは当を得たものとして了解できるが、しかし、どのような目的のものであっても、国際ロータリー管理組織の外にロータリー・クラブの団体を設立することについては、国際ロータリーの定款、細則にその規定がないこと、及び、ロータリー・クラブには、その会員を、他のどのような団体にも加入させたり、結びつけたりする権限のないことも承知している。従って、理事会は、ロータリー・クラブの集団が正式なロータリー・クラブの団体を設立し、又はロータリー・クラブがかかる団体に加入することは、国際ロータリーの組織規定に抵触するものであるとすることに意見が一致している。(理 70-71)

#### 他のサービス・クラブとの連合会

(Joint Meetings of Service Clubs)

ロータリー・クラブが他のサービス・クラブと合同して会合を開くことは、ロータリーのプログラム及び活動を最もよく発展させる所以ではない。従って、ロータリー・クラブ

が他のサービス・クラブと合同して毎週の例会を開くことには国際ロータリー理事会は反対である。しかし、ある特別な場合に、ロータリー・クラブが他のサービス・クラブと合同して会合を開くことには必ずしも反対するものではない。(理 42-43)

#### 例会に於ける酒類飲用の可否

(Alcoholic Drinks at Meetings)

ロータリーの会合に於て酒類を供することが妥当であるかどうかは、各クラブに於て決定すべき問題である。

何年か以前のことであるが、ロータリーの会合に於て酒類を供することをどう考えるか確めるため、各クラブに質問書を廻したことがある。この解答を表にしてみると、大多数のクラブに於てはクラブ昼食会或は夕食会には酒を出さない習慣であり、又、会員個人もその会の間は酒を注文しない習慣であることがわかった。国際大会におけるクラブ会長の会合で、この問題が討議されたことがあるが、出席者の大部分は、昼食会或は夕食会に酒類を供するのは望ましくないという意見であった。

その後間もなく国際ロータリー理事会は、アメリカ合衆国のクラブではロータリーの昼食会や夕食会に於て酒類を供することに反対の考えが一般的であるという意見を表明した。

この問題に関してロータリーは何等公式の方針を持っていないと言われるかも知れないが、長い間の経験と多くのロータリアンが表明した意見によって、少くとも、酒類を食事の一部として供する習慣のない国に於ては、ロータリーの会合では酒類を供しない方がロータリー運動のために良いであろうと出ることが出来る。

富くじ類による資金募集 (Raising Money by Lotteries or Raffles)

ロータリー・クラブの活動は、会員及び会員でない者の双方にロータリーに対する十分な尊敬の念を持たせる如きものでなければならぬとされている。従って、如何なるクラブも、富くじ等によって資金を集めることは、そのような行為に全面的な好意が示されていない国に於ては、避けるべきである。(理 48—49)

クラブの定例理事会 (Regular Meetings of Club Board)

クラブ理事会は少くとも毎月1回定期的に開催すべきである。(理 41—42)

ロータリー情報 (Rotary Information)

各例会の始めの3分乃至5分間、会員にロータリーに関し真剣に考察をさせ、彼等のロータリーに対する知識と理解を拡げることが、如何にクラブの為になるかという点についてクラブの注意を喚起すべきである。クラブのロータリー情報委員会は、すべての会員、特に新会員のロータリーに対する正しい理解と、ロータリー会員としての特典と責任を納得させるようにするため、同委員会の活動を増強すべきである。年間を通じ少くとも毎月1回、奉仕の四つの部門のそれぞれについて、ロータリアン個人の知識を増すようなプログラムを提供しなければならない。(理 35—36; 52—53)

新しく入会した会員は、種々の委員会は勿論、クラブ協議会、クラブ理事会、炉辺合会 (Fireside Meetings)、都市連合会

(Intercity Meetings)、及び地区大会 (District Conference) にも極力出席するよう奨励されなければならない。(理 35—36)

国際ロータリー事務総長は、地区ガバナーが更に多くのロータリー教育の必要性を強調し、そしてこれに関する有益な提案を中央事務局から入手可能であることを各クラブに注意するよう、絶えず示唆し続けるよう要請されている。(理 44—45)

何処にあるクラブでも、会員の中に、その地元の新聞社が十分代表されていることが奨励されている。(理 35—36)

クラブのロータリー情報委員会は、広範かつ重要な調整の責任と、全クラブ会員にロータリー情報を提供すべき継続的責任とを持つ極めて重要な地位に置かれるべきであり又求め得る最適格者をクラブのロータリー情報委員に任命することを強調するよう推奨されている。又クラブは、一年を通じて定期的にクラブの業務及び活動並びにクラブの問題を討論するだけの例会を開催することも推奨されている。(理 62—63)

クラブの会員増強委員会は、ロータリーに精通し且つ積極的に参加協力する会員の育成が必ず実現されるように、他の委員会と協力して全会員に十分なロータリー情報を提供するよう奨励されている。(理 69—70)

クラブ資金の取扱い (Handling Club Funds)

ロータリー・クラブは主として実業家から成り立っているのであるから、クラブ財政の取扱いも事務的に行なうべきである。クラブ資金を事務的に取扱うとなると、小切手の支払には副署を要することとしなければならないし、又、毎年会計検査を行なわなくてはならない。(理 41—42)

クラブのパナー (Club Banners)

世界を通じてロータリー・クラブ及びロータリアンによるロータリー・クラブのパナー、フラグ及びペナントなどの盛り上がる人気及びその使用の普及から生ずる問題を考慮する時、理事会はクラブ間の斯様な記念品の交換により果される良いそして有益な目的を認識しているが、然しその慣例の誤用及び濫用に對し憂慮の念を深めている。

又、理事会は或る場合には斯様な記念品交換の慣例の誤用及び濫用は、不必要な財政的負担をロータリー・クラブにかけるものであり、そして他の場合にはクラブの基本的活動を妨げるばかりかしばしば阻害し、斯様な交換の真の目的が消滅される傾向があるという意見を持っている。

理事会は、斯様な記念品の交換に参加する総てのロータリー・クラブ及びロータリアンが斯様な交換を準備するに當っては、思慮、中庸そして慎重なる判断を用ゆることを勧告している。

理事会はまた、斯様な交換をなすロータリー・クラブは、パナー、フラグ、ペナント等を、その所属する地域社会、国又は地域を明瞭に、適切に、強く表現するものとするように、そのデザインを入念に研究することによって、この交換プログラムの効果を高めることに貢献しうる機会を持っていると考える。

(理 58—59)

ロータリアンに対する事業上の援助と助言 (Business Advice and Assistance to Rotarians)

ロータリーの親睦に確実な効果を与え、会員に有益な援助を与える機会を提供する手段としてクラブは次のことを行なうべきである。

- (イ) 事業上の助言や援助を必要とするロータリアンに内密に而も親身な援助を与えるため、色々異なった職業分類 (Classification) を代表する会員数名を以て委員会をつくる。
- (ロ) 広く会員の利益のために、主として経済的な問題について討議するため、“Clinics” (企業診断) 又は“Forums” (討論会) を開いて会員の利益をはかる。(理 42—43)

ロータリーについての講演者 (Speakers on Rotary)

理事会は、ロータリー・クラブがその地域社会にある種々のグループに、ロータリーについて効果的に話のできる講演者を紹介、斡旋することを奨励するものである。(理 72—73)

# 国際ロータリーの委員会

(Committees of R. I.)

## 委員会 (Committee Meetings)

細則或は理事会の特別な決定——例えば委員会の委任事項或は手続規則——に別の規定がある場合を除き、国際ロータリーの各委員会は、予定の会合に割当てられた予算を正しく考慮して、会長が承認しかつ指定した日時及び場所に於て開くものとする。しかしながら、特別な事情がない限り、委員会はその過半数が出席するという保証が得られなければ会長は委員会の会合を開くことを認めてはならない。(理 46—47)

例外的な事情の下に於て会長が他の場所での委員会を開くことを認めることもあるが、通例、国際ロータリーの委員会はエバンストンの中央事務局に於て開くものとする。(理 45—46)

## 通信による投票

(Voting by Communication)

細則、或は大会又は理事会による特別の規定に基づき別段の規定ある場合を除き、委員会は郵便、電信、無線電信、電話によって議事を処理することができる。(第 14 条第 17 節) その場合如何なる提案に対する投票も、委員の過半数の投票が返送された場合には 30 日目を以て締切のものとする。但し、委員の過半数が賛成又は反対の投票を終えた場合には 30 日以前でも締切ってよい。(理 52—53)

## 委員会の規模と機能

(Size and Functioning of Committees)

理事会は、国際ロータリーの委員会を経済的かつ能率的に管理するため、次の各項がのぞましいとする財政委員会の勧告に対し原則的に同意している。即ち、

- (i) 委員会の数は最小限にとどめる；
- (ii) 各委員会の規模は委員会に課せられた責任を果しうる限りに於て出来るだけ小さくする；
- (iii) 各委員会の会合は最小限に止め、成るべく 1 回のみのぞましい；
- (iv) 委員会の会合は、時間を短かくして 2 度 3 度と招集する必要を生ぜしめるよりは、寧ろ 1 回の時間を長くして十分客観的に考え又研究する時間を与え、以て委員会を能率的に運営するようにする；
- (v) 委員会の任務が管理的な性質のものであり、仕事の準備が中央事務局でなし得るような場合は、委員の任命は経費節約をも考慮し、成るべく中央事務局に近い人という点からなすべきである。(理 49—50 ; 65—66)

## 委員会報告 (Committee Reports)

理事会はその執行委員会に、理事会の会合のない間理事会に代って諸委員会の報告を閲覧し、もし必要があれば理事会の定める執行委員会の任務規定の範囲内に於て、報告書の事項に関し決定を行なう権利を行使する権限を委譲している。

## R. I. の委員会

## 緊急を要する委員会の勧告に対する措置 (Action on Urgent Recommendations of Committees)

理事会は、現在の制度が、国際ロータリー委員会の行なう緊急を要する勧告に関し、効果的な措置を取るのを妨げているとは考えない。しかし、現在の方針の許す範囲内に於て会長及び事務総長は委員会の行なう緊急を要する勧告に対して、理事会に代って何等かの措置を行なう権限を有することを承認する。但し、これは委員会が開かれた後、かなりの間理事会或はその執行委員会が開られない場合に限られる。(理 45—46)

## 委員の代理

(Substitute Members of Committees)

正式に任命された委員がその委員会の会合に出席できないときは、会長はこれが代理をおくことができる。但し代理として任命された委員はその会合の間だけ委員であるものとする。この代理として任命された委員は自分が代理する委員の見解を代表するように努力するものとする。然しすべての点に於て委員会の開かれている間は自分の代理する委員と同じ権利と責任をもつ委員である。(理 37—38)

## 委員会に関する検討

(Review of Committees)

細則の規定は、アド・ホック委員会を除くすべての特別委員会の任期はその任命せられ

たロータリー年度の終りに終了するものと定めている。アド・ホック委員会の任期は、その委員が任命された特定の目的が達成された時、又は理事会がこれを解任した時に終るものとする。

理事会は、慣例上毎年ロータリー年度後半の会合に於て現存の特別及びアド・ホック委員会全部について検討し、之れらに関し理事会として次期の会長及び理事に如何なる勧告を行なうべきかを決定する。

会長及び理事会によって任命される特別及びアド・ホック委員会は、特別の目的を果すために設置されるものであるから、如何なる特別委員会も、その目的を果すに必要な期間以上に存続することを避けるため、各委員会の目的は、毎年之れを検討するよう絶えず注意を払うべきである。

会長及び事務総長は各常任委員会に対し、その設置された本来の目的に関係のある事項を付託するよう常に注意を払うべきである。特別委員会は単に特殊の事情ある場合に限り設置すべきものである。

事務総長は毎年、退任せんとする会長及び就任せんとする会長に対し、1943 年 7 月の理事会において記録された次の示唆事項に対し、特別の考慮を払うよう注意を喚起しなければならない。即ち、「退任せんとする会長に対する次期会長の次期委員候補者リストの要請」は、「次期会長はそのリストを、退任する会長が在職中の経験と交際に基づいて作成した参考案として受理するのであって、次期委員の人選の際これに束縛されるものではない。」との了解のもとに行なうのである。(理 46—47)

## 社会奉仕

(Community Service)

ロータリーは、個人個人を啓発することに務め、この啓発を通じてその人が社会に於ける自己の立場を見出し、その立場に於て奉仕を行なうことができるように；又、その人が、世界、国家及び社会との関係に於て自己の市民たる身分を考え；かつ自己の職業を奉仕への途と考えさせるように努力している。

### 社会奉仕活動に対する方針 (Policy)

Toward Community Service Activities)

社会奉仕に対するロータリーの方針は、1923年国際大会に於て採択され、その後の国際大会に於て改訂された決議 23—34 に述べられている。

### 決議 23—34 の本文

(Text of Resolution 23—34)

ロータリーに於て社会奉仕とは、ロータリアンすべてがその個人生活、職業生活、及び社会生活に奉仕の理想を適用することを鼓吹かつ育成するにある。

この奉仕の理想の適用を遂行するに当って、会員に奉仕の機会を与えるため、種々の社会奉仕活動を展開しているクラブが沢山ある。ロータリアン及びロータリー・クラブの指針とするために、又、社会奉仕活動に対するロータリーの方針を設定するために、次の諸原則が合理的であり、又管理に便利であると認められかつ受け入れられている。

1. 根本問題として、ロータリーは、自己

のために利益を得ようとする欲望と、他人に奉仕しようとする義務感と、それに伴う衝動との間に常に起る争いを和解させようとする人生の哲学である。この哲学は奉仕即ち「超我の奉仕」の哲学であり、「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる」という実践倫理の原理に基づいている。

2. 元来、ロータリー・クラブは、ロータリーの奉仕の哲学を受け入れ、次の四つの事項を実行することを目ざしている代表的な実業人及び専門職業人の集りである。即ち、第一は、職業及び人生に於ける成功と幸福の真の基礎として奉仕の理論を全体的に研究すること、第二は、その理論をロータリアン自身及びロータリアンの属する社会に対して一団として実証すること、第三は、その理論を、個人として各自の職業及び日常生活に於て実践に移すこと、第四は、個人的に又一団として、現実的な教訓と実例によって、ロータリー会員は勿論、ロータリー会員でない人も、理論的にも実際的にもこれを受け入れるよう鼓舞することである。

3. 国際ロータリーは、(1)奉仕の理想を擁護し、推進し、世界中に普及するために、(2)ロータリー・クラブを設立し、奨励し、援助し、かつ運営上の監督を行なうために、(3)各クラブの問題の研究のため、又、強制ではなく有益な示唆を与えてクラブの運営を標準に合せ、かつ社会奉仕活動の内、既に多くのクラブによって良いということが証明され、そして国際ロータリーの定款に定められたロータリーの綱領から逸脱せずかつこれを不明瞭にすることのないような社会奉仕の活動を標準化するための、一種の情報交換所として存

在する団体である。

4. 奉仕するものは活動しなければならぬのであるから、ロータリーは単なる心の持ち方のみでなく、又、ロータリーの哲学も単に主観的なものではなくて、実際的な行動に移さなければならない。従って、個々のロータリー会員もロータリー・クラブも、奉仕の理論を実践しなければならないのである。

それ故に、ロータリー・クラブの団体的活動は次の条件の下に推奨されている。各ロータリー・クラブはなるべく毎年異なったそしてその会計年度内に完了出来るような主要な社会奉仕活動を各会計年度に提唱することが望ましい。此の活動は地域社会が事実必要とすることに基くものとしクラブ全員の集団の協力を要請すべきである。これは、そのクラブ会員が地域社会における個人的社会奉仕活動を行なうよう奨励するクラブの継続したプログラムに加えられるべきである。

5. 個々のロータリー・クラブは、クラブにとって魅力のある又その所属地域社会にも適した社会奉仕活動を選ぶに当って、絶対的な自主権を有している。しかし、如何なるクラブも、ロータリーの綱領を不明瞭にしたり、ロータリー・クラブが組織されている本来の目的を危くするような社会奉仕活動を行なってはならない。又、国際ロータリーは、全般的活動を研究し、標準化し、推進し、かつそれらについて有益な示唆を与えることはできるが、特定のクラブに対し、特定の社会奉仕活動を命令したり禁止したりすることは絶対にしてはならない。

6. 個々のロータリー・クラブが、その社会奉仕活動を選定することについては、別に規定はないが、指針として次の規則が示唆されている：

(i) ロータリーの会員数は限られているのであるから、他に都市全体のために代弁し、行動する適当な市民団体などが存在しない都市に於てのみ、ロータリー・クラブは、全市

民の支持がなければ成功しないような全般的な社会奉仕活動を行なうべきである。又、商工会議所が存在する場合には、ロータリー・クラブはその役割に立ち入ったり、横取りしたりしてはならない。しかしロータリアンは、奉仕の原理の実行を誓約しかつ訓練されている個人として商工会議所の会員としても活発に活動すべきであり、又、市民として他の善良なる市民と共にあらゆる一般的な社会奉仕活動に関心を持つべきであると共に各自の能力の許す限り、金銭上及び実際行動においてその分を尽くすべきである。

(ii) 一般論として、ロータリー・クラブは、どんなに立派な計画であっても、クラブがそれを遂行する責任の全部又は一部を執る用意と気持があるものでなければ、これを承認すべきではない。

(iii) ロータリー・クラブがその活動を選ぶに当って広報を第一目標としてはならないがロータリーの影響を拡大する手段として、価値あるクラブ計画が完全に実行されたものについては適当に広報がなされるべきである。

(iv) ロータリー・クラブは、その努力の重複を避けるべきであり原則として他の機関によって既に立派に行なわれている事業に従事すべきでない。

(v) ロータリー・クラブはその活動に於て、むしろ現存の機関と協力すべきであるが、現存の機関の設備では不十分であってその目的が遂げられない場合には、必要に応じ新しい機関を設けてもよい。

ロータリー・クラブにとっては、新たに重複する機関をつくるよりも現存の機関を改善する方がよいであろう。

(vi) ロータリー・クラブはその全活動の中で、宣伝者として最もよく行動し、最も成功している。ロータリー・クラブは、その活動を必要とする事態を発見はするが、その責任が全都市の責任である場合には、単独でそれを救済することを求めず、他の人々をして

その救済の必要に目ざめさせるように努力しその責任をロータリーだけにおかず、本来その責任を負うべき都市全体におくよう、都市全体にその責任を自覚させるようにすべきである。ロータリーは、或る事業を始めそれを指導してもよいが、関心を持たなければならぬ他の団体全部の協力を確保するよう努力すべきであり、ロータリー・クラブ自体の当然の功績をば最小限度に減じても、その協力者に全功績が与えられるようにすべきである。

(h) 全ロータリー会員の個人的努力を求め活動は概してクラブの集団行動だけを必要とする活動よりも、ロータリーの精神に一層合致するものである。なぜならばロータリー・クラブの社会奉仕活動は、ロータリー・クラブの会員を、奉仕という点で訓練しようとする実験としてのみ考慮せらるべきであるからである。(セント・ルイス大会決議23-34, デンバー大会決議 26-6 によって改訂; アトランティックシティー大会決議 36-15, 及びアトランティックシティー大会規則制定 51-9, トロント大会決議 64-43, デンバー大会決議 66-49)

### 広報と団体としてのクラブ計画 (Public Relations and Corporate Club Projects)

広報をより効果的にする奉仕活動を奨励する手段として、国際ロータリー理事会は、クラブに対し、国際大会決議 23-34 にいずれのロータリー・クラブも毎会計年度に主要な社会奉仕活動を提唱することが望ましいと勧告した点を強調するものである。(理 72-73)

### 「奉仕活動」への参加奨励 (Participation in "Service Activities" Encouraged)

ロータリー・クラブ及びロータリアンは、更に活発に社会奉仕活動に従事すべきであり、又、地域社会におけるロータリアンが社会奉仕として何をやっているかに関し、新聞その他を通じて、公衆に知らせることを嫌ってはならない。(理 41-42)

地域社会のいくつかの必要に応じ政府及び民間機関が活動するにも拘らず、地域社会には、ロータリー・クラブやロータリアンが効果的に又重複しない奉仕ができる多様な取組むべき機会がある。

効果的な社会奉仕活動をなすための基本としてクラブは次の諸事項を実行するよう勧奨されている。

(i) 社会奉仕委員会によりその関係する地方の特殊事情の徹底的調査と分析によって地域社会の必要とすることを確認すること。

(ii) 地域社会が必要とすることを見出すために、個人的並びに職業の見地からクラブ地域を研究することにより斯る調査と分析を補足し又強化するよう各クラブ会員を奨励すること。

(iii) 会合が可能であり、必要とされかつ設定した方針と調和して実行できる場合には意見の検討と交換の目的を以て他の社会奉仕団体と集会をもつこと。

(iv) 有望な会員候補者として考慮する場合の要件として地域社会の必要なことに積極的な関心を持ち、又、精通している事実を裏証できることを含めること。(理 63-64)

ロータリアンはすべて、不満と無秩序をもたらす多種多様な要因を自ら認識し、かような要因を軽減する方法について各自が夫々に評価すべきである。そして援助を必要としている貧しい地域社会において、無知文盲と不安の状態を緩和し、かつ教育、保健、栄養等

の基本的な事態の推進に助力することを目標としている地方的活動を、指導し奨励することに絶えず努力すべきである。(理 69-70)

### 社会奉仕会議の運営手続規則

#### (Rules of Procedure for a Community Service Council)

都市内の色々な奉仕クラブ或は他の団体の役員が、それぞれの団体の社会奉仕に関し、討議を行ない、かつ意見を交換するため、時時合する必要を認める場合には、ロータリー・クラブの代表者は、次の運営手続きに従ってこれに出席することができる。

会議は、それぞれの団体によって実行されているか或は考慮されている社会奉仕に関する問題について、討論を行なってもよいが、それぞれの団体が独立の団体としての行動の自由を失うことを意味する決定は行なわないものとする。

問題の如何を問わず会議がとるべき措置は、出席者の意見の表明と会議の意見を各所属団体に報告することを出席者が承諾することだけにとどむべきである。

会議は、その代表者が会議に参加している団体を、如何なる点に於ても拘束するような意見を表明する資格も権限も与えられていない。但し、各団体自体が前以てそれぞれその問題を考慮し、かつその問題に対する態度を決め、その代表者に対し会議においてこの立場を示し他の代表者と同調することを指示し、かつ委任した場合はこの限りでない。

都市内の団体全部の共同行動を必要とすると考えられる問題がある場合には、各団体のとるべき措置に関する決定は先ず各団体自体に於てなされるべきである。その決定ができた後に、その問題を特別に考慮するため会議を特に招集すべきである。そしてこの会合には、各団体は、自己の団体のために代弁し、

かつ加入に意見が一致した共同行動の責任を負う権限を正式に与えられた代表者を派遣すべきである。

ロータリー・クラブが自己の態度をはっきりさせる前に、会議に対する意見を新聞その他に発表することは、もしそれが、会議に代表を送っている種々の団体がその意見によって束縛されることを意味するのであれば、なすべきでない。

これらの運営手続きの目的とする処は、このような会議に於て各自の考えを自由に交換し、意見の展開を育成することであり、又、同時に、会議に代表を送っている諸団体の地位、特に団体相互間、或はそれぞれの団体からなる大団体或は都市全体に関連しての地位を、決して害することがないことを確実にすることである。(理 32-33)

### 地元市民行事に国際ロータリーの参加 (Participation of R.I. in Local Civic Events)

国際ロータリーは、都合上及び慣例上、行列その他の地元市民行事に対しては、それが如何に立派なものであっても、これに参加するために経費を支出することはできない。(理 41-42)

国際ロータリーの資金は、全くそれ自身の目的のれめにその加盟クラブによって提供せられたものである。従って、他の組織の事業に寄付することはできない。同時に、国際ロータリーは、その加盟クラブを通して、各個人ロータリアンがその地域社会における立派な奉仕事業を支持しかつ個人的に参与することを奨励している。(ロータリーと他の団体に關する方針の声明、150頁参照)

国際ロータリーは特別の決定によりその承認事項を積極的に推進することが出来るものでなければ如何なる企画や運動も承認しない

であろう。(ダラス国際大会決議 29-12)

ロータリーと商工会議所 (Rotary  
and the Chamber of Commerce)

商工会議所が存在する所においては、ロータリー・クラブは、その役割に立入ったり、横取りしたりしてはならない。しかし個人として奉仕の原理を実行し、かつ訓練されているロータリー会員は、商工会議所の会員としても活発に活動すべきであり、又良き市民として、あらゆる一般的な社会奉仕活動に関心を持ち、能力の許すかぎりこれに貢献すべきである。

環境の改善

(Environmental Improvement)

理事会は、クラブがそのプログラムや他の方法を通じて、個々のロータリアンをして、環境問題に精通し、それらの問題の対策に取り組んでいる機関を支援することによって問題の緩和に役立たせるよう環境問題のあらゆる面に通ずることを奨励するものである。  
(理 72-73)

身体障害児童の救済事業

(Crippled Children Work)

国際ロータリーは、世界各国の身体障害児童問題が重要であることを認め、各ロータリー・クラブの各会員が何らかの形で身体障害児童救済の事業に関係することを喜ぶであろう。しかし、国際ロータリーは、気のりのしないロータリアンにこの種の事業に関係することを強制することは望ましくないと信じている。国際ロータリーは又、ロータリー・ク

ラブやロータリー会員が、身体障害児童救済事業のような立派な仕事でも、これに全く夢中になったために、ロータリー・クラブの真の役割が忘却され、ロータリーの基本的で特色ある目的が見失われ又は忘れられるならば、それは望ましいことではないし、又ロータリー福祉の為にもならないものと考えている。(理 22-23)

国際ロータリーは加盟クラブに対し、それぞれの都市に於て人道的奉仕を行なう機会を与えるものとして、身体障害児童にして治療を必要とするものに対して整形、外科治療及び教育を施す事業を行なうよう薦めている。(ダラス大会決議 29-12, 第2条第5節)

交通安全 (Traffic Safety)

各クラブは、社会奉仕委員会の小委員会として交通安全委員会を任命して、交通安全の問題を研究すると共に都市の交通安全委員会と、できる限り協力するよう考慮すべきである。(理 46-47)

成人無学者 (Adult Illiteracy)

成人無学者の問題は依然として世界各国に於て主要な問題とされている。成人の読み書き出来る能力の育成に当っている政府やその他の機関と競争することは賢明なことではないが各ロータリークラブによりなし得ることは多いのである。このためには、ロータリアンは現実に存在する必要事項に応ずるため、何が遂行されつつあるかを十分に認識すべきである。斯くしてこそ、全会員が此の分野の奉仕面で可能な活動又は計画を展開するための基礎として成人無学者問題の本質と範囲に就いて理解することができるのである。

農村都市関係振興

(Rural-Urban Relations Promotion)

全世界の都市及び農村の住民の間に一層良い友好関係を促進することは、クラブにとっては国際ロータリーの目的を達成する一助にもなる立派な運動である。この問題に対してはクラブの側に十分な関心があれば、中央事務局はこれをクラブの確立した活動と認め、かつその問題に関する情報交換所としての、役割を果たすことに十分な関心を持っている。(理 25-26; 55-56)

募金運動への参加 (Participation in  
Fund Raising Activities)

募金計画或は他の運動に参加又は提携する場合、クラブは、クラブの威信の確立強化に貢献しないような品位のないやり方に陥らな

いよう常に注意を払うべきである。(理 46-47)

ロータリー・クラブの活動は、ロータリアン及びロータリアンでない人の双方に、ロータリーに対して最高の敬意を起させるような活動でなければならないと考えられる。従って、富くじ等が全く好意を以て見られていない国に於ては、いかなるロータリー・クラブもこの種の方法によって金を集めない方が良いとされている。(理 48-49)

道路標識 (Road Signs)

事務総長は、クラブ所在都市に既にロータリーの道路標識を設置、或は設置しつつあるクラブ全部に対し、それらの道路標識を完全な状態に整備しておくことの必要について、注意を与えるよう指示されている。貧弱な道路標識はクラブのみならずその都市自体の不名誉になると信ずるからである。(理 35-36)

## 組織に関する事項

## (Constitutional Matters)

国際ロータリーの組織法である国際ロータリー定款及び細則は、1910年の大会で採択され、その後随時改正もしくは修正されて来たものである。定款及び細則の本文は225—283頁に掲げられている。

国際ロータリー定款及び細則によれば、規定審議会に付議すべき改正案は、規定審議会の開催されるロータリー年度の8月1日までに国際ロータリー事務総長へ送達され、かつその写しが同審議会が議案を審議し、決定するロータリー年度の11月1日までに事務総長によって各クラブ幹事宛に郵送されなければならない。

理事会は、ロータリー・クラブまたは地区が、組織規定の改正が必要または望ましいと考へた場合、このような改正を目的とした立法案は、当該クラブ又は地区から提議すべきであって、理事会がこれを行なうべきでないと考えている。(理70—71)

正式に提出された改正案の本文は、この提案の審議決定を行なう規定審議会の開催されるロータリー年度の8月1日又はそれ以前に国際ロータリー中央事務局事務総長の手許に届いていなければならない。

1922年改正定款第4条第4節は「国際ロータリー加盟認証を与えられ、これを受理したロータリー・クラブは、すべて、それによって国際ロータリーの定款及び細則並びにその改正規定を受諾し、承認し、そして、法律に反しない限り、万事これによって拘束され、それらの規定を忠実に遵守することを承諾するものとする」と規定している。

## クラブ定款 (Club Constitution)

国際ロータリー細則(第1条第2節)は次のように規定している：

- (イ) 標準クラブ定款について；
- (ロ) 1922年6月6日より後に加盟を承認されたクラブは、すべて標準クラブ定款を採択すること；
- (ハ) 1922年6月6日より前に加盟を承認されたクラブは、標準クラブ定款及びその改正に順応させるため以外には、その定款の規定を変更してはならないこと；
- (ニ) 標準クラブ定款を改正するには規定審議会又は国際ロータリー大会の決議によることを要すること；
- (ホ) かくの如き改正はすべて自動的に、標準クラブ定款を採択しているクラブの定款の一部となるものとする。

国際ロータリー細則のこれらの規定は、基本的な規定をいずれのクラブ間に於ても同様にするを目的としたものである。

標準クラブ定款の本文は287—297頁に掲げられている。

又、国際ロータリー細則第1条第2節(ニ)は異常の状況下において、或は国、州、又は省の法律及び慣習に従うために必要な場合、理事会は随時その会合において出席理事の3分の2の多数決を以て、国際ロータリー定款及び細則に背反しない限り、標準クラブ定款及びその改正規定と合致しないクラブ定款の規定を設けることを承認することができる。規定している。

法令が、ロータリー・クラブの定款にクラ

ブによる資金募集及び不動産の所有を認める規定を設けることを要する場合、これを希望するクラブは国際ロータリー細則第1条第2節(ニ)の規定の下に、地方的必要に応ずるための定款の改正について理事会の承認を求めなければならない。(理57—58)

標準クラブ定款では、第1条(名称)及び第2条(区域の限界)の、それぞれのクラブに固有なものに関する個所は、空欄として残されている。この2箇条はクラブが国際ロータリーに加盟を認められた後、国際ロータリー理事会の承認を得てクラブが記入する。この2箇条を後で変更する場合にも同様に、国際ロータリー理事会の承認を受けなければならない。

国際ロータリー国際大会で承認されたR.I.B.I.の定款は、グレート・ブリテン、アイルランド、チャンネル諸島及びマン島におけるロータリー・クラブのための標準クラブ定款を同連合会が採択決定すべきことを規定している。この標準クラブ定款は、国際ロータリーの定款及び細則に反せず、又、その改正は、R.I.B.I.定款に掲げられている改正に関する規定に従って行なうことができるものとする。

## クラブ細則 (Club By-Laws)

クラブ細則は、クラブの決議によって採択し、かつ改正することができる。国際ロータリー理事会は細則を推奨している。その本文は、301—309頁に掲げられている。この細則は、採択前に於ても採択後に於ても、クラブ定款並びに国際ロータリー定款及び細則に矛盾しない限りクラブによってそのクラブの事情に合うように変更することができる。もし変更し疑義がある場合には、これを国際ロータリー事務総長に提出して国際ロータリー理事会の審査を受けるようにすべきである。

グレート・ブリテン及びアイルランドにおいては、R.I.B.I.審議会が、その地域単位内のクラブが用いる標準クラブ細則を定めている。

## 標準クラブ定款はただ一つ (Only One Standard Club Constitution)

1. 現行の国際ロータリー細則(第1条第2節)は、今後<sup>1)</sup>加盟を認められるクラブはすべて標準クラブ定款を採択すべきこと、及び現行国際ロータリー細則採択当時存していたクラブ定款は新しい標準クラブ定款に合致させる場合を除き変更してはならないことを規定している。

2. 以前にどのような“標準”クラブ定款があったにせよ、現在標準クラブ定款はただ一つのみであり、ロスアンゼルスで採択されたものがそれである。1921年、1920年、1919年、もしくはそれ以前の当時“標準”とされていたクラブ定款の下で活動しているクラブは、その定款の下で活動しているものと見なすべきであって、標準クラブ定款の下で活動しているものとしてはならない。言い換えれば、このようなクラブは、現行の標準クラブ定款からすれば、以前に採択された定款の下で活動している他のクラブと全く同一の位置にいるわけである。

3. 標準クラブ定款の下で活動するクラブは、その定款の改正規定によるのほか定款を変更することができない。その他の定款の下で活動しているクラブは国際ロータリー理事会の承認を得て、その定款を変更することができる。但し、理事会が、その変更がクラブ定款を標準クラブ定款に近づけることとなると認めた場合に限り。そして理事会は、全面的でなくても、クラブ定款を標準クラブ定款に近づけることとなる改正には好意を示すで

<sup>1)</sup>—1922年6月6日より後

あろう。(理 22—23)

### ロータリー・クラブの法人化

#### (Incorporation of Rotary Clubs)

1. 理事会は、ロータリー・クラブを法人にすることは、クラブがその地方事情に照して決定すべき問題であるという考えである。理事会は、クラブが法人の定款条項の中に現行及び今後改正されることあるべき国際ロータリーの定款及び細則に忠順と服従を誓う文言を挿入する限り、ロータリー・クラブを法人にすることに反対しない。

2. 理事会は、次のような法人の定款に用いる一つの一般条項を承認している。

この法人の名称は、

法人\_\_\_\_(州)\_\_\_\_(市)ロータリー・クラブとする。

この法人は非営利法人とする。この法人は慈善と博愛及び国際ロータリーの綱領を鼓舞推進し拡大し又国際ロータリーの加盟クラブとしての関係を維持していくことをその目的とする。

この法人設立の準拠法である\_\_\_\_州の法律の規定の認める範囲内で、この法人は国際ロータリーの統轄に従うものとする。

この法人は、この定款に列挙されている目的に添い、かつ、この法人設立の準拠法である\_\_\_\_州の法律にも反しないような細則を採用することができるものとする。

3. 新しく設立された法人は、その法人を国際ロータリーに適応させるために、その法人の細則に、国際ロータリーが加盟クラブのために用意している標準クラブ定款及び推奨クラブ細則のあらゆる関係規定を採用すべきである。

4. 法人の定款には勿論、前記のほか、その法人設立の準拠法である州の法律が必要としている文言が含まれなければならない。

5. ここに示されている規定は、法人クラブはあらゆる点において国際ロータリーの加盟クラブであるべきであると説明しているその意図に反しない限り、どのような変更を加えても差つかえない。

6. 既存クラブがこれらの条件に従って法人となった場合、そのクラブは、国際ロータリーとの関係に於ては何等変わりなく、ただ前のクラブの継続にすぎないものと認められるものとする。

7. 事務総長は、理事会に代って、すべての法人化の申請を裁定し、更に方針を明らかにする必要のある特殊な状況の場合には、これを執行委員会に付議することを要する。

(理 40—41; 57—58)

### クラブ活動の法人化

#### (Incorporation of Club Activity)

理事会は、ロータリー・クラブがクラブに法律上の負担がかかることとなるような特殊な活動をする場合には、クラブそのものを法人にするよりも、寧ろその事業を法人組織にすることが望ましいとする見解である。(理 57—58)

### 国際ロータリーの印章

#### (Corporate Seal of R. I.)

事務総長は国際ロータリーの印章を保管するものとする。事務総長は、理事会によって正式に承認されたすべての国際ロータリー加盟認証状、及び、その他の国際ロータリーの正規役員の署名ある書類で捺印を必要とするすべてのものに印章を押す権限を有する。事務総長は、本決議中に規定されている権限の一部又は全部を随時、事務次長又は国際ロータリー会長の承認を得て事務総長が書面を以

て指名した事務次長代理もしくは事務補佐に書面を以て委任する権限が明白に与えられている。(理 32—33; 39—40; 59—60)

### クラブ定款の権限の限界 (Limits of Constitutional Authority of Clubs)

事務総長は、国際ロータリー定款、細則もしくは国際大会の決定によって明確に禁ぜられていないという理由で、クラブにその会員を他団体へ加入させたり又は加入することを義務づけたりする権利があるものと考えているあるクラブに生じた事態を問題として持ち出し、そして

「クラブにこのような行為をさせないようにするために一々禁止しておかなければならないのか」という質問を理事会に発した。依って、

ロータリー・クラブはその行動の範囲につ

いて、クラブ定款及び細則の規定並びに国際ロータリー定款及び細則の規定により、更に、クラブ及び国際ロータリーの定款及び細則に合致する国際大会及び国際ロータリー理事会の決議及び裁定によって制限を受けるとすることに意見の一致を見た。換言すれば、ロータリー・クラブはこれらの文書からロータリー・クラブとしての行動をする権限を得るのであり、これらの文書によって直接、間接にクラブに与えられている権限のみを有するのである。従ってクラブには、これらの文書もしくはその解釈の中に見つからないようなことでもこれを行なう権限がないのである。更に、ロータリー・クラブの定款及び細則に会員の義務に関する規定が設けられている以上、それ以外の義務を会員に課することは、このような別な義務を課することができないように定款及び細則を改正しておかない限り、たとえ過半数の票をもってしても、できないのである。(理 24—25)

# 国際大会

(Convention)

国際ロータリーの大会は、毎年5月又は6月に、理事会の決定する時と場所において、開催されるべきものとする。但し十分な理由があれば、理事会はこれを変更することができる。(国際ロータリー定款第8条、細則第7条)

国際ロータリーの年次国際大会の目的は、全ロータリー・クラブ代表者を召集して、連合体の業務の執行に当らせるとともに、国際的交歓の雰囲気の中でロータリーの目的をよりよく理解させ、そしてロータリー会員資格にもとづく個人ロータリアンの奉仕の機会について知識を広め、また他国の人々をよりよく理解するプログラムに参加させることにある。(理 70—71)

国際大会は次の如き決議を採択している：

1929年5月テキサス州ダラスに於て開催された第20回国際ロータリー大会が、1931年又は1932年の国際大会をアメリカ合衆国外に於て開催し、爾後は少くとも4年目に1回は国際大会をアメリカ合衆国外で開催することを決議したことに基き、

この決議事項は、1939—1945年にわたる戦争及びその結果によって実行されなかった1943—1947年を除き、その後実行されておることに基き、

国際ロータリー会員が125ヵ国に11,500以上のクラブ数を以て構成され成長した事実の認識に基き、

アメリカ合衆国外の国際ロータリーの成長が今やアメリカ合衆国内の発展を凌いでいる事実を同じく認識することに基き、又

国際ロータリーが、1965年の国際大会開催地をアメリカ合衆国、ニュージャージー州、アトランティック・シテに；1966年はアメ

リカ合衆国コロラド州、デンバーに、1967年はフランス、ニースに、1968年はメキシコ、メキシコ・シテに 1969年はアメリカ合衆国、ハワイ州、ホノルルに決定したことに基き、

国際ロータリー第55回年次国際大会に於て、1929年テキサス州ダラスに於ける上記の決議を茲に改正し、下記の如く新たな規定を採択することを決議した：

国際ロータリー第55回年次国際大会は、1970年に開催される年次国際大会から、同一国に於て3年連続して国際大会を開催することが出来ないものとするを決議する。(トロント大会決議 64—42)

理事会は

1) 国際ロータリーは、国際団体としてその団体に関する業務を執行し、また個々のロータリアンがそれぞれのクラブの代表者としてその業務の執行に親しく参加するような年次国際大会を開催することが重要であると考える。

2) 国際大会に参加する者の大多数は、国際ロータリー及びロータリー・クラブの次期役員であり、またこれらの人々にとって、国際大会の体験は忘れ難いものであり激励的なものであること、そして、もし国際大会が毎年開催されなかったとしたら、多数の国際ロータリー及びロータリー・クラブの指導者は、このような機会を失うことになり、その結果、指導力養成継続性が損なわれることとなるであろうと考える。

3) 世界中から参集した人々との知り合い、交歓、談論を目的に一緒にいる機会を与え

るものとして、国際ロータリーの年次国際大会のような国際的会合を今日の世界ほど必要とする時はこれまでに無かったと信ずる。

4) 国際ロータリーの国際大会の開催を毎年とせず、より少なくするとしたら、大会に出席を希望する者が余りにも多数となり、大会に役立つ設備が十分にある都市を選ぶことが困難となるであろうと認める。

上記の理由により、理事会は、国際ロータリー年次国際大会の開催を続けていくことが望ましいと考えている。(理 71—72)

## 大会の招致

(Invitations to Hold Convention)

その所在都市に於て国際ロータリー大会を開催することを希望するクラブは、先ず事務総長より大会招致申込書を手に入れなければならない。

理事会は国際大会を招致せんとするクラブからの委員とか代表を迎え入れることはしないが、事務総長に郵送された書面による国際大会招致申込を受取った後、もし必要と考える場合には、招致希望のあった都市を調査するために人を派遣する。(理 24—25)

## 準備手続 (Procedure for Preliminary Arrangements)

理事会が国際大会の開催される都市を決定した後出来るだけ早く、国際大会事務局長は、その都市に赴き、開催地クラブの協力を得つつ、国際ロータリーに代って、集会場に関して都市当局或は私的団体との契約を進め、同時に、推定出席者数の全部を収容しうる適当

なホテルと契約の交渉をするものとする。

もし理事会が、国際大会開催都市を決定したときに大会の日時を明示しなかった場合には、執行委員会が日時を決定する権限を有する。

国際大会事務局長は、開催地クラブ理事会と会合し、共に国際大会組織計画を全部検討し、そしてその国際大会に関してはその前年に行なわれる国際大会の終了までは宣伝を避けることの重要性を強調するものとする。

大会事務局長は、開催地クラブから、そのクラブが、開催地クラブとして積極的に奉仕すること、国陸ロータリーに協力して来訪ロータリアン及び来賓を歓迎すること、かつ国際大会の成功を確保するために開催地クラブと国際ロータリー大会委員会との間で、相互的に同意をえた色々な方法で援助することがうたわれている、正式にクラブによって採択され署名された決議文の写しを取り付けるものとする。

この手続は、最後まで有効とするも、執行委員会により、又、緊急の場合状況に応じて会長により、変更されるものとする。(理 46—47)

## 会場 (Meeting Places)

国際ロータリーは、開催地の都市が国際ロータリーに費用をかけることなしに、国際大会の総会に適當かつ便利な講堂及び他の色々な会合に必要な集会場を提供することを期待している。

それは国際ロータリーが使用する国際大会会場の賃貸料はその都市のクラブが支払わねばならないというのではなく、その都市が一地方団体としてそのような設備を提供するか、或は、市役所、商工会議所、観光協会または類似の実業家とかホテル業者等の団体が、必要ならば、会場用の資金を出すべきで

あるというのである。

この決定は国際ロータリーが大会会場の賃料を支払ったり、或は臨時に必要な費用の負担を承諾することを妨げるものではない。(理 32—33；47—48)

### 国際大会運営事務

(Convention Operational Functions)

理事会は次の如き方針を表明している。「国際ロータリー理事会は、国際大会に関する全般的な方針を決定し、国際大会委員会は、その担当する特定の国際大会の公式のプログラムを作成し、かつ、明確な方針を決定する。事務総長は、理事会及び国際大会委員会の決定に対しその細目にわたる推進の責任と大会事務の組織運営に対する責任を負うものとする。

国際ロータリー細則第 14 条第 8 節——国際大会委員会——は、国際大会準備事務の或る種の事項について特に次の如く述べている：国際大会委員会は、任命を受けた国際大会の実施についての準備を行なう責任を有するものとする。ここに言う準備とは、本細則又は理事会によって役員又は他の委員会に特定して委任されていない当該国際大会に関連するあらゆる事項を含むものとする。

公式のプログラム及び議事日程の起草を除き、以上の事務は、委員会及び理事会に対して責任を有する事務総長によって行なわれる。これらの事務の細目に関して注釈すると次の如くである。

公式プログラム及び議事日程 国際大会委員会は、全般的なプログラムの作成、国際大会の主題（もしあれば）の決定、討論会、余興、交歓の家、次第書、合唱指揮者の選択、招待すべき地元の来賓の選定に関する開催地クラブとの協力、観光旅行、等々の準備に対して直接の責任を負う。

事務総長は、上述の各項に関し国際大会委員会と協力し、同委員会の決定を遂行するに当っては細目的にこれを推進する。

宣 伝 事務総長は、国際大会委員会及び開催地クラブとの協力を続けつつ行なう国際大会の宣伝に関し、委員会及び理事会に対し直接の責任を有する。

運営及び接待費 事務総長は、過去の経験及びこの大会の特殊事情にもとづく国際大会の運営及び接待に要する費用の算出及びその後の財政的監督に関して、委員会及び理事会に対し直接の責任を有する。接待費の算出は、大会委員会の勧告にもとづいて理事会の承認する予定登録数及び登録料によって左右されるであろう。

国際大会会場の選択と設備 プログラム上の必要条件、国際大会委員会の勧告、及び国際ロータリー大会正規の必要条件に合致する大会会場及びその他必要な集会場の選択、設備及び契約に関し、事務総長は、委員会及び理事会に対して直接の責任を有する。大会会場には下記のものを含む。

大会総会場

交歓の家

若い人々の交歓の家

特別集会場

規定審議会場

代議員会会場

特別協議会場

討議会場

事務所及び仮設場

会長室、会長エレクト室、事務総長室、本部、理事会室、大会委員会室、大会マネージャー室、規定審議会事務局、ロータリアン誌室、レビスタ・ロータリア誌室、新聞記者室

出席の勧誘 事務総長は、大会委員会より示唆や勧告を受けつつ、出席奨励の予定表を作成かつ実行することに関して、委員会及び理事会に対し直接の責任を有する。

登 録 事務総長は、登録委員会に対し、必要とする援助を与えることによって、その仕事を容易ならしめることに関し、委員会及び理事会に対し直接の責任を有するものとする。

その他の事項 事務総長は、大会の準備に関連するその他すべての運営事務に関し、委員会及び理事会に対し直接の責任を有する。即ち開催地クラブの国際大会体制の開設に対する協力、その後における当該開催地クラブ設置の諸種委員会の監督、大会日報及び大会説明に関する準備、信任状の監督、通訳及び翻訳者等の確保等々である。

結 論 以上の事務分担によると、結局、国際大会委員会はその任命された国際大会に特有な準備に関する面のみを行ない、毎年の国際大会に共通な細かい事柄は事務総長に任ず。斯くして、中央事務局の専任職員の経験の集積とこれらの職員への任務の委託は、運営上の無駄を省きかつ大会委員会委員の仕事をも最小限に止める結果をもたらす。(理 47—48；48—49)

### 国際大会の輸送手配 (Convention Transportation Arrangements)

1. 理事会が、国際大会開催地の地域以外のロータリアンの輸送手配を国際ロータリーが引き受ける必要のあるような処に国際大会開催地を考慮する場合には（例えば北アメリカ以外で開催される国際大会に北アメリカのロータリアンをそこに運ぶごとき）、理事会は、関係、輸送機関の調査を事務総長に請求しなければならない。この調査報告は、国際大会開催市を選定する時まで、理事会に提出されねばならない。

2. 理事会が開催地を選ぶ場合には、単に必要な会合場所、ホテルその他について、その都市内において必要な手配が完了したとい

うこと許りでなく、理事会が決定するような特別輸送手配が国際ロータリーによってとられ完了するという条件の下においてのみ、その決定を行なわなければならない。

3. 斯様な手配を援助するために、理事会は、会長に輸送委員会（例えば 19 年—国際大会の北アメリカ輸送委員会の如き）を任命する権限を与えなければならない。斯様な委員会は、なるべくなら団体旅行の手配に知識と経験を有する委員長 1 名と、2 名の委員を以て構成し、国際大会後、最終報告書を提出し、理事会によって解嘱せられるまでその任務に当るものとする。

4. 輸送委員会は、汽船会社、航空会社、旅行代理店、その他輸送及び観光旅行の計画をたてるに必要な機関と交渉に入り、理事会に対して、その輸送及び観光の取扱い方及びその目的達成のために取りきめるべき協定について勧告をしなければならない。事務総長は、理事会によって委任せられた斯様な契約及び協定を実行しなければならない。

5. 事務総長は、理事会及び輸送委員会の決定事項を推進する責任を有し、かつ、輸送事務について輸送委員会及び理事会に対し直接責任を持つものとする。(理 57—58)

### 国際大会に於けるクラブの代表

(Club Representation at Convention)

国際大会におけるクラブの代表に関する規定は、国際ロータリー定款第 8 条及び細則第 7 条にある。

各クラブは、国際大会毎に、その代議員を出席せしめて投票に参加するか、或は資格のあるものに委任状を与えて代行せしめる義務がある。

各クラブは国際大会に代議員を送るよう勧告されているが、それが不可能な場合には、四つか五つの小クラブが財政的に協力して 1

名の代議員を送り、その代議員は、所属クラブ以外のクラブのオブザーバーとして、国際大会の模様を後でそれらのクラブに伝えるようにしても良い。(理 35—36)

各代議員（又は補欠者及び委任状による代理人）の資格は、信任状によって証明されなければならない。クラブが国際大会に出席することを公式に認められるためには、その代議員は、信任状を大会開催地の信任状委員会に提出し、その投票カードに査証をして貰わなければならない。如何なる代議員も、その登録料が支払われているか或は支払われる迄、そしてその信任状が信任状委員会によって承認される迄は投票することを許されない。

信任状の用紙は、代議員の出発前に記入署名を終えて本人に渡すことができるよう十分の余裕を見て、各クラブの幹事宛郵送される。

特別代議員の信任状は、国際ロータリー事務総長によって信任状委員会に提出せられる。

### 投票準備委員会

(Balloting Arrangements Committee)

各国際大会に於て会長は、選挙人の中から、会長の決定した5名より少からざる選挙人から成る投票準備委員会を任命する。この委員会は、すべての投票の準備、投票用紙の印刷と配布及び投票の集計の任にあたる。この任務は、国際大会で投票が必要になった場合その他の票決を要する場合に適用される。

### 国際大会に於ける投票

(Voting at Convention)

正当な信任状を持つ代議員、委任状保持

者、及び特別代議員は、国際大会の選挙体を構成するものとし、これを選挙人と称する。投票は、国際ロータリーの細則の定むる処に従って行なわれるものとする。(R.I. 定款第8条第5節)

### 投票手続

国際大会における投票は、役員の名指又は選挙について細則に別段の定めがある場合及び次に示す場合を除き、口頭によるものとする：

- (1) 選挙人が要求するか、もしくは議長が指図した場合は、起立投票によるものとし、起立する各選挙人を1票に数えるものとする。
- (2) 国際ロータリーの方針を左右するような制定案又は決議案もしくはそのような制定案又は決議案に対する修正案については、次に示す各項の状態の中のいずれかが存在するときは、投票は投票用紙記入によって行なうものとする：

(イイ) 理事会の過半数もしくは規定審議会の過半数による事前の通告があった場合、又は出席選挙人の過半数が問題の重要性を認めてこの投票方式の必要を宣言した場合。

(ロロ) 会長又は議長が、口頭投票又は起立投票を観察した結果、その裁量によって、投票用紙による投票が望ましいと宣言した場合；

(ハハ) 選挙人が、その名前と所属クラブを明らかにした上で、投票用紙による投票を要求し、かつ、上述の条件のいずれによっても投票用紙による投票を必要とする状態にはないことを告げられ、その要求が当然なものであるか否かについての議長の意見を聞かされた後もなおその要求を主張し、更にその主張が、20以上の異なったクラブに属する少くとも20人の他の選挙人——その人達は、名前と所属クラブを名のる機会を与えられ

てその身分を明らかにして、その要求の共同主張者になる——によって支持された場合。

会長又は議長は、実際に数を数えることを要しないで起立投票の結果を宣言する権限を持つものとする。そして実数を数える要求が遅滞なく行なわれ、申出での機会を与えられて20名に達する選挙人が、その要求に同調しない限り、その宣言は最終決定とする。

制定案又は決議案又はそれに対する修正案についての投票用紙による投票の命令には、当該制定案又は決議案及びそれに関する未決定の修正案全部が含まれるものとする。投票用紙は、制定案又は決議案及びそれに対する未決定の修正案を最終的に処理できるように、必要な場合には複数案件を含めて、構成され述べられていなければならない。

投票用紙による投票及び役員の名指並びに選挙については、選挙人はその保持する代議員証明書及び委任代理権の数だけの票を投ずるものとする。但し特別代議員は、特別代議員としての資格においては、唯国際大会全体に対して提出された案件についてのみ投票することができる。(国際ロータリー細則第8条第1節(イ)及び(ロ))

すべての役員選挙は無記名投票によるものとし、3名以上の候補者がある場合は単一移譲式投票の方法によるものとする。但し、一つの役に対してノミニーが唯一名の場合には、選挙人は口頭によって、事務総長をしてそのノミニーに対する選挙人の統一投票を行なわしめることができる。(国際ロータリー細則第10条第8節(ロ)項)

### 単一移譲式投票

(Single Transferable Ballot)

大会に於て選挙せられるべき理事或はその他の役員に、2名以上の候補者がある場合に

は、これらの候補者に対する投票には、単一移譲式投票が用いられる。斯様な候補者名は、投票用紙に記載されなければならない。(理 54—55)

### 単一移譲式投票の実施方法

2名を越える候補者がある場合、各選挙人は1票の投票権を有し、それが次のように「ふりかえ」られる仕組になっている。

(イ) 選挙人は、投票用紙に記載された候補者の氏名に隣接する空欄に1という数字を記入する。この欄に1という数字が書かれた票が「第1選択投票」である。

(ロ) 選挙人は、前項に認められた1という数字の外に、二番目に選挙したいと思う候補者の氏名に隣接する空欄に2という数字を記入し、第三番目に選挙したいと思う候補者の氏名に隣接する空欄に3と書く。以下同様に、自分の最も希望する候補者が落選した場合に選びたいと思う順序に従い、候補者に番号を付して行くのである。従って選挙人は候補者の数と同数だけ自分の選択希望を表明することができるわけである。

いずれの候補者も過半数の票を得られない場合には、第2選択投票以下の選択票を加算して過半数の票を得た候補者を、当選として発表する。

投票の数え方の一例を挙げれば次の如くである。

A, B, C, Dと4名の候補者があり、その内1名が選挙されることになっている。第一選択投票をA, B, C, Dの四つに分けて数える。この第1回の計算に於ては誰も総投票数の過半数に達しない。Cの得票が一番少いのでCを除外する。Cの得票で、数字2が付されている候補者のそれぞれの得票に、その票を加えて行く。

しかし、このように票を移譲しても、残り3名の候補者の得票がいずれも過半数に達しない。そこで、第2回目の計算で最下位になったBを除外する。従ってBの得票を投票者

の示す選択数字に従ってAとDの得票にそれぞれくり入れる。C候補は既に除外されているからこの場合は無視し、次にAとDとどちらを選択しているかを見る。この移譲即ち第3回の計算の結果Dが明らかに多数を得た。

全部の選択を記入していない投票は、記された選択の分だけ数えることにし、それ以外のものは移譲できないから無視することにする。

“×”は第1選択の表示と看做される。一つの投票用紙に“1”又は“×”を二つ以上の氏名に付してあるものは無効とする。

得票が同数になった場合。何回目の計算にせよ、得票が同数になった場合には、選択票の数とその相対的価値によって結果を求めることになる。即ち、第2回目の計算に於ては第1選択の数が一番少い候補者、第3回目の計算に於ては第1及び第2選択の数が一番少い候補者という順序で除外して行けばよい。

#### 登録料 (Registration Fee)

国際ロータリー細則の規定によれば、大会に出席する16歳以上の者は、必ず登録の上登録料を支払うことになっている。登録料は国際ロータリー理事会によってその都度定められる。選挙人は、登録料を支払わない限り投票することができない。

理事会は、毎年開催する国際大会の計画に関連して、国際大会登録者が国際大会に関係ある地元の交通乃至その他の特別活動に対して支払うべき追徴金を国際大会登録料に加算すべきものかまたは除外すべきものかを、決定すべきである。

#### ホテルの割当 (Hotel Assignments)

事務総長、事務次長又は事務次長代理は、

国際ロータリーに代り、又は国際ロータリーの名に於て、会長もしくは副会長が行なうのと同じ効力を以て、国際大会に関連して理事会から委任されたホテルの予約その他ホテルに関する事項につき、契約、書類作成またはその他の取決めを行なう権限を有する。(理36—37)

#### 元役員 の 座席

(Reserved Seats for Past Officers)

毎年次国際大会に於て、国際ロータリーの元役員、元理事及び元地区ガバナー、及び国際ロータリーの国又は地域単位の元会長及び元地区委員長(但し現在でも加盟クラブの役員)には、各自の前職を示すバッジを与え、それによって、会場内の代議員専用の席に着席できるようにし、かつ、議場内の特典を与えるようにしなければならない。以上は第18回年次大会に於ける国際ロータリーの決議である。(オステンド大会決議 27—16)

#### 懇親宴会 (Fellowship Dinners)

理事会は、事情が許し正当な理由があれば年次国際大会において懇親的宴会を開催するため設備を設けることに同意した。すべて斯様な国際大会における懇親宴会は、その規模において国際的でなければならない。理事会は、事務総長に対し、大会委員会及び国際懇親宴会の準備責任者と協力し、かつ国際ロータリーへの出費を最小限度に止めるよう必要な手段を講ずることを指示した。(理61—62)

#### 元国際ロータリー役員 の 会合

(Meetings of Past R.I. Officers)

国際大会委員会は、毎年次国際大会の都度、パスト・ガバナー或はその他の国際ロータリーの元役員全員を招いて、レセプション、グループ会合、昼食会その他の社交的な催しを計画するよう示唆されている。但し、これに要する費用は、参加者個人が負担すべきであり、国際ロータリーの支払うものではないということを了解しておくべきである。このような会合を開く目的は、かつて国際ロータリーのために公式の資格で働いた人々が、旧交を暖め、再会の機会を作ることである。もし十分な人数が出席している場合には、年度別に会合を開くのもよい。また数年度分ずつまとめ、或は全部いっしょに会合してもよい。(理 41—42)

#### 特別協議会 (Special Assemblies)

理事会は、理事会で許可した場合、国際大会において特別協議会が国際ロータリー細則第8条第2節の規定に従い開催せらるべきことに同意した。(理 60—61)

#### 国際大会議事録

(Convention Proceedings)

第31回国際ロータリー年次大会は、国際ロータリー理事会の監督の下に国際ロータリーの各国際大会の議事録を作成すること、又、この記録は、国際大会議事全部の逐語的記録である必要はないが、すべての改正された条文、役員 の 選挙、その他国際大会の事務的決定事項に関しては、事実で正確な記録で

なければならないことを決議した。

更に、この記録は、理事会監督の下に正しく編集、印刷製本されるべきこと、又、その場合、理事会は、自己の判断に基づいて、この記録の中に、(1)国際大会プログラム、講演、討論、報告等加盟クラブが興味を感じずと思われる事項を組入れ、そして、(2)国際ロータリーの方針及び行動にふさわしくないと理事会が判断した講演、議論、討論又はその一部を記録より除外すること、更に、

この印刷製本された国際大会議事録を、一部宛無料で、各加盟クラブ及び理事会の決定する国際ロータリーの役員及びその他の人々に送付すること、但し、この無料配布する議事録とは別に、理事会の定める価格を以て理事会の指定する人々に販売するために、余分の冊数を用意することが出来ることを決議した。(ハバナ大会決議 40—11)

編集：理事会は、事務総長に対して、国際大会議事録の中に次の各項を掲載するよう指示している：即ち、国際大会の簡単な説明、すべての制定案と決議案の原文及びそれらに関する決定、国際大会に於ける事務的事項、及び国際ロータリー事務総長及び会計の年次報告、並びにロータリー財団管理委員会報告。以上各項の内容は決議 40—41 に合致していなければならない。(理 53—54；54—55；59—60；63—64；66—67)

版權：国際大会議事録は、営利会社が複製することのないよう版權所有として国際ロータリーを保護しなければならない。(理 27—28)

印刷及び配布：国際大会の議事録は、各加盟クラブへの無料送付及び事務総長が必要とする人々に贈呈するに足る部数を印刷しなければならない。販売すべきものは、議事録印刷に要した実費をつぐなうに足るよう事務総長によって決定された価格で配布すべきである。(理 50—51)

国際ロータリーの国際大会

(Conventions of R. I.)

年度	場所	月日	出席者数
1910	シカゴ (イリノイ州)	8月15日~17日	60
1911	ポートランド (オレゴン州)	8月21日~23日	149
1912	デュールス (ミネソタ州)	8月6日~9日	598
1913	バッファロ (ニューヨーク州)	8月18日~21日	930
1914	ヒューストン (テキサス州)	6月22日~26日	1,288
1915	サンフランシスコ (カリフォルニア州)	7月18日~23日	1,988
1916	シンシナティ (オハイオ州)	7月16日~20日	3,591
1917	アトランタ (ジョージア州)	6月17日~21日	2,583
1918	カンサスシティ (ミズーリ州)	6月24日~28日	4,145
1919	ソールトレーク・シテイク (ユター州)	6月16日~20日	3,038
1920	アトランティック・シテイク (ニュージャージー州)	6月21日~25日	7,213
1921	エディンバラ (スコットランド)	6月13日~16日	2,523
1922	ロスアンゼルス (カリフォルニア州)	6月5日~9日	6,096
1923	セントルイス (ミズーリ州)	6月18日~22日	6,779
1924	トロント (カナダ・オンタリオ州)	6月16日~20日	9,173
1925	クリーブランド (オハイオ州)	6月15日~19日	10,216
1926	デンバー (コロラド州)	6月14日~18日	8,888
1927	オステンド (ベルギー)	6月5日~10日	6,412
1928	ミネアポリス (ミネソタ州)	6月18日~22日	9,428
1929	ダラス (テキサス州)	5月27日~31日	9,508
1930	シカゴ (イリノイ州)	6月23日~27日	11,008
1931	ウィーン (オーストリア)	6月22日~26日	4,296
1932	シアトル (ワシントン州)	6月20日~24日	5,182
1933	ボストン (マサチューセッツ州)	6月26日~30日	8,430
1934	デトロイト (ミシガン州)	6月25日~29日	7,377
1935	メキシコ・シティ (メキシコ)	6月17日~21日	5,330
1936	アトランティック・シテイク (ニュージャージー州)	6月22日~26日	9,907
1937	ニース (フランス)	6月6日~11日	5,790
1938	サンフランシスコ (カリフォルニア州)	6月19日~24日	10,432
1939	クリーブランド (オハイオ州)	6月19日~23日	9,241
1940	ハバナ (キューバ)	6月9日~14日	3,713
1941	デンバー (コロラド州)	6月15日~20日	8,942
1942	トロント (カナダ・オンタリオ州)	6月21日~25日	6,599
1943	セントルイス (ミズーリ州)	5月17日~20日	3,851
1944	シカゴ (イリノイ州)	5月18日~22日	403
1945	シカゴ (イリノイ州)	5月31日, 6月5日-12日-19日	141
1946	アトランティック・シテイク (ニュージャージー州)	6月2日~6日	10,958
1947	サンフランシスコ (カリフォルニア州)	6月8日~12日	14,678
1948	リオデジャネイロ (ブラジル)	5月16日~20日	7,511

1949	ニューヨーク (ニューヨーク州)	6月12日~16日	15,961	1962	ロスアンゼルス (カリフォルニア州)	6月3日~7日	22,302
1950	デトロイト (ミシガン州)	6月18日~22日	6,949	1963	セントルイス (ミズーリ州)	6月9日~13日	10,779
1951	アトランティック・シテイク (ニュージャージー州)	5月27日~31日	8,453	1964	トロント (カナダ)	6月7日~11日	14,661
1952	メキシコ・シティ (メキシコ)	5月25日~29日	6,804	1965	アトランティック・シテイク (ニュージャージー州)	5月30日~6月3日	9,368
1953	パリ (フランス)	5月24日~28日	10,107	1966	デンバー (コロラド州)	6月12日~16日	12,929
1954	シアトル (ワシントン州)	6月6日~10日	8,015	1967	ニース (フランス)	5月21日~25日	19,362
1955	シカゴ (イリノイ州)	5月29日~6月2日	14,312	1968	メキシコ・シティ (メキシコ)	5月12日~16日	11,840
1956	フィラデルフィア (ペンシルバニア州)	6月3日~7日	10,003	1969	ホノルル (ハワイ州)	5月25日~29日	14,453
1957	ルサール (スイス)	5月19日~23日	9,702	1970	アトランタ (ジョージア州)	5月31日~6月4日	10,803
1958	ダラス (テキサス州)	6月1日~5日	14,035	1971	シドニー (オーストラリア)	5月16日~20日	16,646
1959	ニューヨーク (ニューヨーク州)	6月7日~11日	15,475	1972	ヒューストン (テキサス州)	6月11日~15日	13,287
1960	マイアミ・ビーチ (フロリダ州)	5月29日~6月2日	11,345	1973	ローザンヌ (スイス)	5月13日~17日	17,187 開催予定
1961	東京 (日本)	5月28日~6月1日	23,366	1974	ミネアポリス・セント・ポール (ミネソタ州)	6月9日~13日	開催予定

## 地区の管理

(District Administration)

### 地区編成に関する方針

(Policy Governing Creation of District)

理事会は、管理の効果を一層上げるために、加盟クラブを集めて地区(District)を設ける権限を有する。地区の編成に関する方針は次の通りである。

以下は、国際ロータリー理事会の判断と決定である；

1. 管理の効果を一層上げるために、加盟クラブは全部地区に所属せしめらるべきである。

2. 地区は、理事会の責任で行なう国際ロータリーの管理の一部面であるから、地区編成の発議権は理事会が執るべきである。

3. 地区は、その編成が国際ロータリー及びその地区内に入るロータリー・クラブの最大の利益となりうると思われる場合においてのみ、編成せらるべきものとする。

4. 地区の編成は一定数のクラブ又は一定の広さの地域によるものではないが、新しい地区は、次に示す事情を考慮して、慎重な調査の上においてのみ創設しなければならない。

- (i) 地域の広さ(平方マイル)；
- (ii) 現存クラブ数及びその地域内に将来出来る可能性のあるクラブ数；
- (iii) その地域内の交通及び通信機関の利便と施設、旅行の見地からみた地域管理の可能性；
- (iv) 地域の住民を特徴づける民族的及び国家的要素；
- (v) 地域の政治的及び経済的状態；

- (vi) 住民の言語；
- (vii) 地域の結集力；
- (viii) 若しありとすれば——州連合、県連合、又は国際地区編成の機会；
- (ix) その地区の分割又はその地区のクラブ群を他地区の編入によって再編成する将来における可能性；
- (x) その地域にあるクラブと現存する地区のクラブとの関係；
- (xi) 機能を果しているロータリーの単位としての現存クラブの記録；
- (xii) 財政的考慮。(理 27—28；34—35；51—52；57—58)

### 国際ロータリーに於ける地区の役割

理事会は、国際ロータリーに於ける地区の役割について次の如き声明を採択した；

地区は、国際ロータリーの管理の目的でロータリー・クラブ(複)が編成されている地理的地域であり、ロータリー地区組織の存在は、個々のロータリー・クラブがロータリーの綱領を推進するのを助けることを唯一の目的とするものであり、地元に於けるロータリー・クラブ(複)や個々のロータリアンが提供するいろいろな奉仕を減殺するようなことがあってはならない。(理 72—73)

### 地区の編成 (Districting)

理事会は、新しく地区を編成し、又現存地区の境界を変更する権限を有する。(国際ロータリー細則第 13 条第 1 節) 但し、地区境

界の変更は、それによって影響を受ける地区の過半数のクラブの反対を冒して行なわれてはならない。

国際ロータリー細則の規定(第 14 条第 9 節)によれば、常任地区編成委員会(Standing Districting Committee)は、細則第 13 条第 1 節に規定する地区の境界とその編成並びに発表について、理事会及び会長を助けることになっている。

地区編成委員会は、理事会の採択した地区編成の方針に従って、次の如く行動する。

1. 国際ロータリーの地区編成委員会は、国際ロータリー会長が必要と認めた場合、1 月に行なわれる理事会の会合に先立ち、成るべく 10 月又は 11 月中に開催するものとする。

2. 地区編成委員会は、その会合において、予測しうる将来に地区編成を要すると思われる世界中の地区の事情を検討しなければならない。この検討は、当該地区に関連して入手した事実の情報に基づいて行なうものとする。この検討に基づき、委員会は、特別の研究を要すると思われる地区を選び、次の国際協議会会期中、それらの地区のガバナー・ノミニーに対し地区編成委員会と協議するよう求めなければならない。前記のガバナー・ノミニーには、それぞれの地区内における地区編成に関する事柄について、予め準備するよう要請しておくべきである。

3. 地区編成委員会は、国際協議会会期中に会合し、地区ガバナー・ノミニーとそれぞれの地区内における地区編成問題に関連して協議できるようにしておかなければならない。選ばれた地区のガバナー・ノミニーとの協議について特に取決めを行ない、出来れば、その人達に予めその会合の時と場所を通知するものとする。

4. 次期地区ガバナーは、国際協議会からその地区に帰ってから、地区内クラブの組み替えに関する計画遂行に関し、地区内のクラブ会長その他適当なロータリアンと協議すべ

きである。必要と認められた場合には、地区内に地区編成委員会を設け、これにクラブの組み替えに関する明確な計画をたてる責任を持たせることとすべきである。

5. 地区ガバナーは、クラブ公式訪問の際とかその地区内のクラブ又はロータリアンとの接触の際に、簡単に地区編成の問題を話し合うべきである。地域編成に関するこの様な接触の目的は、その地区に関係する地区編成問題について、クラブやロータリアンに良く知って貰い、その結果、これらクラブで受入れられることのできるクラブ組み替えの計画を国際ロータリー地区委員会に提出することを容易かつ速やかにするためである。

6. ある範囲のクラブ組み替えが二つ又はそれ以上の地区に影響する場合には、関係地区ガバナーは会合して、その範囲に入るクラブの組み替え計画をたてるため、必要と認められた場合、それらの地区からの代表で連合委員会を設置すべきである。

7. 地区ガバナーは、国際ロータリー地区編成委員会に、現在の地区運営上当面する諸問題について説明し、次に挙げる諸点を明確に示して、地区としての計画を提出すべきである。

- (i) 関係地域と提案地区の境界を示す地図；
- (ii) 現在のクラブ数、各クラブの会員数、及び各提案地区における拡大の可能性；
- (iii) 各提案地区における地区大会開催都市に関する情報；
- (iv) 各提案地区内の交通機関；
- (v) 政治及び経済事情。

8. 国際ロータリー地区編成委員会は、地区ガバナーよりの提出計画を、成るべく 10 月又は 11 月開催の委員会において、或は通信によって、研究し、その勧告案を、審議してもらうため、理事会に報告しなければならない。

9. 若し国際ロータリー理事会が、審議中の一地区又は数地区内のクラブの組み替えを決定したときは、国際ロータリー細則第13条第1節の規定により、国際ロータリー会長は、関係地区のクラブに、その決定された事項について通知するものとする。

10. 影響を受ける当該地区内クラブの過半数が、国際ロータリー理事会の示す期間内に異議を申立てない場合には、国際ロータリー事務総長は、その地区ガバナー及びクラブに、理事会の決定は確定したことを通知するものとする。(理 54—55)

理事会は、ロータリー・クラブの運営能率を一層向上させる目的を以て地区編成委員会が理事会に与えた勧告に基いて、理事会が唱導した処の地区編成に関する一般原則を、国際ロータリーの全役員及び地区大会における国際ロータリー会長の全代理が、支持することを期待している。(理 48—49)

地区編成に関して統一ある実施方法を確立するため、地区間の境界の修正が効力を発生する日は、1月1日及び7月1日の内、事情により都合の良い方を選ぶものとする。(理 42—43；62—63)

理事会は、新たに編成された地区の境界が決定、発表されてから1ヵ年間は、同地区の境界の修正を考慮しないものとする。(理 48—49)

新しいクラブが、現存の地区の外側の土地で国際ロータリーへの加盟を許されたときは、それを地区に編入すべきか、それとも、地区無所属クラブ群の中に入れるべきかについて、決定が行なわれるものとする。効果的な運営を行なうために、全ロータリー・クラブは、究極において、地区に所属せしめらるべきものとする既定方針に従って、地区無所属クラブ群は、できる限りすみやかに、地区に編入されるべきものとする。(理 67—68；70—71)

### 地区内のクラブ数

(Number of Clubs in a District)

地区を構成するクラブ数の最大限及び地区の地理的な面積に関する厳格な規定はあり得ない。地区は、国際ロータリーに対して財政的に不当な負担をかけるような大きさであってはならないし、又、地区が大きすぎてガバナーがその任務を正しく遂行するのに過労となってもいけないというのが原則である。これらの両極端の中間に於て、地方的事情が決定の要素となるであろう。(理 31—32)

### 国家間に跨る地区

(International Districts)

言語、風習及び距離が許す場合、国家間に跨る地区を新たに編成することは、原則として、望ましいことである。しかし現存の地区の境界を改編し、2以上の地区或は地区の一部を結合して国際的な地区を編成することは、関係クラブにとっても、又、国際ロータリーの全般的運営にとっても望ましいことではない。かくの如き国家間に跨る地区の編成は、慎重な考慮を以て行なわれねばならない。(理46—47)

### 地区ガバナー (District Governor)

編成された地区における地区ガバナーの直接監督下でのクラブの管理は、堅実な方法によるものであり、これは継続されるべきである。地区ガバナーの職務の管理に関する国際ロータリーの現在の方針及び方法は満足すべきものである。

自分の地区における国際ロータリーの役員として地区ガバナーの職に選ばれたロータリアンは、その任務及び責任について精通して

おり、注意深く選ばれ、健康上その他でその任務及び責任を喜んで果しうるということが、地区ガバナー制度の効果的運営に必須である。地区ガバナー・ノミニーの選択に当っては、地区ガバナー職の資格及び必要条件が明らかに理解されかつ十分に考慮される必要がある。(理 61—62)

地区は、地区ガバナー・ノミニーの選出を、当人が地区ガバナーに就任する前々年中に行なうよう奨励されている。(理 66—67)

理事会は次のことを勧告する。

地区ガバナー・ノミニーが、その地区ガバナー就任の2年前に選出された地区においては、彼はその就任の前年中に、

1. 地区ガバナーから、その地区の各種委員会又は地区組織に関し、特別の任務が与えられること、

2. 地区ガバナー・ノミニーを参加者として指定していないすべての地区集會にオブザーバーとして出席するよう、地区ガバナーから要請されること。

3. 地区大会のプログラムに参加する任務を地区ガバナーによって考慮されること。(理 66—67)

理事会は、地区ガバナーに対し、次期地区ガバナーの適応指導、教育、及び職務に対する意欲を刺戟することにより多くの時間をあてるよう、そしてそのために元地区ガバナー及び地域的ロータリー研究会等の集會を利用するよう奨励している。(理 69—70)

理事会は、地区が、国際ロータリー定款の職業分類及び会員資格の規定に従って会員に選挙したそのロータリー・クラブでの会員資格に完全に該当しない人を、地区ガバナー・ノミニーとして選ぶ行為に、重大な関心を持っている。(理 61—62)

地区内の全クラブが行なう地区ガバナー・ノミニーの選出は、ロータリーの原則に合致した厳粛な、信頼のできる方法で実施されるべきである。地区ガバナー候補者を支援する活

動は、地区ガバナーの重要さ及びその重大な任務内容に相応しかるべきである。地区ガバナー候補者支援の文書の内容は、写真及び本人のロータリー活動、市民としての活動、そして実業又は専門職業活動の説明に限定されるべきである。このほかに本人の立候補を後援、推進する如何なる処置も講ぜらるべきではない。(理 64—65)

理事会は地区に対し、幾多のクラブ群乃至地理的地域の間で伝統的に行なわれている地区ガバナーの輪番指名の方法に動かされることのない手続によって、地区ガバナーとして最適格の候補者を探し出し、指名するよう奨励する。(理 69—70)

地区ガバナーは、指名を受ける時点において、一つ又は幾つかのロータリー・クラブで通算5年以上会員であった者でなければならぬという国際ロータリー細則第13条第5節(4)項にある資格条件に関し、理事会は、「指名を受ける時点において」という語句は、当該ロータリアンが所属地区から地区ガバナー・ノミニーとして選出され或は公表された時を指すものであることに同意する。(理 69—70)

理事会は次の事項に同意した。

(4) 地区ガバナーの制度は望ましく又実際的であることが経験によって証明されている。何か改良することが必要であれば、この制度を運用する方法によって改善を行なうべきである。

(5) 地区ガバナーの職につくべき最良の候補者を確保するため、地区ガバナーは、毎年、所管地区内のクラブに対し、入手できる資料の調査を行ない、かつ、適当なガバナー候補者を推薦するように要請することを勧告されるべきである。

(6) 地区ガバナーは、地区大会 (District Conference) に先だち、所管地区内の各クラブに対し、ガバナー候補者としての被推薦者の履歴及び資格について伝達しなければなら

ない。

(イ) 毎年、地区ガバナーの身分、資格及び任務についての説明書を作成し、これを各クラブに配布して、地区ガバナー・ノミニーとして推薦された者或はをノミニーを推薦しようとするものがガバナーの任務について知ることができるようにすべきである。(理 29-30; 39-40)

上述の各事項に関し、次の如き説明がなされている；

身分 (Status)

地区ガバナーは

国際ロータリーの役員である；

所管地区内のクラブによって指名され、国際ロータリー大会によって選挙される；7月1日に就任し、1ヵ年間または後任者が選挙せられ、資格が確定するまでその任に留まるものとする。

資格 (Qualifications)

地区ガバナーは

指名を受ける地区内のクラブの瑕疵なき正会員、シニア・アクティブ会員又はバスト・サービス会員であることを要する；

従って、関係規定を厳格に適用して、前記の会員資格に完全に該当していなければならない。そしてその職業分類が完全に適正であるべきことは言うまでもない；

地区ガバナー・ノミニー候補者として推薦された年度の前の会計年度末において、国際ロータリーに対して何ら未払勘定を持たない、瑕疵なき、ロータリー・クラブの適正資格を有する会員でなければならない；

指名を受ける時点において、一つまたはいくつかのロータリー・クラブで、通算5年以上会員であった者でなければならない；

クラブの会長又は幹事を勤めたことのある者でなければならない；

ここに規定する地区ガバナーの任務と責任を喜んで果す意思があり、身体的にもその他の点においてもそれができる者でなければなら

ない；

ガバナーに選挙される直前の国際協議会には全会期を通して出席し、国際協議会終了直後の7月1日までに自分の地区へ帰らなければならない。国際大会への出席は極めて望ましいことである；

所属クラブの尊敬の的であり、かつ信頼されていなければならない；

本人の実業または専門職業の経営において示された経営力を持つ、職業上令名ある男子でなければならない；

ロータリーの仕事を遂行するに必要な時間を提供できるように、自己の実業または専門職業をうまく編成しなければならない；

本人並びにその近親者の品行が非難の余地のないものでなければならない；

ロータリーとその目的、綱領及び規則をよく心得ており、国際ロータリーに対し忠実であることが認められているロータリアンでなければならない；

ロータリーの如何なる面についても信服させる方法で論ずることができ、自己の所信を、私的にも、公的にも、簡潔、直載、かつ真剣な言葉で表現できなければならない。必ずしも雄弁家である必要はない。

任 務 (Duties)

地区ガバナーは

理事会の全般的な管理と監督の下に職務を行なうその地区の国際ロータリーの役員である。所管地区内クラブを直接監督する責任を遂行するに当り、地区ガバナーは、国際ロータリーの綱領を推進する特別な任務を課せられており、自ら次の諸項を実行しなければならない；

所管地区内の新クラブ結成を指導監督すること；

所管地区内の既存クラブの強化を助成すること；

所管地区内のクラブ相互間の友好関係及びクラブと国際ロータリー間の友好関係の増進；

所管地区の地区大会と地区協議会を計画、運営、主宰すること；

できるだけ年度の早い時期に、所管地区内の各クラブを公式訪問すること。(この訪問は急いではない。そしてガバナーが、有意義なクラブ協議会を開いて協議し、またロータリーに関する包括的な講演をなしうよう十分な時間をかけるべきである)；

所管地区内の各クラブ会長および幹事にマンスリー・レターを発送すること；

国際ロータリー会長又は理事会から要請があった場合は、速かに国際ロータリーに報告をすること；

クラブ強化のための勧告案とともに、地区内クラブの状況に関する詳細な情報を後継者に提供すること；

後継者に代々続けられている地区記録を引継ぐこと；地区における国際ロータリー役員としての責任に属しているその他の任務を遂行すること。

但し、グレート・ブリテン及びアイルランドにおいては、地区ガバナーの任務は、R.I. B.I. 審議会の指示のもとに、R.I.B.I. 定款並びに細則に則り、当該地域の伝統的慣行に従って遂行されるものとする。また、国際ロータリー会長或は理事会から要請があった場合は、速かに国際ロータリーへ報告をし、そして地区における国際ロータリー役員としての責任に属するその他の任務を遂行しなければならない。

その他地区ガバナーの実行が期待されている事項に以下の如きものがある；

常にクラブ間の健全な状態を推進することに努力しながら、クラブの問題についてこれを援助する；

ロータリアン誌(又はレビスタ・ロータリア)、国際ロータリー・ニュース、事務総長書翰、その他国際ロータリー中央事務局からのすべての公報、文献類、及び地区内各クラブの出版物などに目を通す；

各クラブに対し、少くとも毎年一回は都市連合会に参加するよう奨励する；

地区内にさらにロータリー・クラブを結成するよう斡旋し、かつ、これを監督する；

地区内のロータリー会員の地区大会開催の準備をする；

国際ロータリー大会への出席を勧奨する；

必要があれば、クラブ会長及び(又は)幹事の特別会議を開催する；

毎月地区内のクラブの出席報告の摘要を作成し、この地区報告を国際ロータリー事務総長に送付する。

.....

理事会は、国際ロータリーの細則に定められている地区ガバナーの任務中、特に、地区における国際ロータリーの役員としての責任上生ずべき義務は自ら遂行するものとするとの規定は、会長や理事会によって定められているプログラムや活動を実行する責任をも含むことに同意した。(理 67-68)

指名に必要な資格の取得

(Qualifying for Nomination)

地区ガバナーのノミニーとしての資格条件を認められるためには、その職に指名された候補者は、細則に定められている地区ガバナーの資格条件、任務及び責任を詳らかにした上で、細則に列記された地区ガバナーの資格条件、任務及び責任を明確に理解していること及び地区ガバナーとして資格条件を備えており、ガバナーの任務と責任を引受けてこれを忠実に果す意思があり、それができる状態にある旨の申告書に、署名してこれを事務総長を通じて国際ロータリーに提出しなければならない。

国際ロータリー細則は、同細則に規定された資格並びに必要な条件に合致しない地区ガバナー・ノミニーの指名は拒否すべきものとし、事務総長はこれを選挙のため国際大会に提出しないものとするを規定している。

もしも、前述の規定の通り地区ガバナー・ノミニーから署名された申告書を受理したに拘らず、理事会に、そのノミニーが細則に定める任務と責任を十分に果たすことができないであろうと信ずべき理由があるときは、理事会はその指名を一時停止することができる。このような一時停止が行なわれたときは、地区ガバナーとそのノミニーは、その旨を通知されるものとする。そして、そのノミニーは、地区ガバナー及び事務総長を経由して、地区ガバナーとしての任務と責任を取り、忠実にこれを遂行することができることに付て再度の申立てを理事会に提出する機会が与えられるものとする。かかる申立てを含めすべての関連事情を審議した上で、理事会は、3分の2の多数を以てそのノミニーの指名を拒否し、或は一時停止を撤回するものとする。

もし上述の規定のいずれかに基いて地区ガバナー・ノミニーの指名が拒否された場合は、事務総長は、関係地区の地区ガバナーに、その拒否とその理由を通告しなければならない。そして地区ガバナーは、これを当該ノミニーに通告しなければならない。そこで、時間が許すならば、その地区は、細則の規定に従って、地区ガバナー指導のもとに、地区大会又は郵便投票の何れかにより、地区ガバナーのノミニーをもう1名選ばなければならない。地区が、受け容れ得る、資格条件の備わった地区ガバナー・ノミニーを選出することができなかった場合、ノミニーは、国際ロータリー細則第13条第5節(イ)項の規定に従って選出さるべきものとする。

国際協議会へ地区ガバナー・ノミニーの出席 (Attendance of District Governor Nominee at International Assembly)

長い経験に基づき、かつ、既定の方針と手

続とに添って、理事会は、地区ガバナー・ノミニーが国際協議会に出席することは地区水準における国際ロータリーの効果的管理上最も重要であると考えている。

更に、理事会は、各地区ガバナーが、その地区における国際ロータリーの代表者として効果的に行動し、かつ、国際ロータリーの役員としての地区ガバナーに期待されている所管地区内クラブの指導、指揮及び助言を行なおうとするには、国際協議会に参加することから得られる基本的経験と訓練を受けなければならないことを不動の信念として堅持している。

理事会は、各地区ガバナーが、地区ガバナー候補者全部及び地区内の全クラブに対し、ガバナー・ノミニーが地区ガバナーとしての必要な用意をなすため国際協議会に出席することの必要性と、候補者が国際協議会にその全期間出席できかつ実際出席するのでなければ指名が受諾されないということを強調するよう、要請している。

理由の如何にかかわらず、地区ガバナー・ノミニーが国際協議会に出席することが出来ない場合は、その人自身及びその地区のクラブに対し公平に考え、かつ、世界を通じての国際ロータリーの最善の利益のために、その人は、国際協議会に全期間出席出来かつ事実出席する被指名者の選択が出来るようにするため、直ちにその指名を辞退することが期待されている。

地区ガバナー・ノミニーが、その職に再び指名された場合には、2回目の国際協議会に、地区ガバナー・ノミニーとして出席することが出来るが、2回目からの協議会の費用は、特殊な事情のある場合及びその国際協議会開催に先立ち理事会が特別に承認した場合に限り、国際ロータリーにおいてこれを支弁するものとする。

経費

(Expenses of District Governor)

国際ロータリーは、各ガバナー・ノミニーに対し、国際協議会に出席するための必要かつ適正な費用を弁償することになっている。地区ガバナーで再び指名された場合には、2回目の国際協議会に出席することができるが、その人の2回以上の出席に対する費用は国際ロータリーにおいて支弁しない。

グレート・ブリテン及びアイルランドにおける23名の地区ガバナーを除き、国際ロータリーは、又、各ガバナーに対し、地区内の各クラブに1回ずつ公式訪問を行なうに要する旅費、通信費、各クラブ役員へ送付するマンスリー・レターの発行費、地区大会及び地区協議会への旅費等の費用を一括計上した金額を割当てている。国際ロータリーは前記出費を、この割当の範囲内においてのみ各ガバナーに弁済する。

グレート・ブリテン及びアイルランドにおいては、地区ガバナーがその任務遂行上生じた費用は、グレート・ブリテン及びアイルランド内・国際ロータリー加盟クラブが国際ロータリーに納入した人頭分担金から R. I. B. I. に割当てられて R. I. B. I. が保有している資金から、地域単位 R. I. B. I. によって支払われる。

地区ガバナーの職務管理に関する方針

(Policy on Administration of Office of Governor)

理事会は、地区ガバナーの職務管理について次の方針を採択している。

理事会は、地区ガバナーの職務管理に関する方針の一部として、国際ロータリーの定款並びに細則が次の通り規定することを承認す

る：

イ) 理事会は、管理を一層効果的にする目的のために、クラブが所在する地域を地区に分割する権限を持っている。

ロ) クラブの管理は、理事会の総括的管理の下にあるとともに、地区においては地区ガバナーの直接管理が行なわれる。

ハ) 地区ガバナーは、理事会の全般的な管理と監督の下に任務を行なうその地区における国際ロータリー役員である。地区内のクラブを直接監督する責任を遂行するに当り、地区ガバナーは、国際ロータリーの綱領を推進する特別任務を負わされており、身を以て次の諸項を行なわなければならない：

- 1) 地区内の新クラブ結成を監督する；
- 2) 地区内の既存クラブの強化を援助する；
- 3) 地区内のクラブ相互間並びにそれらクラブと国際ロータリー間に友好的な関係を増進する；
- 4) 担当地区の地区大会並びに地区協議会を立案、実施、かつ主宰する；
- 5) 出来るだけ年度の始めに地区内全クラブを公式訪問する；
- 6) 地区内の各クラブ会長並びに幹事にマンスリー・レターを発送する；
- 7) 会長又は理事会の要求事項は速やかに国際ロータリーに報告する；
- 8) 後任ガバナーに、地区内のクラブの状況に関する完全なる情報とともにクラブ強化のための勧告案を提供する；
- 9) 後任のガバナーに代々続けられている地区記録を引き継ぐ；
- 10) 地区に於ける国際ロータリーの役員としての責任に属するその他の任務を遂行する。

しかし、グレート・ブリテン及びアイルランドにおいては、地区ガバナーの任務は、理事会の指図の下に、そしてグレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーの定款

及び細則に従い、この地域の伝統的慣行に添って、執行されるべきものとする。又、会長又は理事会の要請があれば遅滞なく国際ロータリーに報告を提出しなければならない。そして地区における国際ロータリー役員として、当然その責任に属するその他の任務を遂行しなければならない。

理事会は、地区制管理方式が満足すべきものかつ効果的なものであることが証明され、従って存続されるべきであることを再確認する。

地区ガバナーの職務管理関係者の参考および指針とするため、理事会は、次のことをこの方針の一部として掲げておく。

(イ) 地区ガバナーは、地区内の各クラブの会長並びに幹事に、小型印刷または謄写印刷回覧用マンスリー・レターを毎月15日又はその前後に発送するよう期待されている。このマンスリー・レターの内容は、地区内クラブが特に関心をもつ記事、例えば新クラブの結成、地区協議会、地区大会、国際大会、地区内クラブの異例の成果、及び多くのクラブの注意を喚起するような諸問題を載せるべきである。

(ロ) 地区ガバナーは、地区内に於て認められている国際ロータリーの唯一の管理役員であるが、地区内のクラブ数及び地区の地理的範囲に応じて、地区内の隣接している数クラブずつをもって二つ乃至その以上の地域に区分して、各地域にガバナー代理として適格なロータリアン（直前クラブ会長を優先的に）を任命すべきである。斯様な代理は、日常の管理事務についてガバナーを補佐し、その地区内のクラブ及び地区ガバナーの非公式の助言者として行動するものである。地区ガバナーは、又、その監督の下に、地区内のロータリー計画を推進する地区諮問委員を1名乃至数名任命することが出来る。

(ハ) 次に示す解説は、分区代理又は地区諮問委員会を設けようとするガバナーの参考に

供するものである：

1) ガバナーの分区代理：

何か：地区内に於て予め決定した分区にあるクラブの運営を援助するための非公式なガバナー代理。

これらの代理は、その分区内のクラブ会長とガバナー間の連絡員で、公式の権限をもつものではない。

ガバナーは、これらの分区代理にその職務を委任するのではない。

誰か：元会長；所属クラブの管理者として特に成功した人々。

何時：大抵のガバナーは、公式訪問を終って地区内の諸問題に精通するまで待つが、ガバナーによっては就任早々に任命するものもある。

如何に：地区は、その地理的狀態及びその広さにより、最少3クラブ、最高7クラブの基準で区分される。

代理の一般的任務：分区内のクラブに、年2回か3回位非公式の訪問をする。これらのクラブ内の進展状況をガバナーに知らせる。分区内の都市連合会を計画準備する。分区内又は他の分区との出席競争を準備する。非常事態の発生した場合、特別訪問を行なう。講演者の斡旋その他有用な援助をクラブ役員に与える。地区ガバナーの要請事項や勧告事項の実行を推進するようクラブを督励する。クラブの充填、未充填職業分類表作成に助力する。クラブが会員数を徐々に確実に増加するためには上手に立案されたプログラムを作成することがクラブにとって大切であることを、役員並びに必要な場合は会員にも理解させるのに協力する。地区大会のプログラム委員会の一員として活躍する。

経費：クラブ間の距離が接近しているため、経費は普通あまりかからないので、通常各代理は自己負担とする。

長所：未来のガバナーを養成することがで

きる。ガバナーの資格で出席することが好ましくないような場合に、非公式に援助できる。分区代理のいない場合よりも多く都市連合会を開催できる。出席率を高める。分区内のクラブの一般的管理が改善される。地域社会に於ける有益な一般に認められた実業並びに専門職業活動の真の横断面をクラブ内に実現するため、上手に立案されかつ管理される計画の利点を分析、検討するようクラブを督励できる。ガバナーに援助と、同情と、感激を与え、かつ、地区内に健全な道徳を樹立するのを助ける。

2) 地区諮問委員会：

この委員会は、ガバナーの直接監督と指導の下に行動し、委員のうち、1名は地区に於けるクラブ奉仕、1名は職業奉仕、1名は社会奉仕、そして1名は国際奉仕と、それぞれ奉仕促進の任務に当る。可能な場合には、青少年奉仕促進の任に当る委員を1名追加する。もし希望があれば、クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、青少年への奉仕に関する諮問委員会又はその他の諮問委員会が同一の目的のために任命されても差支えない。

3) 一般

ガバナーは、1ヵ年間で地区を管理する役員であるから、こうして任命された分区代理または地区諮問委員も、その人達を任命するガバナーの任期中のみその任務につくものとする。ガバナーは、その地区内クラブに関する何等の権限及び責任をも軽減されることはない。彼は、分区代理又は地区諮問委員会が存在しない場合の如く、各クラブを訪問し、クラブの報告を受ける等々のことをしなければならない。国際ロータリーは、分区代理又は地区諮問委員会の仕事に付随する経費の請求には応じない。理事会は、地区ガバナー自身によるクラブの直接監督という一般に認められた方針を乱すような副ガバナー、代理ガバナー、地

区幹事、又は他の如何なる組織の設置をも承認しない。

事情が許せば、ガバナーは、地区内の弱体クラブを強化するため、慎重に選考された補佐(元国際ロータリー役員その他)の奉仕を活用すべきである。分区代理又は地区諮問委員会が既に任命されている場合は、弱体クラブの強化に当ってガバナーを援助する補佐を、上記の分区代理又は地区諮問委員会委員中より任命しても差支えない。国際ロータリー理事会により随時特に勧告され、そしてその示された方法により構成された委員会を除き、次期ガバナーの権限又は責任を如何なる方法でも弱める結果となるような継続的役員、組織、又は委員会の如きものを地区内に作ってはならない。

(ニ) 国際ロータリーの年間予算には、地区ガバナーが、地区内に於てその責任と任務を遂行する際負担する妥当かつ必要な経費を弁償するための支出金が計上されている。その支出金の総額は、次の経費承認諸項目を随う割当相当額とする。

- 1) 必要な場合の事務並びに速記のパート・タイマー；
- 2) 小型印刷または謄写印刷したマンスリー・レターの発行および地区内各クラブ会長並びに幹事宛郵送費；
- 3) 必要な一般通信費；
- 4) 国際ロータリーよりの支給品以外のガバナーに必要な文具や事務用品；
- 5) 必要な場合の電話並びに電報料；
- 6) 地区内の各クラブへの公式訪問一回、地区大会の準備と、その指導、次期地区ガバナーとして並びに地区ガバナーとしての地区協議会への出席準備と開催準備のための旅行の既定方針に基づく旅費及び日当。

地区ガバナーは、その地区内の弱体クラブを2回以上訪問するよう勧奨されている。かかる追加訪問が必要でしかも地区ガバナーの

予算内で実施できない場合、又は、最初の予算に計上されていないインターアクトやその他のロータリーのプログラムのため追加予算が必要な場合には、かかる追加経費は支弁されるものとする。但し、かかる追加予算の請求は、地区ガバナーから事務総長を経て理事会へ提出され、かつ、かかる経費の支出以前に承認された場合に限るものとする。

新クラブ結成と認証状伝達に関連してガバナーが必要とする旅費の報償は、ガバナー予算の前期割当額には含まれていないので、別に国際ロータリーから支給される。新クラブ結成並びに認証状伝達に関連して加盟金の半額を越える経費を必要とする場合、ガバナーは、その経費が得られるか否かを確めるため、事務総長と協議すべきである。(理 65—66)

国際ロータリーの資金は、地区委員会に關保する如何なる経費にも使用してはならない。(理 46—47)

### 地区組織 (District Organization)

如何なる地区においても、恒久的地区組織を設け恒久的地区幹事をおくことは賢明なことではない。適切な広さの地区は、1人のガバナーで管理することができる。援助を要するときには、ガバナーは、何時でも非公式に元ガバナーや他のロータリアンの助力を請うことのできる特典を持っている。(理 25—26; 37—38)

地区内において運営される公式の地区機関や組織は、ロータリー世界を通じて何処でも推奨すべきものでなく又効果的なものでもない。(理 57—58)

理事会は、種々の地区委員会の委員長の人選に際して地区ガバナーが経験豊かなロータリアンを任命すべきこと、又地区委員会組織は、地区ガバナーが地区におけるロータリ

ー・プログラムの効果的推進に必要と考える場合のみ拡大するべきであると言うことを決定した。(理 66—67)

地区ガバナーは、次の各項について直接責任を負うべきである：

- 1) 地区協議会の立案及び指導；
- 2) クラブの公式訪問；
- 3) マンスリー・レターの発行；
- 4) 地区大会の立案及び指導；
- 5) 国際ロータリー会長、国際ロータリー理事会及び中央事務局との関係；
- 6) 新ロータリー・クラブの結成地の調査の承認。

以上6項を除く職務については、地区組織を通じて委任することが認められかつ奨励されている。(理 69—70)

理事会は次の各項を決定した：

- イ) 地区ガバナーは、地区組織に継続性の規定を設けるよう勸奨されるべきこと；
- ロ) 地区ガバナーは、分区代理の任命並びにその利用を絶えず奨励されるべきこと；
- ハ) 地区ガバナーに対し、地区組織図試案が地区の必要事項、プログラム及び地形に応じて修正するように立案されている弾力的プランであることを強調すること；
- ニ) 地区ガバナーに対し、ガバナーと諸種の地区委員会との連絡係として次期地区ガバナーを任命し活用するよう示唆すること；
- ホ) 地区ガバナーに対し、その就任前に、ロータリーに通曉しかつ地区集会の経験も豊富なロータリアンで、地区集会の準備、適切な書簡処理、諸種の記録保存等の日常の管理事務の面でガバナーを助けてガバナーをそのような仕事から解放することができる者を、地区幹事に任命或は再任命するよう奨励すること。(理 68—69)

### 数地区合同組織

(Multi-District Organization)

理事会は、1国内の二つ以上の地区又は全地区を包含する一つの機関乃至そのような組織又は管理部門の設置には好意を寄せない。(理 69—70)

### 元ガバナーの利用

(Utilizing Services of Past Governors)

元ガバナーの奉仕は可能などときには如何なる場合でも利用すべきである。例えば地区協議会、地区大会及び拡大の仕事において、元ガバナーを利用すべきである。(理 26—27)

ガバナーは、その地区に於ける国際ロータリーの公式の代表である。ガバナーの任務或は管理上の権限を幾分たりとも元ガバナーその他に譲ることは賢明でない。(理 39—40)

クラブに元ガバナー或いはその他の国際ロータリー元役員が居るような場合には、彼等にロータリーの仕事に対する経験と能力があるので、クラブに難問題や或いはクラブ会長がクラブの機能發揮に困難を生じたような場合には、彼等を利用する可能性のあることについて、各クラブ会長の注意が喚起されている。(理 41—42)

地区の元ガバナーは利用できる才能と経験の一大貯蔵所であると言う事実には、ガバナーの注意が喚起されている。ガバナーは、成しとげにくい仕事に遭遇した場合、これらの元ガバナーを利用して自己の努力を補うのがよい。地区ガバナーは、弱体クラブの強化を計る際に、補佐(元国際ロータリー役員及びその他)の任務を注意深く選定しかつ賢明に活用するよう奨められている。その補佐には、地区内の弱体クラブを訪問してプログラムの材料を提供したり、財政について彼等に助言

を与えたり、委員会の設置及びクラブの正規の機能を果す上に援助して貰ったりすることを依頼してもよい。又、ガバナーは、クラブに対して元ガバナーに訪問して貰うことを要請するよう示唆してもよく、或は、クラブに元ガバナーの訪問を歓迎するかどうかを問い合わせてもよい。(理 41—42; 62—63)

理事会は、地区ガバナーが、地区の元国際ロータリー役員を、諮問委員会やその他のロータリーの特殊部面関係の委員会に関連して大いに利用することに賛意を表し、かつ、「ガバナー諮問機関」「ガバナー諮問委員会」「顧問審議会」その他類似の元地区ガバナー達のグループが、ロータリー・プログラム及び地区ガバナーの援助に大きな貢献をなしていることを認めている。但し、かかる元国際ロータリー役員公的組織は、地区ガバナーの指揮、監督の下におかされるべく、かつ、如何なる面においても、地区ガバナーの権限又は責任を軽減しないものとする。(理 67—68)

### ガバナーの記録及び書類

(Records and Files of Governor)

退任するガバナーは、その後任者に対し、その地区に於て最もロータリーの為になるようにその任務を遂行する上に参考になると思われる情報をすべて引継ぐよう要請されている。

ガバナーは、地区内の各クラブに関する詳細な情報及び資料を記した記録を保持する義務はないが、地区内におけるクラブの状況に関する成るべく完全な情報を、最も便宜な形式で編集して持っていなければならない。(理 46—47)

地区ガバナーは、代々相伝の地区記録を全部後継者に引継ぐべきものとする。(国際ロータリー細則)

理事会は、地区ガバナーに対し、地区の記

録乃至要覧の作成に当っては、ガバナーが就任のための準備と地区の問題の処理やその他の責務の遂行に役立つ情報を、簡潔に付記することを奨励している。なおかかる書類は、ガバナーが常に最新の状態で整備し、後任地区ガバナーに引継ぐべきである。(理 68—69)

### 地区ガバナーの半期報告 (Semiannual Reports of District Governor)

地区ガバナーは、年2回報告書を提出する。第1回報告は、7月1日より12月31日の期間にわたるものであり、ガバナーは、その中で、地区内のロータリー管理に関する批判、観察及び示唆を提示して、国際ロータリー会長に提出する。この報告は、3通作成し、1通は国際ロータリー会長事務所に、1通はガバナーに関係深い事務局に送り、そして1通は地区ガバナーの綴込みに入れるものとする。

第2回、即ち6月1日付の最後の報告は、国際ロータリーに提出されるもので、地区の一般状況、及び地区内の特殊な活動及び事態について記載し、かつ、一般的な批判、観察及び示唆を提供する。この報告の1通は国際ロータリー事務総長に送り、1通は次期ガバナーに送り、1通は地区ガバナーの綴込みに入れて保管する。

### ガバナーのマンスリー・レター (Governor's Monthly Letter)

ガバナーのマンスリー・レターを個々のロータリー会員に送ることとするには国際ロータリーの資金は十分でない。地区の費用でガバナーのマンスリー・レターを個々のロータリー会員に送ることにするかどうかは、各地

区に於て決定すべきことである。(理 33—34)

ガバナーのマンスリー・レターは、各クラブの会長、幹事だけでなく、全会員がこの書翰に書かれている地区の活動とその他の重要な情報を得られるよう、毎月クラブ理事会でこれを読むこと、又、或る部分をクラブ例会でも読むようにすることを、全クラブに対し提案する。(理 34—35)

理事会は、地区ガバナーがそのマンスリー・レターでクラブ会員数の増減を報告するときは、前月の報告との比較増減の代りに、又はそれに加えて、当該ロータリー年度の7月1日以降の会員の増減を示す数字を入れるよう勧奨する。(理 67—68)

理事会は、地区ガバナーに対し、それが適切と思われるならば、そのマンスリー・レター第1号に、所管地区のロータリアンが一般に使っている言語版で入手可能なロータリー文献に関する記事を載せるよう要請している。(理 68—69)

### ガバナーのクラブ訪問 (Governor's Visit to Club)

ガバナーは、自己の地区内全クラブを公式訪問するよう期待されている。この訪問は急いで行なうべきではない。効果的なクラブ協議会を催したり、そしてクラブに対し広範囲にわたるロータリーに関しての講演を行ったり、或いは又、クラブ内にロータリーに関する知識を普及強化する目的でクラブ・フォーラムを開いたりすることによって、クラブと協議する機会が持てるように、十分な時間をかけるべきである。(理 46—47, 49—50)

直前ガバナーが、その任期の最後の3ヵ月に加盟した新クラブを訪問することに異議はない。但し、これは予めガバナーの承認を受けた場合のことである。(理 44—45)

ガバナーが所管地区内の外国に法律上入国できない地区に於ては、国際ロータリー会長は、ガバナーと相談の上、理事或は他の適当なロータリー会員にガバナーに代ってこれらの国のクラブを訪問させる権限を持っている。(理 49—50)

### 地区出席競争 (District Attendance Contests)

理事会は、各地区ガバナーが、その地区内のクラブ間に出席競争を行なわせること、及び、クラブからガバナーに提出される月例の出席報告に基づき、そのマンスリー・レターにかかる競争の結果を発表することを要求する。(理 67—68)

### 活動の同格部門三点 (Three Point Co-Equal Avenues of Activity)

ロータリーが最も広い影響を与えることができるようにするために、ガバナーは、自己の地区に於て、次に示す活動の同格部門である三点を実行すべき責任に重点をおくべきである。

- (イ) 何処であろうと、クラブが成功裡に維持され得る見込のあるあらゆる都市にロータリー・クラブを結成すること。
- (ロ) 各クラブが職業分類をできるだけ多く充填すること。この場合最良の候補者を確保することに重点をおく。一つの職業分類に於て総ての条件が同一である場合には、若い方の候補者を選ぶこととしてクラブの平均年齢を下げる。
- (ハ) 国際ロータリーの計画及びロータリーの綱領に関してロータリアン各自を啓発することを強調すること。(理 45—46)

### 地区協議会 (District Assembly)

地区協議会は、次期会長、幹事及び理事会が指名したその他の次期クラブ指導者たちに各自の責務と奉仕の機会についての理解を深めさせるため、彼等の活動意欲を刺激し、感動を与え、ロータリー知識を伝え、クラブの管理業務を教示することを目的として開催される。

地区は、地区協議会を毎年国際協議会終了後から7月1日迄の期間中に開催し、国際大会に参加する者が出席できなくなるののないような時期にすることを勧告されている。

毎年の地区協議会の計画立案とその運営について、地区ガバナーは、次期ガバナーと協議しかつ協力すべきであり、次期ガバナーは協議会のプログラムで重要な役割を果たすべきである。(理 70—71)

理事会は、可能な場合は、毎年国際協議会が終了した後、出来るだけ早期に、地区が地区協議会を開くよう引き続き奨励すること、また国際協議会に先き立って地区協議会を開く必要のある地区に於いては、次期地区ガバナーは、地区組織のための計画や、公式訪問等を国際協議会に出席後まで最終決定をしないよう強調されるべきことに意見が一致した。(理 72—73)

ロータリーは、考案することも実践することも年と共に急速に進歩する。国際協議会はこの考案と実践を最新のものとするために計画されたものである。従って国際協議会に出席したガバナーが地区協議会を統制すべきである。地区協議会に於て発表する時ガバナーを補佐する人々を選考するに当って、地区ガバナーは、地区内の最も適格なロータリアンを選ぶものと期待されている。そして彼等が割り当てられた各主題に関して最新の情報を得ているかどうかを確かめるため、地区協議会に先き立って各個人と会談するものと

する。(理 54—55)

地区ガバナーは、地区協議会のプログラムから娯楽及びレクリエーションをすべて除外するよう勧告されている。(理 52—53)

次年度会長及び幹事に決定した会員が所属する各クラブは、彼等に対し就任前に地区協議会に必ず出席する旨を誓約するよう要求すべきである。その費用はクラブ又は地区が支払うよう勧告されている。(理 63—64)

ガバナーは、次年度のクラブ会長及び幹事が地区協議会に出席することの重要性を特に強調しなければならない。又、クラブ役員にロータリーの計画に関する知識を与えて、感激と決意をもってクラブに帰るようにさせ、そして、個々のロータリー会員に関する限り、クラブ協議会を通じて、ロータリーの計画が一層効果的なものとなるようにさせることに特に努力を払わなければならない。(理 48—49)

次期会長並びに幹事の地区協議会出席を奨励すること並びに彼等が必ず出席するようクラブの役員選挙を早目に行なうことをクラブに勧告することは、地区ガバナーの責任である。(理 57—58)

### クラブ次期役員のためのグループ会合 (Group Meetings for Incoming Club Officers)

理事会は下記事項に意見が一致した。

a) 地区ガバナー・ノミニーの国際協議会から帰国後に地区協議会が開かれることになっている地区では、地区ガバナーは、地区協議会開催前に出来るだけ早目に、クラブ次期会長、副会長、幹事達にその任務、責務とに精通させるための情報を与える目的で、かつロータリー次年度に於けるかれらの計画を考案しはじめることが出来るように、一回乃至数回の

会合を開くよう勧告する。この種の会合の費用は、国際ロータリーの負担とならぬよう開催されるべきであり、又国際ロータリー細則に従う地区協議会に代るものであってはならない。

b) 地区協議会を国際協議会に先き立てか或いは地区ガバナー・ノミニーが国際協議会から帰国前に、地区協議会を開く必要のある地区では、地区ガバナーは、クラブ次期役員達に、国際協議会から帰国した地区ガバナー・ノミニーに会う機会を与えるための会合を一回乃至数回開くよう勧奨されている。このような会合の費用は、国際ロータリーの負担とならぬよう開かれるべきである。(理 72—73)

### 地区大会 (District Conference)

ロータリアンの地区大会は、各地区で、毎年、地区ガバナーと地区内過半数のクラブ会長が同意した時期と地区内の場所において開催される。ただし前記の開催時は、国際協議会又は国際大会に選ばれた時期と重ならないようにしなければならない。

地区大会の目的は、交歓と、感銘深い講演と、地区内クラブ及び国際ロータリー一般に関する問題の討議によって、ロータリーのプログラムを推進することである。大会は、理事会から提出された特殊な問題あるいは地区内で生じた問題について審議する。

地区大会は立法機関ではないが、時として、大会での討議の結果としてできた立法案を規定審議会に提出して審議を求めるともある。地区大会は、所定の年度に、規定審議会に送る地区代表議員を選出する。大会は、

又次年度のガバナーを指名する。同じガバナーを引き続き次年度のガバナーに指名する場合もある。(理 70—71)

地区は、次の地区大会を開催する期日の少くとも1年前、地区大会が非常に早期に行なわれるよう計画されていない限り、成るべく前地区大会において、次の大会日と場所を選ぶよう奨励されている。

地区ガバナー・ノミニーが地区によって選出され、国際ロータリー事務総長にこれが証明されたならば、そのガバナー・ノミニーがガバナーを務める年度のその地区の大会はあらかじめ計画することができ、その開催地は、そのガバナー・ノミニーと地区内クラブのその時点における会長の過半数との合意によって決定することができる。

ある種の地区大会委員会は、出来るだけ早期にガバナー・ノミニーによって設置されるよう示唆されている。然しながら、諸計画の最終的決定は国際協議会の終了後まで保留すべきである。(理 56—57)

理事会は、地区に対し、地区ガバナーが地区大会の成功を確実にするというその基本的責任の遂行に必要な時間を十分に取る事ができるように、できれば、地区大会開催期日を、ロータリー年度内のガバナーのクラブ公式訪問完了後(大抵は年度後半)に予定することを勧奨する。(理 69—70)

連合地区大会の開催：国際ロータリー細則は、国際ロータリー理事会が二つ又はそれ以上の地区の連合地区大会の開催を認める事が出来ることを規定している。

可能な場合、二つ又はそれ以上の地区の連合大会の開催が奨励されている。(理 63—64)

2カ年間続けて地区大会を連合で開くことは望ましくない。(理 43—44; 56—57; 61—62)

大会プログラム：大会の期間は2日より少くなくようにすべきである。大会のプログラ

ムを準備するに当り、ガバナーは、ロータリーの話題が主となるようにし、ロータリアンでない講演者がプログラムに出る場合には、彼等の話の主題をロータリーの目的に直接関連させるよう努力しなければならない。(理 42—43; 58—59)

地区ガバナーは、地区大会を計画するに当り、地区内のロータリアン並びに来賓が経済的理由から大会出席を思い止まることのないよう経費を最小限にとどめることが得策であることを考慮に入れるべきことを奨励されている。(理 63—64)

ただ1日限りとする大会プログラムをガバナーに提供してはならない。もしガバナーから1日だけのプログラムが要求された場合には、事務総長はそのようなプログラムを作成することについてガバナーを援助するであろう。しかし、事務総長は、ガバナーに対し、1日だけの大会ではロータリーのプログラムを満足に遂行することはできないというのが理事会の意見であることを伝えるよう命ぜられている。(理 47—48, 48—49)

理事会は、地区大会の会期を最少限2日とすべきこと、そして最大限度を、理事会の提案する3日間とするよう強く推奨し、かつ、地区ガバナーに対し、地区大会プログラムの立案に当って昼食、宴会及び娯楽を除き総計9時間を本会議並びにグループ討論会に充当するよう勧奨する。(理 46—47; 68—69; 69—70)

大会のプログラムの立案と実行は、ガバナーの責任であり、又、ガバナーだけがプログラムの完全な統制を掌握すべきである。(理 48—49)

大会の出席率を良くし、最大の効果をあげるため、ガバナーは次の如く行動すべきである。

- (1) 新たに結成されたクラブ全部の全会員が大会に出席するよう特に努力する。
- (2) 地区のほぼ中心に位置する都市で大会

を開催するよう努力する。

(3) クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕の各協議会を開くよう準備する。

(4) 大会プログラムの立案に当っては、不必要な娯楽的接待及び競技類をやめ、主題を厳格にロータリーの議事日程に限るようにする。

(5) 婦人及びその他すべての大会参加者が、本会議の全部に出席するよう強調し、婦人達に対する接待も本会議出席をさまたげないような時間に於てのみ行なうよう準備する。(理 42—43; 47—48; 48—49)

理事会は、地区ガバナーに対し、地区大会の会場に展示場を準備して、地区内全クラブに少くとも一つのクラブ企画を展示するよう要請し、そのうちの優れた企画を表彰することを勧奨する。尚、併せて地区レベルの企画も展示するよう奨める。(理 68—69)

会長代理の地区に対する挨拶は、最も重要なものである。従ってこの挨拶はプログラム中最も重要な地位を与えられるべきである。しかしながら、会長代理の挨拶を大会プログラムに組み入れる前に、ガバナーはプログラムへの参加に関し会長代理の意向を質すべきである。(理 48—49)

ガバナーは、大会番組の一つとして、少くとも1回、ロータリーに関する討論会或はタウンミーティングを開催すべきである。(理 49—50)

可能な場合、地区内に居住する国際ロータリーの元役員であるロータリアン及びその夫人達のために、何等かの社交的な集い、宴会、昼食会、或はレセプションの如きものを開くのがよいと思われる。このような集いは親睦と社交の為のみに限るべきであって、ガバナー或は他の国際ロータリー元役員が地区大会の仕事や方策を組織化したり支配したりしてはならない。(理 41—42)

理事会は、効果的な宣伝の方法として、地区ガバナーが地区大会のプログラムの中に知

名の士を1名乃至2名加え、てそれらの人々のメッセージ又は出席によって大会のニュース記事を価値あるものとする事、そしてその人達のメッセージをロータリーの活動やロータリーの綱領に関係づけることに意を用いるよう勧奨する。(理 72—73)

**立法案：**ガバナーは、国際ロータリーの立法案を地区大会に於て正しく発表するよう準備しなければならない。立法案に関して地区の考えを纏め又これが審議会に公正に代表されるようにするため、ガバナーは、もし可能ならば、地区大会において、規定審議会(Council on Legislation)への地区代表者と地区内クラブの代表者との接触をはかるべきである。(理 38—39)

理事会は、各地区ガバナーに対し、1) 国際ロータリー年次大会で審議されるべき立法案を理論的に理解させ、2) 規定審議会への地区内クラブの代表に立法案の各条項に対するクラブの見解に関する地区の総意をまとめるため、立法年度に、地区内各クラブの代表を招集して地区集会を開催することを奨励する。又、可能な場合は、かかる会合を地区大会のプログラムの一部として日程を組むよう勧める。

理事会は、規定審議会への地区代表及び国際大会へのクラブ代議員(該当者がいる場合)が審議会や国際大会に参加し、かつ、立法案に対する地区即ち地区内クラブの総意のみならず審議会及び国際大会における討議をも考慮の上で、各自の最善の判断に従って投票できるということは国際ロータリーにとって最大の利益になるものと信ずる。故に理事会は、規定審議会の地区代表並びに国際大会のクラブ代議員(該当者がいる場合)が、拘束力ある指示によって、立法案に対する賛成乃至反対投票の行使権を束縛されるべきではないということに意見の一致を見た。(理 69—70; 72—73)

## 会長の代理 (President's Representative)

地区に於ける国際ロータリーの代表者であるガバナーは、常にかかる者として認められ、強調されなければならない。従って、各地区大会に於ける国際ロータリーの代表者は地区ガバナーその人であるべきである。そして、現在「国際ロータリー代表者」と云われているものは、「会長の代理」と呼ばれなければならない。

会長の代理は、地区大会への会長の個人的代理として、会長によって選ばれるべきものであり、その資格に於て、有用な示唆や事実を載せたハンドブックと共に会長から与えられるべき細かい指示や要綱を基としてつくった挨拶を述べることによって、会長を代理すべきである。

会長の代理は、彼のロータリーに関する知識並びに彼が効果的に会長を代理し、ロータリー、その計画、その活動、その機会、その世界的な責任及びロータリー会員各自のそれに関しての重要性を強調する演説によって大会出席者に感銘を与える才能によってのみ選ばれるべきである。地区大会に於ける会長代理の効果は、彼がロータリーの計画を発表すると共に、会長を代理してロータリーの方針を説明かつ解釈し、聴衆の心に自分はロータリー会員であるという誇りと責任の観念を起させる力による。従って、ある人が単にこれまで会長の代理を数回つとめたというだけの理由でその人が今後何年もこの役をつとめることを決して妨げてはならない。さらに、現在会長であるとか又は元国際ロータリー役員であると言う事実が当然に会長代理の資格を与えるものであると考えてはならない。(理 46—47)

理事会は、如何なる事情があっても、地区大会に於て会長代理に対し金銭を贈ってはならないという見解をとっている。(理 46—

47)

地区大会が会長代理の自国以外の国で開かれる場合には、可能な限り、大会の直前又は直後に同地区内の数クラブを訪問できるように計画すべきである。但し、会長代理がその地区のロータリアンの使用する言語を知っていることが必要であり、又、訪問するクラブはガバナーが選択すべきである。(理 48—49)

理事会は、地区大会へ派遣する会長代理の任命が会長の決定事項であることを認めると共に、会長代理を他国の地区大会へ派遣し代理の資格で特別講演を行なわせたいとの要望があっても、経済上の理由又はそのことの適否を考慮して、この様な任命や講演の取決めが実現出来ぬこともあることを認めている。(理 60—61)

理事会は、地区大会が国際ロータリー細則に従ってその地区における重要な事柄についての勧告を採択することを承認する。但しこの様な勧告は、国際ロータリー定款及び細則と一致し、かつ、ロータリーの精神と本質に同調するものでなければならない。従って、地区大会で採択された決議は、国際ロータリーの規則と国際ロータリー理事会の決定を反映する国際ロータリーの既定方針に調和しなければならないのである。(理 58—59)

## 地区集会の日程

(Scheduling of District Meetings)

地区大会及び地区協議会は、各々特定の目的のためにあるのであるから、それぞれの集会は別個に、関連なしに、開かれるものとする。

しかし止むを得ぬ事情により、もし地区大会がロータリー年度の最後の3ヵ月中に開かれる場合は、地区協議会と地区大会とを継続した集会として開くように考慮してよいであろう。但し、このように集会を継続して開く

場合は、地区大会を第二番目の集会として開くこと、又、各集會は別個の集會として各集會に必要な時間を削減することなく、各集會の本質的特色を充分に重んじて、開くように考慮すべきである。(理 68—69)

地区の面積が非常に広大で、旅行の都合上単一の協議會にクラブの代表が全部出席できない場合には、ガバナーは、必要とする数のグループ或は部分的協議會を開くよう奨められている。(理 42—43)

### 数地区合同會議

(Multi-district Meetings)

ロータリーのプログラムを推進するために、二つ乃至それ以上の地区の合同提唱による数地区合同會議にはなんら反対するものではない。但し、この様な集會は、地区大会或いは地区協議會とは別個のものに限る。(理 65—66)

### 地区におけるロータリーの後援する諸活動 (District Rotary-Sponsored Activities)

理事会は、地区ガバナー並びにクラブの指導のために、地区におけるロータリーの後援する諸活動と言う課題について、次の声明を採択している：

一つ又はそれ以上の地区内の全クラブが参加するロータリー後援の諸活動及び計画は、下記条件の下に、奨励されるものとする

イ) かかる活動又は計画の性質及び規模は、地区内のクラブ及びロータリアンがクラブ・レベルでロータリーのプログラムを發展せしめようとするクラブ活動の規模及び有効性を妨げ又は毀損することなしに、これを成功裡に遂行する能力

の範囲内にあるべきこと；

ロ) その活動又は計画は、地区内クラブの過半数によって承認された時にのみ実施されるべく、又、1年をこえて、財政上其他の義務又は誓約を一切負わないものとする；

ハ) この活動又は計画は、財政的援助よりも(又はそれに加えて)、ロータリアン並びにクラブに個別的参加の機会を提供するものであること；

ニ) ロータリー・クラブ並びに(又は)各個々のロータリアンが、かかる活動や計画に参加することは、自発的に行なわれるべく、又、その参加の費用は最少限度に止めらるべきこと；

ホ) その活動又は計画に対するクラブ又はロータリアン個人の財政的援助は、自発的に行なわれるべく、暗黙裡にせよ直接的にせよ、人頭分担金又は割当其他クラブ又はロータリアンに強制力をもつ形の義務とならないものとする。

ヘ) 活動又は計画に対する寄付の要請は、この寄付が自発的なものであり、如何なる意味においても公認の徴収又は割当でないことを明瞭に示すような形式で行なわれるべきこと；

ト) 一つ又はそれ以上の地区のクラブの参加する活動又は計画の監督、並びにかかる活動又は計画のため寄付せられ又は募集されたすべての資金の保管は、たとえ関係地区内のロータリアンの中から委員会が設置され、かかる活動、計画並びに関係資金の管理を行なう場合でも、地区ガバナー又は関係地区ガバナー達の責任とする；

チ) 四つをこえる地区のクラブが参加する活動又は計画は、関係地区ガバナー達が前もって、この声明の規定に従って、その活動又は計画を実施すべしという理事会の特別の認可を得たものでなければ、共

同の活動又は計画としては実施されないものとする。

共同の活動又は計画において二つ以上の地区内のクラブの参加が望ましくかつ必要と思われるときは、その活動又は計画並びにクラブの参加を関係地区ガバナーの直接の監督下におくという規定を含めて、その活動又は計画を適当な限度内に止めおくように、留意するべきである。かかる活動又は計画は、扱いきれないほどに大きく、又は関係地区やクラブがロータリー・プログラムを推進しようとする通常の活動と努力を直接又は間接に妨げるほどに大きくあつてはならない。かかる活動や計画に関しては、事前に、関係地区ガバナーの承認を得るのなければ、クラブは回章を廻らすことを一切行なわないものとする。(理 66—67)

### 地区資金 (District Funds)

地区内に於て集め、管理するべき資金に関しては、定款、細則の何れにも規定されていない。地区によっては、会員の人頭割寄付によって地区資金を集めるといふやり方をしてゐる処もある。

地区資金をつくるという問題は、専ら地区各個の問題であり、地区資金の分担は自発的なものでなければならず、人頭分担金の形において会員個人或はクラブに強制してはならないこと、及びロータリーにおける会員の費用は最低限度に保たなければならないということになっている。以上の理由で、理事会は、ロータリーの適切な管理と發展に地区資金が必要と思われる地区に於ては、次のような方法をとるのが望ましい、と勧告している。

地区管理に必要な経費を調査研究する3名から成る委員会を設置することを地区が決定したときは、ガバナーは、1名を任期1年、

1名を任期2年、1名を任期3年の委員に指名する。その後は、毎年任期中のガバナーが1名を任期3年の委員に指名して空席を埋めるようにする。この委員会は、地区ガバナーに協力して地区経費の予算を作成し、これを地区協議會開催の少なくとも4週間前に各クラブに提出し、また地区協議會の際、次期会長の集會に提出するものとする。地区資金の如何なる分担要求も出席の次期会長の4分の3以上の承認があつて後、初めて行なうべきである。(理 29—30；41—42；71—72)

理事会は更に、地区資金への如何なる分担要求も、絶対に公認の会費ではないと言ふことが明確に了解される形式によって行なうべきであると勧告する。ガバナーは、その任期中、地区資金管理の責任者となり、会計検査済みの計算書を後任者に引継ぎ、同時にその写しを国際ロータリー事務総長に送付すべきものとする。(理 29—30；41—42；71—72)

理事会は、地区資金を有する地区の各ガバナーに対し、地区資金が地区の財産であり、特定のロータリー会員の個人的財産でないことを明記した銀行預金として資金を保管し、前記の会員が死去した場合などに地区を保護することができるように考慮を払うよう示唆する。(理 44—45)

一部の地区では地区資金を通じて支払われる人頭割寄付によって地区連合青少年委員会資金を準備する方法を取っている。

かかる資金をつくるということはもっぱら関係地区の問題であり、かかる資金の分担は自発的に行なわれるべきもので人頭分担金の形において個人ロータリアン或はクラブに強制できないものであり、かつロータリーにおける会員の費用は最少限度に止めるべきことになっている。以上の理由から、理事会は、ロータリーの適切な管理と發展に地区連合青少年委員会資金が必要と思われる場合の望ましい手続として次のことを推奨している：

地区連合青少年委員会の委員長及び/又は

選任された有資格ロータリアンは、当該委員会又は有資格ロータリアンの担当業務に必要な経費を調査、研究し、予算を作成し、それを所属地区のガバナー並びに資金委員会又は関係地区ガバナーのグループに提出する。地区連合青少年委員会資金又は選任の有資格ロータリアンのための資金に対する分担の要請は、関係地区ガバナー全員の承諾を得た場合に限り行なわれるべきである。

理事会は、地区連合青少年委員会資金を分担している地区の地区ガバナー達に対し、本資金は地区連合青少年委員会の財産であって特定のロータリアンの個人的財産ではない旨を明記した銀行預金として資金を保管することによって、当該ロータリアンの死去の際などに委員会を保護することを考慮するよう示唆している。(理 68—69)

### 名誉ガバナー及び後援者

(Honorary Governors and Patrons)

名誉ガバナーの称号を授与したり、その国に於けるロータリー運動の後援者を指名する希望を有する地区に於ては、このような称号の授与は、政府の行政長官及び王室の人々のために留保しておくものとする。(理 37—38)

### 地区講演者サービス

(District Speakers Services)

理事会は、地区内に講演者サービス或いは講演者ビューローを持っている地区ガバナーは、かかるサービス或いはビューローから得られる人々の中から、ロータリー以外の集団の人々にロータリーの話をも効果的に話せる人々の氏名を講演者名簿の中に加えて置くよう勧めるものである。

### 地区あるいはロータリー地域の出版物

(District, or Rotary Regional Publications)

1. 地区乃至ロータリー地域の出版物は、アメリカ合衆国及びカナダ以外の地区に於てのみ必要或は望ましいものである。

2. 全地区を通じて、ロータリーの名称を付した如何なる出版物も、必ず国際ロータリーの支配下にあるのであり、かつ、その地区に於ける国際ロータリー代表であるガバナーの直接の監督を受けなければならない。

3. ガバナーが地区乃至ロータリー地域出版物を出版する立場におらず、しかも地区内のクラブが地区出版物を欲している場合には、ガバナーの直接監督の下に刊行することのできるロータリアン個人に、国際ロータリーから、出版許可を与えるものとする。

4. 既に公認されているもの以外に、かくの如き出版物を出す場合には、それに対して許可が与えられる前に、地区内の全クラブで投票を行ない、地区乃至ロータリー地域出版物を持つことを過半数の会員が欲しているかどうか、如何なる種類の雑誌が望まれているか、そして財政をどうするか等を調査すべきである。(理 22—23；72—73)

理事会は、地区又はロータリー地域出版物の刊行に関係している人々の手引きとして、かような地区又はロータリー地域出版物刊行のために、理事会が望ましいと信ずる次の如き方針の声明を採択する：

- 1) それぞれの地区又はロータリー地域出版物は、すべての部面に於いてロータリーの綱領を推進するために存在する；
- 2) ロータリアン誌と地区又はロータリー地域出版物との間の協力関係を絶えず研

究し、推進すれば、ロータリーにとって最善の利益をあげられるであろう；

3) この出版物は、場合によっては、ガバナー達の選んだ編集及び経営委員会を通じて、ガバナー(複)の監督下に置かれなければならない；

4) この出版物は、地元或いは地域的な性格のニュースに加えて、国際ロータリーに関する情報を掲載すること；

5) この出版物の内容は、ロータリーの方針及び手続と合致しているべきであるが、このような出版物がロータリーのあらゆる部面に関する著者や読者の見解を

掲載する権利を認めるもの；

6) この種の各出版物の編集者は、この方針の基本的な枠の中で自由が与えられるが、責任ある地区ガバナー又はガバナーにより任命された委員会による編集上及び経営上の合理的な監督を喜んで受け容れなくてはならない。

理事会は、国際ロータリーと地区又はロータリー地域出版物の関係を増強するために、地区又はロータリー地域出版物の編集者の講習会を、中央事務局もしくは国際大会開催地又はその他の場所において開く規定をつくることに意見が一致した。(理 72—73)

## ロータリーの拡大

(Extension of Rotary)

国際ロータリー理事会は世界各地におけるロータリーの拡大に必要な事項をすべて遂行する義務を負っている。

各地区ガバナーは、国際ロータリー理事会の全般的監督の下に自己の地区内に於ける新クラブの結成を監督する特別な任務を託されている。

地区ガバナーは、拡大に関する諸事項についての補佐役として地区内に住む元地区ガバナーまたはその他適格なロータリアンを任命するよう要請されている。

### 地区拡大委員会

(District Extension Committees)

もし地区ガバナーが有益と考えた場合には、そのロータリー拡大の仕事を手伝わせるために、地区拡大委員会を任命してもよい。地区ガバナーは、地区拡大委員会の継続性を何かの形で規定することが得策であることに注意を払うよう要請せられている。(理50—51)

理事会は

イ) 地区ガバナーに対し、地区拡大委員長には、なるべく地区に精通している最近の元地区ガバナーを任命することを勧めている；

ロ) 地区ガバナー並びに地区拡大委員長に対し、世界中にロータリーを拡大するために、国際ロータリー拡大委員会と協力して活動することを要請している。(理68—69)

### 新クラブ結成の方針声明書

(Statement of Policy for  
Organizing a Club)

1927—28 年度国際ロータリー理事会はロータリー・クラブの結成に関する方針声明書を採用した。1935—36 年に於て理事会は事務総長に、この声明書を改訂すること及び理事会の設定した諸方針または今後設定することあるべき方針に反したい限り将来に於てもこれに変更を加える権限を与えた。理事会及び事務総長の改訂した方針は次の如きものである。

#### 一般方針 (General Policy)

ロータリー・クラブは、ロータリーの計画を推進しかつその綱領を達成するための仲介者である。従ってロータリーが最も広い影響力を発揮し得るようにするためには、ロータリー・クラブが結成されれば必ず成功すると思われる理由があれば、世界中の何処にでも又何時でも、新しいロータリー・クラブを進んで結成して行くべきである。

ロータリーの基本的原則が自由に守られる処であれば何処にでもロータリー・クラブを結成することができる。それには次のことが了解されていなければならない。(i) ロータリー・クラブのない国又は地理的地域へのロータリー拡大は、理事会の判然とした承認の下に行なわらるべきこと；(ii) ロータリー・クラブは、主としてその土地の土着の職業人又は当該地域社会において定住的に居住している人々が職業活動をしている人々を代表する

者によって会員組織を構成することができるような所でなければ結成できないということ；(iii) 新クラブは、クラブ及びその会員がその組織に容易に同化出来るような位置と会員組織でなければならないこと。

#### クラブの区域 (Territory of a Club)

クラブはある一定の“Locality”「地方」<sup>1)</sup>に結成され存在しなくてはならない。国際ロータリーは、社会へ寄与する仕事に活発に従事し、かつその事業場又は住居がお互に近接して、ロータリー・クラブとしての活動のできるような十分な数の実業人及び専門職業人が存在する適当な広さの地域であれば、国際ロータリーはこれを前記のような地方と認めるであろう。このような地方にクラブを結成する場合には、国際ロータリーでクラブの区域の限界を定めこれを定款に記載して当該クラブの区域を規定するものとし、以後は、国際ロータリーとクラブ双方の同意がなければ変更できないものとする。クラブは、国際ロータリーの同意を得て、新たに結成される別のクラブのためにその地域の一部を委譲することができる。

ロータリー・クラブの区域内には十分な数の実業及び専門職業の事業場のあることが期待される。これは新クラブの会員構成で、少なくともその 50 パーセントをクラブの区域内に事業場を有する会員をもってすることができるようにするためである。

ロータリー・クラブの区域限界は、行政上又は自然の境界によるのほか、境界設定時に

1) この“Locality”「地方」という言葉には、市、区、町、村等の種々の名称で呼ばれているものがすべて含まれている。又、大都市の各部分、或は二つ以上の小さい町村の隣接したものも含まれている。米国に於ては“Community”（社会、都市町村）という言葉がクラブの区域を示す場合に使用されるがその場合は Locality と同意義である。しかし、Locality という言葉が、地理的な領域と位置とを示す意味を含むのに対して、Community は共通の利害を有する人々のグループを意味する。これらの用語は、他の似寄りの用語の場合と同じく、屢々相互に置換えて用いられている。

現存する街路又は道路によって定めることができる。仮クラブが、現存クラブから譲り受ける区域に結成されることになった場合、事務局は、要求に応じて、その関係資料を提供し、スポンサー・クラブの区域譲渡計画の立案に協力し、手許にありかつ手引になるような資料を提供することとしている。(理 67—68)

(理事会は、クラブの区域境界の表示が、その地方の行政上の境界と一致している場合においてその地方の行政上の境界が拡大された場合には、クラブの区域は、これに応じて自動的に拡大することなく、ロータリー・クラブの区域境界の修正に関する国際ロータリー定款の規定による処置を行なう時まで、変更されることなく存続するものとするに、意見の一致をみた。) (理 67—68)

#### 将来クラブを結成するのに有望な地方

(Prospective Localities for Clubs)

まだクラブが結成されていないところで、有益な一般に認められた実業又は専門職業の持主、共同経営者、法人役員又は支配人であって善良な男子が多数居り、ロータリーの職業分類の原則の下に少なくとも 20 人の会員を以て立派なロータリー・クラブを永く持続する可能性を確保するための最小限 40 の職業分類を有する場所は、(住民数の如何に拘らず) すべてクラブの結成に有望な地方であると考えてよいであろう。

ある地方が、クラブをうまく持続して行くことが出来そうだと考えられる場合、早くクラブを結成すればする程、クラブのためにも又その地方のためにもよいのである。その地方がロータリーを欲しているという気持を外に示すまで待つという考えは正しくない。ある地方にロータリーを欲する気持をつくり出すのがロータリアンの義務である。ロータリアンは、与える為にロータリーを拡大するのであって、それによって自分が得ると言うの

ではない。ロータリーをつくらないように控えるよりは、つくってみてうまくゆかどうか試みる方が良いのである。

しかしながら、或る孤立した地方にクラブを結成しようとする時には、その地方の人々からはっきりとしたクラブ設立の要求が示されるまで試みないようにすべきである。

二つ又はそれ以上の極めて近接した地域社会を抱く地方に仮クラブ(Provisional Club)が結成され、国際ロータリーの加盟を申請した場合、国際ロータリーの規定に合致している限り加盟が承認されるが、かくの如き申請は個々の場合によって考慮されることになっている。

#### 調査 (Surveys)

地区ガバナーは、出来るだけ早く、なるべく前半の6ヵ月間に、その地方にクラブを結成すればうまく行くかどうか、又その土地のためになるかどうかを決定するために、人口千人以上であって、まだクラブを有しない都市の調査を行ない、かつその結果を記録させておくべきである。もしクラブがその年度中に結成されない場合は、その調査記録は、後継地区ガバナーに引きつぐべきものとする。(国によっては小都市の経済的性格を考慮して、前記の人口数を更に多くしてもよい。)

合衆国、カナダ及びパーミュダ(USCB)のロータリーの存在しない都市については、人口数に拘らず、結成の仕事に着手する前に、この種の調査がガバナーによって行なわれかつ承認されていなければならない。

新クラブの結成に際しては予めガバナーがその土地を訪問して、果してクラブを維持出来るかどうかを確かめることが望ましい。その都市の人口が5千人以下の時は特にそうである。このような訪問に余り費用と時間がかかりすぎる場合には、その地方の事情をよく心得ている、1、2の信頼の出来るロータリアンから勧告や調査、報告等を徴し、それに

よってクラブ結成の斡旋に当たってもよい。

#### 特別代表 (Special Representatives)

あらゆる機会を利用して新しく立派なクラブの結成につとめることはガバナー全部の義務であり、又この仕事を援助することはあらゆるクラブ及び総てのロータリアンの義務でもある。

地区ガバナーが自ら新クラブ結成の仕事に指導できない場合には、近隣のクラブから、それもなるべく提唱クラブから十分事情を心得ている会員1名をガバナーの「特別代表」に任命して新クラブ結成の任に当らせる。

このガバナーの代表は勿論ロータリーの理想に精通していなくてはならないし、この理想を説明することができ、自己のロータリーへの熱情を他人に伝える力がなくてはならない。又ロータリー・クラブの組織と機能について実際に役立つ十分な知識を持つことも必要であるし、この仕事をするのに必要な時間を献げることのできる人でなくてはならない。

特別代表は、クラブの結成に至るまでの細目についてガバナーを代表して事を行なう権限を有している。時には、(常にとは限らないが)最後の創立総会にガバナーに代って出席するようガバナーから要請されることもある。できれば、加盟認証状(Charter)はガバナーが自ら伝達すべきである。

ガバナーは退任に際しては、次期ガバナーに自分の任命した特別代表のリストを引渡すべきである。これらの代表は新ガバナーが就任後30日以内にその任命を更新しない限り自動的にその任を終わるものとする。

ロータリーの用語で特別代表“Special Representative”とは、スポンサー・クラブの会員であって仮クラブの結成についてガバナーを代表する者のことをいう。

#### 地区ガバナーの拡大補助者

##### (Governor's Extension Aide)

地区ガバナーの拡大補助者という用語は、クラブ結成の仕事に経験のあるロータリアンで、特別代表が援助なくしては任された地域のクラブの結成を完成することができないように思われる場合、及びガバナーが必要な援助を与えることができない場合に、近くの特特別代表に援助を与えるようガバナーから指名された者を意味する。特殊な事情がある場合には、この「補助者」が自らクラブの結成に当たることがよいと思われることもあり得る。

しかし、クラブが結成されつつある土地の各々に対して異なった「補助者」を任命せよというのではなく、又補助者が任命されても、ガバナーが自己の地区の全部又は一部に於ける、その拡大の責任を委譲することにはならない。

拡大補助者の必要かつ妥当な実費はガバナーの申請により国際ロータリーによって支払われる。<sup>1)</sup>

#### スポンサー・クラブ (Sponsor Clubs)

特別代表の属するクラブが、新しいクラブのスポンサー・クラブとなって次の如き責任をとるのが普通である。

(1) 特別代表を助けて新しいクラブの結成を成功に導くよう計画を立てる。(2) 新クラブの初期のプログラムを計画する。(3) ロータリー運動の一単位として新クラブが発展して行くようこれを指導する。

提唱クラブを選定するに当たっては、可能な限り、新ロータリー・クラブ結成のための提唱クラブとして指定しうる適正資格を有し、効果的なロータリー・クラブの機能を発揮し、少なくとも、新クラブ結成のために必要

1) ガバナーが、新しいクラブの結成及び認証状の伝達等に関して合衆国通貨50ドル以上の経費をつかい又はつかうよう許す前に、ガバナーは資金があるかどうかを確かめるためにR. I. 事務局と相談すること。(理 40-41)

な会員数を有し、国際ロータリーに対して何等未決済の負債がなく、ロータリー奉仕の完全なプログラムを実行しているロータリー・クラブか否かを確かめることに注意が払われなければならない。

#### 仮クラブ (Provisional Club)

国際ロータリーの加盟員としての正式な申込書が、国際ロータリー中央事務局によって受理されかつ確認された、少くとも20人の会員より成る結成集団は、それが国際ロータリーの加盟クラブに認められるまでは“仮ロータリー・クラブ”と呼ばれている。

#### 根本的特色

##### (Fundamental Characteristics)

仮クラブはその結成の時に必ずロータリーの根本的特色を保持すべきことを誓約しなければならない。(「ロータリーの根本的特色」150頁参照。)

#### 標準クラブ定款

##### (Standard Club Constitution)

仮クラブは標準クラブ定款及びそれに調和した細則を採用しなければならない。

#### クラブの名称 (Name of Club)

仮クラブは、それぞれ、名称にその所在地を表わす文言を用い、これを定款の中に入れるものとし、この名称は予め国際ロータリーの承認を得なければならない。この承認を得たときは、国際ロータリー及びクラブ双方の同意によるのほかにこれを変更することができない。

#### 毎週の会合 (Weekly Meetings)

仮クラブは標準クラブ定款の規定に従い毎週定期的な会合を開くように定めなければならない。標準クラブ定款にクラブの例会を毎週開くように定めた主な理由の一つは、ロー

タリーの親睦と友情が、もし2週間に1度の例会で十分に進められるものとすれば、毎週例会を開けば更に高度の結果が得られるであろうということである。1年間に26回仲間のロータリアンと接触する機会を得るだけでは、年に52回彼等に接する程には彼等を知り、ロータリーを体得し、国際ロータリーの目的を推進すると共に各クラブが関心を有する社会奉仕を進めて行くことはできないであろう。更に、年に52回例会を開いたとしても、会員の時間を不当に費すというものでもないのである。このことは実際の経験によって既に証明されている。

前述のことが真実であることを認めて、1922年度大会は同大会が、以後結成されるクラブで採用すべきものとされた標準クラブ定款の中に、各クラブは毎週1回例会を開くように規定した条項を入れることにした。

クラブ結成の仕事又はその監督を委任されている国際ロータリーの全代表は、もしクラブが毎週1回例会を開くことに同意しない場合は、国際ロータリーに加盟することができないのであるということをご心得おくべきである。

#### 創立会員 (Charter Membership)

35名を最大限とする、少なくとも20名の創立会員の、満足すべき名簿を提出しなければならない。但し、人口10万以上の都市では創立会員として最大限50名迄許される。<sup>1)</sup>

国際ロータリーに加盟した後のなお発展の余地を残しておくように、職業分類の全部を創立会員で充ててしまうことのないようにすべきである。

仮クラブの創立会員の中に「アドレショナル正会員」または「シニア・アクティブ会員」

1) 特別の場合には、加盟承認委員会はその自由裁量に於て創立会員が20名以下のクラブの加盟を承認することがある。(理 48-49)

を含めることは、「正会員」の数が少なくとも20名ある場合には差支えないものとする。

創立会員は、職業重視の観点からいつても多種多様であることが大切である。故に新クラブ結成のときは、できる限り、関連のある一群の職業分類中のある一つのはっきりした業種だけを充填することが望ましい。事情により特別の場合として、これらのはっきりした2~3の分類を充填することを考える必要があるかもしれない。しかし創立正会員総数の10パーセントを越えないものとする。

創立会員名簿にはクラブ区域限界内居住に基づく会員名が載っていることもあるであろう。しかし、創立会員の少なくとも50パーセントはクラブの区域内に事業場を有する者とすることが奨励されている。

ある職業分類に2人の入会候補者がある場合、他の条件がすべて対等であれば、クラブの平均年齢を引下げるため、若い方を選ぶべきである。

年長者又は隠退した人がもともと多い地域に関して、正当な事由がある場合、理事会はその裁量で最小限25名の創立会員の中シニア・アクティブ会員が12名を越えていないクラブの国際ロータリー加盟を承認することが出来る。国際ロータリー加盟が承認された時に、そのクラブの創立会員であるシニア・アクティブ会員は、新加盟クラブのシニア・アクティブ会員でありながら同時に他のいずれかのクラブの正会員、シニア・アクティブ又はパスト・サービス会員資格を保持することは出来ない。

新クラブの国際ロータリーへの加盟を承認するに当り国際ロータリー理事会は、現存のクラブに見られる違反脱行行為や誤解のために生じた特別な妥協の前例を顧慮することなく、クラブ内の会員資格に関する規定を厳守する義務があり、又厳守するであろう。もし地区ガバナーやその特別代表が同じように努力しない場合には、創立会員の何名かが会員

資格の規定に従わないで選ばれているという理由で、クラブの加盟が拒否されたり、延引されたりするような困った事態が生ずるであろう。

クラブの加盟申込書の一部として国際ロータリー理事会に提出された会員名簿は、クラブの完結した創立会員名簿とみなされる。加盟に関する国際ロータリー理事会の決定が行なわれるまでの間は、この名簿に載っている以外の者を会員に選ぶことができない。

#### 入会金及び会費 (Fees and Dues)

合衆国及びカナダにあるクラブで、少なくとも\$20の入会金、\$25の年会費を徴収しないクラブには理事会はその加盟を認めない。その他の国々では、地区ガバナーが、合衆国及びカナダの新クラブに対して理事会が決定した金額に等しい購買力のある金額によって新クラブの入会金及び年会費を定めるものとする。

#### 加盟金 (Charter Fee)

仮クラブから国際ロータリーへの加盟申込書には\$150(米国内貨)の加盟金を添えなければならない。

#### 加盟認証状 (Club Charter)

クラブが国際ロータリーに加盟を認められた時には、国際ロータリー会長、事務総長及び地区ガバナーの署名のある加盟認証状(Charter)が中央事務局からそのクラブへ発行される。この加盟認証状は大切に保存しなければならない。なるべく額に入れてクラブの本部か例会場或いは幹事の事務所の目につき易い処に掲げておくのがよい。

理事会によって国際ロータリーに加盟を許された日からクラブは国際ロータリーにおけるの公式の構成単位クラブとなるのであって、これは認証状が伝達された日とは関係がない。

#### スポンサークラブ (Sponsor Clubs)

国際ロータリー加盟後の初めの数ヶ月間に新クラブに援助を与えることがきわめて重要であると認められるのでスポンサー・クラブに少なくとも一年間新クラブを援助するよう勧告されている。

#### 新クラブのプログラム

(Programs for New Clubs)

地区ガバナー又は他のクラブ結成の任にあたる者には、新クラブの最初の8週間乃至10週間の例会のプログラムを隣接のクラブを通して或はその他の方法によって、出来る限り用意して与える責任がある。ただし、これはスポンサー・クラブの絶えず新クラブの世話をする義務を決して免ずるものでないことはいうまでもない。このことは特に、ロータリーが設立されている国々のクラブに適用されるものである。(新クラブ結成方針声明書了)

#### 大都市にアドレショナル・クラブ

(Additional Clubs in Large Cities)

既にロータリー・クラブの存する大都市における新クラブの結成に関し、国際ロータリー理事会は、次のような決議を採択した。即ち：

国際ロータリー細則に、もし市、区、又は他の自治体地域がその行政区内に1又はいくつかの、明確に境界を定め得る区域を有し、その各々に少なくとも新クラブを組織するために必要とされる最小限の職業分類数がある場合には、それらの区域の各々につき一つのアドレショナル・クラブを加盟会員にすることができる。但し、かかるアドレショナル・クラブを結成しようとする区域をクラブ区域の一部としているクラブが、目論まれて

いるアディショナル・クラブの結成を承認し、新クラブがしめることになる区域を委譲することを前提とする、との規定があり、更に、

国際ロータリー細則には、その区域限界内にアディショナル・クラブを一つ又はいくつか結成することを承認する方のクラブは、事業、管理職又は専門職業にかかわる活動が全市、全区或はその他の自治体全区域にわたっている会員を、前記アディショナル・クラブの区域限界内から入会させる権利を保留することができる。この規定はこれらのアディショナル・クラブを拘束するものとする、との規定があり、更に、

国際ロータリー理事会は、既存の大きなクラブの区域内に含まれている土地にクラブを結成することは、ロータリーの利益の為に極めて良いことであるとの意見を持っているので、

国際ロータリー理事会は、不明確又は必要以上に広汎な区域を有するクラブは、すべからずその区域の一部を委譲して、ロータリーの会員の特典をその地域社会の更に多くの人々に与えるようにすべきであることを決議する。更に、

国際ロータリー事務総長はこの決議に対し関係各クラブの注意を喚起すべきことを茲に決議する。(理 48—49; 58—59)

理事会は、ロータリーにおける人口の変動の仕方が必ず大都市中心部に集中する結果になっていることを認め、既存クラブから委譲された区域内の地域にクラブを結成するのが賢明であることは、新たに結成されたクラブの活動と成功によって明らかであり又これに応ずる、既存クラブの発展、ひいてはロータリー全体の増強に与えている利益によって示されていると考える。

そこで理事会は、既存クラブの区域にある土地にクラブを結成することはロータリーに取って最も有利であるとするを決定し、

地区ガバナーに対し、実行可能な場合、既存クラブの区域を委譲してその委譲された区域にアディショナル・クラブを結成することを奨励するよう要請している。(理 63—64)

理事会は地区ガバナーに対し、大都市のロータリー・クラブから委譲された区域でのクラブ結成を奨励すること、又かかるクラブに、当該都市の主要なクラブ、都市計画家、技師又は同種の職員と地区ガバナー又はその代表との間で、新クラブ結成のために二つ又はそれ以上の地域に市を分割することができるか否かを決定するための予備的な計画検討会議を準備することを提案すること、そしてかかる会議に関連し、かつ討議を助けるために、地区ガバナー又はその代表者が

イ、他の都市のクラブが作った区域委譲計画をこの会議に提供すること；

ロ、何年かの間に引続いて、更に区域を委譲する計画をもっていた人他の都市の最初のクラブの不断の発展状況を示す数字を引用すること；

を、すすめている。  
地区ガバナー又はその代表とクラブとの間において、上記の事を実行するについての交渉がまとまらなかったときは、理事会は、理事会又は理事会を代表する会長が、経験ある元理事又はその他の元役員を任命して関係当事者と協議せしめることに同意している。(理 67—68)

理事会は、ロータリー・クラブがただ一つしかない大都市のロータリー・クラブには、区域委譲計画があるべきであると考えており、かつこの趣旨から理事会は、かかるクラブが国際ロータリーの役員に、その区域内の地域の委譲する方式を作る目的で相談すること、そして次に積極的かつ継続的にアディショナル・クラブ結成用の区域を委譲すること、及びかかるクラブの注意を理事会の積極的區域委譲計画に関する政策に向けるようにすることを勧奨している。(理 67—68)

(都市境界変更がロータリー・クラブ区域に及ぼす影響については 195 頁参照)

理事会は既存クラブが不必要に地域限界を拡大することを好ましくないと思っている。(理 62—63)

区域の委譲及びその区域におけるクラブ結成は、クラブ結成に関する国際ロータリーの規定の関係条項と理事会の方針声明書とに注意深くかつ良心的に従って行なわれなければならない。(理 59—60)

都市の行政区域内にその市の主要な商業又は取引の中心から離れたところに二つ又はそれ以上の「商業上の中心」があり、その何れも強力かつ活動的なロータリー・クラブに必要な多種多様な会員を持ち得ない場合は、これらの中心の2ヶ所又はそれ以上を含めた委譲地域に、一つのクラブを結成することができる。これらの中心が併合された場合は、国際ロータリー細則第1条第1節(ロ)項に定義されている“土地”を形成するものとする。

国際ロータリー細則第1条第1節の規定によりその所在する都市の行政圏外の区域を委譲するクラブは、事業管理職務又は専門職業の活動の範囲が全市、区、又はその他の自治体全域にわたっている会員をその委譲した区域から入会させる権利を留保することが出来る。(理59—60; 64—65; 66—67)

理事会は、現存のクラブが区域を手離すことによって、大都市にアディショナル・ロータリー・クラブを結成することの利益を不断に強調することを決定し、そしてこの趣旨から理事会は、1または2以上の区域に明確に区分することができ、かつの各区域が新クラブの結成に必要な最小限度の職業分類を持っている区域を含んでいることがわかっているか又は含んでいるかも知れない市、区、又は他の自治体地域にあるクラブに対し、「かかるクラブは進んでかかる区域の範囲を決定し、適当な場合には、ロータリー・クラブ結成の手続を始めるよう奨励されるべきこと」と

する理事会の希望に留意するよう要求している。(理 65—66)

### 仮ロータリー・クラブの結成

(Organizing Provisional Rotary Clubs)

もともと他のクラブから委譲を受けた区域に所在するクラブが更に委譲した区域に仮クラブを結成する場合、スポンサー・クラブ又は地区ガバナーは、元のクラブからその新クラブ結成の承認を貰うこと、そしてこの書面を新クラブの申込書類に添付することが望ましい。

### 他のサービス・クラブのある地域社会

(Communities with Other Service Clubs)

ある地域社会にロータリー・クラブを結成しようとする試みがうまく行かない場合の主要な原因として、既にその土地にサービス・クラブがあるという事実が挙げられる例がある。然し地域社会に既にサービス・クラブが存在するということは、その地域社会がロータリー・クラブを保持出来ないということを決する要因とはならない。(理 45—46)

### クラブ加盟承認委員会

(Admission of Clubs Committee)

国際ロータリー理事会は、その理事のうち2名を、理事会に代ってクラブの国際ロータリーへの加盟承認の任に当たる加盟承認委員に任命する。欧州内に居住する理事1名は、欧州、北アフリカ及び東地中海地域のクラブ加盟承認を理事会に代って担当し、他の1名の理事は、英本国及びアイルランドを除く残余の地域を担当する。しかし、英本国及びア

イルランドのクラブの加盟に関しては、グレート・ブリテン及びアイルランド内・国際ロータリーが国際ロータリーに代って行なうことになっている。

ロータリー・クラブの存在しない国又は地理的地域へのロータリーの拡大に明白な承認を与えること、及び戦争のためにさきにその加盟を取り消されたクラブの国際ロータリー再加盟を承認することに関し、国際ロータリー理事会は、特に国際ロータリー会長にその任務を委嘱している。

### クラブ加盟承認委員会の権限と任務

(Terms of Reference for Admission of Clubs Committee)

この委員会の委員は仮クラブから提出された国際ロータリー加盟の申込を所定の方針及び手続に従って、承認をするかしないかを決定するものとする。

申込に対しどちらかの委員がクラブの加盟に賛成の場合は、事務総長はこの決定を理事会の決定として公表し、理事会は次回に於てこれを追認する。クラブ加盟承認委員会が申込不承認の決定をした場合には、クラブ加盟承認委員会の権限と任務に従い事務総長は、この旨の報告を受け、本件を国際ロータリー会長に移してその指示を求めものとする。

委員がクラブの加盟申込に関し決定を与えることができない場合は、事務総長は問題を会長の手に移してその指示を仰ぐ。

仮クラブの定款が標準クラブ定款に合致しない場合委員会は、国際ロータリーへの加盟を承認せず国際ロータリー細則第1条第2節(イ)項の規定により、これを理事会の決定に委ねるものとする。但し、標準クラブ定款から逸脱していても、ある地域について理事会が決定した方針と一致する場合は、この委員会

でかかる申込を承認することができる。(理 70—71; 72—73)

クラブ結成については高い基準を維持し、よりよきロータリアンをつくるという方針を厳格に守るよう強調すべきである。この趣旨から理事会は加盟承認委員会に対し、加盟申込を審査する際には創立会員の職業分類を精確に調査するよう注意を与えている。(理 47—48; 48—49; 65—66)

### 国際ロータリーへの加盟

(Admission to Membership in R. I.)

加盟申込の書類が正しく出来ているかどうかを調べるのは、地区ガバナー(地区ガバナーが結成式に出席していない場合は特別代表)の責任である。

国際ロータリー理事会は国際大会に対して一即ち全ロータリー・クラブに対して、加盟を許された各クラブが基本的な加盟条件のすべてを満しているようにする責任がある。従って理事会はこれらの条件の徹底的厳守を主張しなければならない。

クラブが加盟を承認されると直ちに事務総長から地区ガバナーにその通知が送られ、更に地区ガバナーがクラブに対し国際ロータリー加盟が認められた旨を通告することになっている。

加盟申込書が事務総長の手を経て理事会に提出されるのと同様に加盟認証状(Charter)も事務総長の手を経て地区ガバナーに送付される。地区ガバナーがこの加盟認証状に署名した後、地区ガバナー若しくはその特別代表から加盟祝賀の特別会合に於てクラブに伝達される。

英本国及びアイルランドのクラブに対する加盟認証状は、グレート・ブリテン及びアイルランド内・国際ロータリーに送付され、その会長及び事務長が署名した上各クラブに伝

達されることになっている。

クラブに対して発行される加盟認証状は、理事会が国際ロータリーの公式用語として認めている英語で書かれることになっている。(理 53—54)

国際ロータリー加盟が認められた時にクラブに加盟認証番号(Charter Number)を与える方式は、1951年7月1日を以て取り止められた。(理 50—51)

新クラブが地区ガバナーの居住地から遠距離の処にある場合には、加盟認証状伝達式をその公式訪問と同じ時に行なうとか、又は特別代表若しくは他のスポンサー・クラブの会員が地区ガバナーの代理をつとめることによって、国際ロータリーの資金を節約するよう留意しなければならない。(理 35—36)

### 国際協議会と拡大

(Extension at International Assembly)

新クラブ結成の問題を、それについて十分知識があり又熱意を有する者が国際協議会

(International Assembly)のプログラムに適当に上程することは重要なことである。このような上程では、地区内の新クラブ結成を促進するためにガバナーの利用し得る様々な方法、例えば地区拡大委員会、特別代表、地区ガバナー拡大補助者等の任命などに特に重点をおくようにすべきである。なおこの外に、国際協議会で中央事務局が地区ガバナー達と個々に面接して各地区に於けるロータリー拡大の可能性を論ずることも併せて行なうべきである。(理 45—46; 50—51)

### 新クラブへの激励

(Encouragement to New Clubs)

新クラブが国際ロータリーに加盟については地区内の近隣のクラブ及び国際ロータリーの元役員にこの旨を通知し、もしかかる元役員及び近隣クラブ会員の訪問を受けるならば新クラブへの激励になるであろうとの示唆をすべきである。(理 35—36)

## 財政問題

(Financial Matters)

国際ロータリー定款及び細則は、理事会が国際ロータリーの事務及び財政を管理し、かつ毎会計年度の予算を決定しなければならないことを規定している。

## 財務委員会 (Finance Committee)

細則は又、会長によって任命さるべき財務委員会について規定している。この委員会は理事会に対し年間予算を提出し、国際ロータリー財政に関する総てを管理し、かつ理事会に対し之れが処理について進言する。

財務委員会への委任事項は、国際ロータリー細則に定められてある。(第14条第10節)

国際ロータリーの財政問題に関する如何なる決定も、正規機関を通してのみなすべきものであり、そして非公式の財務取り極めは、財務委員会による再検討に付しかつ後に必要に応じて理事会に助言しなければならない。(理 46-47)

財政に関することで理事会に提出すべき総ての事柄は、理事会によって最後の決定が行なわれる前に、その審議と、そして理事会に対し勧告させるためこれを財務委員会に付託しなければならない。(理 46-47)

## 国際ロータリー資金の投資

(Investment of Funds of R.I.)

理事会は、国際ロータリー資金の投資及び再投資に関する方針及び手続を次のようになすべきことを決定した。

## 投資の方針 (Investment Policy)

(1) 理事会は随時、当座の目的に不要な金で、一般資金投資のために別しておくべき金額を明示するものとする。新しく明示された金は、一般資金投資のために以前に購入されていた証券の売却による収益で、理事会によって一般資金投資用として別しておくべき金額は含まぬことと了解されている。原則として、国際ロータリー資金の投資及び再投資は、国際ロータリーが法人化されかつその登録された事務所の所在国において行なわれるものとする。

(2) 目的：一般資金においては、最大の安全性のもとで最大の収益をあげること。年々の収入額並びに基本財産評価額を相当に重視する。

国際ロータリー本部建築物再建引当金においては、修復引当金の性質に合致した、長期にわたる均衡のとれた投資明細表を作成維持すること。

(3) 会長が任命する、3名の財務委員より成る小委員会は、国際ロータリーを代表して、有価証券の売買及び/又は有価証券売却による収益の再投資を行なう権限を有する。投資顧問(管理委員)は上記第2項に述べた目的を遂行する責任を負う。投資顧問は、国際ロータリーを代表して投資物件を売買することに關し、投資小委員会の休会中に、機敏な取引を行なうことが国際ロータリーにとって最も有利と判断した場合は何時でも、彼は投資小委員会の事前承認なしに斯様な取引を行なうことができる。但し、この場合投資顧問は、斯様な処置が取られた理由を含む詳細

な報告を、国際ロータリーを通じて投資小委員会に回付されるよう、直ちに国際ロータリーへ提出しなければならない。国際ロータリーの投資物件に関する総ての取引は直ちに財務委員会及び会長に報告され、委員会によって次の理事会に報告されなければならない。(理 56-57; 57-58; 59-60; 61-62; 62-63; 65-66; 69-70)

## 国際ロータリーの会計年度

(Fiscal Year of R.I.)

国際ロータリーの会計年度は7月1日に始まり6月30日に終る。人頭分担金及び購読料金の集金は、7月1日より12月31日迄と1月1日より6月30日の二半期に分かれていく。

## 国際ロータリーの歳入

(Revenue of R.I.)

国際ロータリーの歳入の重要財源は、加盟クラブよりの人頭分担金、国際大会登録料、新クラブよりの加盟料金、機関雑誌の購読料及び広告料、並びに投資に対する利益金等である。

## 人頭分担金 (Per Capita Dues)

各クラブは国際ロータリーに、そのクラブの各正会員、シニア・アクティブ及びパスト・サービス会員1人当り年額8ドルの分担金を、毎年7月1日及び1月1日に、当日の会員数に基づいて分納する。

細則は理事会が正当と認める人頭分担金の一部を何れのクラブに対しても返しうることを規定している。

細則は又、如何なる国の通貨でも、その国のロータリー・クラブが国際ロータリーに対するその負担を果たすに、自国通貨を過剰に支払わなければならない程度に下落した場合には、理事会は、その国のクラブよりの支払額を調節することができることを規定している。

新加盟クラブ：支払期直前の5月15日又はそれ以前に新たに加盟したクラブに限り、7月1日における会員数を証明し、その日付で人頭分担金を支払うよう要求されている。同様、支払期直前の11月15日又はそれ以前に加盟した新クラブに限り1月1日における会員数を証明し、その日付で人頭分担金の支払を要求されている。

払戻又は比例割当：半期に入ってから後に退会した会員に対する人頭分担金については、クラブは国際ロータリーから払戻を受けることはできない。一方クラブは、半期間に入会した新会員に対しては、比例割当人頭分担金を支払う必要はない。クラブ及び国際ロータリーの会計年度は同様、即ち7月1日より6月30日であるため、時としてクラブは(クラブがその会費を徴収しない前に)7月1日及び1月1日に支払うべき人頭分担金及びロータリアン誌購読料を早期に立て替え払いし、後に至りその期間の会費を支払わないで死亡、退会或は会員資格を喪失した会員の国際ロータリーに対する人頭分担金及び購読料を支払っていたということを発見することがある。斯様な場合、理事会は国際ロータリー事務総長にその事情に応じて必要な調節をなし払戻をなす権限を与えている。

## ロータリアン誌の購読

(Subscriptions to The Rotarian)

THE ROTARIAN の購読料は、合衆国、カナダ、キューバ、及びその他最低郵便料金

を採用している国においては、合衆国貨幣で年2ドル50セントその他の総ての国においては合衆国貨幣で3ドルである。

合衆国及びカナダにおける各クラブではその各正会員、シニア・アクティブ及びパスト・サービス会員は THE ROTARIAN の有料購読者となるべきことを、会員籍取得の条件にすることが要求されている。(国際ロータリー細則第19条、第2節)

### レビスタ・ロータリアの購読

(Subscriptions to Revista Rotaria)

雑誌のスペイン語版、レビスタ・ロータリアの購読は自由である。レビスタ・ロータリアの購読料は合衆国通貨で年額3ドル75セントである。

### 国際ロータリーの経費

(Expenses of R. I.)

理事会：理事は、国際大会、国際協議会、指定せられた地区大会、定例及び臨時理事会及びその執行委員会、事務局への公式訪問、及び理事会が承認した特別の旅行、並びに国際ロータリーに請求すべき事務所費及び事務員の費用等の諸経費は報償せられる。

理事会は次の決定をした。即ち、

(イ) 毎年「国際ロータリー会長ノミニー」が1名の場合には、次年度の理事として、最後の理事会、国際協議会及び国際大会に出席するに要する彼の経費は国際ロータリーによって支払われる；

(ロ) 2人以上の会長ノミニーがある年には、次年度の理事として、暫定理事会及び国際大会に出席するに要した経費は毎年国際ロータリーによって支払われる；

(ハ) 国際ロータリーは、総ての理事ノミニ

ー及び無競争理事候補者が最終理事会、国際協議会並びに国際大会に出席するのに必要な経費を支払う。すべての理事ノミニー並びに無競争理事候補者は最終理事会へ出席するよう奨励されている；

(ニ) 国際大会前に、地帯、地理的集団乃至地域からの理事ノミニーが判明しない場合、斯様な地帯、地理的集団、乃至地域より選出された理事が次年度理事の暫定理事会及び国際大会に出席するのに要した経費は、国際ロータリーによって支払われる。(理 60—61；63—64)

委員会：国際ロータリーの各委員長は委員会の業務遂行上必要な事務諸経費、及び、事前に理事会の承認を得た場合、国際大会並びに国際協議会への出席に要する個人的経費を弁償される；又、理事会が承認した特別旅行或は年度中の委員会の業務遂行に関して理事会から出された指示中に含まれた特別旅行の費用、及び委員会の会合準備並びに出席に要する費用で理事会の承認を得た場合は弁償される。

委員会の委員は、理事会の承認を得れば、委員会の会合へ出席するのに要する経費及び委員会の業務遂行上必要とする事務費を弁償せられる。

国際ロータリー理事会又は会長が特にその出席を要求しかつその費用を承認しない限り、たとえ招待せられたとしても、国際ロータリーの委員が他の組織の会合に出席するための費用を支払うことは、国際ロータリーの方針に反する。(理 44—45)

地区ガバナー：各ガバナーにはその任期の初めに、任務を遂行する経費を賄うために、理事会で承認された予算が交付される。例えば、クラブ訪問、地区協議会及び地区大会出席等に要する旅費、月信発送、事務費、文房具、郵税、電信電話等の費用である。事務費は地区内クラブ数に基づいて見積られる。

旅費の見積は、地区内クラブ数、旅行距離

及び経費に基づいて行なわれる。国際ロータリーは単にその地区内の旅行に要するガバナーの個人的経費のみを支払う。ガバナー・ノミニーとして国際協議会に出席する経費を除いては、国際ロータリーはガバナーの所管地区以外の旅行費は一切支払わない。

地区ガバナーが第2期に指名せられた場合国際協議会に2度目の出席は差し支えないが、2度目の協議会への出席費用は特別の場合及び国際協議会開催の以前に理事会の特別承認を得た場合に限り国際ロータリーによって支払われる。(理 71—72)

理事会は次の方針を採択した。

(イ) ガバナーに対する予算割当は、全クラブに公平かつ十分の貢献の出来るような割合の予定表に基づいて行なわれなければならない。従って、理事会は予算を採択し、割当を行なうに当っては、各種活動の相対関係に基づいて経費を分配する。理事会は、斯様な分配の基礎は各地区内において年々大なる変化をなすべきではないとの意見を堅持している。というのは、激烈なる変化はこれ等の活動の均衡を破るものであるからである。

(ロ) 国際ロータリーによって支払われるガバナーの経費は、ガバナーの予算割当の総額を超えてはならないということが必須条件とされている。若し不慮の事情の為、追加費用を要する場合には、斯様な経費を必要とする以前に、理事会の承認を得るため追加割当請求を提出しなければならない。(理 41—42)

国際協議会：国際ロータリーの経費で協議会に出席するよう国際ロータリー理事会によって承認された人は旅費及びホテルの費用を弁償される。

国際協議会は、国際ロータリー運営上最も重要な国際的会合である。そして1948年に初めて提案されたように2ヵ所以上の地域別協議会に分けるよりも寧ろ常に単一協議会として開催し十分に力を入れる必要がある。猶協議会は国際大会都市近接地というよりも、

寧ろガバナー・ノミニーの数及びその居住地の見地から便利で経済的な場所に開かれなければならない。

理事会は次のことを決定した：

情状酌量の存在する場合に（不可避的旅行の遅延、病気その他）会長が一般規定に対して除外例を承認した場合以外、参加者その他国際協議会に列席するものの経費支出は全期間出席する基礎の下においてのみ承認されている。(理 53—54)

同一役に2度目に指名された被指名役員は、その役名において2度目の国際協議会に出席することが出来るが、その人の出席費用は特別の場合及び国際協議会開催の以前に理事会の特別承認を得た場合に限り国際ロータリーによって支払われる。(理 71—72)

理事会は、原則として、又、実行可能な限り、地区ガバナー・ノミニーが、国際ロータリー資金が預託されている国から、国際協議会に出席する場合の費用は、すべて、かかる資金から、国際ロータリーによって、支給されることに同意する。(理 67—68)

他の経費は、協議会において職務を命ぜられた事務局職員、翻訳係、接待、印刷及びその他の雑費を含む。

国際大会：この費用は、国際ロータリーの費用で国際大会に出席するよう国際ロータリー理事会によって承認された人達の旅行費及びホテル費等と共に、国際大会に必要な総ての運営及び款待費等を含む。

同一役に2度目に指名された如何なる被指名役員も、特別の場合及び会長の特別承認を得た場合に限りその被指名役員としての出席費用は1回の国際大会の分よりも多く国際ロータリーから支払を受けることができる。(理 72—73)

新クラブ結成：この経費は、新クラブ結成に關係してのガバナー又は拡大補助者の旅行費を含む。

新クラブ結成における特別代表の費用は除

外例的な場合、即ちガバナーが予め国際ロータリーの事務総長又は会長から斯様な支払の許可を得た場合においてのみ支払われるものである。(理 37—38)

理事会は次の件を決定した：

ガバナーが新クラブ結成及びチャーター伝達に関して合衆国貨幣 75 ドル以上の経費をかけ又は経費をかけんとする以前に、ガバナーは、その経費がえられるかどうかを事務総長に相談する。斯様な場合、国際ロータリー事務総長が“新クラブ結成のため地区ガバナーその他の旅費”に対する割当の中からの資金の利用度を決定する責任を有することが定められている。斯様な決定をするに当り、事務総長は、その使用期間にその割当から流用しなければならない総てのありうる要求を考慮に入れなければならない。(理 72—73)

前記事項は、新クラブ結成に関連して 75 ドルの経費が許されているということを規定しない。若し 75 ドル又はその一部が、新クラブ創立に用いられなかったとしても、その金額は、ガバナーがその他の経費に充当することは出来ない。

会長：会長事務費及び旅行費は、若し自分の市に事務所があればその事務所の借料、文房具、消耗品、郵税、電信電話料、必要な秘書及び事務員費、並びに別段の規定のない会長の旅費を賄うものである。

国際ロータリー会長として順序良くかつ満足に退職するに必要なかつ適当な経費は弁償せられる。(理 60—61)

被選会長：会長としての職務につく準備に要する必要で適当な経費は毎年会長ノミニーに弁償される。(理 60—61)

地区又は地域大会に於ける国際ロータリー会長代理：実行可能な限り、理事会の一員又は他の国際ロータリー会長代理が、各地区及び地域大会に出席するよう指名され、その旅費は国際ロータリーによって支払われる。若しその人が夫人を同伴する場合には、夫人の

費用も国際ロータリーによって支払われる。

地区大会出席中の会長代理並びに同夫人の宿泊費及び大会出席諸経費は、地区大会の負担とすることが望ましく又、期待されている。

現及び元役員の見聞：この費用は、国際ロータリーの要求によって、クラブを訪問し、話をする現及び元役員（及び特別の場合他の有資格ロータリアン）の旅費を含む。これはガバナー以外の国際ロータリーの役員又は代表の見聞をめぐりに受けることのない多数のクラブに対して有用な奉仕である。

事務局：アメリカ合衆国イリノイ州エバンストン及びスイス国チューリッヒにある事務局費用は、職員の給料、エバンストンにおける国際ロータリー中央事務局の建築物管理、及びチューリッヒにおける事務所借室料、文房具、用品、郵税、速達料、電信電話、謄写料、印刷料、無料配布小冊子類、家具類及び設備品の償却及び修繕、保険及び税金、監査、雑費その他を含む。

ロータリアン誌及びレビスタ・ロータリア：ロータリアン誌及びレビスタ・ロータリアの費用は、職員の給料、文房具、用品その他、原稿、在庫用紙、印刷、郵税及びその他雑誌発行に普通必要な経費を含む。

### 監査報告の配布

(Distribution of Auditor's Report)

理事会により承認された前会計年度の経理状況について、監査人の報告を要約したものはこれを印刷に付し、年々各クラブ幹事宛、現及び元国際ロータリー役員及び委員等、国際ロータリー・ニュース発行名簿にある人々に配布すべきものとする。(理 49—50)

### 国際ロータリー資金の支出

(Expenditures of R. I. Funds)

一般手続：以下は、国際ロータリーの資金支出に関する一般手続の簡単な要綱である：

理事会は、支出責任者であるガバナー及びその他の人によって支出せらるべき予算配布（又は債券）を可決する責任を持つ。斯様な予算割当は国際ロータリーによる年間予算編成を通じて作られる。この予算には、来たべき年度の総ての見積経費が盛り込まれる。理事会が予算を承認したときには、それぞれの予算割当が決定されるのである。予算の各費目は「その必要と思われる部分」を基礎とし、それに対して配布せられるものであると了解せられている。換言すれば、各項目は最大限度として配布したもので、若し誰かがその最大限度以下の支出で仕事を遂行するならば、それだけ国際ロータリーの資金が節約されることになる。

一方（これこそ明確に諒解されなければならないことであるが）如何なる目的であっても、配布された予算割当以上の支出は予め理事会の承認なしでは行なってはならない。

支払役員である事務総長及び財務長にとつて又会長及び理事会にとつても、斯様な支出に対して何等の予算割当も現存していない場合に、支払要求をされると当惑するものである。

若し支払行為者が常に支出を既定予算割当内に留めるようにし、追加支出は、もしそれが認められている場合、予め追加予算を提出して理事会の承認を得る迄は支出をしないようにすれば、支出当事者も理事会も当惑することはない。

或予算が特定目的のために作られている場合には、例えばガバナー・ノミニーの国際協議会出席の経費の如きは、予め理事会の承認なしでは他の第三者に譲渡してはならない。

### 支出報告 (Expense Statements)

理事、ガバナーその他は、彼等の支出を書きつけておいて、月末にその簡単な報告書を事務総長に提出することによって国際ロータリーの資金の中から支払を受ける。

国際ロータリーの用務に従事する時の国際ロータリー役員及び委員の経費支払は、その費用が国際ロータリーで定められた範囲を相当超過している場合には、国際ロータリー会長及び事務総長の承認をえなければならない。この際「相当の変更」の判断は事務総長の決定による。(理 51—52)

### 国際ロータリー旅費

(R. I. Travel Expenditures)

国際ロータリー理事会が、国際ロータリーにおける旅行費の説明として 1965—1966 年に採択し、その後改正した方針は次の如くである。

#### 一般方針 (General Policy)

国際ロータリーの用件で旅行する時の、国際ロータリーの役員、委員会委員等々の旅費を支弁することは、国際ロータリーの方針である。国際ロータリーの費用で旅行する人は、適度に心地よい旅行をし、かつ個人的用事の時間にも不自由せずに、あらゆる方法で国際ロータリー資金節約に助力するものと期待されている。

単に、個人輸送の実費のみが報償されることになっている。従って、下記の表に規定された料金より少ない費用で旅行する場合には、規定最高額ではなく、その旅行に要した少ない料金しか弁償されないものである。

弁償経費

(Reimbursable Expenses)

輸送

(Transportation)

イ. 飛行機。弁償は、エコノミー・クラスの航空運賃の実費とする。ただし、

1) 1等だけとなっている二地点間の航空旅行の場合には、1等航空運賃が支給される。

2) R.I. の会長その他の理事、R.I. の事務総長及び財務長並びに R.I. の元理事及び次期理事、元及び次期の事務総長もしくは財務長、及び同伴を認められた場合のこれらの人の夫人に対しては、合計飛行時間が三時間以上に及ぶ航空旅行の場合に、1等の航空運賃が支給される。

3) 地区ガバナー・ノミニーの夫人が国際協議会に出席するために夫と同伴する場合の旅行費の弁償は、エコノミー・クラス航空運賃実費の 50 パーセントとする。

ロ. 船。最短コースにおける前記規定による航空旅行費相当額を最高限度とし、運賃実費並びに雑費が弁償される。船で旅行する場合の輸送費、ホテル代、食費及び途中の雑費に対する弁償は、その合計額で、航空旅行によった場合における前記規定による航空旅行費相当額を超過しないものとする。

船で旅行する場合、航海中の費用として、1日につき米貨4ドル、又は当該航海に対し米貨30ドルのいずれか多い方が弁償される。この場合には、補償される費用の総額は、前記の最高限度を超えないものとする。

ハ. 鉄道。鉄道旅行は最短距離の1等料金、或は寝台車の個室の如き普通寝台車の基準で弁償される。

ニ. バス。バス旅行の場合は支払われた運賃

実費が弁償される。

ホ. 自動車。合衆国内の場合は、ガレージ使用料を含め、自動車旅行に伴うすべての経費を賄うものとして、1哩当り10セントの基準で弁償される。最短距離の旅行の適当なホテル代、食費、雑費が弁償される。

他の経費

(Other Expenses)

合理的な値段の一流ホテル室代実費。

相当額の食費並びに雑費。

旅券料金実費、払戻しのかかない入国税等。

もし、国際ロータリーが国際協議会或は国際大会のために、特別輸送を準備する場合、理事会特別決議によって、斯様な特別輸送機関利用者に対し輸送実費の基準で弁償するものとする。

途中及び会議出席中の日数

(Time En Route and Attendance at Meetings)

すべての旅行は、途中並びに目的地において要する適当で最少の日数で然も公務を満足に遂行することを基準として見積られかつ弁償されるべきものとする。但し、本人が招かれた一つ又はそれ以上の会議の全会合に参加した場合に限る。

弁償

(Reimbursement)

普通、上記の弁償経費予定額を指針として用い、国際ロータリーは本人の署名した経費計算書を受理次第、その個人に支弁する。

個人が国際協議会及び国際大会出席以外のロータリー用務で旅行するために前払い旅費を請求する場合、事務総長は上記予定額を指針として計算した経費の概算を前渡しする権

限を与えられている。斯様な前払い金は、旅行完了直後本人から提出される経費計算書により証明されるべきものである。

個人が国際協議会及び/或は国際大会への前払い旅費を請求する場合、事務総長は前払いの権限を与えられている。但し、

(イ) 予め個人から、選んだ旅行方法と等級の書いてある予想旅費の証明書を受取ること；

(ロ) 事務総長は予想旅費が上記予定額に規定された最高額を超えざることを確認し、かつその費用が一般料金と符合していることを確かめること；

事務総長は、この予想費に、それぞれ必要で適当な額を概算の上、ホテル代、食費、及び要求があれば雑費を加えなければならない。

これらの事情のもとに前払い金が渡された場合には、経費計算報告の提出は要求されないものとする。

この基本声明に規定された金額を超える如何なる経費も各個人の責任とする。

理事会は副会長及び理事がロータリー用務で旅行する費用について、国際ロータリーによる支払の方針を次の如く定めた。

1. 年間予算には次の場合に生ずる適当で必要な理事の経費が割当てられる。

(イ) 在任期間に開催せられる国際大会及び国際協議会への出席。

(ロ) 定例及び臨時理事会及び理事会の委員会への出席。

(ハ) 必要な国際ロータリー本部公式訪問。

(ニ) ロータリー用務の下に特別に認められた旅行。

(ホ) 指定せられた地区大会又は地域大会出席に夫人を伴う旅行。

(ヘ) 自己の見解で必要と認めるクラブ訪問及び他のロータリー職務上の訪問、

但しその費用は年間理事1人につき400ドルを超えることは出来ない。

2. 上記(イ)項にいう特別に認められた旅行は、理事会に代って会長又は事務総長によって、国際ロータリーの利益のためと、それに対する予算処置のとられた資金の範囲内において要求せられたものでなければならない。

3. 理事は、特別の規定が作られない限り上記に規定せられたもの以外、如何なる経費の負担も国際ロータリーにかけてはならない。

4. 以上は、理事の旅費の国際ロータリーによる支払に関し、これと異なるこれまでの如何なる理事会決定にも代りかつ以前の決定を無効にするものである。(理 40—41；42—43)

上記の方針はその実行と効力において継続すべきものである。国際ロータリーの費用で旅行するものの旅費概算を作成し提出するに当っては、中央事務局は理事会において決定した旅行基本方針に従って計算しなければならない。(理 42—43)

旅行のための国際ロータリー資金

(R.I. Funds for Travel Purposes)

如何なる国にある国際ロータリー資金も公式に開かれた会合に、国際ロータリーの費用で旅行するロータリアンに対して報償するために、これを利用して差し支えない。如何なる国における国際ロータリー資金も、その人がロータリアンであろうとあるまいと、通貨両替その他の為にこれを提供することは、国際ロータリーの方針ではない。但し、奉仕活動に関連して、諸外国のロータリー・クラブの協同活動に関し理事が明確に規定する場合は例外である。(理 47—48；58—59；65—66)

## 保 険 (Insurance)

理事会は、自動車旅行に関連する不慮の責任保険について次の如き決定をした。

理事会は、国際ロータリー各役員、理事、ガバナー、委員、職員等で自動車を運転するものは適当な金額の賠償責任保険及び財産損害保険ならびに、火災、盗難その他の損失に対する保険を良い保険会社と契約しているものと考えかつ予期している。

理事会は又、各役員が生命及び傷害保険、火災、盗難、衝突その他の原因による自動車の損失に対する保険を個人でかけていなければならないという意見を記録にとめている。国際ロータリーは斯様な損害には役員に対し弁償しない。

理事会は、国際ロータリーの役員は、事務総長を除いては、国際ロータリーの雇人ではないということに一致している。彼等は国際ロータリーの目的のために旅行している間もその事故に対して国際ロータリーによって個人的な保険をかけられてはいないし、又、国際ロータリーは彼等が旅行保険に支払った保険料に対して弁償もしない。国際ロータリーは如何なる間接的負担にも責任を持たない。然しながら、地区ガバナー及び他の国際ロータリー役員は、彼等自身の費用において、斯様な事故のために保険をかけることを欲するであろう。(理 39—40；45—46；59—60)

## 団体旅行用貸切飛行機 (Chartered Air Transport for Group Travel)

貸切飛行の契約は、事務総長が航空会社の妥当性及び若しあれば IATA 及び米国の CAB の如き国家機関の規則に従っているか又財産損失の防止、及び適当な賠償責任保険等について充分評価した後、同貸切飛行が満

足であると判断した場合に限り、理事会は、国際ロータリー或は地区ガバナーが、その契約に署名することに同意する。(理 70—71)

## 支出に対する承認

(Authority for Expenditures)

請求せられた支払が、国際ロータリー理事会によって正式に決められた予算割当を超えず、かつ斯様な割当を行なうに当って理事会決定の指示書乃至意向の範囲内にあることについて事務総長及び(又は)会計監査官が満足しない限りそれに支払をしないこと及び確かに支払われていないことを財務長に証明することは、国際ロータリー資金の支出役員たる国際ロータリー事務総長及び(又は)会計監査官の義務でありかつ責任である。又、事務局の事務総長及び(又は)会計監査官は斯様な支払が、その請求された支払をなすための予算を割当てるに当っての理事会指示書或は意向の範囲内にあると考える旨を証明できかつ証明するものでなければ、事務総長並びに財務長は国際ロータリー資金を支出することは厳重に禁じられている。如何なる支払要求でも事務総長がこれを証明することができない場合には、その事情を理事会に報告して承認又は否認を求めなければならない。(理 31—32；51—52)

理事会が斯様な目的のために必要な予算処置を取るか或は取ったものでない限り、如何なる活動に対しても理事会が支払を承認してはならない。(理 31—32)

## 国際ロータリー活動以外への国際ロータリー資金の寄付 (Contributions of R. I. Funds for Other Than R. I. Activities)

国際ロータリーの資金はその加盟クラブにより、それ自体の目的のために提供せられた

ものである。故に他の団体の活動に対して寄付することはできない。同時に国際ロータリーは、その加盟クラブを通して、各自ロータリアンが個人的にその地域社会における有用な奉仕活動に参加し支持することを奨励する。(国際ロータリーと他の団体に関する方針文書 150—151 頁参照 理 54—55)

## 国際奉仕

(International Service)

国際間の友誼にみちた、正しくかつ平和的な関係を推進し維持するためには、少くとも次の二つの力が必要である。

④ 関係当事者の権利を定め、人間関係に常に起こる意見の相違を調整する法律的な制度。この力は勿論政府によってかつ政府の間に発達させなければならないものである。

(d) すべての国民に対する、国際的な理解と善意の重要性を正しく認識した広い見聞に基づいた世論。

この理解と友誼を、ロータリー会員相互の間及び一般の人々の間に推進することが、ロータリーに於ける国際奉仕の特に行なうべき仕事である。(理 51—52)

ロータリー・クラブ及びロータリアンは、常に国際ロータリーの既定方針に従い、いやしくも平和の獲得及び維持を妨げ、誤解を招き、又は悪意を生ずる原因となるような、如何なる行動、発言、通信又は出版物も厳重に避けて、世界中の国民に対する理解と好意の増進を奨励かつ育成するため努力するよう勧告されている。

### 方針概要 (Outline of Policy)

理事会は下記方針を採択した：  
「国際奉仕に於ける国際ロータリーの方針」  
狙い：

ロータリーに於ける国際奉仕の狙いは、綱領の第4に明らかな通り、  
「奉仕の理想に結ばれた実業人と専門職業人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進する」

ことを鼓吹しかつ育成するにある。

ロータリーの奉仕の理想が、最もよく表現されているのは、個人の自由、思想、言論、集会の自由、信仰の自由、迫害と侵略からの解放、及び、欠乏と恐怖からの解放が認められているところに於てである。

自由、正義、真理、誓言の神聖及び人権の尊重はロータリー主義に固有のものであり、又国際間の平和及び秩序の維持、更に人類の進歩にとって不可欠のものである。

### 個々の会員の責任：

各ロータリアンは、奉仕の第4部門に固有の理想の達成に個人的に寄与することが期待されている。

ロータリアンは、自己の国家に対し忠誠かつ献身的な国民たるべく、自らの日常生活、及びその職業活動を処置することが期待されている。

各ロータリアンは、個人として何処に働くにせよ広い見聞に基づいた世論を作り出すことに協力しなければならない。かくの如き世論は、国際間の理解と親善の促進に関する政府の政策に当然影響を及ぼすものとなる。

### 世界精神を抱くロータリー会員として：

(i) 彼はせまい愛国主義を越え、国際間の理解と親善と平和の促進に対する責任を分担していることを自覚する。

(ii) 彼は国家的乃至人種の優越感によって行動する傾向に反対する。

(iii) 彼は他の国民と共に協調するための一致点を求め、かつ開拓する。

(iv) 彼は個人の自由を保持するため、法と

秩序の規定を守り、以て、思想、言論、集会の自由、迫害と侵略からの解放、及び、欠乏と恐怖からの解放を楽しむことができるようにする。

(v) 彼は、何処かの貧困は全部の繁栄を阻害することを認識し、世界中の国民の生活水準を改善する運動を支持する。

(vi) 彼は、人類に対する正義の原則は、根本であり、又世界中に行なわれなければならないことを認識して、その原則を支持する。

(vii) 彼は国家間の平和を推進することに常に努力を傾け、この理想のためには、個人的犠牲を払う覚悟をする。

(viii) 彼は、国際間の親善への一步として、他人の信仰を理解するという精神を力説、実行し、それによって、より豊かな、より充実した生活が確保されるような、道徳的精神的な基本水準の存在することを認識する。

### ロータリー・クラブの責任：

ロータリー・クラブは、政府や世界問題或は国際間の政策に影響を与えるような団体的な行動をとってはならない。むしろ、個々の会員に対して、これらの問題についての知識を与えるようにつとめ、それによって、会員に啓発された建設的な心構えを持たせるようにすべきである。

ロータリー・クラブでは、討論会を開催して、公共の問題を論じ、それによって、第4部門に示された奉仕を育成することができる。もし論争点のある場合には、双方の主張が十分に発表されることが肝要である。

ロータリー・クラブに於て、国際的問題が論ぜられている場合、論者は他の国の国民を攻撃するようなことは、避けるように注意されなければならない。又会合に於て表明された個々の論者の意見に対しては、ロータリー・クラブは必ずしも責任をとるには限らないことを明らかにしておかなければならない。

ロータリー・クラブは、国際問題に関係を

持つ特殊な計画に関する如何なる決議をも採択してはならない。或る国のクラブから他の国のクラブ、国民或は政府に対して、何かの行動を執ることを要望してはならないし、又、特定の国際問題の解決に関する計画案や意見書を配布してはならない。

それぞれロータリー・クラブを有する国家間の関係が緊迫している場合には、関係国及び他の国々のクラブは、最大の注意を払わなければならない。然らざれば、如何なる行動もかえって悪意や誤解を増す恐れがある。

### 国際ロータリーの地位：

国際ロータリーは、多数の国に存在する幾多の見解をもつクラブから成り立っている。故に、政治問題に関しては、国際ロータリーは何等団体的行動をとったり意見を述べたりはしない。(理 51—52；53—54)

### 世界事件 (World Affairs)

理事会(1961—62)は次の声明を採択した：

### 世界事件と国際ロータリー (Rotary International in World Affairs)

国際ロータリーは、世界に広がっているその加盟クラブを通して、国家間の平和の基礎として人類の間に国際理解と親善を奨励かつ育成する。ロータリーの奉仕の理想と国際理解増進のために献身するとの言明は、国際ロータリーをして、破壊的な反対勢力が猖獗を極めていく現代に於て、絶対に、必要かくべからざる力とするのである。

ロータリーの理想に固有なものは個人の品位と自由である。故に、その理想を永続強化することは個人個人のロータリアンに義務としてかかっている。ロータリーの有効性は制度によるものでもなければ、団体として意志表示をすることによるものでもない。それ

は、各ロータリー・クラブの各会員が、ロータリーの存在のために、又自由社会、正義、真実、約束の神聖、及び人権尊重を守るために必要な原則を推進しようとして、個人的な、積極的なそして建設的な行動をとる場合にのみ達成される。

国際ロータリーは、加盟クラブの構成員となっている、職業界の指導者中に潜んでいる、効果的行動への偉大なる能力を認識して、各ロータリアンに、自国に忠実なる奉仕的国民として、自己の影響力を発揮し、そして全人類の安寧の基盤となる、自由と真実と正義の原則を保全しかつ強化するために自己の能力を行使し、そして国際ロータリーを国際理解の達成に一層有効な道具とするための方法として、奉仕の理想を個々に実践するよう求めている。

国際ロータリーはその平和と正義の原則の固守を再確認し、そして出来ることならば武力によらず平和的交渉によって国際上の難問題を解決する上に、全ロータリアンが自己の影響力を行使するよう勧奨する。

#### 原子力使用に関する提案 (Proposals Regarding Use of Nuclear Energy)

理事会は、平和目的のための原子力利用より生ずる人類への利益及びそのための原子力の絶えざる発達の重要性を認めるものである。然しながら、国際ロータリーもしくはロータリー・クラブが斯様なことにおいて政府を動かすため共同活動に加わるとか、特定の国際問題の解決のための行動又は計画に対する提訴を提起することなどは国際奉仕に関する国際ロータリーの既定方針と一致しないものである。(理 61—62)

#### 国際連合 (United Nations)

国際ロータリーは、国際連合憲章の規定や国際連合の決議及び法規に対して是認も否認もしないが、ロータリアンが世界平和の促進を目ざす国際連合の活動に精通することを奨励する。

事務総長は、世界平和の促進に資する国際連合の憲章及び活動の研究に関連するプログラム資料及びその他の援助について、クラブの注意を喚起するよう命ぜられている。

国際連合及びその専門機関の会合に出席する国際ロータリーのオブザーバーの報告は常にこれを公表するものとする。

ロータリー会員にして、国際連合或はその専門機関のいずれかに関して、申し出をなさんとする場合には、必ず自国政府の正規の手続きによってつくられた機構を通じて行なうべきである。(理 51—52; 52—53; 53—54; 55—56)

#### 国際連合に関する国際ロータリーの 出版物 (R.I. Publications re United Nations)

理事会は、国際連合の初期に於ては、国際連合及びその専門機関の事業及び業績に関して情報を伝播する必要が大いにあったこと、又、この必要を充すために、理事会が、“From Here On”「此処から」“In the Minds of Men”「人々の心に」“The World at Work”「活動する世界」及び月刊“Report on U.N. by Rotary International”「国連に関する国際ロータリー報告」等の国際連合に関する出版物を国際ロータリーが出版し頒布することを承認したことを、確認する。

理事会は、上記の出版物は有用な目的に資

する処が多かったが、現在では国際連合自体がその施設を通じてこのような情報の伝播を行なっており、又、国際連合に関する情報も広く入手できる状況にあると考えている。

従って、理事会は、数ヶ国語版による「国連に関する国際ロータリー報告」の出版は遅くも1952年6月30日には停止すること、及び、国連に関する国際ロータリーの他の出版物（「此処から」、「人々の心に」、「活動する世界」等々）の現在の在庫品が尽きた場合には、これ以上版を重ねないことに決定した。(理 51—52)

#### 国連旗の掲揚

(Display of United Nations Flag)

ロータリー・クラブのある国が必ずしも全部国際連合の加盟国であるとは限らない事を考え、国際連合旗の掲揚は、ロータリー・クラブがロータリー旗及び国旗を掲げる場合、或は必要によって外国の旗を掲げる場合と同じく、ロータリー・クラブその他の自発的な措置に任すべきである。(理 50—51)

#### 国の法律、習慣に対する批判

(Criticism of Laws and Customs  
of a Country)

理事会は次の如き方針の声明書を採用した。

ロータリー会員の間、理解と親善を促進するに当って、或る国に於て非合法とされていることが他の国に於ては合法である場合が多数あること、又、或る国に於て慣習となっていることが他の国に於てはそうでない場合もあることを、認めなければならない。従って世界各国のロータリー会員は、或る国のロータリー会員が、他の国の法律・慣習を批判

することは気をつけてこれを避けるべきであり、かつ又、或る国のロータリー会員が、他の国の法律、慣習に干渉するが如き如何なる行為もこれを慎むべきであるということを認識しなければならない。(理 32—33)

#### ロータリー会員とその国家との関係

(A Rotarian's Relation to His Country)

ロータリー会員とその国家に対する関係についてのロータリーの立場は、決議 43—14 (本書 148 頁) に明らかにされている。

#### 世界社会奉仕

(World Community Service)

世界社会奉仕は、或る国、通常開発国のロータリー・クラブ又は地区が、他の国、通常開発途上国のロータリー・クラブに援助を提供して、そのロータリー・クラブが立案した自国の生活水準の向上に役立つ計画（必要を充たすための計画）の遂行に協力し、かくて双方の地域社会間に国際理解を増進することを目的としたプログラムである。

理事会は、各地区ガバナーが、委員の任期の継続性を規定しかつ職権上の委員として次期地区ガバナーを加えた、以下の委任事項を遂行する地区世界社会奉仕委員会を設置することを推奨している。

地区世界社会奉仕委員会の任務は次の通りとする：

- イ) 地区内のすべてのロータリー・クラブに、世界社会奉仕の目的のために海外のロータリー・クラブと提携するよう奨励すること；
- ロ) 地区内各クラブとの定期的接触及び地区集会並びに都市連合会等を通じて、世界社会奉仕プログラム（小企業相談所を

- 含む)に対する理解の増進をはかり参加を推進すること；
- ハ) 海外の地域社会からの世界社会奉仕の援助を受けるに価する地元の必要事項を決めるよう地区内のクラブを激励すること；
- ニ) 地区内のクラブから報告された世界社会奉仕計画を審査し、その結果を地区ガバナー及び事務局内の世界社会奉仕計画資料整理室に報告すること；
- ホ) 世界社会奉仕活動のために提供可能な地区内の援助資源を捜し出すよう地区内クラブを督励すること；
- ヘ) 世界社会奉仕の目標と業績とを地区内のすべての適当な伝達機関—ロータリーとの関係の有無を問わず—toに発表すること；
- ト) 地区レベルの世界社会奉仕計画を実施すること；
- チ) 地区内の世界社会奉仕活動の記録を取り、定期的に地区ガバナー及び事務局へ報告すること。(理 68—69)

理事会は、特定の世界社会奉仕活動に関連して地区又はクラブが行なう財政的その他の協力及び援助の要請は、かかる要請を1ヵ所又は特定数の地区又はクラブに止め、一様に配布するものとして無差別にクラブへ出さなければ、大会決議 29—12 によって定められている財政援助の懇請に関する制限条項のわく外にある(本書 144 頁参照)ものとすることを承認している。(理 66—67)

理事会は以下の事項を承認している：

- 1) 各ロータリー・クラブに対し、出版物その他を通じて、世界社会奉仕の目的のために海外のロータリー・クラブと提携するよう強調すること；
- 2) クラブに対し、クラブ独自の力では負担し得ないような大規模の計画への参加を容易にするために、計画を分析し必要事項を細分するよう奨励すること；

- 3) 援助を受ける地区及びクラブは援助提供クラブ乃至地区に、その援助に関する報告書を送付すべきこと；
- 4) 地区世界社会奉仕委員会が果す役割の重要性を常に強調すること；
- 5) 委員会のメンバーの任期の継続性及びあらゆるレベルにおける世界社会奉仕活動の継続性が重要なことを絶えず強調すること。(理 68—69)

理事会は、組合わせ地区及びクラブ・プログラムによる接触から生まれたクラブ対クラブ間の友好関係がもたらす利益と永続的価値を、国際ロータリー出版物その他を通じてクラブに対し強調すべきことに同意している。(理 68—69)

「世界社会奉仕資料整理室」 R. I. 事務局には、世界社会奉仕計画を提唱しているロータリー・クラブからの援助の要請を受け付ける「資料整理室」が設置されている。いずれのロータリー・クラブもこの「資料整理室」を次の二つの方法で利用できる：

- 1) 社会奉仕計画に対して援助を要請するクラブは、その計画を計画資料書式に詳述し、所属地区のガバナー又は世界社会奉仕委員会を通じて R. I. 事務局へ提出することができる。これを受理した事務局ではその必要事項を公表し、そして同種の必要事項への援助を申し出ているクラブに詳細を送付する；
- 2) 世界社会奉仕計画に援助を提供したいクラブは、情報要請書式に提供できる援助の種類や希望する援助提供地域を記入して提供する。これを受理した「資料整理室」からは、一つ又はいくつかの必要事項についての情報が送られて来る。情報を要請したことによって、そのクラブが世界社会奉仕計画を引き受ける義務を負うことにはならない。

### 世界的な必要事項 (World Needs)

理事会は、

- イ) 現在世界には、ロータリー・クラブ及び個人ロータリアンにとって援助しがいがあり、かつ、国際ロータリーから特に強調されるまでもなく、注意を払う価値のある、世界的飢餓を含む諸種の必要事項が存在することを認め；
- ロ) ロータリー・クラブ及び個人ロータリアンに、世界的飢餓を含む各種の必要事項に関する情報の提供と、これらの必要事項をロータリー・クラブ・プログラムその他を通じて充たさんとする活動に参加するようとの勧告とを引き続き行なうことを決定した。(理 68—69)

### 同一職業分類を保持する人々との世界的交歓 (World Contacts with Men in Same Classification)

理事会は、ロータリアン全部に対して、理解と感化の社会を創り、国際的協力をすすめるために、世界中の国々の、同一の職業分類を保持する職業人の国際的交歓を促進するよう奨励する。(理 46—47)

### 世界理解週間 (World Understanding Week)

理事会は、毎年9月15日を含む週を「世界理解週間」として設定し、この特別の週にクラブは、世界平和に重要な理解と親善とを特に強調したクラブ・プログラムその他の活動を提供するよう勧告している。(理 57—58)

### 地区及びクラブ水準における国際学生交換 (International Student Exchange at District and Club Level)

理事会は、ロータリー・クラブ乃至ロータリー地区の経費負担による国際学生交換計画を調査する特別委員会からの、ロータリー財団大学院課程奨学金計画は地区及びクラブ水準における国際学生交換計画によって補足されるべきものであるという、勧告に同意している。かかる補足的努力は、ロータリー財団に対する継続的財政援助の用意ができてから後においてのみ行なわれるべきものである。その上で、ロータリー会員は、地区及びクラブの計画を考案し、推進し、又それに参加すべきである。事務総長は、地区及びクラブ水準における国際学生交換に関する現在の計画についての情報を、全クラブ及び地区に伝達し、それによって、彼等自身の国際学生交換を推進するよう、クラブ及び地区に奨励することを要請されている。事務総長の伝達する情報においては、次のことに注意を払わなければならない。即ち、クラブ及び地区水準における国際学生交換計画を確実に成功させるためには、クラブ及び地区が、ガバナー事務局及び R. I. 事務局より入手出来る情報及び経験を利用することが出来るように、前記諸計画は、地区ガバナーの指導、R. I. 事務局の助言の下にのみ着手するべきものである。(理 51—52)

多くのクラブが推進する国際学生交換計画は、大学院の学生を対象とするロータリー財団奨学金計画と区別するため、大学生を対象とするように奨励されている。理事会は、地区及びクラブ水準における前記学生交換計画の推進を援助する目的で、地区ガバナーが、地区内より3名のロータリアンを任命して、地区委員会を構成し、内1名を委員長に任命

することを提唱した。委員会に継続性を持たせるために、初年度の運営に当っては、それぞれ1年、2年、3年と任期別にした委員を任命しなければならない。以後引き続き毎年、自動的に生ずる欠員を補充するため委員1名を任命し、かつ委員長は、ガバナーの指名するところとなる。(理 53—54 ; 56—57)

国際学生交換計画の大学水準における学生の選考に当っては、クラブ及び地区は、最終学年の大学生活を同級生と共にする機会を、学生に与えるため、最終学年の前学年に進学する学生に優先権を与えるよう示唆されている。(理 57—58)

青少年の国際的交換

(International Exchange of Youth)

理事会は、ロータリー学生交換プログラムを国際ロータリーの活動として設定すべきではないことを決定している。(理 68—69 ; 69—70)

国際学生交換プログラム

(International Student Exchange Program)

理事会は、地区によっては、青少年交換プログラムを管理する責任を、地区ガバナーの監督、取締りよりはるかに傾向が台頭しつつあることを懸念するものである。

理事会既定の方針に照らし、理事会は2地区以上のクラブが関与する公式の代行者、又はその他の運営組織を設置することには賛成しない。同時に理事会は、2地区以上のクラブが、共同で交換活動又はプログラムを実施するように協力し合うことを望む例があることは認めるものである。理事会はかような協

同的努力に反対するものではない。但し5地区以上のクラブが関与する如何なる活動又は事業も、各関係地区の過半数のクラブが、最初にそのような合同活動又は事業に参加することに賛成して、かつそれぞれの地区ガバナーが、事前にそのような活動又は事業を実施し、これに参加することにつき国際ロータリー理事会の明確な認可を受けた上でない限り、実施することはできないものとする。

地区によっては、多数地区合同青少年交換プログラムの実施につき理事会に申請して、その認可を受けているけれども、理事会は、そのプログラムが関係当事者によって、そのプログラムを監督し取り締まる地区ガバナーの権限と責任を甚だしく減殺するほど拡張された例があるという見解を持っている。

理事会は、地区組織とは別個に独立し、又た(或は)理事会の全般的統御と監督の下にその地区における国際ロータリー役員として職分を果たす地区ガバナーの指導、取締りの下になり、公式の、或は法人化した多数地区合同青少年交換機関を設置することには賛成できない。

理事会は、各地区ガバナー並びにその後継者が、各地区において青少年交換活動を育成することに、あらゆる努力を注ぐことを要請するとともに、その活動の指導をその地区並びに地区内クラブに取り戻して、地区ガバナーから明確に委嘱されていない権限を行使し、或は交換活動より利益を得ている機関又は代行者との関係を即座に排除することを要請するものである。理事会は更に、各地区ガバナーが直ちに、それぞれの地区における交換活動、即ちその地区が現にかかわりを持つか又は持ってきたすべての交換活動を検討し、この決定の意図するところが成し遂げら

れるように取り計らうことを提案するものである。(理 72—73)

理事会(1930—31年度以降)は、青少年の国際的交換に関し大要次の如く意見が一致した。

青少年の国際的交換——16歳乃至19歳の青少年が望ましい——は原則として承認されている。このような交換はもし正しい条件のもとで完全に行なわれるならば、ロータリーの世界を通じて、国際的な理解と親善を促進するのに役立つ立派な活動として推奨されるであろう。

職業に関係ある青少年の国際的交換を集団的に行なうことは、これを大規模に行なうことのできる他の機関があるから、国際ロータリーの扱う範囲には入らない。

その目的の全部又は一部を青少年の国際的交換の促進においている現存団体がある場合には、ロータリーの最善の援助は個々のロータリアン、特に大学等の最高教育機関の「教育」という職業分類を保持するロータリアンが斯様な団体に支持を与えることである。

このような事業を行なう団体が無い場合には、交換に関するあらゆる取り決めは、地区ガバナーの監督の下にクラブによって行なわ

べきである。理事会は、国際理解を増進する機会として、青少年の交換を促進するために、地区ガバナーに、可能な場合、地区青少年交換係又は青少年交換委員会を任命し、年度の始めにこれらの係又は委員長の住所氏名を事務総長に提出するよう奨励している。事務総長は、青少年交換係又は地区交換委員長全員並びに一つの国の二つ以上の地区又は全地区に奉仕している全青少年交換係並びに青少年交換委員長の一覧表を年々出版する。そして地区ガバナー並びに同一一覧表に含まれている人々に送付される。(理 64—65)

報酬を受ける労働の問題が含まれる場合には、各国の労働雇傭規則の関係上、個々のロ

ータリアンが、青少年の国際的交換のこの部分を担当するのに相応しい機構をもった団体に援助を与えて行く以外には、ロータリーが職業青少年の国際交換を行なうことは、不可能である。

国際ロータリーは、学生或はロータリアンの子女に対して資格証明書或は紹介状の類を発行することはしない。このような資格証明書及び紹介状は、国際ロータリーの用務で旅行する人々にのみ発行するのが国際ロータリーの方針である。

欧州大陸・北アフリカ・東地中海地域の全ガバナーは、次に述べる青少年交換計画に活発に参加するよう奨められている。

(1) ロータリアンが自分の子供或は他の青少年をして交換計画に参加させたいと考える場合は、地区ガバナーの定める期日までに申込書を地区ガバナーに送付する。申込書には身体検査書を添付する。

(2) 地区ガバナー——或はガバナーの任命する委員会(望ましいが強制ではない)——は、他の関係地区のガバナー又は委員会に連絡する。

(3) 連絡を受けたガバナー(或は委員会)は、自地区の申込者リストを調べ、先方のガバナー(或は委員会)と共に交換すべき青少年の組合わせをきめる。

(4) 各地区ガバナーは、国際ロータリー欧州事務次長に対し、青少年交換について連絡すべき自地区の委員会所在地を通告する。次に、欧州事務次長は、全委員会の所在地一覧表を CENAEM 地域の各ガバナー及び R. I. B. I. 事務局長に送付するものとする。

(5) 個々のクラブが、密接な関係にある他のクラブと直接交換を行なってもよい。しかしこの場合は各クラブは取り決めた交換に関し、その地区ガバナーに対し必ず通告しなければならない。(理 51—52 ; 52—53 ; 54—55)

欧州大陸、北アフリカ及び東地中海以外の地域における地区も同様の青少年交換計画を

採用することが推奨せられている。

理事会は、青少年交換に活発に参加している地区の地区ガバナーに対し、地区青少年交換委員会及び地区のクラブに、青少年交換プログラムに参加する青少年は16歳以上とすること；及び青少年交換の協定に当っては以前に青少年交換プログラムに参加しなかった国に若人を派遣するように努力することを示唆するよう強調する。(理 60—61)

### ロータリー提唱の国際青少年交換プログラム (Rotary Sponsored International Youth Exchange Programs)

理事会は国際青少年交換プログラム関係者全員への参考指針として次の声明書を採択した：

本声明書はロータリー後援の青少年交換を含む交換プログラム全部を対象とするものである。\*印を付した項目は中等学校生徒を1学年度間派遣するプログラムにのみ適用されるものである。関係当事者相互の同意があれば、責任事項の分担は本書に明示されている通りでなくともよい。

1. 交換青少年の慎重な人選が最も重要なことである。候補者は申請書を提出しかつクラブ・レベル及び、もし可能ならば、地区レベルの個人面接を含む選考手続に従わなければならない。
- \*2. 交換青少年は、海外に滞在する年の始めに年令15—18歳までの中等学校生徒とし(参加ロータリー・クラブ及び地区間相互の同意があればこれと異なる年令層でもよい)、学業成績は中以上、なるべくならクラスの上位3分の1の席次の者であることが望ましい。
- \*3. 交換期間は1学年度間とするが、そ

の学年度直前又は直後の休暇の全期間又は一部分を追加延長してもよい。

4. 交換青少年の両親はその子女を、故国出発より帰国までの期間の、受入れロータリー・クラブ乃至地区が満足する金額の健康、傷害及び責任保険に加入させなければならない。ホスト・ロータリー・クラブ又は地区の満足する、信頼できる1社又は数社の保険会社発行の上記事項すべてに対する保険証券は、交換開始前にホスト・ロータリー・クラブ乃至地区に発送され受納されていなければならない。
5. 交換青少年は、両親並びに参加ロータリー・クラブ乃至地区の同意を得ずして、受入れロータリー・クラブが所在する地域の周辺外を旅行してはならない。
6. 交換青少年は交換期間中自動車を所有乃至運転してはならない。
7. 派遣ロータリー・クラブ乃至地区は交換青少年の選考を慎重に行ないかつ本人並びに両親の適応指導に当らなければならない。又交換青少年が受入れロータリー・クラブ乃至地区に受入れられるよう取り計らわねばならない。
- \*8. 受入れロータリー・クラブ乃至地区は交換青少年各1名毎にホスト家庭を1個所乃至数個所慎重に選定し、教育費全額を負担し、適切な学習プログラムを準備し、顧問ロータリアンを任命し、そして適応指導プログラムを実施しかつその後も接触を続けて交換青少年をホスト地域社会になじませるようしなければならない。
- \*9. 受入れクラブ乃至地区(或は、相互協約により両親又は派遣クラブ乃至地区)は、関係当事者間で協議決定した適当額の毎月の小遣金を支給しなければならない。学校給食のない場合に

は、小遣金にその食費を加算すべきである。

10. ホスト家庭は部屋と食事を提供し、本人の両親に代ってその責任を負いかつ監督しなければならない。
11. 交換青少年の両親は出発地より受入れ地に至る途中及び受入れ地において有効な保険に子女を加入させ、適切な衣料を準備し、そして、相互協約により何れかの参加ロータリー・クラブ乃至地区が提供しない限り、受入れ地域までの往復旅費を負担しなければならない。
12. 交換青少年は派遣及び受入れロータリー・クラブ乃至地区の定めたプログラム規定すべてに従う旨の承諾書を提出し；常時自分自身、自国及びロータリーの名誉となるよう行動し；交換期間中はホスト家庭並びに受入れロータリー・クラブ乃至地区の監督と指導を受け；両親と受入れロータリー・クラブ乃至地区の同意した日時、ルートで帰国しなければならない。
13. 参加ロータリー・クラブ乃至地区は、上記規定と矛盾せずかつ青少年交換プログラム運営上必要或は便利と考えるその他の規定を採用することができる。(理 69—70；71—72)

### ロータリーと関係のある青少年の海外旅行 (International Travel by Rotary Connected Youth)

何れのロータリー・クラブも、海外旅行のあらゆる面にわたって事前に慎重な計画がたてられていない限り、海外旅行プログラムに基づく青少年派遣を援助或はこれに協力すべきではない。特に、旅行する青少年のために身分証明書、紹介状、援助依頼状その他彼を

他国のロータリー・クラブに紹介したりその身分を証明する書類等は、彼に対する援助乃至歓待に関し事前に両方のロータリー・クラブ間で完全な協約がとりきめられていない限り、これらの書類を準備し携行させてはならない。

何れのロータリー・クラブも、たとえ旅行する青少年の故国のロータリー・クラブがその旅行を後援していることを証明又は主張した場合といえども、事前に当該青少年を援助乃至歓待することをはっきりと承諾していない限り、他国よりの青少年を援助或は歓待する義務はない。援助を与える場合にしても、どのように援助するかを決定することは受入れロータリー・クラブの特権である。(理 69—70)

### 教育機関に於ける国際奉仕

#### (International Service in Educational Institutions)

理事会(1930—31年度以降)は、教育機関に於ける国際奉仕について大要次の如く決定した。

ロータリー・クラブ及びロータリアンは、学校及び大学に在学する学生が国際間の理解と親善を促進するため教育機関における種々の機会を利用するよう、彼等を援助することを奨励されている。

このことを実行するには、次のような方法がある。

—他国からの学生が在籍する大学の教務担当者に、世界各地の国民及び国情に対する理解増進に焦点をおいた、全教科課程、学生活動及び地域社会のプログラムをつくるよう奨励する。

—学生に他国の言語・歴史・政治学及び経済学を研究することを奨励する。

—他国からの著名な訪問者であって、地

元の教育機関で教えている言語の一つを母国語とする者を講演、教室会議、或は学生との会談に利用すること。

——海外に留学すると思われるロータリアンの子女を奨励すること。及び、  
——地元の学校に在学している他国からの学生を、クラブの例会に招待し、例会のプログラムに参与せしめる。そして

——地元の教育機関で勉強している見習生及び研修生を含む学生、特に新開発国からの人達をロータリアンの家庭に招待する。  
アメリカ合衆国の小学校の低学年にスペイン語を教えるという案が、それぞれの土地の事情によってよいと思われるかどうか考慮するよう、同国のロータリー・クラブに示唆が与えられている。

これらの活動に従事するロータリー・クラブ及びロータリアンは、地区ガバナーの指導のもとにこれを行なうべきである。

#### 研究集団 (Study Groups)

緊迫を示している国々の国民間及びその他の国々の人々の間の事情及び関係を改善することについての問題を検討しかつその機会を求め、かつ更にお互いの知識を広める目的を以て、ロータリアンと他の人々との会合が研究集団として奨励されている。(理 57—58)

#### 国家間の連合会

(Intercountry Meetings)

国家間連合会は、ロータリアン誌、国際ロータリー・ニュース及び地区及び地域の刊行物に成功した連合会の例を発表することによって、奨励されるべきである。このような会合を行なうにあたっては、十分の注意が必要であり、かつ、必ず関係地区ガバナーの承認を得て行なわなければならない。(理 32—33)

理事会は、国家間の理解と親善を進めよう

とする如何なる示唆にも共鳴するものであり、かつ、他国との間のクラブ及び地区連合会が益々多く開かれるようになって来たのを喜んで注目している。理事会は、熟慮の上の方針として、他国との間のクラブ及び地区の連合会が出来るだけ頻繁に開かれることが望ましいと考えており、それが結局は、国際地区の設定にまで進むことを望んでいる。(理 45—46)

理事会は、知己と友情を深めるための、激励的性質の会合に出席するロータリアンは、彼等のクラブ或は彼等の地区内のクラブを公式に代表しているものではなく、又、彼等の国のロータリアンを代表しているのでもない。従って、R.I. 理事会はこのような感激的会合に出席した人々によって採択された決議を、たまたま出席したロータリアンの所属国のクラブ、地区或はロータリアンの意志表示とは看做さないものであることを、指摘している。(理 48—49)

理事会は、欧州大陸・北アフリカ・東地中海地域のガバナーに対し、彼等の地区内で2カ国以上に亘るロータリーの会合を開く場合には、通貨の外国持出し禁止によって生ずる困難解消の一方法として、又、会合の開かれる地区のロータリアンと、他の国からの来会者との間に、永遠の友情をつくり上げるため、他国からの来会者を、会合開催都市のロータリアンの自宅に宿泊せしめるよう、考慮すべきことを示唆している。勿論、どの国の通貨に関する規則にも違反しないよう常に注意を払うべきことは当然である。(理 48—49)

地域社会、国家及び世界の一般福祉はロータリアンにとって関心事である。そしてこのような福祉にかかわる公共問題の功罪は、ロータリアンが自己の意見をまとめる上の啓蒙手段として、クラブ会合における公正かつ理智的研究及び討議の対象として適切な課題とすべきである。

しかしながら、国家間連合会では、政治的

性質を持った世界問題又は国際政策に関して決議乃至見解を採択したり配布してはならない。又これに関して団体行動を起こしてはならない。国家間連合会は、政治的性質を持った特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願してはならない。又、書状、演説、提案を配布してはならない。国家間連合会は、公職に対する如何なる候補者も支持又は推薦してはならない。又如何なる国際的集会においてもかかる候補者の長所又は短所を討議してはならない。(理 69—70)

#### 国家間の訪問 (Intercountry Visits)

ロータリアンの集団によって、国家間訪問の計画を立てたならば、関係各ガバナーに相談し、ガバナーは又相互に相談して、お互いに受入れることができるか或はその旅行が妥当かどうかを協議するものとする。

このような訪問がたとえガバナーの間で妥当であると意見が一致した場合であっても、この訪問は国際ロータリー又はその役員が責任をとる如何なる意味の公式な訪問と看做されることはなく、又、訪問する方もされる方も、明確にそのように指示、或は了解されているのでなければ、その属する地区或は国家を代表することを意味しない。

国家間訪問の価値が認められていることを考慮して、ガバナーは卒先これを推奨してもよく、又、そのために、国際共同委員会或はその他のロータリアンの集団に援助を求めてもよい。(理 35—36)

外国訪問旅行は大いに望ましいことである。ロータリアンは、可能な時にはいつでも、このような訪問の機会を利用すべきであり、又、これに関連して、地区ガバナーを通じて或は R.I. 事務局の援助を得て、旅行のコースに当たるクラブと連絡を取り、訪問するよう努力すべきである。(理 41—42)

#### 国際共同委員会

(Intercountry Committees)

国際共同委員会は、いくつかの国家のクラブ及びロータリアン間の接触を確立する助けになっている。別々の国のクラブの間でお互いに訪問しあつたり又講演者を交換したりすることを奨励する仕事は、この委員会の活動であるといつてよいであろう。(理 35—36)

理事会は、異なる国々の人々の間の理解と友情を促進するという点に於て、ロータリー世界の他の地域同様に欧州・北アフリカ・東地中海地域に於ける国際共同委員会の重要性を認め、かつその継続と発展を奨めている。

未だこの種の委員会をもたぬ隣接地区或は、道徳的文化的又は物質的関心を同じくする地区のガバナーに対し、早く設置するよう勧奨されている。但し、国際共同委員会は、国際ロータリーからの財政的援助なしに活動すべきものと了解されている。しかし、理事会はこれらの委員会の設置及び活動は、ロータリー・クラブ及びロータリー地区の独自の活動であると考え、従って、この委員会に関する財政上の責任は関係クラブ又は地区で負担するものとする。(理 37—38; 50—51; 52—53; 53—54; 57—58)

理事会は国際共同委員会が運営されている地区のガバナーに対し、斯様な委員会を組織するに当って、国際共同委員会の委員は連続3年を越えて留任せざるものという規定を設けるよう示唆している。(理 58—59)

欧州大陸・北アフリカ・東地中海地域のガバナーは、その地区内のクラブの多くが他国のクラブとの接触を保持するために現に行なっている良き事業を更に継続しかつ促進することクラブに奨励するよう要請されている。理事会は、このような接触を結ぶに当って各クラブは、同じ位の大きさで同じ程度の産業文化をもつ町のクラブを相手に選ぶべきであ

り、又、重複を避けるために、選んだ相手に通告する前に、地区ガバナーに相談すべきであることを示唆している。このような接触から、できるだけ良い結果を生ずるようにするため、関係両クラブの全会員或は一部の会員が、実際に相会するよう精々努力を払うべきである。

理事会は、欧州大陸・北アフリカ及び東地中海地域所属のクラブで既にこのような他国のクラブとの交歓を行なっているクラブを推奨し、そしてすべての国のクラブも同様な活動に考慮を払うことを奨めている。(理 48—49)

1960年の国際大会は次の決議を採択した：

第 51 回年次国際大会に参集した国際ロータリーは、隣接国家間に理解と親善を進展せしめるため、特に国境に近接して両側にあるロータリー・クラブの連合会及び、他の活動及び接触に関連して、国際共同委員会の活動を増進すべきことを決議する。(国際大会決議 60—43)

理事会は地区ガバナーに次のことを示唆している。

イ) 国際共同委員会の存在する処或は設置すべく提案せられている処では、関係している国又は 1 団の近接地区の地区ガバナーは、自国と近接国間の国際共同委員会の活動を監督しかつ推進する上に、また自国のクラブと他国のクラブ間の接触を準備する際のガバナー補佐として有資格ロータリアン 1 名の任命を考慮すること；及び斯様なロータリアンの任命に当っては、斯様な国際共同委員会の仕事に継続性を保証するため、3年以上6年以内の任期を与えることを考慮すること。

ロ) 実行できる場合には、非常に離れている国家間に国際共同委員会を設立し、クラブ間に連絡をつけるよう考慮を払うべきである。かつ斯様な国際共同委員会の委員は“パートナー”国への訪問を考えているロータリアン中から指名されるべきであること。

ハ) 国際共同委員会の設立された国又は 1 団の近接地区における各々の地区大会においては、年間の委員会活動に就いて委員長の報告がなされ、その報告は地区の経費を以て出版し地区の全クラブ及び中央事務局に送付すること。

ニ) 国際共同委員会は関係地区ガバナー(複数)の諮問機関の資格においてのみ行動するものとする。(理 60—61；69—70)

一部の地区は地区資金を通じて支出される人頭割寄付によって国際共同委員会資金を準備する方法を取っている。

かかる資金をつくるということとはもっぱら関係地区の問題であり、かかる資金の分担は自発的に行なわれるべきもので人頭分担税の形において個人ロータリアン或はクラブに強制できないものであり、かつロータリーにおける会員の費用は最小限度に止めるべきことになっている。以上の理由から、理事会は、ロータリーの適切な運営と発展に国際共同委員会資金が必要と思われる場合の望ましい手続きとして次のことを推奨している：

国際共同委員会委員長及び/又は選任の有資格ロータリアンは当該委員会又は有資格ロータリアンの担当業務に必要な経費を調査研究し、予算を作成し、それを所属地区のガバナー及び資金委員会又は関係地区ガバナーのグループに提出する。国際共同委員会資金又は選任有資格ロータリアンのための資金に対する分担の要請は、関係地区ガバナー全員の承諾を得た場合に限り行なわれるべきである。

有資格ロータリアンはその任期中、資金管理者となり、監査ずみの計算書並びに活動報告を関係地区ガバナー及びその後任者に提出すべきである。

理事会は国際共同委員会資金に関与している地区ガバナーに対し、本資金は国際共同委員会の財産であって、特定ロータリアンの個人的財産ではない旨を明記した銀行預金とし

て保管することによって、当該ロータリアンの死去の際などに委員会を保護することを考慮するよう示唆している。(理 68—69)

### 国境善隣会議

(International Borderline Meetings)

理事会は、ロータリー・クラブ並びにその他のものが、国境線会議を開いて、平和協議会を催し、自国と隣接の国々の市民の間に理解ある態度と善隣関係を推進するための活動を開始することに努力するよう奨励している。(理 64—65)

### 国際ロータリーの他団体への参加

(R.I. Participation in Other Organizations)

国際ロータリーは、加盟クラブの活動が屢々他の団体の活動に似ていることを認める。然しながら、国際ロータリーの方針は、他の団体の有用な活動に関心を持ちこれを認めるものではあるが、如何にその活動が立派なものであっても国際ロータリーそのものとしてその活動に積極的に参与し又は、それを確認することはしない。特に次のようなことは国

際ロータリー又はその加盟クラブの活動範囲内にあると考えられていない。

- (1) 他の団体の会員になること；
- (2) 単にオブザーバーとしての代表をおくことを認める場合は別として、他の団体の活動に団体として参加すること；
- (3) 他の団体にクラブ又はロータリアンの名簿を提供したり、又、他の団体のために文献を配布すること。
- (4) 他の団体の計画又は活動を賛助すること。(国際ロータリーと他の団体に関する方針の声明書 150—151 頁参照)

### 世界各国に関する文献

(Literature Re Various Countries)

世界の各国に関する歴史的或は技術的知識を載せた小冊子或はパンフレットの類を編集することは、国際ロータリーのなすべきことではない。というのは、このような知識は、既に他の権威ある筋から発行されているし、大抵の国に関する適切な説明は図書館でわかるからである。国際ロータリーは各国に於けるロータリー活動、或は、ロータリー活動の遂行に必要であってしかも他では入手できない情報の蒐集、編纂、配布に当ることに限定すべきである。(理 34—35；59—60)

## 国際大会における立法

(Legislation at Convention)

規定審議会は、国際ロータリーの立法機関である。その会議は、各偶数年に、理事会の決定により、国際大会開催前の時期に国際大会開催地またはその付近で開かれる。

規定審議会の行なった決定は、国際ロータリー細則の規定によって行なわれるクラブの票決に従う場合を除いては、すべて国際大会の決定とされる。(国際ロータリー細則、第9条、第8節(α)および(β)項参照)

### 規則制定 (Enactments)

国際ロータリー定款及び細則並びに標準クラブ定款の改正は規則制定という形で行なわれる。規則制定を提案し得るものは、クラブ、地区大会、R.I.B.I. 審議会もしくはR.I.B.I. の大会、規定審議会及び国際ロータリー理事会である。

国際ロータリー定款もしくは細則又は標準クラブ定款を改正しようとする如何なる提案も、規定審議会が開催されるロータリー年度の8月1日までに事務総長に送達されていなければならない。事務総長は、その写しを規定審議会が開かれるロータリー年度の11月1日までに各クラブの幹事に郵送し、そして正式に提案されたすべての改正案を審議会に直接回付すべきものとする。(国際ロータリー定款及び細則並びに標準クラブ定款)

国際ロータリー定款及び細則並びに標準クラブ定款の条項に照らし、規則審議会が開催されるロータリー年度の8月1日後に事務総長によって受理された国際ロータリー定款及び細則並びに標準クラブ定款の改正案につい

ては、(事務総長がその改正案を事務総長に送付した旨の通知を、郵便、電報、無電又は電話によって、8月1日以前に受け付けていた場合でも) 理事会は、これを、国際ロータリー定款及び細則並びに標準クラブ定款の規定に従って正当に提出されたものでなく、したがって事務総長は次の規定審議会へも、また国際ロータリー加盟クラブへも、これを審議会の審議に付するための回付をしてはならないものと認める。

正当に提出された改正案の本文は、その提案が審議される規定審議会の開催されるロータリー年度の8月1日までに、国際ロータリー中央事務局の事務総長の手許に届いていなければならない。(理 54—55)

国際ロータリーの組織規定中、種々の提案や文書に関する特定の日付について用いられている「事務総長に提出」、「事務総長に送達」その他類似の文言は、発送者は、当該提案や文書類が明示された日付までに事務総長に受理させられてその手許にあることとなるように時期と方法を考えて発送しなければならないという意味に解することとなっている。(理 63—64)

### 決議 (Resolutions)

単に意見を表明するか、或は国際ロータリー定款及び細則又は標準クラブ定款を改正することなしに方針又は手続きを設定又は廃止するためにする規定審議会又は国際大会の決定は、決議という形で行なわれる。

決議案を提案し得るものは、クラブ、地区

大会、グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーの審議会又は大会、規定審議会及び国際ロータリー理事会である。

決議案は、すべて、規定審議会が開かれるロータリー年度の4月1日までに、書面をもって、事務総長に送達されなければならない。ただし、規定審議会又は国際ロータリー理事会提案の決議案については、審議会の会期が終わるまでは、これを受理し、審議会で処理することができる。

### 緊急立法 (Emergency Legislation)

国際ロータリー細則(第6条、第2節)は、もしも全理事会員の3分の2の多数によって表明された理事会の意見として非常事態が存在するものとされたときは、

(1) 国際ロータリーの定款を改正しようとするものでない制定案、又は決議案は、国際ロータリー細則第21条第3節又は標準クラブ定款第14条第3節に定められている方法によって処理することなしに、奇数年の国際大会において投票に付することができる。但し、時間的に可能な限度で、これらの規定に定められている手続きは踏まれなければならない。

(2) 国際ロータリーの定款を改正しようとするものでない制定案については、偶数年の国際大会中もしくはそれより前に所定の日限より遅れて受理されたものは、国際ロータリー細則第21条第3節又は標準クラブ定款第14条第3節に定められている方法によって処理することなしに、前記偶数年の国際大会で投票に付することができる。但し、時間がこれを許すときは、このような非常事態制定案も当該国際大会における規定審議会に提出して、その処理に付きなければならない。

(3) 偶数年の国際大会において受理された決議案は、国際ロータリー細則第9条に定め

られている方法によって処理することなしに、その国際大会において投票に付することができる。但し、時間がこれを許すときは、このような非常事態決議案も当該大会における規定審議会に提出して、その処理に付きなければならない。

非常事態下にこれらの規定に基づいて処理される制定案又は決議案が採択されるためには、出席者の投票の中3分の2の賛成票を必要とする。

### 「立法案集」

(Booklet of Proposed Legislation)

理事会は、制定案及び決議案を載せた小冊子を一部ずつ、各加盟クラブの幹事、国際ロータリーの全役員及び全委員並びに「R.I. ニュース」の配布を受けているその他の者の全部に配布することを承認している。各クラブ及び地区大会も申込みれば別に入手できること、又規定審議会で使用できることはもちろんである。(理 38—39)

事務総長は、英語で書いた立法案の小冊子を出版し、全クラブへ一部ずつ配布すること及び英語以外の国語を使用するクラブのために、もし出来れば、その国語による議案の概要と一緒に配布することができる。(理 63—64)

理事会は、制定案又は決議案に関して提案者その他から提出される付帯説明書は、立法案集に載せる背景事情に関する記事作成に役立つ資料としてこれを受け入れるが、必ずしもそのままを同冊子に掲載するとは限らないとすることに意見の一致をみた。(理 53—54; 56—57; 60—61)

加盟クラブ及び規定審議会への地区代表者が提出された立法案について十分な知識を得るようするため、定款および細則委員会が提出された立法案本文中に不適当とみとめら

れるものを発見した場合には、立法案の提案者に対し、規定審議会に提案しようとする改正の意図について事務総長に報告するように依頼し、よってその意図を審議会の開かれる前に予め加盟クラブに発表できるように措置する。この報告は、加盟クラブへの発表の関係上、当該立法案を審議する規定審議会が開かれる前の1月1日までに、中央事務局において事務総長に受理されるようにしなければならない。

### 立法案の検討

#### (Review of Proposed Legislation)

理事会は、

- イ) 国際ロータリーの立法手続き全般および立法案に関する詳細について、これに対するクラブ並びに地区の関心を深めさせ、それらに通じた上で立法手続きに参加するようにさせるために、現在行なわれている諸活動を強化するのみならず、新しい手段、方法が考案されるべきであるということに同意し；
- ロ) 国際ロータリーの元役員、現役員及び次期役員のためのロータリー・インスティテュートのプログラムに、立法案の討議を含めることを勧奨かつ激励し；
- ハ) 立法年度には、地区大会の数回の本会議のうち少なくとも1回を立法案の討議に当てることを、地区ガバナーに勧奨し；
- ニ) 立法年度には、立法案を検討、討議するための臨時地区会合を開催することを、地区ガバナーに奨励する。(理 71-72)

### 立法案を検討するための地区会合

#### (District Meetings to Study Proposed Legislation)

理事会は、1) 国際ロータリー規定審議会が審議される立法案の正しい理解をはかり、2) 規定審議会への地区内クラブ代表者が立法案の各案件に対する見解についてクラブの総意を知ることができるようにするため、各地区のガバナーが、立法案の審議が行なわれる年度に、地区内各クラブの代表を招集して地区会合を開催することを勧める。

理事会は、規定審議会への地区代表及び国際大会へのクラブ代議員(該当者がいる場合)が、審議会や国際大会に参加し、かつ、立法案に対する地区内クラブの総意のみならず、これに関する審議会及び国際大会における討議も考慮した上、各自の最善の判断に従って投票することを認められるということは、国際ロータリーにとって最大の利益になるものと信ずる。従って理事会は、規定審議会への地区代表並びに国際大会へのクラブ代議員(該当者がいる場合)が、立法案に対する賛成もしくは反対の投票を拘束する指示によって、その行動を制約されるべきでないことに意見の一致を見た。(理 69-70)

### 規定審議会 (Council on Legislation)

国際ロータリー細則第9条により、規定審議会は各偶数年に国際大会の一部として開催され、365名内外の議員をもって構成される。審議会は、提出される立法案のすべてを審議しこれに関する決定を行なう。

### 規定審議会へのクラブ代表者

#### (Representatives of Clubs on The Council on Legislation)

理事会は、地区が、その地区のクラブの代表として規定審議会の任務を行なわせるために、有資格者のうちから、最も適格で経験の豊かなロータリアンを選抜することが望ましいと考える。(理 67-68)

理事会は、

- イ) 規定審議会への地区内クラブ代表者の選挙は、指名委員会手続き或はその他の手続きによる場合も、規定審議会のメンバーとしての任務を遂行するために、求め得る最適格者が選出できるような方法によることが重要であることを強調する；
- ロ) 一人のロータリアンが、連続2回を越えて、規定審議会への地区内クラブ代表者をつとめることのないようにすることを勧奨する；
- ハ) 審議会へのクラブ代表者の選定に関して、次の指針を採択する：
  1. ロータリーにおける経験と活動が広くかつ多岐にわたっている、ロータリーに精通したロータリアンであること。
  2. 国際ロータリーの定款、細則及び標準クラブ定款について実際の知識を持っていること。
  3. 地区大会及び／又はその他の会合における立法案の討議に参加することを含めて、規定審議会のメンバーとしての責任を遂行するために必要な時間と努力を費す用意ができていないこと。
  4. 自地区内の会員のロータリーに関する心構えの現状に精通していること。
  5. 審議会の会合において、すべての制定案並びに決議案に批判的な考察を加

えることができ、かつ自己の見解を効果的に審議会に知らせることができること。

6. 客観的立場にある国際ロータリー立法員として活動する意思を持ち、そしてそれが実行できること。
7. 規定審議会の会期の全期間にわたってその会合に出席する用意がなければならないこと。

理事会は、R.I. 細則が改正されて次のような規定が設けられるまでの間の措置として、規定審議会へのクラブ代表者が、代表者としての資格を得るためには、規定審議会におけるクラブ代表者の資格並びに任務を会得した上で、次のことをしたためた念書に署名し、これを事務総長に提出しなければならないことと定める：

1. 審議会におけるクラブ代表者の資格、任務及び責任を明確に理解していること；
2. 前記の任務、責任を引き受け、これを誠実に履行する資格条件、意思及び能力を備えていること；
3. 必ず規定審議会の会議に、会期の全期間にわたり出席すべきこと。(理 71-72)

### 規定審議会の手続規則 (Rules of

#### Procedure for Council on Legislation)

国際ロータリー細則は、その第9条第8節(イ)項で、規定審議会はその都度、審議の進め方を律するために必要と考える規則を採用するものとし、但し、この規則は細則の他のすべての規定に反しないものでなければならないと規定している。1970年の国際大会で、規定審議会は、その審議の進め方を律する手続規則として、国際ロータリー理事会が国際ロータリーの諸会合で使用しよう推奨している規則を、審議会にも適用できるものとして

採用した。(173—180 頁理事会推奨の会議運営手続規則参照)

議事録 (Record of Proceedings)

中央事務局には、審議会の議事を逐語的に記録したものが、参考用図書として綴じ込みにしてあり、ロータリアンは誰でも、それを調べたり読んだりすることができる。ロータリアン又はロータリー・クラブから規定審議会の逐語的議事録の一部又は全部の写しを求めてきた場合には、事務総長が、原文の写真複写を、その1頁当りの事務局内作成費によって計算した実費で、ロータリアン又はロータリー・クラブの希望に応じることになっている。(理 56—57; 62—63)

立法案提出の方法

(Method of Proposing Legislation)

立法案はすべて国際ロータリー定款及び細則並びに標準クラブ定款の規定に合致したものでなければならない。又、現行の組織規定又は以前に採択された決議による規定で今なお効力を有するものと重複してはならない。

クラブが規定審議会上に立法案を提出しようとする場合、その手続きを以下に示すと：案件は先ずクラブ例会で理事会からクラブに提出されなければならない。その制定案又は決議案がクラブで採択されたら、その案がこれこれの日時の例会において正式に採択されたものであることを証明するクラブ会長及び幹事の署名した書翰を添えて国際ロータリー事務総長に送付する。この証明書に、立法案を提出するに至った事情についての理由や事実をくわしく述べ、注意深く作成された説明書がついていれば大いに役立つであろう。

地区大会で規定審議会上に制定案又は決議案を提出することに決定をみた場合には、ガバ

ナー及び地区大会幹事が国際ロータリーに対して行なう地区大会公式報告の中に、これに関する報告も含めるようにしなければならない。

R.I. 細則第9条は、すべての制定案は、事務総長によって審議会上に回付すべきこと、但し、R.I. 理事会は、すべての制定案の本文を審査し、定款及び細則委員会の勧告があったときは、制定案の本文の中の不適当と認められるものについて、提案者に通告をしなければならないこと、を規定している。

R.I. 細則(第9条)は更に、R.I. 理事会は、すべての決議案の本文を審査して、理事会が国際ロータリーの綱領の枠内にありと裁定した決議案を審議会上に回付するよう、事務総長に指示しなければならないことと規定している。理事会が、定款及び細則委員会の勧告によって、決議案が国際ロータリーの綱領の枠内のものでないと裁定した場合は、審議会の開会に先立ちその旨を提案者に通告しなければならない。そして、その決議案は、その提案者が、当該決議案を審議会上に審議させることについて、審議会議員の3分の2の同意を得た場合でなければ、これを審議会上に回付してその審議に付することを得ないものとする。

理事会は、国際ロータリーの会長及び事務総長に、理事会に代り、国際ロータリー細則に規定されている前述の手続きに従って、すべての立法案を審査する権限を与えている。(理 51—52)

制定案又は決議案の提案者は、規定審議会の審議を求めるため提出する議案の本文を、適切な書式と内容によって作成する責任を負う。理事会は、細則の規定に基づき、国際ロータリーの定款・細則委員会からの勧告があったときは、提案者にその制定案本文の不適当な個所について通告し、提案者が必要かつ望ましいと考えるような方法でその制定案本文の不適当な個所を調整するのを助けること

ができる。しかし、理事会、定款・細則委員会及び事務総長は、いずれも、理事会以外から提案された立法案の本文又はその修正を、提案者に代って起草する権限を持っていない。(理 65—66)

理事会は、ロータリー・クラブ又は地区が組織に関する規定の改正を必要もしくは望ましいと考える場合、その改正を行なうための立法案は、理事会でなく、当該クラブ又は地区がこれを発議すべきであるとする考えである。(理 70—71)

様式 (Form)

立法案は、次のような様式で提出する慣例になっている。

制定案

(簡潔に提案の要旨を書く) \_\_\_\_\_  
提案者 \_\_\_\_\_  
第 \_\_\_\_\_ 回年次国際大会において、国際ロータリーは、 \_\_\_\_\_ (定款、細則等改正にかかわる規定名を掲げる)、第 \_\_\_\_\_ 条第 \_\_\_\_\_ 節を、第 \_\_\_\_\_ 条第 \_\_\_\_\_ 節中の \_\_\_\_\_ という字句を削除し、代りに次の字句を挿入することによって改正する：  
(新本文を記載)\*

\*注意：制定案及び決議案には、提案の経緯及び趣旨に関する説明書を添付する。

決議案

(簡潔に提案の要旨を書く) \_\_\_\_\_  
提案者 \_\_\_\_\_  
第 \_\_\_\_\_ 回年次国際大会において国際ロータリーは次の如く決議する：  
(以下決議案文を記載)\*

理事会に対する建議案

(Memorial to Board)

クラブ又は(地区)大会は、制定案又は決議案を提出する代りに、案件に関し、書面を理事会に提出し、これについて適当と認められる措置を理事会に任せることによって、その目的を達することとする取り決めを行なうことができる。

1910年から1942年に至る国際大会

決議の状態 (Status of Convention

Resolutions, 1910—1942)

クリーブランド国際大会に於ける決議の成文規定化：1925年現在に於て、1910年から1924年までの間に国際大会で採択された決議は数百に及んでいた。

1925年(クリーブランド)の国際大会は決議25—17を採択したが、その中で前記の決議の内から約25を挙げて、これらを「国際ロータリー定款及び細則中の基本的な規定を解釈及び補足するものとして完全に効力を有する」とすると同時に、「その他の187の決議」については、すべて、その目的を果たし、もはやR.I.の役員又はR.I.のクラブに対して拘束力を有しないものとする旨を宣言した。

ダラス国際大会に於ける決議の成文規定化：1929年、ダラス国際大会は決議29—12を採択し、クリーブランド国際大会の決議25—17で有効なものとして列挙された25余りの決議の原文を廃止し、これらの決議を規定化して編集したものをもってこれに代えた。

## 国際大会決議の審査

(Survey of Convention Resolutions)

1941年、デンバー国際大会は次の決議を採択して、理事会が、随時、国際大会決議のうちの特定のものにつき、その効力を失ったものとする決定を行なうことができるようにした。即ち、

「第 32 回国際大会に参集の国際ロータリーは以下の通り決議する。国際ロータリー理事会は、国際大会で採択せられ現に効力を有する決議の中で、いずれが儀礼的もしくは一時的なものと考えられるか、いずれがその後制定されたものによっておきかえられ、従ってもはやその効力をみとめる必要がなくなっているか、又は、その決議が採択せられた国際大会の議事録以外には手続要覧その他の国際ロータリーの出版物に載せる必要のないものではないかについての判定を随時行なう権限を有するものとする。この場合において、前記のような決議に関する理事会の決定が、会長又は事務総長により、この決定を行なわれた年度の終りに於ける国際大会に対する報告で、加盟クラブに了知させらるべきことは言うまでもない。」(デンバー国際大会決議、41—8)

1941—42 年度理事会は、前記の決議 41—8 に基づいて、国際大会で立法された規定の審査を行なった上、事務総長に対し、事務総長年次報告に次のような記事を載せ、それによって、1942 年(トロント)国際大会で理事会の決定に対するクラブの注意を促すようにすることを要請した。

理事会(41—42)は、1941 年デンバー国際大会の決議 41—8 に従い、現に効力を有する決議のうち、いずれが儀礼的又は一時的なものと考えられるか、いずれがその後制定されたものによっておきかえられ、従ってもはやその効力をみとめる必要がなくなつ

ているか、又はその決議が採択せられた国際大会の議事録以外には、手続要覧その他の国際ロータリーの出版物に載せる必要のないものではないかを判定するために、国際大会決議の審査を行なった。

現に効力を有する決議について前記の審査を行なった結果、理事会は、これらの決議のうち約 25 は、まだその目的を完了していないものか、又は国際ロータリー定款及び細則又は標準クラブ定款に掲げられている国際ロータリーの基本的な規定を解釈もしくは補足する方針又は手続きを定めたものであり、従って、引続きその効力を有するものとすることを決定した。理事会は、事務総長に、これらの決議の本文を手続要覧(パンフレット 35—J)に掲載して、加盟クラブの参照に供するように指示した。

審査した決議のうち若干は、国際ロータリーの定款の改正を是認、又は R. I. B. I. の定款の改正を承認しているものであり、その意味で有効であるが、しかし理事会は、これらが採択された国際大会の議事録以外には、これを公にする必要のないものと決定した。

審査にかかわる決議のうち残余のものは約 50 あるが、いずれも、儀礼的もしくは一時的な決議、又は採択後すでにその目的を十分に果しているかもしくはその後制定されたものによっておきかえられている決議であることを、理事会で認めた。理事会は、これらの決議はすでにその目的を果しているのもはや有効であるとは考えられず、従って、それらの決議は、採択された国際大会の議事録以外には、これを公にする必要のないものと決定した。

国際大会決議審査の全文は、この審査で取扱った決議全部の番号と共に、1942 年 6 月の R. I. 理事会の議事録及び 1942 年 10 月発行の手続要覧に載っている。

1970—71 年度理事会は、決議 41—8 によって認められた権限の下に、かつ当該決議の

規定に従って、当時効力を有していた 123 の決議を審査した。その結果、理事会は、そのうちの 38 の決議は、未だ十分にその目的が達せられていないか、或は国際ロータリーの基本的な規定を解釈もしくは補足する方針もしくは手続きを定めたものであり、従って引続き効力を存続すべきものと認めた。

残る 85 の決議については、理事会は、そのうちの 73 は儀礼的もしくは一時的な性質のもの、又はすでにその目的を十分に果したものであり、そして残る 12 の決議は、その後制定されたものによって廃止もしくはおきかえられたものと判定した。従って理事会は、これら 85 の決議はもはや有効と認めないことと決定した。この決定を行なうについて理事会は、この決定は、いずれの点においても、これを、R. I. の組織規定、R. I. B. I. の組織規定並びにその改正規定、又は R. I. の定款を害したり、排除したり、又は修正したりするものと解釈してはならない、とすることに意見の一致をみた。

1970—71 年度理事会によって行なわれた

国際大会決議審査の全文が、審査で取り扱った全決議の番号と共に、1971 年 4—5 月の理事会の議事録に載っている。

1945—46 年度理事会は、「国際ロータリー役員及び中央事務局の各国のロータリー・クラブに対する事務奉仕についての声明を採択」した決議 42—16 は、一時的な性質のものであることを認め、そしてすでにその目的を果したものであるとして、決議 42—16 はもはや効力のないものと声明した。

1951—52 年度理事会は、決議 40—15「世界紛争渦中のロータリー」及び決議 42—28「世界戦争中のロータリー」は、もはやいかなる国際ロータリーの出版物にも掲載する必要がないということに意見が一致した。そして、一時的な性質の部分を除き、これらの決議の主旨を実質的に取り入れ、かつこれを再確認した国際奉仕における国際ロータリーの方針を採択した。決議 40—15 及び 42—28 は、これを採択した年の大会報告にその全文が載っている。(理 55—56) (国際奉仕における国際ロータリーの方針 102 頁参照)

## ロータリー・クラブの会員身分

(Membership in Rotary Clubs)

標準クラブ定款（第5条）には会員の種類は、正会員、シニア・アクティブ会員、パスト・サービス会員及び名誉会員の4種類とする旨規定されている。

会員の資格条件、会員身分の持続、会員選考委員会及び会員増強委員会の任務、会員選考の方法等についてはクラブ定款及び細則にその規定が見られるであろう。

理事会は事務総長に対し、各クラブが国際ロータリー定款及び標準クラブ定款に示されている会員身分及び職業分類の必要条件を充てない人を入会させることについて、屢屢警告を発するよう要請している。

### 二重会員 (Dual Membership)

何人も、同時にいくつかのクラブにおいて、正会員、シニア・アクティブ会員、又はパスト・サービス会員の籍を持つことは許されない。(国際ロータリー細則第3条, 第5節)

会員身分は個人のもので会社のもではない (Membership Individual—Not Firm)

ロータリーの会員身分はあくまで個人個人のものと考えられるべきであって、個々の会員が代表している共同企業体 (Partnership) 又は法人 (Corporation) のものではない。(ダラス大会決議, 29—12, 第3条第1節)

会員の事業場又は住居はクラブの区域内になければならない (Business or Residence Must Be Within Territorial Limits)

クラブの各正会員は、クラブ区域限界内に事業場をもつか、又は、居住して、そのクラブで分類される職業に、自ら親しくかつ現実にたずさわっているものとする。(ロータリー・クラブ定款第5条, 第2節)

ロータリー・クラブが事業場乃至は住居を基準とする正会員に関する標準クラブ定款の規定を実施する場合の参考並びに指針として、理事会は、クラブが正会員候補者を審査するに当たって他の条件がすべて同等である場合には、クラブで分類される予定の職業にクラブ区域限界内で自ら親しくかつ現実にたずさわっており、かつ又その事業場をクラブの区域限界内に持つ候補者を優先させるべきこととするとの公式見解を記録する。(理 68—69)

ロータリー・クラブの正会員身分に関連して述べられる「事業場」とは、正会員又は推薦されている正会員候補者が通常彼の実業又は専門職業活動をなし、責務を果たす所を指すものと了解されている。(理 61—62)

理事会は、ロータリー・クラブの正会員の資格条件に関する定款細則中に用いられている「住居」という語及び所属クラブの区域限界内或はその周辺地域内に居住するロータリアンという語句は、その個人の主たる居住地を指すものと了解されている。(理 69—70)

### アディショナル・クラブの会員

(Membership in “Additional” Rotary Clubs)

国際ロータリー細則第1条第1節の規定に従い、或るクラブがアディショナル・クラブ結成を承認するためその所在する市行政区域の一部を放棄し、そしてその元のクラブがアディショナル・クラブの区域内からその事業、経営任務又は専門職業としての活動が全市、全区又はその他の自治体全区域にわたる者を会員として入会せしめる権利を保留しかつ行使する事情の下においては、アディショナル・クラブも、その事業、経営任務又は専門職業としての活動が全市、全区又はその他の自治体全域にわたる者も含めて、アディショナル・クラブの区域内に事業場又は住居を有する如何なる有資格者をも、適当な職業分類の下に、その会員に選ぶことができる。斯様な場合には両クラブとも国際ロータリー細則第3条第5節の規定に十分注意して、同一人が2クラブ以上の正会員、シニア・アクティブ会員、又はパスト・サービス会員にならないようにしなくてはならない。(理 59—60)

いずれか一つのクラブで5年以上正会員であった者は、そのクラブの区域限界内にその事業場も住居も持たなくなった場合でも、彼の新しい事業場又は住居がクラブの存在する市の行政区域内にあれば、その正会員の身分を保持することができる。

### 他の団体の会員

(Membership in Other Organizations)

ロータリー・クラブ会員は他のサービス・クラブに入会して、その関心と精力を分散することは遠慮すべきである。(ダラス国際大会決議, 29—12, 第3条第4節)

ロータリー・クラブにおける会員の責任を果たすためには、ロータリアンは他の奉仕クラブ又は同種の団体の会員となってはならない。(理 60—61)

ロータリアンが他の奉仕クラブ又は類似団体の会員となることに関するダラス国際大会決議及びそれ以前の国際大会決議、及びロータリー・クラブ理事会が十分な理由ありと認められた時は、理事会はその会員の身分を終結せしめることができるという標準クラブ定款の規定に考慮を払う時、ロータリー・クラブ理事会は、所属クラブ会員が他の奉仕クラブ又は類似団体においても引き続き会員であったために、所属ロータリー・クラブに対する義務を果たさなかったと理事会が判断した場合それは、その会員の身分を終結せしめるに十分の理由と看做すことができる。(理60—61)

外交官及び領事 (Diplomatic and Consular Representatives)

外国政府代表者の仕事が比較的重要な地方に於ては、外交官及び領事等を名誉会員として入会せしめることによってクラブ内にその業務を十分に代表させるのがよい。(理 42—43)

公職者の会員身分 (Membership of Public Office Holders)

特定期間、公職に選挙又は任命されたクラブの正会員は、その在任中、かかる選挙又は任命の直前に、彼がそのクラブで持っていた職業分類の下に引き続き正会員身分を保持することができる。(国際ロータリー細則第3条第8節)

名 工 (Skilled Craftsmen)

標準クラブ定款の枠内に於て、そこに規定された条件に合致する技術のすぐれた名工をロータリー・クラブに入会させる規定は出来ているのである。従って、その技術以外の点に於て入会の資格を十分有する名工をクラブに入会させるために、この規定を修正する必要はない。(理 45—46)

「移籍会員」(“Transferred Members”)

ロータリー・クラブの会員がその会員身分を或るロータリー・クラブから他のロータリー・クラブに移籍できるという規定は何処にもない。

一つの都市から他の都市に移転する会員が、ただ移転したという事実だけによって、移転先の都市のクラブの会員たり得るといふ所謂「移籍会員」といふ会員身分を確立することは、各クラブの会員選挙に関する自主性を冒すものであり、又職業分類による会員身分の原則に反して、職業分類が二重になる結果を来す場合が多い。理事会は職業分類の重複を生ずるようなロータリー・クラブにおける如何なる会員身分規定にも賛成しない。(理 38—39; 61—62)

国際ロータリー細則並びに標準クラブ定款には、ロータリー・クラブはその職業分類を保持している会員の承諾を条件として、曾ていずれかのロータリー・クラブの正会員であった者で、その現実にたざざわっている事業の場所がそのクラブの区域限界内にありかつ他の会員たるべき資格条件が備わっている者をアディショナル正会員に選ぶことができる。但し斯く選ばれた如何なる会員も彼が元所属クラブにおいて分類されていた職業分類下でそのクラブ区域限界内にて現実に職業活

動に従事しなくなったという唯一の理由により退会したのでなければならぬと規定している。然しこれは「移籍会員身分」を規定するものではないのであって、この規定によるアディショナル正会員の選挙はあくまでも彼を選挙し得るクラブの意志によるものである。

クラブの区域限界外へ移転する正会員に対しては、移転先の地域社会にあるロータリー・クラブを訪問し、そのクラブの人々と知合いとなるために、クラブ理事会の承認により、1ヵ年を超えない期間の特別賜暇が与えられる。但し同一の職業分類の下に現実に活動し、出席その他ロータリー会員としてのすべての義務を守り続けることが条件である。会員身分の終結は、許可された賜暇期間の終了後初めて発効するものとする。(ロータリー・クラブ定款第8条第2節(i))

地域社会に元ロータリアンが移転して来ており、かつ彼が標準クラブ定款第5条第5節(ii)項の規定又はその他により会員に選挙され得る有資格者であることを当該地域のクラブが知ることができるよう、各クラブの役員は、適当と思われる場合、判明している元会員の移転先の地域社会のクラブへ斯様な元会員に関する情報を提供しよう奨励されている。(理 65—66)

国籍別のグループからの会員

(Membership for Men of Various Nationalities)

理事会は、国籍の違った人々のグループ(外国で生まれた者又はその子孫)が存在する都市のクラブが、その都市内のそれらの人々を同化する手段として、これらのグループからロータリアンたる資格を十分に備えている人々を入会させるよう考慮を払う方がよいと示唆をしている。この目的とする処は、彼

等をクラブに入会している国籍の異なる人々とより親しくさせ、かつ彼等がその所属グループの他の人々に対しても有益な影響を与えてその交際範囲をグループ内に限定せず、その住んでいる国の不可欠な国民ということを自覚させるためである。

このことを行なうための手段はロータリー・クラブの会員資格に関する規定の中に既に含まれているから、特別な規定を設ける必要はない。只都市内に住む国籍を異にする人々から会員を求めることが望ましいという点にクラブの注意を向けたというのが理事会の考えである。(理 44—45)

名誉会員 (Honorary Membership)

各クラブは名誉会員の資格をロータリーの理想推進に著しい功績のあった人だけに限り、これを濫用しないようにすべきである。名誉会員の地位はロータリー・クラブが与え得る最高の榮譽であり、従って特別な場合にのみ与えられるべきものである。もし名誉会員を勝手にどんどんつくるようなことがあると、ロータリーの会員選挙の規定を如何に完全に守ろうとしても意味のないものになる。(理 52—53)

ロータリー財団学友に対する会員身分

(Membership for Rotary Foundation Fellowship Alumni)

職業分類による会員身分の基本原則の枠内において、元ロータリー財団奨学生がやがて彼の職業上の基礎の下にロータリー・クラブの会員としての資格が生ずることは十分期待できることである。然しながら、ロータリー財団学友のために斯様な名の下に特種の会員身分とか職業分類を設定することはロータリ

一の職業分類の原則と一致しないが故に望ましくない。(理 58—59; 61—62; 66—67)

ロータリー財団奨学生を奨学生たるの故を以て名誉会員に推薦せんとすることは甚だ望ましくない。(理 52—53; 58—59)

同一のクラブで同時に正会員及び名誉会員になること (Active and Honorary Membership in Same Club)

同一のクラブで同時に正会員と名誉会員を兼ねることは、そのような会員の権利、特典、責任を決定するに当ってクラブ内に常に混乱を引き越す因になる。しかし、標準クラブ定款、又は国際ロータリー細則のいずれにも、同一のクラブで同時に正会員と名誉会員を兼ねてはならないという規定はない。けれども、それらの文書の意図する処はこのような二重会員となつてはならないことを明らかに示しているように思われるのである。(理 38—39)

名誉会員の特典

(Privileges of Honorary Membership)

クラブ会員に有望な候補者を推薦する特典を名誉会員が持つことは、国際ロータリー定款の規定の精神に悖るものと考えられているので、その特典を名誉会員に与えることは許されない。そして各ロータリー・クラブは、有望な会員候補者の推薦はクラブの瑕疵なき正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員によるのみなしうという規定を設けるように、その細則を改正するよう示唆されている。(理 60—61)

シニア・アクティブ会員

(Senior Active Membership)

理事会(1954—55)及び1964年国際大会の決定を説明している次の声明書は国際ロータリー細則及び標準クラブ定款のシニア・アクティブ会員身分に関する規定をクラブが適用するに際し参考となりかつ手引きとなるものである。

1. シニア・アクティブ会員身分に関する国際ロータリー細則及び標準クラブ定款の規定は標準クラブ定款を採用したクラブに対して強制的なものである。然しながら、標準クラブ定款の下に運営されていないクラブに対しては強制的ではないがそれらのクラブもこの規定を採用することが期待されている。
2. 若し正会員(職業分類をもつ)がシニア・アクティブ会員になった場合には、その人のアディショナル正会員は自動的に正会員となり得ないのみならずそのアディショナル正会員の身分も終結する。但しクラブがその人を直ちに入会せしめることを選ぶならば勿論その人は直ちに正会員となる。
3. 若しアディショナル正会員が正会員になった場合(その人の元の正会員がシニア・アクティブ会員になった後)にはその人のアディショナル正会員として同一企業体から他の人を推薦する権利を有する。
4. アディショナル正会員はシニア・アクティブ会員になれる。斯様な場合、元の正会員はそのまま正会員として職業分類を継続保持して行くものであり、クラブは他の資格ある者を同一職業分類のアディショナル正会員に選ぶことが出来る。
5. シニア・アクティブ会員身分の条件の中に示された「15以上」「10以上」又は「5

以上」の年数は連続的であることを要しない。

6. シニア・アクティブ会員がその職業から引退したということはその人のシニア・アクティブ会員の身分に何等影響しない。
7. 正会員がシニア・アクティブ会員となり、その後他のクラブ正会員の保持している職業分類と同一職業に変ったとしても、その人は、規定上、シニア・アクティブ会員としてクラブにおける会員身分を継続できる。
8. シニア・アクティブ会員に選ばれるには、ロータリー・クラブの元会員は曾てシニア・アクティブ会員であったか、或はその人が会員でなくなった時に既に国際ロータリー細則又は標準クラブ定款に定められた規定によってシニア・アクティブ会員身分を持っておらなければならない。
9. シニア・アクティブ会員は、出席条件その他の会員としての義務を果たす限り、何処に住居を持つに至ってもそのシニア・アクティブ会員身分を続けることができる。(本声明書了)

シニア・アクティブ及びパスト・サービス会員のバッジと職業分類

(Classification on Badge of Senior Active or Past Service Member)

理事会は、シニア・アクティブ及びパスト・サービス両会員のバッジには、「シニア・アクティブ」又は「パスト・サービス」の文字の下に、括弧で囲んだ(前職業分類\_\_\_\_\_)という欄を設け、その会員がシニア・アクティブ又はパスト・サービス会員になる直前まで、保持していた職業分類を書きこむようにし、更にこの職業分類をクラブ会員名簿やその他氏名・職業分類を必要とするクラブ記録類に書き入れておくよう示唆を与えている。(理

45—46)

英本国及びアイルランドに於ける前役員とシニア・アクティブ会員 (Senior Active Membership of Past Officers in Great Britain and Ireland)

理事会は、R. I. B. I. 審議会がシニア・アクティブ会員に関する国際ロータリー細則第3条第3節の規定の語句に対して下した解釈——即ち、「……現に国際ロータリーの役員であるか或は曾て役員であった……クラブの正会員は、自分の意思によって、そのクラブのシニア・アクティブ会員になることができる」という条項は、英本国及びアイルランド地方に関しては、R. I. B. I. 審議会の選挙権を有する役員及び英本国及びアイルランドの地区ガバナーであって1938年7月より後に退職した者も意味することに同意する。(理 41—42)

国際ロータリーでの過去の役職に言及するときは常に、地区ガバナーとしての元の奉仕という言葉には、グレート・ブリテン及びアイルランドにおける国際ロータリー代表としての、元の奉仕も含まれると解さるものとする。(理 66—67)

再建されたクラブに於けるシニア・アクティブ及びパスト・サービス会員身分 (Senior Active and Past Service Membership in Re-Established Clubs)

理事会はシニア・アクティブ及びパスト・サービス両会員身分に関する定款の規定を変更する機能を有しないことを認める。然し乍ら戦争のため国際ロータリーへの加盟が取り消されたクラブが遭遇する困難に対する緊急の措置として、これらのクラブが再建された場

合、もし希望があれば、そのクラブが国際ロータリーに加盟していなかった期間をもシニア・アクティブ及びパスト・サービス両会員身分を定める際に加算することを考慮してもよい。(理 45—46)

会員数の最小限

(Minimum Number of Members)

理事会は以下の如き方針を確立している：ロータリー年度の最初の月に於てロータリー・クラブが会員数20名未満と報告した場合には、地区ガバナーは同クラブと連絡して会員数減少の理由を訊し、再興について如何なる手段が講ぜられているかをたしかめるものとする。

地区ガバナーは、その調査の結果を国際ロータリー会長に報告し、かつ会員数の問題の解決に対して、如何なる援助をクラブに与えたかを簡単に述べるものとする。(理 53—54; 62—63)

クラブの内部的拡大

(Extension Within the Club)

国際ロータリー事務総長及び役員はクラブの内部的拡大の重要性に重点を置くよう、特に次の諸点を強調するよう要請されている：

(1) 会員選考及び職業分類両委員会のメンバーはその任期に継続性をもたせる事が望ましいこと；

(2) クラブ所在都市において有用であり、かつクラブ内に代表されるべき職業の調査を屢々行ない、これと関連して最新の充填及び未充填職業分類表(Record of Filled and Unfilled Classifications)を永続的に作成、維持すること；

(3) 空席の職業分類(Unfilled Classifica-

tion) をクラブに発表する場合は、それらを全部記載したリストにせず、数個ずつ発表するようにすること。(理 39—40)

理事会は、あらゆる活動分野におけるより効果的な奉仕を目標とする、特別の継続的会員育成強化計画を考案し積極的に実行するための基礎として、最新の職業分類表を作成整備しかつ利用することをロータリー・クラブに奨励し続けるべきであると決定した。(理 69—70)

### クラブ会員の増強

#### (Club Membership Development)

理事会は

1) 地区ガバナーに以下の任務を担当する地区会員増強委員会の設置を奨める：

イ) クラブの会員増強委員会特に会員数が減少しつつあるか或は殆ど又は全く増加していないクラブの会員増強委員会と直接に協力活動すること；

ロ) 地区の会員増強の進展に関する情報をあらゆる地区集会並びにロータリー地域研究会に提供し、又求められた場合はそれらの集会やクラブにおいて会員増強に関するプログラムを提供する責任を負うこと；

ハ) 地区会員増強委員会の目標達成に適切と考えられるその他の活動をなすこと；

2) 地区ガバナーに、会員増強のための諸活動に関連して分区代理をより効果的に利用するよう、そして任命したならば、会員増強に関する分区代理の任務と責任の範囲を明確に定めるよう奨励する；

3) クラブ幹事に会員減少の原因についての情報を地区ガバナー並びに地区会員増強委員会に提供することを要請する。そして次に、地区ガバナー及び地区会員増強委員会にクラブの会員減少防止の援助策を講ぜしめる；

4) 実行可能な会員増強方法として、「5名で1名の新会員」計画として知られている次の計画を強調する：

各クラブ会長はクラブ会員を5名ずつのグループに分ける；各グループの構成は、できれば、新会員1名、古参会員1名、元会長、現又は元理事、委員会委員長各1名とする；各グループ毎に会合し司会者と幹事を決める。

司会者と幹事の指名後できるだけ早く各司会者は自宅又は彼が選んだ他の場所で会合を開くこと。各グループはその会合で

イ) そのロータリー年度内に、なるべく前半6ヵ月間に1名の新会員を確保するために；

ロ) プログラムや計画に関するアイデアを発表しその具体策を考案すること、又クラブの健全性と成長と福祉を助長するようなクラブの管理及び活動面に関する提案乃至建設的批判を発表することをグループのメンバーに奨励する。そしてそれらの提案や勧告はすべて、クラブ理事会への提出のため、各グループ幹事が正式な書式にまとめるべきである。

クラブ会員増強委員会(又はクラブ会長が任命する総司会者)は全グループ並びに全体がプログラムを監督しかつ以下の事項を見届ける責任を持つべきものとする：

イ) 司会者と幹事の指名後速やかに会合が開かれているか；

ロ) プログラムが推進されており、かつ各グループからの勧告事項が会長及び理事に達しているか；

ハ) 各グループは適格な候補者を推薦しているか；

5) 地区ガバナーに対し、クラブに会員増強委員会を設けかつそれを積極的に活動させること、そしてクラブ会員増強委員会による会員候補者推薦ということは決して、会員個人の新会員推薦の責任を解除するものではない

点をクラブに力説することを奨励する；

6) 居住地に基づくロータリー・クラブ正会員身分の規定は、国際ロータリー出版物を通じ又地区協議会や地区大会のプログラムにおいて続けて発表されるべきこと、及びクラブがこの会員増強方法を理事会の推奨する範囲内で利用するのを援助すべきことを決定する；

7) 会員の増加と若い熱心な会員を獲得する方法としてアディショナル正会員規定の利用を最も強調することを決定する；

8) 地区ガバナーに対し、ロータリー・クラブ情報委員会が例会、炉辺会合、フォーラムにおいて又クラブ会報を通じて会員に情報を伝えることに更に努力するよう激励することを要請する；

9) 地区ガバナーに対し、最高の増加率を示したクラブを適切に表彰することを考慮するよう要請する。(理 69—70)

クラブの会員増強委員会の任命に当たっては、推奨ロータリー・クラブ細則に定められている手続きに基づいて、委員会委員に継続性を持たせる規定を設けることを勧めたい。(理 69—70)

より適格な候補者を入会させかつ退会者を減らすための手段として、理事会はクラブに次のことを奨励する。

1) 内部的拡大のために現行規定を十二分に利用すること；

2) クラブの社会奉仕活動を常にその地域社会の必要に合致させかつ奉仕を更に一層有意義なものとするに絶えず努力すること；

3) 個々の会員を効果的に参加させるようなそして会員の関心を引きつけるようなクラブ活動を行なうこと。

更に理事会は、

1) 各クラブが会員増強におけるそれぞれのタイプを調べ、満足すべき成果をあげているか否かを検討し、それから健全な成長をな

しとげるための方法を講ずることの必要性を強調する；

2) より健全な成長のために援助が必要な特殊クラブに対し地区ガバナーその他の人々が努力すべきこと、そしてそれは陳腐な言葉の勧告などではなく、会員がふえない真の原因の排除にまともに取組むことを要請する；

3) ロータリー・クラブに、「貴地域社会への移動ロータリアンに関する通知」という書式(6464—J)の利用を、又、元ロータリアンの移動先のロータリー・クラブには、そのような元ロータリアンと積極的に接触し彼の関心や新しい地域社会のロータリー・クラブ会員としての彼の適格性を評価することを奨励する。(理 69—70)

理事会は、ロータリーへ新会員をひきつけ、又従来の会員をロータリーにとどめておく上に適切な広報のもつ重要性を、ロータリー・クラブ、特にその会員増強委員会に対して引き続き強調することとする意見である。(理 71—72)

### 均衡のとれた会員組織

#### (Balanced Membership)

実業又は専門職業の分類が片寄らないよう、そして同時に地域社会の実業及び専門職業の実態を代表するように良く均衡のとれた会員組織を維持しようと努力する場合、実業又は専門職業の職業分類数が一つ又は限定されている地域社会のクラブは、関連している職業分類の同一グループ内の別々の職業分類に入会せしむべき、アディショナル正会員を含む正会員数の限度を決定するのに困難を感じることもある。然し乍ら、その事情は多種多様であることを考えるならば、斯様な事情にあるクラブによって採用されるべき制限の範囲は、当該クラブによって決定されなければならないもので、一般に適用できるような

最大限度は国際ロータリー理事会で設定することは出来ないし又すべきではない。(理 59—60)

各ロータリー・クラブは、標準クラブ定款に規定された職業分類並びに会員選考の原則に従って可能な限り、クラブの所在地域社会にあるすべての認められた実業、専門職業又は団体の各代表者を会員に持つべきである。

各ロータリー・クラブは毎年所在地域の職業分類調査を行ない、それによって実業及び専門職業の真の、広範囲な横断面を表わす均衡のとれた会員組織をつくるための確実な基礎となる充填、未充填職業分類表を作成しなければならない。(理 62—63)

理事会は、

イ) シニア・アクティブ会員、アディショナル正会員、住居に基づく正会員、及び事業場又は住居を他のロータリー地域へ移動する正会員に認められる1ヵ年を超えない期間の特別賜暇等に関する規定がロータリー・クラブの発展に大いに寄与することを認め、地区ガバナーに対し、それらの規定のより活発な利用を強調奨励することを勧奨し、そして国際ロータリーの出版物中に同様のことを強調奨励しているものがあることを指摘する；

ロ) 地区ガバナーに対し、新会員に対する入会前後のロータリー情報の重要性をクラブに強調し続けるべきことを勧奨する；

ハ) 地区ガバナーに対し、各ロータリー・クラブが、その区域限界内に住む適格な実業人又は専門職業人によって充填され得るような職業分類をも併記した充填未充填職業表を作成整備すること、及びクラブにおいて開放された職業分類を発表するのにクラブが定期的にこの表を利用することを絶えず強調するよう勧奨する；

ニ) 地区ガバナーに対し、ロータリー・クラブに若い会員を迎えることの重要性を絶えず力説し、特にアディショナル正会員規定をフルに利用するよう全ロータリアンを督促す

ることを勧奨する。(理 68—69)

理事会は地区ガバナーに次の2項の実行を奨励する；

1) 地区委員会を設置し、地区におけるロータリー・クラブ会員増強の促進に当らせること；

2) クラブに対し入会前後のロータリー教育並びに情報の重要性を強調すること。(理 68—69)

ロータリー・クラブ内に、その地域社会の実業及び専門職業活動が適切に代表されるようにするため、理事会は、いずれのロータリー・クラブも、その会員組織において、クラブの区域限界内に事業場を有する会員の数又はその割合を十分に取るよう努力すべきことを決定する。各ロータリー・クラブは、居住地に基づく正会員数は総数の50パーセントを超えないものとする規定を採用することを勧告されている。(理 68—69)

### クラブ内に代表的会員 (Representative Membership Within Clubs)

各ロータリー・クラブはその所在する地域社会の職業活動の真の横断面でなければならない。そのためには、各地域社会においてロータリーの綱領が達成されるように全ロータリー・クラブがその潜在的な能力を十分に活用するよう益々努力すべきである。(理 60—61)

### アディショナル正会員

(Additional Active Members)

アディショナル正会員に関する規定はロータリーのあらゆる分野を通じて強調されなければならない。各クラブはこの規定を利用して、より多くの人々をロータリーに引き入れロータリーの特典を享受せしめると共に会員

数の増加につとめるべきである。各クラブは又、アディショナル正会員の資格条件は正会員のそれと同一であること、及びかかる資格条件を有する者のみが正会員にせよアディショナル正会員にせよ、ロータリーに入会を考慮されるのであるということに留意しなければならない。(理 52—53)

ロータリー・クラブは、他の地域社会へ移転するロータリアンにその会員身分を持続せしめ、かくて、所属クラブ地域外へ移転のために会員身分を喪失するロータリアンの数を少なくする一つの方法として、標準クラブ定款第5条第5節(ロ)項の規定によりアディショナル正会員を選挙できることに留意すべきである。(理 65—66)

国際ロータリーの細則第3条第2節(ロ)及び標準ロータリー・クラブ定款第5条第5節(ロ)の「アディショナル正会員」に関する規定について、理事会は、この場合「いずれかのロータリー・クラブ」、「皆て属していたクラブ」と言っているのは、会員候補者が元正会員であったところのクラブを含め、あらゆるロータリー・クラブを意味するものと解している。(理 66—67)

### 会員候補者のクラブ例会への招待

(Inviting Prospective Member to Club Meetings)

クラブが入会予定者を、入会申込カードに署名する前に、クラブ例会に数回招待する習慣を採用することに対して理事会は賛意を表している。(理 49—50)

### 新会員の入会式

(Induction of New Members)

(イ) 事務総長は絶えず各クラブに対し、新

会員のクラブ入会式を、それぞれ独特の威厳あるやり方を考案して行なうよう示唆を与えらるべきであると指示されている。

(ロ) 基準となる統一的な入会式が準備されたり、クラブに示唆されることはない。

(ハ) 事務総長は絶えず各クラブに対し、新会員を直ちに一つ以上の委員に任命して、その委員長が彼を同化させる責任を持つという方法を、示唆するよう指示されている。

(ニ) 事務総長は、地区ガバナーが更にロータリー教育を盛んにすることの必要を強調し、かつこの問題に関して利用し得る資料が中央事務局から入手出来ることを各クラブに注意するよう絶えず示唆すべきである。

(ホ) 地区ガバナーは、地区内から1クラブを選んで地区協議会に際して10分間、クラブ例会に於ける新会員の威厳ある入会式を上演させるようにすべきである。

(ヘ) 事務総長は、もしガバナーから依頼があった場合には、指針として、1、2の入会式のやり方を送付しなければならない。(理 44—45)

### 名を呼び合う習慣

(First Name Custom)

ロータリー会員が仲間の会員に姓ではなく、名(first name)で呼びかけるのは単なる習慣である。クラブがこの習慣を採用するかどうかは自由である。或る場合にはこの習慣がそのクラブの存在する国の人々の一般の習慣と一致しないこともあり得る。

1931—32年度理事会は国際ロータリーの公式出版物にはニック・ネームを使わないことに同意した。

婦人は会員資格がない

(Women Not Eligible to Membership)

国際ロータリー定款（第4条第3節）は、「ロータリー・クラブは以下本項に定める資格条件を備える男子によって構成されるものとし……」及び「彼等は善良な成人男子であって、職業上良い世評を受けている者」とはっきり述べている。

国際ロータリー細則第3条第6節は、「クラブの区域限界内に居住しているか、もしくは曾て居住したことのある男子で、其処において、或は他の処においてロータリーの理想推進に著しい功績のある男子をそのクラブの名誉会員に選挙することができる。」

若い人に入会の機会を与えること

(Providing Membership for Young Men)

各クラブはあらゆる努力を傾けて若い人を会員とすべきである。特にアディショナル正会員の規定を利用し、又、正会員がシニア・アクティブ会員となったため空席となった職業分類を若い人で補充することが望ましい。（理 42—43）

地区ガバナーは、若い人々をロータリー・クラブに引き入れるための手段としてアディショナル正会員及びシニア・アクティブ会員の規定を大いに利用するよう各クラブに強調することを要請されている。（理 49—50；50—51）

大都会の中の明確に限界を定め得る商工業の中心にアディショナル・ロータリー・クラブを結成することはロータリー・クラブが若い人々を確保する一方法として奨励されている。（理 49—50）

不本意の元ロータリアン

(Involuntary Past Rotarians)

定款にも細則にもかくの如き事態を処理する規定がないのであるから、不本意の元ロータリアンの団体を、国際ロータリーと何らかの関係のある団体として認めることは理事会として明らかに不可能なことである。特に、実際にも存在せず、又国際ロータリー定款及び細則がそのように変更せられるまでは存在する筈もない、国際ロータリーとの関係を示すような名称の使用をある団体に許すこと、或はこれを奨励することは、理事会として不可能なことである。（理 24—25；49—50；62—63）

元ロータリアンのグループ

(Groups of Former Rotarians)

理事会は、元ロータリアンの団体を組織することを奨励する基本として、その創設に関する次の声明書を採択した：

元ロータリアン・グループの組織化  
(Organization of Groups of Former Rotarians)

知己を広め、友好を厚くし、他人への奉仕に対する個人の積極的関心を増進する目的で結成される元ロータリアン・グループに対しては好感をもつものである。以下の手続に基づいて結成され、活動する限り、斯様なグループの創設に対し、何んら異議はない。

1. 元ロータリアン・グループの組織化の首唱は、関心を持つ元ロータリアンによって企図されるべきものとする。

2. 元ロータリアン・グループは、その会員の適性資格を確認する方法を決定し、かつその会員にロータリーの現会員又は、ロータ

リアンの経歴の全然ない者を含めないこと。

3. 元ロータリアン・グループは、以下の条件の限度内に於てグループが決定せる方法に基づきグループを結成し運営すべきものとする。

イ) 元ロータリアン・グループの会員は、個人的に又グループとして「元ロータリアン」又は「パスト・ロータリアン」として証明の出来ること。

ロ) 元ロータリアン・グループは「その名称乃至出版物に、「ロータリー」、「ロータリー・クラブ」、「ロータリアン」（前項「イ」の場合を除いて）又は「国際ロータリー」という語を使用せざること。また斯様なグループ又は会員個人は、ロータリーの徽章又はその変形乃至その他の類似の徽章を使用せざること。

ハ) 元ロータリアン・グループは、国際ロータリーの加盟クラブであるとか、なんらかの点で公式的に、国際ロータリーの一部であるとか、国際ロータリーから承認されているとかを直接、間接に暗示してはならないこと。

ニ) 元ロータリアン・グループの目的は、会員相互間に知己と親睦を広め、各会員に奉仕活動に参加する機会を与えることにあるものとし、グループのプログラム及び活動は、斯様な目的と一致させること。

ホ) 元ロータリアン・グループは、政治問題に関し或は国際ロータリー乃至加盟クラブの結成、管理、機能に関し団体として公的言動をなさざること。

ヘ) 元ロータリアン・グループは、如何なる問題についてもロータリー・クラブ乃至ロータリアンに回章する権利は有せず、かつ斯様な行動は慎むべきものとする。

ト) 本来、元ロータリアン・グループの会員は、ロータリー・クラブの会合或は国

際ロータリーの会合に出席する権利を持たないし、又そうでなくても当然、国際ロータリー又はその役員、ロータリー・クラブ乃至その役員又は国際ロータリー公式名簿を含め国際ロータリーの出版物にも接する手段を持っていない。

チ) 何れの元ロータリアン・グループに対しても国際ロータリーによる財政的援助は提供さるべきではなく、又斯様なグループは国際ロータリー又はその加盟クラブに対し、財政的援助を求めべきものではない。

リ) 元ロータリアン・グループの会合は、ロータリアンの出席成績の基準とはならない。

元ロータリアンたちは、前記の手続き並びに条件に従い、グループを結成するよう奨励されている。但し斯かる奨励は、そのグループの提唱又は公式承認を成立させるものでないことと了解すべきである。（理 64—65）

不本意ながらクラブが解散した後の会員の地位 (Status of Rotarians Following Involuntary Dissolution of Clubs)

理事会は、不本意ながら解散したロータリー・クラブの会員のその後の地位に関し、次の如き措置を講じている。

自国から避難して来たロータリアンを新たに実業或は専門職業に従事しようとする都市にあるロータリー・クラブの会員に選ぶことができるし、又選ばれた例が屢々ある。尤もそれは定款に従ってクラブ自身が決定することであると理事会は指示している。

ロータリアンである処から生ずる深い友好と奉仕の機会を楽しむためにロータリーは会合するのであるが、そのクラブ所在都市の生活に同化することが出来るのでなければロータリーに入っても無益であるように思われ

る。理事会はこの問題を提起させることになった動機を理解すると共にこれに対し深い同情を感じるものであり、自分の落度でもないのに真に不本意ながら一時的にロータリーの友好を奪われた人々の心の中に、ロータリーは依然として残っていると考えるのであるが、自分の良く知っている都市以外の都市のクラブで形式的に会員の地位を与えられることによって、失ったロータリーの友好が償われるとも考えられない。のみならず理事会は、彼等の元ロータリーとの正常な関係が復活したときに元ロータリアンに面倒な事態が生じた実例を知っているのである。(理 39—40)

### クラブ例会への学生招待

(Students as Rotary Club Guests)

各クラブは大学その他の学校の学生に関心を持ち、学生達がロータリーの理想や原理をよく知っているかどうか確かめることを奨励されている。理事会は、各クラブが、その昼食会に学生をお客として招く計画に同感であり、クラブがこのようなお客を招くことを奨励したいのであるが、学生は、学生としてはロータリー・クラブの会員にはなり得ないのである。ロータリー・クラブは定款細則に明示された種類の会員しか持てないからである。(理 26—27)

### 会員カード (Membership Cards)

1910年、国際ロータリー創設集会に於てロータリアンに対して会員カードを発行する準備を行なう権限が理事会に与えられた。

理事会(1912—13)は一定形式のカードを採

用し、これを全クラブが使用することを薦めた。このカードが会員証明票として知られているものである。

入会の一つの条件としてロータリー財団への寄付をうたったり又は斯様な条件を暗示する言辭を入会申込カードに書き入れてはならない。理事会は、国際ロータリー財団に寄付することを入会条件とする規定を設けること及びその条件をロータリー会員証明カードに表記するようクラブ細則を改正することは、これを阻止する。(理 56—57)

ロータリアンが個人的に知られていないクラブを訪問する際には必ずこの会員カードを提示して自己を紹介しなければならぬことになっている。(ダラス大会決議 29—12)

### ロータリー会員でない者に対する証明書その他の発行

(Credentials, etc. for Non-Rotarians)

国際ロータリーのためにロータリーの用事で旅行する者以外に、信用証明書、身分証明書、或は紹介状を発行することは国際ロータリーの方針に反するものである。国際ロータリーはこの方針に従って、学生、或は旅行するロータリアンの子弟に紹介状を発行して、個々のロータリアンやクラブの役員に対し身分証明又は紹介の役にたてることはしない。(理 37—38)

ロータリー・クラブは原則として自己のクラブの会員以外の者に対して信用証明書、身分証明書或は紹介状を発行すべきではないと理事会は信じている。ロータリー会員はすべてそのクラブに属するが故にその会員証明カードを所持しているものである。(理 41—42)

## 名称及び徽章

(Name and Emblem)

Rotary という名称は、最初のクラブに於て、その会合を会員の事業所で交互 (in rotation) に開いた処から始つたのである。この言葉は国際ロータリー (Rotary International) という名称や「彼はロータリーに於ける最年長者である」という文章に於けるように名詞としてロータリーの全組織を示すのに使用されることが最も多い。又、「ロータリーのおかげで彼は立派な市民になった」という文章に於ける場合の如く、ロータリーの理想や原理を意味している場合もある。Rotarian という言葉は、名詞としてロータリアンのことを言うか或は「ロータリアン誌」という名称に使われるだけである。如何なるロータリー・クラブも、個々のクラブとしても、又集団としても、それらが国際ロータリーの定款に従って設立されていることを示す処のロータリーという名称以外の名前を付けてはならないし、又、ロータリーという名称以外の名前の下に活動してはならない。尤も各地区は国際ロータリー (Rotary International) の名称を用い、それによってロータリーの理想、原理及び目的の普遍性を示すことになっている。

### 徽章 (The Emblem)

1905年か或はそれより少し後にシカゴ・クラブによって考案され採用されたロータリーの最初の徽章は車の輪の形を現わしていた。他のクラブが結成されるに従つてこの徽章も段々と修正され、時に歯車が使用されたこともあった。そして、1912年の大会に於てこの

歯車を現わす徽章が採用されたのである。

1919—20年度国際ロータリー理事会は、1912年に採用された徽章の説明が明確を欠くという議論が多いのを認め、2名のロータリアンが提出した図案を受け入れ、更にこの徽章を使用する場合には、そこに記された文字を変更してはならないし、又その他一切の変更を加えてはならない旨を規定した。この理事会の決定は1921年の大会に於て確認されている。

1922年の大会に於て採択された国際ロータリー細則改正条文には次のように規定されている。即ち「国際ロータリーの目的と綱領の達成を助長するため、理事会はすべてのロータリアンの専用とその利益のために、国際ロータリーの徽章、襟章及びその他の標章を制定し、かつ之を保護する」

しかし、1922年の国際ロータリー定款及び細則の改正条文の採択以来、この細則に規定された徽章の採用に関しては理事会は何等の措置も講じていないことが指摘せられた。そこで、国際ロータリー理事会(1923—24)は国際ロータリーの公式徽章の記述を採用した。そしてこれは1929年の大会に於て採択された大会決議29—12によって確認された。

国際大会で確認された徽章の公式記述は次の通りである。

国際ロータリーの公式徽章は、6本の輻と24の輪歯及び一つの楔穴のある歯車である。1個の輪歯が各輻の中心線上にあり、輻と輻との中間には3個の輪歯がある。歯車は次表に示す寸法の比例で造られている。「Rotary International」の二つの文字は輪縁のくぼんだ処にある。輪を縁で立てて見ると、

“Rotary”の文字は上部の窪みに輪歯5個分の長さに見われ、“International”の文字は下部の窪みに輪歯約9個半の長さに見える。両側にこの二つの窪みの間に位して文字のない窪みがある。これら四つの窪みの内、どの二つの間隔も下記比例に従って2単位であり、又、窪みと内外の輪線との間隔は1/2単位である。幅は先細で断面は楕円形である。輪が“Rotary”の文字を上にして立っている時は、向い合った二つの輻の中心線は輪の縦の直径を形作り、回転最高所に達した楔穴を両断することになる。輪歯の両側面は外側に稍々ふくれている。従って輪歯と輪歯の間の空間は略々機械的に正確である。正確な設計の比例は次の通りである。

	単位
全体の直径	61
中心から輪歯の基部まで	26
輪縁の輻(内端)から輪歯の基部まで	8 1/2
こしきの直径	12
軸の直径	7
輻	
輪縁と合する点に於ける輻	5
軸の中心における輻	7
楔穴の垂直断面	
幅	1 3/4
深さ	7/8
輪歯	
基部の幅	4 1/4
先端の幅	2 1/4
高さ	4 1/2
文字	
窪みの幅	5 1/2
文字の高さ	4

輪を一層奉仕の象徴たらしめるため上の記述に楔穴が加えられたことに注意すべきである。その上、輻の位置も定められている。このロータリー輪の記述の変更は、既に発行した許可書には影響しないことになっている。

然し、許可書は出来るだけ速かに楔穴を入れるよう変更しなければならない。襟ボタンの場合は小型であるため楔穴をこの中に入れる必要はないことと了解されている。

ロータリーの色は徽章の中に次のように取り入れられなければならない。即ち輪全体として金色でなければならないが、輪縁の四つの窪みの部分は濃紺青色とする。窪みの“Rotary”と“International”の文字は金色で表わし、中心と楔穴は空白のまま残しておくものである。(ダラス国際大会決議 29—12)

**役員バッジの使用及び徽章の変更は認められない (Officers' Badges and Modification of Emblem Not Approved)**

ロータリアンがそのロータリーに於ける役員としての地位を示すために独特のバッジ、宝石或はリボンなどを使用することは、国際ロータリー職業人の会にはふさわしくないと理事会は信ずる。故に斯様な徽章は地方的習慣として用いる国以外においてはその使用を否認する。但しロータリーの国際大会や地区大会等で使用される簡素な一時的な名札或はリボン等はこの中に含まれないものである。

又、国際ロータリー理事会では(ロータリー徽章の製作者を含めて)関係者全員に対し、徽章を使用する国際ロータリーの全構成単位は如何なる場合にもこの徽章に何等変更を加えずして使用するよう強調している。

更に国際ロータリー理事会では、各ロータリー・クラブ及び製作者が、当分これを佩用する権利のある人々に対するロータリーの襟章の配布及び保持を十分慎重に行なうよう要望している。(理 28—29; 55—56)

**名称及び徽章の保護**

(Protection of Name and Emblem)

Rotary という文字は如何なる辞書にもある文字であるから国際ロータリーといえどもこの文字を独占して使用するわけには行かない。しかし、国際ロータリーがこの文字に新しい意味を与えたことは一般に認められているのであるから、もし Rotary という文字が他の人々に使われて彼等が国際ロータリーに関係しているような印象を与える恐れのある場合は断乎これを止めさせなければならない。

1919年米国特許局は「ロータリー・シャツ製造会社」と称する一会社がロータリーの名称と徽章を自己の商標として登録せんとしたことに対して国際ロータリーの行なった異議を正当と認めている。

又、1928年に、同じく米国特許局は、アイルランドのベルファストにある Gallaher なる会社が或る種の煙草製品の商標としてロータリーという言葉をも米国内に登録せんとしたことに対して提起した国際ロータリーの異議を正当と認めている。又、テキサス州ヒューストンの Theo. Keller 会社が1913年に取得し、Gallaher 会社がその譲渡を求めた煙草製品に対するロータリーという商標の登録を抹殺することを求めた国際ロータリーの請願も同じく米国特許局によって正当と認められたのである。

英国及びアイルランドのクラブも、国際ロータリーが Rotary という文字に特別な関心を持っており、もし誰かが Rotary という文字を含んだ商標を登録せんとした場合には特に配慮して国際ロータリーに異議を唱える機会を与えてくれるよう英国の特許局に了解を求めている。

1954年にロータリーの徽章は、米国特許局の登記原簿に奉仕団体のマークとして登録さ

れた。又米国においては、商標並びに集团的会員制度のマークとしても登録されている。ロータリーという名称も米国特許局の登記原簿に登録された。斯様な登録により最近国際ロータリーは他の者がロータリーの徽章を使用出来ないようにすることに成功しており、又ロータリーと無関係の者がロータリーの名称を使用し、ロータリーと関係があるように見せたり、思わせたりして社会を混乱させるような場合にはロータリーの名称を使用させぬようにすることが可能になった。

1962年、登録によりロータリー・クラブ所在国におけるロータリーの名称並びに徽章の特許権侵害及び誤用を防止する目的のプログラムが始められた。このプログラムの最終目標は、それ等の国が、現在アメリカにおいて国際ロータリーが保護されているのと同様の保護を得ることである。努力が成功して名称、及び徽章が登録された国もあり、登録方法が手間取ってはいるが登録申請済み又は申請中の国もある。

この登録プログラムがその目的を達した時には、ロータリー・クラブ並びにロータリアンによるロータリーの名称及び徽章の専用並びに利益を守るため国際ロータリーは、世界で有利な立場に立つことになる。

同様に、ロータリー・クラブがインターアクト・クラブ並びにローターアクト・クラブを提唱した諸国においては、インターアクトの名称並びに徽章及びローターアクトの名称及び徽章を侵害や誤用から守り、これをロータリー・クラブ、インターアクト・クラブ、ローターアクト・クラブ並びにこれらクラブの会員の用に供するために、インターアクトの名称及び徽章並びにローターアクトの名称及び徽章を登録しようとする計画が、始められている。

徽章の使用認可

(Authorization to Use Emblem)

国際ロータリーに対しロータリーの徽章を付した物品（たとえば、襟章、バッジ、装飾、道路標識など）の製造販売を出願する個人や商社は多数に上っている。1919—20 年度国際ロータリー理事会では次のような意見に一致した。即ち、令名ある個人或は会社から正式の申出に接した場合、国際ロータリー事務総長は自己の判断に基づいて、国際ロータリーとしては申出の徽章の使用が、若し適当と思われた場合異議はないが、万一それがロータリーの徽章を営利化せんとするものであると思われた場合にはその使用を断乎拒絶すると共に、このような徽章の誤用には強く反対である旨を明らかにした。

許可証は或る規定と条件を守ることに同意した商社又は個人に交付された。

理事会（1961—62）は、全ロータリアンの専用と利益のため国際ロータリーの徽章を維持保存すべき責任にかんがみ、徽章の法的地位並びにその正確な複製及び許可された使用の持続ということに更に努力せんとし、ロータリーの徽章を製造、販売及び使用する商社及び個人に認可に関する免許料及び使用手続の設定に同意した。

理事会は、承諾並びに許可の書式を含む免許料及び使用手続を作成し、以てロータリーの徽章又はロータリーの徽章をつけた品物の製造、販売及び使用を商社及び個人に国際ロータリーが許可し、その商社及び個人に、その使用に対する免許料としてロータリー徽章商品の年間販売総額の免許料及び年次使用料を国際ロータリーに支払わせるようにするため、事務総長にその権限を与えかつ指示した。

ロータリー徽章の製造、販売又は使用を認可するための免許料及び使用料手続の設定に

伴い、国際ロータリーによってこれまで発行されていた総ての許可証は、それについての条文に従い取り消された。

ロータリー徽章を製造、販売又は使用する免許状交付を申込みとするには、関係商社又は個人は次の規定及び条件に同意しなければならない：

- (1) ロータリー徽章のすべてのダイス型、圧断機、カットその他の型は、茲に添付してある写し及び証拠書類“A”に示されている、ロータリーで承認されかつ採用された記述に全く合致しなければならない。ロータリーの徽章は如何なる方法においても不完全なものにしてはならないし、又無関係の標章と一緒に使用してはならない。ロータリー徽章の襟章の中心に宝石及び／又は役職又は会員の種別を嵌め込んであるものは、ロータリー・クラブの会員の使用のみに、そして免許された製品として、免許契約書に特別に承認されかつ目録に載せられた時のみ、製造されかつ／又は販売され、そしてロータリー徽章型を歪めるとか、その本質的尊厳を落すことのないように造らるべきである。ロータリー徽章の斯様な襟章の製造及び／又は販売は、此の規定及び条件に従ってこれを遵守すべきものである。
- (2) 二つ以上の色で印刷される場合の徽章は、ロータリーの公式色即ち濃紺青及び黄金色のみで印刷することができる。
- (3) 徽章は他の如何なる徽章又は名称と組み合わせる製造したり使用されてはならない。
- (4) 免許されたマークは（免許されたマークの使用ができるロータリー及びロータリーの加盟クラブを除き）如何なる方法においても如何なる人、商社、又は企業体の商用便箋又は商用名刺に印刷され又は使用されてはならない。

(5) 徽章はその商標として如何なる人、商社又は企業体によっても使用されてはならないし、又“ロータリー”又は“ロータリアン”という言葉は、その製造又は販売する商品の商号又は商標として或はその記述に、如何なる人、商社又は企業体によっても用いられてはならない。

(6) 免許されたマークは、ロータリーの考案で、不道德、誤魔化し又は不面目なものからなり又は含んでいるとか、人間、公共団体、信仰又は国家の象徴の名誉を傷つけ又は誤解させるもの、或は彼等を侮辱又は悪評に導くような如何なる製品にも或はそのようなものと一緒に使用されてはならない。

(7) ロータリーは上記規定及び条件を変更し、改訂し、削除し又は追加する権利を保有する。そして被免許者は時々行なわれるべき変更、改訂、削除又は追加された通りの規定及び条件に従うことに同意する。

(8) 被免許者は、免許されたマークの使用はロータリー、ロータリー・クラブ、ロータリー・クラブ会員及びロータリーの他の被免許者のみに認可されたものであるということを知覚する。被免許者は、認可されていない如何なる人、商社又は企業にも免許された製品を意識して販売しないことを約束する。（理 61—62）

会社或は個人は又、インターアクト及び／又はローターアクトの名称及び徽章を製造し、販売し、又は使用する免許を申請することができる。かかる免許は、ロータリーの名称及び徽章の使用免許に対する一つの追加として免許されるものである。ロータリー徽章の免許公認された使用に関する規則や条件は、インターアクトやローターアクトの名称及び徽章の使用にも適用される。

名称及び徽章の正しい使用及び不正なる使用 (Proper and Improper Uses of Name and Emblem)

クラブの各会員はロータリアンとして知られ、国際ロータリーの徽章、バッジ又はその他の記章を佩用する権利を与えられるものとする。（国際ロータリー定款第 11 条）

国際ロータリー並びにクラブの名、徽章その他の記章を、クラブ又はクラブの会員が商品の商標又は特別銘柄として使用し或はその他商業上の目的のために使用することは一切できない。これらの名、徽章又はその他の記章を他の名称又は徽章と組み合わせることは国際ロータリーの承認しないところである。（国際ロータリー細則第 17 条 第 2 節）

国際ロータリーの如何なる役員も国際ロータリー理事会の承諾なしに、如何なる他の団体における彼の公式地位又は会員との関連において彼のロータリーの役職名の印刷を許してはならない。

ロータリーの徽章の正しい使用とはどういうことであるかという問題については既に多くの議論がなされている。ダラス大会の決議 29—12 はこの問題に関する特別な規定を次の如く示している。

次の物にロータリーの徽章を使用することが認められている：

- (i) 国際ロータリーもしくはその加盟クラブの使用するすべての用紙又は印刷物。
- (ii) 公式のロータリー旗。
- (iii) ロータリー国際大会その他のすべてのロータリー公式行事に用いる徽章、旗、装飾並びに印刷物、国際ロータリー及び加盟クラブの備品並びに造作物。
- (iv) 加盟クラブの道標。
- (v) ロータリアン及びロータリーに關係のある婦人の着用する襟章。

次の如き場合は誤用である：

- (イ) 商品の商標或は特別の品質を表示するための使用。
- (ロ) 他の徽章或は名称と組み合わせて使用する場合。
- (ハ) ロータリアン個人の商業用便箋或は名刺に使用する場合。
- (ニ) その他商売の為に使用する場合。

次の如き徽章の使用は認められてはいないが許され得るであろう：

ロータリアン及びその家族の個人的に使用する物品及び彼等の差し出す季節の挨拶状に使用する場合。

次の如き使用は阻止する：

ロータリアンの事務所の戸や窓に使用する場合。(ダラス国際大会決議 29—12)

理事会は、国際ロータリー細則の規定にある通り、ロータリーの徽章は全ロータリアンの専用と利益のために維持、保存されることを認めるが故に、学生がロータリー徽章をバッジその他の記章類に使用することは承認しない。(理 68—69)

### 仮ロータリー・クラブ

(Provisional Rotary Clubs)

少くとも会員 20 名より成りその正式の国際ロータリー加盟申込書が、国際ロータリー中央事務局で受領されかつ確認された組織集団は、正式に加盟を承認されるまで仮ロータリー・クラブ (Provisional Rotary Club) と呼ばれる。クラブは国際ロータリーに加盟して初めてロータリー・クラブになるのであるから、仮クラブの会員はクラブが正式に国際ロータリーに加盟されるまではロータリーの徽章を使用する資格を有しないのである。(理 35—36；48—49；62—63；64—65)

### 団体による公認されない名称の使用

(Unauthorized Use of Name by Groups)

仮ロータリー・クラブに関する場合を除き、如何なる団体もロータリー・クラブであるとか乃至ロータリー・クラブ或は国際ロータリーの関連団体たる状態を表わすような方法を以て、ロータリーという文字を使用することは公認されておらず、従って許されないものとする。このようなロータリーという文字の公認されない使用を防止するため、国際ロータリー理事会は事務総長に対し実際の可能な手段を講ずるよう指示している。(理 47—48；62—63)

定款及び細則又は年次国際大会或は国際ロータリー理事会の決議によって認められたものでなければ、“Rotary Club”，“Rotary International”，“Rotary”或は“Rotarian”等の文字の使用は禁止されている。従って総ての加盟クラブ及び個々のロータリアンは皆この規定に従わなければならない。

加盟クラブは地域的出版物の名称の一部として“Rotarian”という言葉の使用を遠慮すべきである。(ダラス国際大会決議 29—12)

理事会は、何らかの理由で各自の所属クラブ会合に出席したり参加することが不可能な会員達が、友好とロータリーの接触を保つために組織された種々のグループに加わりたいと思う気持は理解出来るし同情はするが、斯様なグループがグループ名義で、或はその他直接間接にロータリー・クラブであるか国際ロータリーの支部と見られる又は思わせるような方法で「ロータリー」或は「ロータリアン」という言葉を使用することは認められぬものと声明している。(理 62—63)

単一のクラブ又は一団のクラブの活動の名に連結しての「ロータリー」という言葉の使用は、その事業が直接斯様なクラブ又は一団のクラブに関連すべきもので、国際ロータリ

ーに直接にも間接にも関係させてはならない。「ロータリー」という言葉の使用は、ロータリー・クラブ又は一団のロータリー・クラブの完全なる管理下にない活動の名前に関連させたり、或は又その会員にロータリアンでない人々又は団体を含む如何なる団体の名称に関連させることも許されない。(理 60—61)

### 非公式な友好グループ

(Informal Fellowship Groups)

理事会は、ロータリアン達が、既定のロータリーの方針に反しない諸活動により知己を広め交友を深める目的で、グループとして交わるよう有意義な娯乐的、趣味的、又は職業的諸活動に相互に関心を持ち分かちあうよう奨励している。但しロータリーの名称及び徽章は、このようなグループの、多少とも既定の方針に反する諸活動に関連して使用されないこと、かつ何れのグループの運営並びに経費も自己負担とすべきものであると了解すること。(理 65—66；67—68)

理事会は、

イ) ロータリアンの各種レクリエーション同好会グループの活動は友情と知己を深めることにおいて又ロータリーの綱領中のクラブ奉仕、社会奉仕及び国際奉仕の各面に重要な貢献をなすものと考え；

ロ) 地区ガバナーに対し、地区内クラブ間相互の各種友好運動の組織化、及び他地区の類似の運動並びにそれに関連しての国際友好運動との接触に責任を持つ、委員長 1 名と最少限 3 名の委員より成る地区レクリエーション活動委員会の設置を推奨する。(理 68—69)

### ロータリーの色 (Rotary Colors)

国際ロータリーの色は濃紺青及び黄金色で

ある。(ダラス大会決議 29—12)

### ロータリー旗 (Rotary Flag)

ロータリーの公式旗は、白地でその中心に組織の公式徽章を飾ったものである。

輪全体は金色、縁の窪んだ四つの部分は濃紺青でなければならない。窪みの“Rotary”及び“International”の文字は金色、中心と楔穴は白色である。

クラブ旗としてこの旗を掲げるクラブは、大きな青文字で輪の上部に“Rotary Club”の文字を又、輪の下部に都市、州、省或は国家の名称を記入することができる。(ダラス国際大会決議 29—12)

### 建築関係に名称の使用

(Use of Name in Building Ventures)

直接間接に国際ロータリーがかかり合いにならないよう、如何なるロータリアンの集団或はロータリー・クラブの集団又は国際ロータリーの如何なる地区も、家屋或はその他の建物の建設或は購入に当って、それと関連して「国際ロータリー」の名称を使用すべきではないと国際ロータリー理事会は決定している。更に、国際ロータリー理事会は、このような事業のために会員に割り当てて資金を集めることには賛成できない。(理 44—45)

### ロータリーの営利化

(Commercializing Rotary)

ロータリアン同僚の間の取引関係に関するロータリーの方針は次の如くである。即ち、ロータリアンはその仲間の会員から彼が取引関係を有している他の実業家に対する場合よ

りも多くの利便を期待してはならないし、ましてこれを要求するようなことがあってはならない。寧ろ遙かに少ないものを期待すべきである。

ロータリアンが、取引関係にある他の事業家には普通与えないような特典を仲間のロータリアンに（ロータリアンであるという理由だけで）与えるのは、競争業者に対するロータリアンの責任に反することであるし、又、ロータリーの職業奉仕の原則にそむくことである。眞の友人というものはお互いに何物をも要求するものではないし、利益の為に友人間の信頼を濫用することはロータリーの精神から遠く遊離したものである。

彼がロータリーでかちえた友情の当然の結果として、ロータリアンが新しく商売を獲得し又は商売が殖えたような場合は、これはロータリーの内外を問わず、何処にでも起こり得る普通の発展と考えてよいのであり、ロータリー会員たるものの信条に何等違反するものではない。（理 33—34）

### ロータリー・クラブと配布

#### (Circularizing Rotary Clubs)

国際ロータリー理事会の方針は、如何なる団体にも国際ロータリー加盟クラブに対して広告を配布する権利を認めない。（理 24—25）

その所在地のロータリー・クラブに代表が出ている米国のある印刷会社で、国際ロータリー前会長が同市のクラブで行なった講演を基にして、ロータリーの教育的パンフレットをつくり、販売の目的を以て世界中のクラブに配布した。R. I. B. I. はこれにつき、国際ロータリー理事会に対し正式の苦情を申立てた。依って理事会では次のような決定を採択した。

(i) 理解と親善の見地から、英国及びアイルランドのロータリー・クラブに対して何か

出版物を送る場合には、予め R. I. B. I. 審議会の承認を得べきである。

(ii) 当印刷会社は、他国のロータリアンに対してファースト・ネームで呼びかけた書面を出すべきではなかった。

(iii) 営利を目的とする商社は、手紙に「Yours Rotarily」と記してはならない。

(iv) 国際ロータリー或はロータリー・クラブ以外の処から発行されているパンフレットに、国際ロータリーの徽章を付することは適当ではない。

(v) 公式名簿の「序説」には、国際ロータリーの公式名簿は、全ロータリアンへの情報として毎年出版せられている。ロータリアンはこれを商用の郵送名簿として用いてはならないし、同様の目的のために他人に使用させてもいけない。

従って、ロータリアンが自己の商売関係に於て、ロータリーの役員名簿を利用することは正しい用い方ではない。（理 29—30）

この広告配布の問題に関しては、国際ロータリー理事会に於て次のような方針を声明している。

国際ロータリー公式名簿にせよ、地区或はクラブの会員名簿にせよ、ロータリアン或はクラブ又は地区等が、これらを広告配布のために使用してはならないということが通則となっている。

しかし、国際大会の決定或は国際ロータリー理事会の勧告によって定められる限界内に於て、営利に関係のない事柄に限り、他のロータリー・クラブに配布することは許されている。

大会の決定によって定められた限界については、1929年ダラス大会に於て採択された決議 29—12 の第2条第2節及び第3節にのせてある。（理 36—37）

決議 29—12、第2条、第2及び第3節は次のように規定している。

第2節 如何なる事項に関しても、他のロ

ータリー・クラブの協力を得んとする加盟クラブは、先ずそれぞれの地区ガバナーに対して、その目的と計画を提出し、その承認を得なければならない。

第3節 如何なる加盟クラブも、先ず国際ロータリー理事会の承認を受けるまでは、他のロータリー・クラブ或は個々のロータリアンに財政的援助を求めてはならない。

### ロータリー・クラブ及びロータリアンの名簿 (Lists of Rotary Clubs and Rotarians)

国際ロータリー事務総長は、商業上の目的にせよ他の目的にせよ、如何なる職業分類の会員の名簿も、理事会の承認を得ることなしに他に提供しないものとする。（理 20—21）

国際ロータリーの保管するロータリアンの名簿に関して、国際ロータリー理事会では次のように意見が一致している。

各クラブは、その会員名簿を中央事務局に託しているが、その理由は、第1にクラブ会員総数に関する半期報告を確認するため、第2に「ロータリアン誌」発送用名簿として、第3に、住所氏名を確めるため或は会員変更の調査等事務的必要のためであって、これ以外の目的に使うためではない。

中央事務局は、クラブ会員名簿を、そのクラブの承諾なしにクラブ以外のものに渡す権利は持っていない。

クラブ会員の名簿を入手したいと思うものは、そのクラブ自身から入手するか、或はクラブから、中央事務局に対し会員名簿を他へ提供する権限を承認した書面を、先ず手に入れなければならない。

地区ガバナーが、国際ロータリー事務総長にその地区内の全会員の名簿を請求した場合は、事務総長はこれを与える。但し、地区内の全クラブがこのことについて同意したとい

うことを、ガバナーは保証しなければならない。（理 37—38）

クラブ名簿或はクラブ役員又は委員の名簿は、ロータリー以外の機関に渡されることはない。但し、政府機関より非常緊急の合法的要請がある場合、或は国際ロータリー理事会又は執行委員会の同意がある場合はこの限りでない。（理 40—41）

他の団体に対してクラブ又はロータリアンの名簿を提供したり、或はロータリー文献を配布することは、国際ロータリー又はその加盟クラブの仕事の範囲内にあるとは考えられていない。（理 54—55、国際ロータリーと他の団体についての方針声明 150—151 頁）

クラブ幹事が、所属クラブの会員名簿を商売上の目的の為に提供することは慣例に反することであり、又、クラブ会員名簿を会員以外に頒布することに対して幹事がクラブ理事会の承認を得るようにするのは、確かに賢明な予防措置である。

### 職業分類に基づく婦人クラブ

#### (Women's Classification Clubs)

婦人の為のロータリー・クラブの問題は、ロータリーの初期から既に理事会の問題となっている。国際ロータリー理事会(1914—15)では、婦人の実業人及び専門職業人から成る職業分類によるクラブに対してロータリーの名称を付けることを禁止することに決定したが、もしこのような婦人クラブが他の名称を付けることにすれば、彼等がロータリーの精神を以て運営することには何等異存はないとしている。

定款はロータリー・クラブが男子を以て構成されることを明らかに規定している。これまで種々の婦人の団体が、婦人ロータリー・クラブとしてロータリーから承認を得ようとしたが成功しなかった。これについてロータ

リーの意向は次の如きものであると考えられる。即ち、ロータリーとしては、婦人の実業人及び専門職業人が多数ある都市に於て職業分類による婦人クラブを結成することに対しては好意を持ち、これと友好的に協力しながら種々の援助を惜しまないのであるが、ロータリーという名称をこれらのクラブに付けたら、或はこれ等のクラブを国際ロータリーに加盟させたり、又は、国際大会やその他の管理機構に参加させることを欲しないのである。(理 23—24)

ロータリアンの婦人親族の団体  
(Organizations of Women Relatives of Rotarians)

ロータリー・クラブの補助団体としての婦人クラブ又はロータリアンの婦人親族よりなる類似の団体に関し、国際ロータリーの組織規定はなんらの規定も設けていないという事実を鑑み、理事会は、国際ロータリーの役員、各加盟クラブ、又は加盟クラブのグループに対し、国際ロータリーの組織に関する諸規定及び伝統の両面から次の点を強調するものである。

- 1) 婦人団体に対しては、たとえロータリー・クラブの補助団体として結成されるものであっても、正式な公式な、規定上の認証を与えることはできない。
- 2) ロータリアンの親族であると否とを問わず、いかなる人のグループ又は団体に対しても、それ自体の目的のために、ロータリーの名称、ロータリーの徽章、ロータリーの公式名簿又はロータリーの公式会合を利用することを承認することはできない。

それにもかかわらず、理事会は、ロータリアンの婦人親族が、個人として或はグループで、ロータリアン並びにロータリー・クラブ

の社会奉仕及びその他の活動に参加され、貴重な協力をされていることを多としている。  
又、

——理事会は、婦人があらゆる種類の公的な奉仕に益々進出するようになりつゝあることを認め、又、

——ある地方においてはロータリアンの婦人親族が、地域のロータリー・クラブの奉仕活動に協力し、これを支援する奉仕活動を目的とする自分達の団体を組織することに熱意を表明していることを認知しており、

理事会は、ロータリアンの婦人親族が、ロータリー・クラブの活動の支援をその目的に含めた、地域のロータリー・クラブとは別個のグループを組織することに反対するものではない。(理 72—73)

青少年クラブ及び同種の団体による名称徽章の使用

(Use of Name and Emblem by Boys Clubs and Similar Groups)

多くのロータリー・クラブが青少年クラブに関心を持っており、中には直接ロータリー・クラブが後援しているものもあること、又、このようなクラブの名称には後援クラブとの関係を示すために「ロータリー」或は「ロータリアン」の文字が入っている場合もあること、更に又、これらのクラブの中にはロータリーと関係のあることを示すような徽章や標章を使用したがついているものもあるということを理事会は承知している。すべてのロータリー会員たるものは、ロータリーの模範を見習おうとしている如何なる団体に対しても同情あふれる援助と激励を与えるべきである。しかしながら、この種の団体の目的が如何に立派なものであっても、国際ロータリーはこれらの団体がロータリーの名称と徽章

を使用することを許すわけにはいかない。ロータリーの名称と徽章はロータリー会員が自分達のためにのみ使用するものであるからである。斯様な態度を取ることによって理事会は、ロータリー・クラブの模範を見習おうと努力しているこの種の団体を、落胆せしめようというつもりはなく、それら団体によって、ロータリーの名称や徽章を侵害しない適当な名称や徽章が考案され得ると信じるものである。(理 39—40)

ロータリーは個々のロータリー・クラブに、正当な青少年活動を活発に支持することを推奨し、かつ引き続き援助することを勧奨するものである。

しかしながら、ロータリーは、如何なる青少年団体をも国際ロータリーの正当な下部組織とは認めないし、又そのようなクラブ又は団体に關連して「ロータリー」又は「ロータリアン」という文字の使用も又ロータリーの徽章或は、これに類似の徽章の使用をも認めない。(理 49—50)

ロータリーの標語 (Rotary Mottoes)

1950年のデトロイト大会に於て次の如き決議が採択された。

「超我の奉仕」“Service Above Self”とか「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる」“He Profits Most Who Serves Best”という言葉は、40年の間ロータリーの根本的な奉仕の理想を効果的に表現しているモットーとして国際ロータリーに依つて広く又常に用いられて来た；

その結果、これらの言葉はロータリーの原則と綱領の一部として公衆及びロータリアンの心にはっきりと印象づけられて来た；

ロータリーはその職業奉仕活動に於て、——それが物質的報酬であろうと又、精神的及び感情的な健全性や満足感であろうと——奉仕は報酬の基本であるという根本的な真理を教えて来た。

これらの言葉は40年間も使われて来たため事実上モットーとなっているが、国際ロータリーは正式にこれらをモットーとして採用したことはなかった。従つて

第41回大会は、「超我の奉仕」及び「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる」の語句を、ロータリーの出版物その他に於て使用出来るロータリーのモットーとして指定することを決議した。(デトロイト大会決議 50—11、アトランティック・シティー大会の規則制定 51—9 と訂正)

1950年のデトロイト大会は更に、ラテン語を以てロータリーのモットーを創作する決議(50—14)採択し、最もよい案を51年のアトランティック・シティー大会に提出することとした。(決議 50—14の全文については1950年大会議事録 136頁を参照)

或るラテン語の語句をロータリーの唯一の公式のモットーとするため提出された決議案(51—15)は、1951年アトランティック・シティー大会に於て、「更に研究を重ねるため撤回と看做される」ことになった。国際ロータリー理事会(1951—52)は、1951年大会の決定に従い、更に研究を重ねた結果、ラテン語でロータリーのモットーをつくることに関してはこれ以上の措置を講じないことに決定した。

1972年の国際大会(ヒューストン)において、規定審議会は「超我の奉仕」をロータリーの第一のモットーとすることを規定せんとする決議案を否決した。

## 国家への奉仕

(National Service)

### ロータリアンと国家の関係

(Rotarian's Relation to His Country)

第34回国際ロータリー年次国際大会は、決議29-13を廃止し、次の声明を採択することを茲に決議する：

国際ロータリーは、思想、言論及び集会の自由、信仰の自由及び迫害からの自由などの個人の自由を支持することを明白に宣言している。

国際ロータリーは、各ロータリアンがその属する教会又は宗教社会の忠実な信者であり、その宗教の教義をすべての行動によって身を以て例証することを期待している。

更に、国際ロータリーは、各ロータリアンが、日常の個人生活、及び職業上の活動において、自国に忠実でありかつ奉仕的の市民であるように努めることを期待している。(セントルイス国際大会決議43-14)

### 国事に関する方針の声明書

(Statement of Policy in National Affairs)

時々、国際ロータリーの役員は、国際ロータリー又はある特定の国のロータリー・クラブは、経済上又はその他の困難の解決に関する政府又は国の政策或はその他の政府又は国の政策の遂行を支持したり又は激励援助したりすべきではないかという要請に接することがあり；そして

国際ロータリーは、国際的組織であり、その役員は全世界的な運動の奉仕者であって、

ある一部の国の運動の奉仕者ではなく；そして

各ロータリー・クラブがその会員の啓蒙について考慮すべき問題はクラブ自身で決定しなければならないということが、ロータリー組織における基本的管理法則の一つであり；そして

ある政府又は国家の政策を支持し又は激励することがこれに直接関係のある国以外の国のロータリアンにとって受け入れ難いものである場合もあり、また、とられている政策に対して良心的に賛成出来ない立場にあるその国のロータリアンを当惑させることもあるので；依って、

第25回国際ロータリー年次大会は、この様な要請を国際ロータリーの役員が受けた場合には、その要請をした当局に、国際ロータリーの方針の説明としてこの決議の写しを1部送って、その国のクラブにこの問題に対して行なった決定及びその理由を知らせ、特に一般方針声明としての上記の序文、及びこの種の問題に対して個々のロータリー・クラブのとるべき方針について規定している標準クラブ定款第9条第1節、第2節及び第3節に対し、クラブの注意を喚起することを茲に決議する。(デトロイト国際大会決議34-16)

### 国家的問題に際しての団体行動

(Corporate Action in National Affairs)

地域社会、国家及び国家間の問題に関する標準クラブ定款の規定(第9条)に対してクラブの注意を喚起したい。この規定には、紛争

問題の討論は、双方の意見の発表が公平に行なわれる場合には、クラブが係争中の公の問題に対して団体行動にでることを慎しむ限り、この原則の侵害にはならないことが指摘されている。(理41-42)

ロータリー・クラブ及びロータリアンは、新たに入国した将来帰化できる有望な移住者の教育に対し積極的かつ継続的な個人的関心を持つこと、そして、まだこれらの人々のための教育施設のない場合には、国又は地方官庁の教育関係当局にその施設を設けることを要請することを勧められている。(理48-49)

### 国家有事中のロータリー活動

(Rotary Activities During a National Emergency)

いかなる国においても、国家有事の際、その国のロータリー・クラブが、他国と平常のロータリーとしての接触をつづけることが不可能か、又はこれを不得策とする場合には、その国の国民である現任のガバナー、及び/又はすべてのパスト・ガバナー又は、ロータリアンは常にその国の忠実な愛国者であることがなよりの義務であることを認めて、国家有事の期間ロータリーをその国内に保持するために可能かつ得策であると考えられる措置をとる義務を有するものとする。(理37-38)

## ロータリーの計画

(Program of Rotary)

ロータリーの計画は、国際ロータリー定款第3条及び標準クラブ定款第3条に掲げられている綱領の中に示されている。即ち：

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹、育成するにある：

第1 奉仕の機会として知り合いを拓めること；

第2 実業及び専門職業の道徳的水準を高めること；あらゆる有用な職業は尊重されるべきであると言う認識を深めること；そしてロータリアン各自が職業を通じて社会に奉仕するためにその職業を品位あらしめること；

第3 ロータリアンすべてがその個人生活、職業生活及び社会生活に常に奉仕の理想を適用すること；

第4 奉仕の理想に結ばれた実業人と専門職業人の世界的親交によって国際間の理解と親善と平和を推進すること。

### ロータリーの基本的特色

(Fundamental Characteristics of Rotary)

国際ロータリー理事会(1962—63)は、ロータリーの基本的特色について次のような声明を採択した：

1. ロータリーは奉仕の理想に基づく世界中の人々間の理解、親善及び平和的關係の発展、鼓吹及び育成に関係しているのである。
2. ロータリーは、個人に重点をおいて、奉仕の理想を個人的並びに集団的に実行することを奨励する目的のためにロータ

リー・クラブで結ばれた実業人及び専門職業人の世界的友好団体である。

3. ロータリー・クラブは、その会員を、各個人の実業又は専門職業活動の種類及び事業場の所在地に応じた職業分類に基づいて選ぶ。
4. クラブ例会への出席は、少なくとも会員身分存続に必要として定められている最小限度までは、これを行なうことを要する。これによって相互間の知己友情を深め、これを永続的な交友への第一歩とするためである。
5. ロータリー・クラブは会員に、その個人及び実業又は専門職業の活動に於ける高い道徳的水準を認めかつこれを実現したいという希望をもつようになる機会を与える。
6. ロータリアンの宗教的及び政治的信条は、彼等自身の問題であるとされている。ロータリアンはその信仰する宗教に誠実で、公民として忠誠であるべきことが期待されている。

### ロータリーと他の団体

(Rotary and Other Organizations)

次に掲げるものは、理事会によって採択された国際ロータリーと他の団体に関する方針声明書である：

国際ロータリーは、互いに異なっている政治、経済、社会並びに宗教的見解を持つ多数の国家及び地理的地域にあるロータリー・クラブの連合体であり、これらの見解はすべて

尊重されなければならない。

定款に掲げられている国際ロータリーの目的は、世界中のロータリーを奨励、助長、拡大かつ管理し、そして、国際ロータリーの活動を調整しかつそれを全般的に指導することにある。

従って、国際ロータリーは、広範な奉仕計画を持ちかつ、その精力と資力を各クラブの活動によってこの計画を遂行するために提供する。

国際ロータリーは、クラブの活動が屢他の団体と類似していることを認める。しかし国際ロータリーの方針としては、他の団体の立派な活動に関心を持ちこれを評価するものであるが、如何にその活動が立派なものであっても、国際ロータリーそのものとしてはその活動に参加し又はそれを支持することはしない。特に、次のようなことは国際ロータリー又はその加盟クラブの活動範囲内にあるものとされていない。

1. 他の団体の会員となること。
2. たとえ単にオブザーバーとして代表をおくこととしたような場合であっても、団体として他の団体の活動に参加すること。
3. 他の団体にクラブ又はロータリアンの名簿を提供し又は他の団体のために文献を配布すること。
4. 他の団体の計画その他の活動を支持すること。

国際ロータリーの資金は、加盟クラブによってロータリー自体の目的のためにのみ提供されたものである。従って、他の団体の活動に寄付することはできない。同時に、国際ロータリーは、その加盟クラブを通じ、個人としての各ロータリアンが地域社会において立派な奉仕活動を支持しかつ個人的に参加することを奨励するものである。(理 54—55)

国際ロータリーの如何なる役員も、国際ロ

ータリー理事会の承認なくして、他の団体におけるその公式地位又は会員資格の表示にロータリーの役職名を使用することを認めてはならないものとする。(ダラス国際大会決議 29—12)

### ロータリー研究会

(Rotary Institutes)

理事会は、イ) ロータリーの計画を推進する一つの方法として、すべてのゾーン及び地域において、国際ロータリーの現役員、元役員及び次期役員のためのロータリー研究会を催すことに賛成である；

ロ) 国際ロータリーの会長、理事会及び事務総長の決定と主導によって始められもしくは進められる国際ロータリーの活動の目標及び計画において、これを達成しようとするためには、国際ロータリーの現役員、元役員及び次期役員に老練で事情に通じた支援と協力が必要であることを認め、そして、このような支援、協力及び理解を得る上において、ロータリー研究会は、重要かつ有用な媒体の役をつとめるものであると信ずる；

ハ) 研究会は、それが開かれる各地域、ゾーン等におけるロータリーの方針、計画に関する事項；国際ロータリー理事会ならびに地区ガバナー及びクラブによって提起された問題；地域、ゾーン等における国際ロータリーの綱領、原則の実践；当該地域内のロータリーの拡大、についての見通しに関して自由な形で議論を行なうために、国際ロータリーの現役員、元役員及び次期役員を招集することを目的として開催されるべきものとするに同意する；

ニ) 種々の国際ロータリー地域又はゾーンに居住している理事は、関係地区ガバナ

一を協議して、一つ又は二つ以上のロータリー研究会を催す必要について判定し、その必要のある場合は、会長が理事会に代って行なう承認を得て、これを招集することができる、とすることに同意する；

ホ) ロータリー研究会の開催を承認する場合、会長は国際ロータリーの現役員、元役員及び次期役員がその研究会合に出席するように招請される地理的地域を指定する権限を有する、とすることに同意する；

ヘ) 参加すべき者が長途の旅行をしなければならぬとか、言語上の困難があるなどの理由で、1回のみで開催をもっては情報収集や討議について所期の効果を収めることができないようなおそれのある地域やゾーン等に対しては、国際ロータリー会長は、なるべく多くの国際ロータリーの現役員、元役員及び次期役員の参加を得るため、2回以上にわたってロータリー研究会を開催することを認めることができる、とすることに同意する；

ト) 国際ロータリー会長は、いずれかの地域又はゾーン等において一つ又は二つ以上のロータリー研究会を開くことを承認するに際し、すべてのかかる研究会について、これを関係の地域又はゾーン等の理事によって招集されるべきものとするか、あるいはこれをその地域又はゾーンの元理事（元理事によることができない場合は、その他の有資格の国際ロータリー元役員）によって招集されるべきものとするかを決定するものとし、後者の場合は、その地域又はゾーン等に居住する理事が、会長の承認を得て、前記元理事に対して研究会を招集し主宰することを要請するものとする、ことに同意する；

チ) 関係地域又はゾーン内等に居住する理

事は、ロータリー研究会の議題及びプログラムにつきその責任者となるが、開催の時期及び場所並びに司会の詳細に関する決定を含む研究会会合の準備及び推進については、その任務を、その地域又はゾーン等の国際ロータリーの元理事又はその他の国際ロータリーの元役員に委任することができる、とすることに同意する；

リ) 地域又はゾーン内に居住する理事が招集するロータリー研究会会合の開催に伴って当該理事が往復旅行するに要する費用は、国際ロータリーが支払うものとする。但し、若し元理事（又は国際ロータリーの他の元役員）が、地域、ゾーン等のロータリー研究会を招集するために指名される場合は、その招集する研究会会合の開催に伴ってその元理事（又は国際ロータリーの他の元役員）が往復旅行するに要する費用のみを、国際ロータリーが支払うものとする、ことに同意する；

ヌ) ロータリー研究会開催の日時に、その会場に往復旅行をするために居住理事又は他の指名された開催責任者が負担した全費用及び参加者その他に関する費用で、国際ロータリーの経費とするのほか、別に賄う方法のない各研究会の会場使用料及び（又は）管理費として、300ドルを限度とする金額を払えるように、毎年国際ロータリーの予算を不足なく計上することに同意する；（理 71—72）

ル) ロータリー研究会の開催責任者は、それぞれの研究会に関し非公式の報告書を会長及び事務総長に提出し、理事会の理事はその回付を受けるものとする、ことに同意する。（理 71—72）

理事会は、ロータリー研究会の日程を作成する責任のある人々に、ロータリーの広報活動とその重要性に関する問題をこれに加えるように考慮することをすすめる。（理 67—

68）

### 都市連合及びクラブ・ゼネラル・フォーラム

(Intercity and Club General Forums)

ロータリーの情報及び教育のための手段として、都市連合ゼネラル・フォーラムは実際的かつ有効な手段であり、ロータリー・クラブの集団が、その集団の中心地に全会員を招いて、経験あるロータリアン普通国際ロータリー現役員又は旧役員、が司会者をつとめ午後か夜の会合で、ロータリーの一般性格や計画等について研究、討議するフォーラムを開催することが奨励されている。

理事会は、ロータリー情報を広める手段として、出来るだけ多くのロータリー世界の土地に、都市連合ゼネラル・フォーラムを開き、これを国際ロータリー会長によって選ばれた有資格指導者が司会するようにすることに同意した。（理 49—50）

国際ロータリー会長指名のリーダーによる完全なプログラムを実施するに足るだけの出席者数が期待できないような場合には、地区ガバナーは、都市連合ゼネラル・フォーラムを夜又は午後と夜の集会にして、リーダーをその地区又は近隣地区から求め、国際ロータリーに費用をかけずに行なうよう奨励されている。（理 57—58）

理事会は又、ガバナーの公式訪問の際その他ロータリー年度中の適当な時期に催すクラブ・フォーラムによって、ガバナーがクラブ単位のロータリー情報の普及強化を行なうべきことに同意した。（理 49—50）

### クラブに計画資料の送付

(Sending Program Material to Clubs)

理事会は、クラブ会長に、ロータリー計画の特定の部分に責任をもち又は関心をもつクラブの委員会委員長その他のクラブ会員に、如何なる資料を直接に送付すべきかを決定する権限を認めている。

しかし、クラブ会長が承認している場合は、事務総長は、クラブの委員会委員長その他のクラブ会員に直接資料を送付することができる。（理 46—47）

### 意義ある業績賞

(Significant Achievement Award)

理事会は、1966—67年に、すぐれたロータリー・クラブ計画を表彰するプログラムを設定し、これを下記の基準に基づいて実施することに同意した：

1. 各偶数年に、国際ロータリー理事会は、「意義ある業績賞」を設け、前記偶数年の直前2ヵ年間に、この表彰計画のため定められている基準に照して最もすぐれた計画を始めた各地区内の一つのクラブに、これを授与するものとする。同様な賞が、同じ期間に世界中の無地区のロータリー・クラブの中で最もすぐれた計画を始めた二つのクラブに授与される。
2. 各奇数年の9月1日までにこの計画に参加している各地区の地区ガバナーは、3名の委員からなる審査委員会を任命するものとする。この委員会の委員長には直前地区ガバナーを任命することが示唆されている。地区内クラブからのすべての表彰申請書を受理し、審査し「意義ある業績賞」の基準に最もよく合致した一つ

の計画を選定することをもって審査委員会の責任とする。

3. ロータリー・クラブからの「意義ある業績賞」申請書並びに説明資料は、各奇数年の11月1日までに、地区審査委員会の手許に届けられなければならない。
4. 地区審査委員会は、審査し、これを地区ガバナーに提出し、ガバナーは、これに署名して、国際ロータリー事務総長に偶数年の1月1日までに届くよう送付するものとする。前記の書類には、クラブから提出された申請書並びに説明資料と共に「意義ある業績賞」受賞候補に指定されたロータリー・クラブ名を含むものとする。かかる申請書並びに説明資料は、すべて、国際ロータリーの所有となるものとする。
5. 無地区クラブはそれぞれ、「意義ある業績賞」申請書を提出することができる。申請書類は各奇数年の11月1日までに事務総長の手許に届けられなければならない。
6. 国際ロータリー会長が任命した3名以内のロータリアンからなる委員会が、無地区クラブからの申請書を審査し、この計画のため定められている基準に照して最もすぐれた二つの計画を選定し、これを各偶数年の1月1日までに事務総長に送付するものとする。
7. 理事会は、地区審査委員会並びに無地区クラブのために設けられた審査委員会からの「意義ある業績賞」受賞候補者の推薦を受理し、「意義ある業績賞」を受くべきロータリー・クラブを決定するものとする。
8. 本賞は、賞状又は飾板とし、これを国際ロータリー会長から地区ガバナーを通じて各地区の受賞クラブへ、又直接無地区の受賞クラブへ、伝達するものとする。
9. クラブが共同で行なう計画、又は地区と

して行なう計画は、この表彰プログラムに応募することができない。

10. 「意義ある業績賞」の審査委員会は、下記の基準に照して、すべての申請を評価し、最優秀クラブ計画を決定するものとする：
  - イ. ロータリー綱領の一つ以上の部面の実行に役立つもの。
  - ロ. ロータリー・クラブ、地域社会、国又は世界における重要な問題の解決に寄与するもの。
  - ハ. ロータリー・クラブ会員の大部分の直接参加を必要とするような計画。
  - ニ. 計画が立派に継続され又は完成されることを確実にするよう正しくたてられていること。

この計画による第1回の授賞は、1967—68年に理事会が受理した推薦に基づいて、1968年に行なわれた。

理事会は、1967—68年度に「意義ある業績賞」計画の一部として、クラブの国際理解に対するすぐれた貢献を表彰する計画も設けらるべきこと、この計画は「意義ある業績賞」計画のために定められた基準に基づき、下記の追加規定によって実施されるべきことに同意した。

1. 各偶数年における「意義ある業績賞」計画において、理事会は、一つの国際奉仕プログラムを指定し、その国際理解へのすぐれた貢献に対し、賞を与えてこれを表彰するものとする。
2. 「意義ある業績賞」を受賞したクラブ計画の中から、理事会の指定したプログラムに関連したもので国際理解に最もすぐれた貢献をしたと判定される三つの国際奉仕計画を選び、各計画に夫々1,000弗の賞金が国際ロータリーから授与されるものとする。但しこの賞金は、表彰された計画の目的を推進するために使用することを条件とする。
3. 1,000ドルの追加賞を受ける三つの計

画は、「意義ある業績賞」の実施について理事会を代表するよう任命された委員会によって選定され、授賞されるものとする。

4. 国際理解へのすぐれた貢献に対して受賞した計画は、特にカラー・スライド・プログラムに編集され、クラブの購入、上映に、特に世界理解週間に際しての上映に、提供さ

れるものとする。

理事会は、この国際理解へのすぐれた貢献に対する表彰計画による第1回の授賞を、1969—1970年度に「意義ある業績賞」計画として提出された計画に基づいて、1970年に行なうことに決定した。

## 国際ロータリーの出版物

(Publications of R. I.)

### 出版物委員会 (Publications Committee)

国際ロータリー細則 (第 14 条) は、出版物委員会を国際ロータリーの常任委員会として設けることとしている。この委員会の任務は、機関雑誌も含め、国際ロータリーのすべての出版物に関し国際ロータリー理事会に報告をすることである。

### 機関雑誌 (Official Magazine)

国際ロータリー理事会は、国際ロータリーの機関雑誌である月刊雑誌を刊行する。雑誌は、理事会の認める数だけの言語版を刊行することができる。現在は 2 種類が発行されている。即ち基本版である英語の THE ROTARIAN 及びスペイン語版の REVISTA ROTARIA がそれである。

#### 編集方針

理事会は次の方針を採択した：

##### 雑誌編集方針

雑誌は、各ロータリアンにロータリーの綱領及び奉仕の理想を徹底させることを推進し、かつ努めなければならない。ロータリーの国際的性格を強調しロータリーの定めた計画を支持し発展せしめなければならない。この方針は、大会及び理事会の決定を反映し、かつ四つのテストに合わせたものでなければならない。雑誌がこの様な記事を書ける場合、ロータリアンには奉仕の総ての部門における活動の向上をはからせ、又ロータリアン以外の人にはロータリーの綱領及びその理想を一層良

く理解させるような扱い方をしなければならない。

#### 広告方針

理事会は次の方針を採択した：

##### 雑誌の広告方針

#### I. 一般方針

雑誌は、優良な商品と奉仕で声名のある広告主に高級な広告を積極的に勧誘しなければならない。

広告文は、雑誌の編集方針に合致するものでなければならない。すなわち：

雑誌は、各ロータリアンにロータリーの綱領及び奉仕の理想を徹底させることを推進し、かつ努めなければならない。ロータリーの国際的性格を強調しロータリーの定めた計画を支持し、発展せしめなければならない。この方針は、大会及び理事会の決定を反映し、かつ四つのテストに合わせたものでなければならない。雑誌は、この様な記事を書ける場合、ロータリアンには奉仕の総ての部門における活動の向上をはからせ、又ロータリアン以外の人にはロータリーの綱領及びその理想を一層良く理解させるような扱い方をしなければならない。

広告の引受けには注意深い判断を働かせ、雑誌の購読者であり同時にその持主であるロータリアンから、広告が道義に反し品位を害するものであるとか、広告の約束しているものが実際の納品と違っていると、かようなことで苦情がでて仕方がないようなものが載らないようにすべきである。

ロータリアンが夫々の実業及び専門職業

のために互いに競争するのはやむを得ぬことと認めるが、この様な競争のために正当な広告を拒否するようなことがあってはならないものとする。

#### II. 広告受入れの基準

提供される物品又は役務の価格が正当に表示され、かつ方々の国、州等の許可規定に反していないこと。

価格を個々に又或は総体的に他と比較してはならないこと。

製品、役務、広告文、さし絵は、名声ある雑誌に期待される趣味の良さ、美的感覚という点で受け入れられるものでなければならないこと。

団体又は集団の広告は、国際ロータリーの設定しているプログラムに貢献するものであるかどうかを基準にして考慮すること。商品又は役務の広告を受け入れるか否かの問題は、信用ある実業もしくは専門職業団体及び信用調査機関との相談の結果により決定すべきこと。

#### III. 無料広告

国際ロータリー以外からの無料広告の依頼は、これを謝絶しなければならない。

#### IV. ロータリー徽章の使用、ロータリー加盟、ロータリー・クラブ用品

ロータリー徽章の使用に関する国際ロータリーの一般規定は広告についても適用される。広告の中に広告主がロータリーに入っていると書くようなことを許してはならない。

ロータリー・クラブ用品の取扱業者の広告を受ける場合にはその販売製品が許可製造業者によって製造されるものであることを確かめなければならない。製造業者の広告の場合には、その業者が国際ロータリーの免許の下に製造していることを確かめなければならない。(理 53—54; 59—60; 62—63)

理事会 (1962—63) は次のような広告受

入れの指針を採択した：

ある条件付きで引き受けられる広告  
貯蓄融資組合 (国が保証している場合)  
保険 (ベスツ保険年鑑で相当なランキングにあるもの)

#### 受入れ難い広告

雑誌は次のようなものの広告を受けてはならない：

#### 酒類

薬品 (声名のある製薬会社の信用獲得を目的とした広告を除く)

#### 婦人下着類

創業段階にある企業への投資又は相場予想に関する広告を出す金融機関

#### 賭博

#### 束物類

安物の札入れ

星占家、易断者及び手相鑑定者

#### 書道家

好ましくない性に関する書籍

非公認の言語障害者の学校及び類似の団体  
宗教団体

#### 政治団体

商取引き目的の接触を求めて他国のロータリアンの仲介者になることを申し出るロータリー・クラブ又はロータリアン  
資金調達のための商品販売

### ロータリアン誌上での広告

(Advertising in The Rotarian)

理事会 (1967—68) は、下記のことを合意した：広告の勧誘と掲載について、国際ロータリーは、所定の方針に添って慎重に判断して来ており、又判断している。

国際ロータリーは、誌上に掲載された広告主、商品又は営利的勧誘を保証したことなく、又、保証するものではない。

国際ロータリーは、雑誌の広告欄を用いて

提供された商品や役務に関し、金銭上の責任又は義務を引き受けたことなく、又、引き受けるものではない。

### レビスタ・ロータリアの顧問

(Advisers of Revista Rotaria)

会長は、ロータリー・クラブのあるスペイン語を話す国及びポルトガル語を話す各国にそれぞれ在住するロータリアン1人を指名し、その在住国において、レビスタ・ロータリアの編集者と接触を保ちかつ通信によりレビスタ・ロータリアの運営について助言する職務に当たらしめる権限を与えられている。指名されたロータリアンは、レビスタ・ロータリア顧問と称し、会長の要求によってガバナーが推薦した者の中から選ばれる。任期は1年間であるが、指名により2年間その職務に当たることもある。(理 55—56)

### 雑誌への読者の関心

理事会は事務総長に対し、実際的と思われる方法によってガバナー、クラブ役員その他のものに、次に掲げる提言について注意を払わしめるよう要求している：

(イ) 新会員がクラブに入会した時に雑誌を与えて、ロータリーにおいて雑誌の持つ役割を説明し、毎月これを熱心に読むよう奨めること。

(ロ) 各幹事は、雑誌の到着後最初の例会のときに1部を演卓又は演壇の上におくこと。

(ハ) 各ロータリー年度の初め又はその後の出来るだけ早い時期に、クラブ会長は、各月の雑誌到着後最初の例会で、3分乃至5分間雑誌の論評をする“評論家”として12名を指名すること。

(ニ) 雑誌記事を出来るだけプログラムの材料に用いること。

(ホ) 町及び学校図書館、クラブ読書室、軍の基地、軍艦その他へ寄贈するために購読す

るようクラブに奨めること。

(ロ) クラブは、名誉会員及びそれぞれの地域社会におけるロータリアン以外の名士のために雑誌を購入し、それによって前者にはロータリーとの接触を保つように、又後者にはロータリーについて一層良く知って貰うようにすること。

(ハ) すべてのクラブ、殊にアメリカ合衆国、カナダ及びバミューダのクラブは、国際奉仕企画としてレビスタ・ロータリアを購入してこれをイベロ・アメリカのガバナーその他から推薦されたイベロ・アメリカにおけるロータリアン以外の各有名人に送ることを考慮すべきこと。(理 43—44)

雑誌に一層国際性を持たせ、かつ世界的に一層喜ばれるものとするために、理事会は合衆国以外からの記事を歓迎し、かつ一般的な雑誌改善に対する意見を懇請する。(理 53—54)

理事会は、地区ガバナーに、国際ロータリーの公式に発行する出版物の読者数の増加と、可能な場合その予約購読数の増加を図ることを勧める。(理 68—69)

### 地区プログラムと雑誌

理事会は、総ての地区大会及び協議会のプログラムの中に雑誌に関する事項を適当に入れることの重要性とこれに必要な資料を雑誌は喜んで提供するという事実注意到注意することを求めている。(理 34—35)

理事会は、ガバナーに対し、地区協議会及び地区大会のプログラムの中にクラブ雑誌委員会の仕事に関する発表をする機会を作るよう、そして地区大会でクラブ雑誌委員会委員のための部会を設けることを勧奨する。(理 44—45)

### ロータリーの雑誌週間

毎年1月最後の全週間が「ロータリーの雑誌週間」に指定され、クラブはその週間中雑誌に関するプログラムを発表することを要求されている。この様なプログラムの作成に有

用な資料は中央事務局雑誌部から提供される。

### 雑誌に概要を掲載すること

理事会は、国際ロータリー発行の雑誌に使われている言語以外の言語でその概要を国際ロータリーの公式出版物に掲載することは先ずないと考えるが、地域的出版物を出している地区においては、それに「ロータリアン」誌及び「レビスタ・ロータリア」の記事を転載又は概要を掲載することを考慮するよう勧める。(理 63—64)

### 国際ロータリー・ニュース

(R. I. NEWS)

国際ロータリー・ニュースは、国際ロータリー中央事務局から各クラブ会長及び幹事宛に毎月發送される印刷した通信文である。この通信の目的は、クラブ役員に対し公式通信その他一般的に又時期的に関心をよぶニュースを伝えるにある。

各クラブの会長及び幹事に1部宛發送されている。40名以上の会員を有するクラブは、40名を越える20名毎に1部の追加が貰える。クラブはその無料追加の分の郵送を受けることとなる会員を知らせるものとする。

事務総長は、クラブ会長又は幹事から要求があれば、無料で、国際ロータリー・ニュースをクラブ会長又は幹事の指定するクラブの主要委員会の委員長に送付する権限が与えられている。(理 44—45)

国際ロータリー・ニュースは総ての国際ロータリー役員及び委員に送られている。なお多くの元国際ロータリー役員及び委員長にも送られている。この様な部数はクラブ割当分の中には含まれていない。

国際ロータリー・ニュースは一般的に配布することを目的としたものではない。クラブの会員個人は、年2ドルの購読料で購読する

ことができる。

国際ロータリー・ニュースは、英語、仏語、独語、日本語、ポルトガル語、スペイン語及びスウェーデン語で出版されている。

### 名簿 (Directories)

各ロータリー年度の始めに国際ロータリーは、全クラブ、その会長及び幹事の姓名及び住所、例会場及び例会曜日及び時間、国際ロータリー役員及び委員の姓名及び住所の一覧表、その他名簿に一般的な事項を載せた公式名簿を発行する。

この名簿は、クラブ役員、国際ロータリー役員及び委員の使用及びロータリアンが旅行する時の便宜に供するために印刷されたものである。この名簿はロータリアンでない人に配布するためのものではない。ロータリアンがこれを営業に利用することは不穏当である。

公式名簿は、新版が出るたびに各クラブの幹事宛に1部宛無料で配付されるものとす。クラブは追加部数を幾冊でも購入できる。

公式名簿には著作権が設定されている。

旅行するロータリアンのため、公式名簿の一部として、ロータリアンによって所有又は経営されているホテル、或はロータリー・クラブの例会場又は事務所のあるホテルの案内広告を載せている。又、ロータリーの徽章のついた商品を購入するような場合のクラブ幹事その他のための案内として、この名簿には、ロータリー・インターアクトの名称や徽章入りの物品の製造又は販売を国際ロータリーによって特に認められている会社の一覧表も載せられている。

欧州大陸、北アフリカ及び東部地中海におけるロータリー・クラブの名簿がチューリッヒ事務局で発行され、その地域のクラブに提

供されている。

グレート・ブリテン及びアイルランドの国際ロータリーもその地域のクラブのために、当該地域にあるロータリー・クラブの名簿を発行する習慣になっている。

地区又は地域が、その地区又は地域内のロータリアン名簿の発行を望む場合にはこれを行なって差し支えないが、その経費は、国際ロータリーの費用以外でまかなわなければならない。(理 55—56)

如何なる地区、地域又はクラブも、ロータリー名簿を発行する場合、その名簿の中に必ずロータリアン以外の人に配布するものでないこと、又営業用の名簿に使用してはならないことを明記しなければならない。(理 35—36)

#### パンフレット (Pamphlets)

職業奉仕及び社会奉仕活動、会員身分及び職業分類の問題等の一定の題目に関する色々なパンフレットが国際ロータリーによって発行されている。その全部の目録については、国際ロータリー事務局から入手出来るすべての出版物、用紙類、提供品等の価額が掲載されているパンフレット 19、「カタログ」及びペーパー 100—J、「国際ロータリー出版物日本語版カタログ」を参照のこと。

理事会又は国際大会の決定によって特に承認せられたパンフレットの出版を除き、事務総長は、新規のパンフレットを何時、如何なる言語で出版すべきか、又、現在ある出版物を何時廃刊すべきかを決定する権限を有する。(理 37—38)

#### 国際ロータリーの出版認可表示のある

##### 出版物 (Pamphlets Bearing Imprimatur of R. I.)

国際ロータリーの出版許可を表示した総てのパンフレットは、国際ロータリー理事会によって承認されたものか、或はその承認をする権限が与えられかつ指定された人によって承認されたものでなければならない。(理 27—28)

#### 公式言語 (Official Language)

理事会は英語を国際ロータリーの公式言語として認定する。(理 53—54)

#### ロータリー文献の翻訳

##### (Translation of Rotary Literature)

第 37 回年次国際大会に於て、国際ロータリーは、英語で印刷された国際ロータリーの出版物を、国際ロータリー理事会がみとめた実情の許す限り速かに、英語以外の言語で入手することができるようにすることを決議した。(アトランティックシティ国際大会決議 46—21 (f))

経費の許す限り出来るだけ早く、多くのロータリー文献をクラブの所在する国の国語でロータリー・クラブが入手できるようにすべきである。(理 54—55)

国際ロータリーが英語で出版したパンフレットを他の言語に翻訳する場合において、これに同一の表題をつけて同一のパンフレットにしようとする場合は、英語版全文の翻訳がそれに載せられなければならない。全文の翻訳でない場合は、或るパンフレットの抜萃であること或はそれがある限定された目的のため

めに印刷されたものであることを明示しなければならない。(理 27—28)

出来る限り、ロータリー出版物の各国語版は、すべてその内容及び体裁において同じであるべきである。地区又は地区群内のクラブに一層役立つようにするために、本文を修正することが必要でありかつ望ましい場合には、事務総長は、この様な変更が行なわれる前に、その変更の全文を英語で記述したものに承認を与える権限を有する。

ロータリー出版物の各国語版は、そのそれぞれに用いられている国語を使用しているクラブに無料で配布される。(理 57—58)

事務総長は、ロータリーの書類並びに文献の翻訳に関し、理事会の承認を必要とする翻訳であること及びその翻訳が正確であることが確かめられた場合は、理事会に代り、それを承認する権限を有する。(理 29—30)

色々な国におけるすぐれたロータリアンの奉仕を、国際ロータリーの負担なしにロータリー文献の翻訳によって利用出来る場合には、そうしなければならない。(理 34—35)

理事会は次のことに意見が一致した。

1. ロータリーの綱領の完全なる理解がクラブ活動の真の基礎である。
2. ロータリーの綱領を英語から翻訳する場合には単なる直訳でなく、その精神を表現したものにしなければならない。この様な翻訳をする場合に書き加えたり削除したりすることによって英語で表現された綱領の真の意味を変えることのないように最大の注意を払わなければならない。
3. 総てのロータリー文献の英語以外の言語への翻訳は、国際ロータリー理事会の承認を得なければならないとする既定の方針を再確認する。
4. 翻訳をする者はすべて、理事会の決議に付するため、ガバナーを通して国際ロータリー理事会にその翻訳を送付するよう要求される。

5. 理事会は、英語を話さない国のガバナーが、ロータリーの綱領の翻訳を各々の属する地区のクラブに提供することを望んでいる。(理 35—36; 57—58)

理事会は、クラブにロータリーの文献を勝手に翻訳したり改作したりするようなことをさせないこと、及び、ロータリー文献を英語以外の国語に翻訳することは国際ロータリーの監督と管理の下に行なわれなければならないとすることを決定した。ロータリー文献の翻訳及び印刷は事務総長の直接管理の下におき、またロータリー文献のクラブへの配布は中央事務局によって行なわれるものとする。(理 57—58)

#### 版権のある出版物

##### (Copyrighting Publications)

ロータリアン誌、レビスタ・ロータリア、公式名簿、奉仕の冒険、国際大会議事録等の出版物は、その内容が営業又は広告の目的に使用されるようなことから国際ロータリーを擁護するため版権が取得されている。版権の取得されている出版物には、その旨が記載されていて、複製する場合には事前に国際ロータリーの特別の許可をえなければならない。しかし、版権のない多数のパンフレットが国際ロータリーから出版されている。これらは単に国際ロータリーの表示をするだけで、その一部又は全文を再版して差し支えない。

#### 国際ロータリーの出版方針

##### (Publishing Policy of R. I.)

理事会は次のような国際ロータリーの出版方針を定めた：

1. 国際ロータリーは、アメリカ合衆国、イリノイ州の法律に基づき、非営利法人とし

て設立され、従って利益を目的とする一般書籍出版及び販売業務に従事することを禁じられている。

2. 国際ロータリーは、書籍出版及び販売の大きな投機を行なうのに十分な剰余金をもっているが、かつてこの競争での冒険を承認したことはない。

3. 国際ロータリーは、ロータリーの効果的管理と、その教条及び目的の宣伝に必要な出版物を、(手続要覧の定めるところに従い) 無料又は見積実費を以て発行しかつ配布することを続けなければならないが、ロータリー運動に実際に関係がないか又はその管理に必要でない書籍又は資料を出版することは、絶対にこれを避けなければならない。

4. 理事会は、ロータリー財団の設立が成功し、十分にその機能を果し得るようになれば、ロータリー財団管理委員会は、ロータリー運動の目的推進のため望ましい潜在力を提供すると思われるような特別な出版物で、しかも手続要覧の規定及び上記決定による条件からいって本章で述べられた出版物の範囲外にあるものを印刷、配布する費用を賄う特別下付金を、時々支出することが出来ると認め

るようになることであろうとの理事会の見解を記しておく。(理 39—40)

### 国際主義を強調する国際ロータリー文献 (R. I. Literature to Emphasize Internationalism)

基本的にいって、総ての国際ロータリーの指令及びその文献は、国家主義よりも国際主義の精神を強調すべきであり、そしてロータリーの一般原則に限られたものでなければならない。(理 45—46)

### 国際ロータリーによる他団体の文献配布 (Distribution by R. I. of Literature of Other Organizations)

一般の方針として、国際ロータリーはその加盟クラブに対して他の団体の文献を配布してはならないことになっている。(理 45—46)

## 広 報

### (Public Relations)

クラブ及びガバナーの手引として、理事会(1961—62)は次の方針声明を採用した：

### 国際ロータリー広報

(Rotary International Public Relations)

国際ロータリーの継続的成長と発展に健全なる広報の重要性を認識して、理事会はロータリーの広報プログラムの目標を次のように定めた：

1. 加盟クラブ及び個人ロータリアンがロータリーの綱領を効果的に遂行しうるような好環境を造りかつ維持すること；
2. 社会、加盟クラブ、及び個人ロータリアンへロータリーの綱領及びロータリーの広範な奉仕プログラムを解明すること；
3. 社会、加盟クラブ及び個人ロータリアンにロータリーのプログラムについて知らせること；
4. 加盟クラブ及び個人ロータリアンの活動で望ましいものを適時に報告すること；
5. これらの目標達成に役立つあらゆる通信網を利用すること。

社会がロータリーの目的及びプログラムを理解しかつ受け入れるようにするために、国際ロータリーは、雑誌、新聞、ラジオ、テレビジョン、フィルム、その他機関雑誌、その元及び現役員、その加盟クラブ、及び個人ロータリアンを通じてその広報を維持し続ける。

理事会は加盟クラブの広報委員会が、単に積極的宣伝の発表ばかりでなく、到る処のロ

ータリー・クラブ、国際ロータリー及び社会との健全かつ有意義な通信部門をクラブ内に創り、維持することを含む広範囲な責任を持つよう勧告する。

理事会は、効果的広報プログラムの第一要素は加盟クラブ及び個人ロータリアンによる立派な行為であることを認める。理事会は、斯様なプログラムは(1)ロータリー奉仕を強化し、良いクラブ企画を奨励し、必要に応じて地域社会救援に乗り出し、そして加盟クラブ及び個人ロータリアンが最善の機能を発揮できる雰囲気を提供するような活動を含め(2)加盟クラブ及び個人ロータリアンと社会との関係を解明かつ改善し、(3)真実、正直、誠実及び良趣味に基盤をおき、そして(4)ロータリーの真の姿を高揚しかつ伝えるべきであることを力説している。

それ故にどこまでもロータリー・クラブの広報目標は次のようになすべきである：

1. ロータリアン個人として又クラブとしての集団が地域社会に与えたすべての印象の総合的效果がロータリー広報の基礎になるということを念頭に、クラブ並びにロータリアンの広報意識を進展させること；
2. 個人的な又職業上の接触においてロータリーの目標と業績を一層知らせる機会を追求するよう各ロータリアンに奨励すること；
3. 新聞編集者並びにラジオ、テレビ放送局の支配人及び他の通信機関と友好関係を維持すること；
4. 国内並びに国際通信のほか、ロータリーに関し即ちロータリーの歴史、綱領、

規模一特にクラブのプログラム及び活動について社会に知らせることに重点をおいた統一のとれた広報プログラムを提案し、実行すること；

5. 都市連合会、地区大会及び協議会、地域大会、国際協議会及び大会、ロータリー財団教育補助金、ロータリー創立記念式、地区ガバナーの公式訪問、及びロータリーの世界的プログラムを示す他の行事を含む、ロータリー奉仕の色々な部門に関しての地域社会の理解を増進するためあらゆる機会を利用すること。

広報によってロータリーに人々の注意を引くこと (Attracting men to Rotary through Public Relations)

理事会は、

- 1) 世界中のロータリー・クラブに対し、現在その数を増加しつつある、実業及び専門職業分野で責任ある地位を占める若人のロータリーへの関心を深めさせる手段、方法を見出すよう激励し；
- 2) ロータリー・クラブに、ロータリーの綱領をよりよく伝えかつ表現する、適切なロータリー・クラブ例会プログラムを発表するための方法を講ずるよう強く要望し；
- 3) 世界中のロータリー・クラブに対し、広報の効果を一段と高める方法として、より明確に広報に焦点を合わせた活動を採用することを考慮するよう提案する。(理 69—70)

理事会は、新会員をロータリーに引きつけ、現会員を引き止めておくのに広報が重要であることを、ロータリー・クラブ、特に、クラブ会員増強委員会に対して強調し続けるべきである、ということに同意する。(理 71—72)

広報と団体としてのクラブ計画

(Public Relations and Corporate Club Projects)

広報をより効果的にする奉仕活動を奨励する手段として、国際ロータリー理事会は、クラブに対し、国際大会決議 23—34 にいずれのロータリー・クラブも毎会計年度に主要な社会奉仕活動を提唱することが望ましいと勧告した点を強調するものである。(理 72—73)

ロータリーと報道機関

(Rotary and News Media)

ロータリーの綱領が一層良く知られるようにするためには、ロータリーと報道機関との間に密接な関係の存在することが大切である。そのため、クラブは、ロータリーにとって有利な広報を確保するために次の事項を含め種々の方法を考慮するように激励されている：

- (1) 地元新聞社、専門職業誌並びに業界誌、及びラジオ、テレビ放送局の所有者、支配人及び編集者をクラブ会員に選挙すること；
- (2) ロータリーの綱領に関する情報を広めるためにラジオ、テレビを含めてあらゆる伝達機関を利用すること；
- (3) 各クラブで、毎年1回地方新聞人のため、又出来得れば、クラブの区域外の新聞代表者のために会合を開いて、ロータリーの組織及び綱領について詳細に説明すること。

講演者の斡旋 (Speakers Services)

理事会は次のことを奨励する：

- イ) 地区に講演者斡旋サービスないし斡旋所のある地区のガバナーは、そこで斡旋できる講演者の名簿にロータリー以外のグループに、ロータリーのことを効果的に話せる人を、載せること；
- ロ) ロータリー・クラブは、ロータリーについて効果的に話のできる講演者を、地元のさまざまなグループに斡旋すること。(理 72—73)

地区広報委員会

(District Public Relations Committee)

理事会は地区ガバナーに対し、地区広報委員会の設置を考慮することを提案している。(理 68—69)

協議会プログラムに関する一般情報

(Public Information on Assembly Program)

国際協議会又は地区協議会の計画をたてるに当っては、ロータリーに関する情報を一般社会に知らせるのに役立つ事柄を含ませる点について十分の注意を払わなければならない。(理 37—38)

## 地域大会

### (Regional Conferences)

地域大会は国際ロータリー細則第 18 条第 5 節に規定されている如く、国際ロータリー理事会によって開催される。

理事会は地域大会開催を考慮するに際し、将来の指針として、次のように決定している：

理事会は、国際ロータリー細則に規定されている如く、適当な条件のもとに、知己を広め、理解を増進し、意見を交換するため討論会の役を果たすという目的のために、地域大会を開催することを決定した。一般方針として、地域大会はどの地域においても、5年に1回をこえて開催しないものとし、かつ国際大会開催地となりそうな場所からは概して遠隔の地域のロータリアンに大した費用を負担せず、国際ロータリーの会合に出席する機会を与えるために開催されるべきである。

理事会は、地域大会の開催地を選定する際に次の諸点を考慮に入れるべきことを決定した：

1. 「主要な出席地域」内に少なくとも 1 万名のロータリアンが居住していなければならぬ——その地域とは、ロータリアンが大した費用を負担せずに大会開催地まで旅行することが出来、従って最多数の出席者が期待され、かつ、大抵の場合実際に出席する地域を言うのである。
2. 「主要な出席地域」内に居住するロータリアンは、国際大会へ大した費用を負担せずに旅行する機会がこれまでにあったか、又は数年のうちにあると期待されるものであってはならない。
3. 然も、最小限 2 千名のロータリアンの出席が期待できること。

理事会は、当該都市が国際ロータリーへ何等の負担をかけることなく、大会の本会議に相応しい、適当な、便利な公会堂並びにその他の会議のために同様な会議場を準備するよう期待している。如何なる都市のロータリー・クラブも国際ロータリーが使用する会議場の室代又はその他の経費を負担すべきものではなく、地域社会としての都市がかかる設備を準備するか、又は市当局、或は商工会議所、旅行協会、又は事業家やホテル業者等の類似の団体が、かかる集会議場のために必要な場合、資金を準備すべきであると考えられている。この決定は、会議場の室代又は、緊急の場合必要な他の経費を、国際ロータリーが支払うことを承諾するのを妨げるものではない。

地域大会開催を承認するに当って、理事会は、国際ロータリー年次大会に関し現在行なわれているのと同じの方法で、かかる大会の立案、開催を援助するために、必要と思われる費用の割当を行なうことになっている。(理 65—66；69—70)

理事会は、地域大会が有益な目的を果し得ることを認める一方、同大会を必ずしも毎年開催するには及ばぬこと、又、如何なる年においても開催の可否決定は、地域大会の地域内からの開催要求の有無、国際ロータリーの他の諸活動との関係における同大会の適否、並びに大会開催に関する諸事情に基づいて行なうことに意見が一致している。(理 65—66；66—67)

### 地域大会指針

#### (Regional Conference Guidelines)

理事会は以下の事項を決定した：

1) 地域大会開催に関連する国際ロータリーの正味経費は、大会における登録者 100 名毎に 1,000 ドルを超えないものとし、如何なる場合も 1 回の地域大会の経費総額は 25,000 ドルを超えざるものとするを国際ロータリーの方針とする；

2) 地域大会の予算案は、承認を得るため地域大会委員会より理事会へ提出されるものとする；

3) 原則として、地域大会は 1972 年より、以下の順序により 2 年毎に開催されるものとする；

- イ) アジア
- ロ) カリブ海——メキシコ湾
- ハ) 太平洋
- ニ) 南アメリカ
- ホ) ENAEM

但し、国際大会と地域大会とが同年に同地域で開催されることのないよう、理事会は何時でもこの順序を変更することができる。(理 69—70)

### 地域大会組織の手続規則

#### (Rules of Procedure for Organizing Regional Conferences)

理事会は、地域大会の組織に関して次の如き手続規則を採択し、執行委員会並びに会長、又は会長に対し、理事会に代って、これらの手続が理事会に委ねた責任を遂行する権限を与えると共に、更に執行委員会に対し、必要ある場合には、既定の手続規則を変更する全権限をも委任している。

### イ. 組織 (Organization)

国際ロータリー理事会は、随時、大会を開催すべき都市及び日時について決定を行ない、大会開催の通知を發し、地域大会委員会を設置し、かつその委員長を指名する。

国際ロータリー会長は、大会の委員長(司会者)となる。

国際ロータリー事務総長は、地域大会及び地域大会委員会の事務局長となるものであるが、中央事務局の 1 員を指名してその任務を代行させてもよい。

地域大会に出席のロータリー会員は、立法機関を構成しない。従って彼等は、国際ロータリー又はロータリー・クラブを束縛するような決議を行なうことは出来ない。

理事会は、地域大会の開催期日より少なくとも 1 ヶ年前に大会開催の通知を發することになっている。

### 地域大会委員会

#### (Regional Conference Committee)

地域大会委員を任命するに当っては、理事会は、地域内に含まれる各国の特異性を考慮に入れるであろう。大会委員会は、国際ロータリー理事会に対し、他の誰にも委嘱されていない、大会の総ての部面に関し責任を負うものであり、大会の特別方針を定め、大会のプログラムを起草して理事会の承認を受けるものとする。大会委員会は、本会議、部会、余興等を含む承認済みのプログラムの細目の実施、並びに他の誰にも委嘱されていないその他すべての事項に対する責任を持つものとする。

主催クラブの実行委員会として知られている主催クラブの地元準備委員会の監督管理の責任は、大会委員会が負うものとする。

**国際ロータリー事務総長**  
(General Secretary, R.I.)

国際ロータリー事務総長は、広報、財務、集会場の選定と設備、出席の促進、登録、主催クラブとの協力等運営上のあらゆる任務に対し第一の責任を負うものである。事務総長は、運営上の多くの任務を遂行するに当って、主催クラブの協力を要請する。又、プログラム及びその関連事項に関して、大会委員会に協力し、大会の運営については、理事会に対し、第一の責任を負うものである。

**国際ロータリー地域大会幹事**  
(Conference Manager, R.I.)

国際ロータリー地域大会幹事は、事務総長の代理人であって、事務総長が第一の責任を持つ運営上の多くの業務を代行する。彼は、大会委員会をその任務の全般に亘って援助し、かつ国際ロータリー大会委員会、国際ロータリー事務総長と主催クラブ間の連絡係を勤める。その上、彼は、主催クラブを援助して歓待計画の作成に尽力し、地域大会プログラムを起草する責任がある。

**主催クラブ (Host Club)**

主催クラブは、来訪ロータリアン並びに来賓を歓待する責任がある。歓待計画はすべて国際ロータリー大会委員会の承認を受けなければならない。

主催クラブは、主催クラブ実行委員会として知られている地元準備委員会を任命するものとする。この委員会は、主催クラブに代って、歓迎計画を立案し、必要な地元小委員会、例えば、ホテル、余興、登録、歓迎、輸送、婦人、装飾、出版物、宣伝、友情の家、情報、大会報道等の小委員会を任命しそれらを調整する。

主催クラブは、国際ロータリー事務総長と協力して、事務総長が第一の責任を負って

る運營業務の多くを遂行する。

**大会委員長の任務**  
(Duties of Chairman of Conference)

大会を開会かつ主宰し、大会事務局長と共に大会議事録の正確なことを証明するのが大会委員長の任務である。

**地域大会事務局長の任務**  
(Duties of Secretary of Conference)

大会議事の記録をとり、大会委員長と共にその正確なことを証明し、大会の進行に関しあらゆる点に於て委員長を助けるのが、大会事務局長の任務である。事務局長は又、地域大会委員会の事務長として、同委員会の議事録をとり、又同委員会の要請する通信の処理に当たるものとする。

**ロ. 主催クラブよりの大会招致**  
(Invitation from Host Club)

地域大会招致の希望を有するクラブは、希望する大会の開催予定期日の少なくとも24ヵ月以前に、事務総長の手許まで大会の招待状を提出しなければならない。この招待状に添付する説明書に含まるべき事項は次の通りである：

1. 地域大会開催予定の会場並びに収容能力、但し国際ロータリー又は如何なるロータリー・クラブへも負担をかけずに使用できるか否かに関する情報を付記のこと。
2. 利用し得べき一級及び二級ホテルの室数及びその宿泊料の限界。
3. 地域大会開催の希望月に関する推薦状、但し推薦の理由を付記すること。地域大会が、10月乃至11月に開催されることを、国際ロータリーは望むのである。

**ハ. プログラム (Program)**

地域大会委員会は、大会プログラムを立案してつくり上げ、理事会の承認を求める。プログラムはむしろロータリーの基本的な原理、方針及び手続を完全に提示するものを含むと共に地域に特有な問題の検討も含まなければならない。但し、極度に論争を生むような問題を公開の席で論ずるが如き愚は避けるべきであるが、異なった意見を有する人々が、ロータリー精神で話し合う機会はずしし避ける必要はない。

**ニ. 宣伝 (Publicity)**

国際ロータリー事務総長は、結局に於て多数の出席者を確保するためにあらゆる努力を傾けるよう、ロータリーの種々なる出版物及び彼が案出しようその他の手段を以て、地域大会に対し注意をひくべく努力しなければならない。地域内にある国の地区ガバナーに対しては、大会出席への関心を喚起するよう激励しなければならない。地域大会委員会は、大会を適当に宣伝するために必要と思われるあらゆる手段をとることが出来る。但し、これは大会に認められた予算内に於て行なわれなければならない。

大会にはどの地方からのロータリアンでも歓迎されるのであるが、地域外のクラブからの出席を確保するための努力は、特に払う必要はない。

**ホ. 大会公式用語 (Official Languages)**

地域大会委員会は、地域大会の公式用語を如何なる言語にするかを理事会に提言すべきものとする。

**ヘ. 費用 (Expenses)**

理事会は、登録費の金額を決定し、国際ロータリー資金からの必要な支出を割当て、大会予算を決定する。国際ロータリー事務総長は、大会予算の作成及びその監督に関して理事会に対し第一の責任者である。

**ト. 接待 (Entertainment)**

接待の催しは簡素にし費用も多くかからず、又公式のプログラムと衝突しないようにすべきである。(理 65—66)

**地域大会の参加者 (Participants in a Regional Conference)**

細則の規定によれば、国際ロータリー理事会は、地域大会に会員が参加すべきクラブを指定することになっている。この点に関する理事会の決定は次の通りである：

明確に地域を決定するのは国際ロータリーの方針ではない。尤も地域大会に参加すべきであると考えられるクラブを包括的に指示することが実行されている。例えば、太平洋を囲む諸国のクラブは太平洋地域大会に参加するものと考えられ；カリブ海及びメキシコ湾に臨むクラブはメキシコ湾・カリブ海地域大会に参加するものと考えられる。同様に、南米のロータリー・クラブは南米の地域大会に参加するものと考えられる。国によっては、そのクラブが明らかに一つ以上の地域大会に参加するものもあるであろう。例えば、南米の太平洋沿岸のクラブは、太平洋及び南米の両地域大会に参加できるし、中米のクラブはメキシコのカリブ湾地域大会及び太平洋地域大会の両者に参加できるわけである。(理 35)

地域大会 (Regional Conferences)

今までに開催された地域大会は次の通りである。

	開催時期	登録者数
<b>太平洋地域</b>		
ホノルル, ハワイ	1926年5月	433
東京, 日本	1928年10月	568
シドニー, 豪州	1930年3月	736
ホノルル, ハワイ	1932年6月	335
マニラ, フィリピン	1935年2月	220
ウェリントン, ニュージーランド	1937年3月	312
シドニー, 豪州	1956年11月	1,940
<b>欧州, 北アフリカ及東地中海地域</b>		
ハーグ, オランダ	1930年9月	763
ローザンヌ, スイス	1933年8月	700
ベニス, イタリア	1935年9月	1,514

ストックホルム, スウェーデン	1938年9月	1,513
オステンド, ベルギー	1954年9月	1,576
カンヌ, フランス	1959年9月	2,264
アムステルダム, オランダ	1965年10月	2,421
ローマ, イタリア	1970年11月	3,187
<b>南アメリカ</b>		
バルパライソ, チリ	1936年3月	331
サンチャゴ, チリ	1960年11月	1,655
モンテビデオ, ウルガイ	1969年12月	2,667
<b>メキシコ地域のカリブ湾</b>		
ハバナ, キューバ	1937年3月	500
サンファン, ポルトリコ	1966年11月	1,666
<b>中央アジア</b>		
ベナン, 海峡植民地	1938年4月	170
<b>アジア</b>		
デリー, 印度	1958年11月	2,913

救 済 事 業

(Relief Work)

被災者の救済

(Relief for War-Affected Persons)

ハバナにおける国際大会は、戦災ロータリアン及び家族救済基金の設定及び配布の件を規定する決議(40-17)を採択した。ハバナ立法は後にセントルイス国際大会の決議(43-16)で改訂された。

シカゴにおける国際大会は、ハバナ及びセントルイス立法を廃止し、戦災ロータリアン救済のための寄付に関する規定を明確にし、救済基金をロータリー財団管理委員会によって管理配分するよう、ロータリー財団に繰入れることを規定した次の決議(44-9A)を採択した：

第35回年次国際大会に集まった国際ロータリーは、1940年(ハバナ)国際大会で採択された決議40-17、及び1943年(セントルイス)国際大会において採択された決議(43-16)は1944年6月30日限りこれを廃止し、かつ

1. 理事会の判断において、国際ロータリーは、世界のロータリー・クラブ及びロータリアンに対し、世界の何れの地にある戦災ロータリアン及びその家族の慰藉及び復興のための寄付を要望しうること。

2. 斯様な総会の寄付は、一般の救済団体に対して通常行なう寄贈に代るものとしてではなく、それに加えてロータリーの友愛精神の下に行なう別口の自発的な寄付という建前で懇請すること。

3. 過去及び今後斯様な目的のため行なわれる総会の贈与及び寄付は、ロータリー財団

の基金の一部となし、財団の管理委員会によって国際ロータリー定款第10条及び細則第20条と財団の信託宣言にもとづきこれを保管、管理し、かつ配分せられなければならない。元金及びその利子は寄付行為の用途及び目的のために管理かつ配分されなければならないこと。

4. 国際ロータリーの理事会は、これまでにその責務はすべて正当に遂行されたものとして現在ある総会の救済基金を、今後はこれをロータリー財団に移譲する権限が与えられかつ指示されていること。

等を決議する。(シカゴ国際大会決議44-9A)

1950年7月に、戦災ロータリアン救済として特に明記せられた資金の全残額は支出済となった。その後ロータリー財団管理委員会及び国際ロータリー理事会は、随時、使用出来るロータリー財団の基金、又はその得た収入から、戦災者救済のため、緊急必要にせまられている場合に支出することを承認した。然しながら、食糧及び衣類に対する要求は、一般にロータリー・クラブの国際奉仕計画として、クラブによって引き継がれた。

理事会並びに管理委員会(1964-65)は、ロータリー財団により与えられる救済は、1965年1月1日現在救済を受けている戦災者に対し、管理委員会が必要ありと認める期間、継続すべきであるが、1965年1月1日より後救済者名簿には1名も追加せざることに意見が一致した。

## 災害救済 (Disaster Relief)

災害救済事業をなす機関が普通存在しているので、災害時に特別のロータリー救済資金を募集することは国際ロータリーの習慣になっていない。赤十字又は他の信用ある団体がこの事態に応ずべく努力しておる場合には、ロータリアンは斯様な団体の懇請に気前良くかつ迅速に答えるよう要望されている。斯様な団体のない場合とか、ロータリー・クラブ及びロータリアンが罹災地のロータリー・クラブに直接に寄付金を送りたい場合には、斯様な寄付金は、そのクラブが受領する立場にありかつ斯様な寄付を喜んで受取る意志があれば直接送付しても良い。(理 59—60)

理事会は国際ロータリーの一つの活動としての災害救助資金、或は国際ロータリーによって管理される災害救助資金を設定しないことに同意した。(理 64—65 ; 70—71)

## 人道主義援助及び設備に関する方針

(Policy Re Humanitarian Aid and Equipment)

理事会は、国際赤十字社の指導の下にロータリー・クラブ又はロータリー地区が、罹災地のクラブに食糧その他の資材を集め、かつこれを送付する事業を主催するよう、奨励することが出来るような計画に対して国際ロータリーの承認を求めたある地区大会の提案

を検討して次の如き手続をとった：

理事会は、衣料、食糧その他の必需品の供給によって、苦難にあえいでいる人々を救済するという如何なる提案にも同情する。然しながら、理事会は、この事は関係諸国政府が研究している事柄であり、かつ彼等が最も迅速にそれら苦難民の救済に乗り出すことと考えるが故に国際ロータリーの介入は却って当事国の努力や援助を複雑化し、救済を支援するというよりも寧ろ遅延せしめる結果となる恐れがありうるので、斯様なことは不相当であると認める。又、理事会は、ロータリー・クラブは自主的であり、事情によって斯様な場合に適当な処置が出来ることを指摘する。理事会は、一般救済政策が世界を通じてとられた場合には、斯様な事態におかれたロータリー・クラブは、政府によって公式にとられたことに補足的な援助をなす機会を見出すことを確信している。(理 41—42)

国際ロータリーは、人道主義援助をなす色色な運動に寄付するよう、沢山の要求を受けている。理事会は人道主義援助をなす種々なる運動を發起する沢山の団体が存在していることを認める。この理由と沢山の斯様な運動が次から次へと出来つつあるため、理事会は国際ロータリーそれ自身が斯様な運動と提携すべきではないと信ずる。理事会は、ロータリー・クラブは自治的であるからこの種の事柄に関する処理は、そのクラブの欲する処によって行動し得る点を指摘し、かつ理事会はロータリアンが個人として最善をつくすことを信ずるものである。(理 42—43)

## 会議運営手続規則

(Rules of Procedure)

国際ロータリー理事会は、以下に述べるような、国際ロータリーの諸会議での使用を目した会議運営手続規則を推奨している。この規則<sup>1)</sup>は、国際ロータリーの組織規定の諸条項を補足することを目的とし、本来、規定審議会及び国際大会で、立法案の各案件の審議及び表決を行なう場合に用いるためのものである。しかし、この規則は、前記以外の国際ロータリーの会議で議案を討議し表決する場合にも用いることができる。

### 会議運営手続規則

(Parliamentary Rules of Procedure)

国際ロータリーの会議に用いる会議運営手続規則を以下の通り定める。

1. すべて会議に上程された案件の議事に入るには、先ず代議員から、会議がある表決を行なうとか、又はある見解を表明することを提案する動議を提出する。動議を提出するには、代議員が起立し、議長から発言の許しを得た後、自己及び所属クラブ(又は所属地区)を明らかにした上、「議長、私はこれこれの動議を提出します。」と言う。動議にはもう一人の代議員による「賛成」が必要である。賛成者は起立して、議長から発言の許し

を得て、自己及び所属クラブ(又は所属地区)を明らかにした上、「議長、私はこの動議に賛成します。」と言う。このような発言が直ちに議場から現われなかった場合には、議長の方から賛成者を求めることができる。

2. 議長が動議の提出があったことを報告するまでは、その動議の討論を始めることができない。

代議員は、議長から発言の許しを得て、自己及びその所属クラブ(又は所属地区)を明らかにした後、初めて発言することができる。本動議の提出者には、議題に関し冒頭討論を行なう権利がみとめられるものとし、論旨の陳述に5分間、応答に3分間の時間が与えられるものとする。

討議において、各代議員は、会場で許可を求めて行なう場合を除き、同じ問題について同じ日に、2回を限り発言権が認められるものとし、但しその問題について未だ発言をしていない代議員が発言を求めている場合には、2回目の発言をすることができない。代議員の発言は、議事日程又は出席投票代議員の多数決によって別に定めた場合を除き、1回に5分を超えないものとする。

当該会議の代議員以外のロータリアンであっても、上程議案の提案者がその代理者として指名した者であれば、討議を行なう権利が与えられる。この権利は、当該議案に関する限りにおいてのみ、認められるものとする。この規則中に定められている制限時間は、提案者の代理者にも適用されるものとする。

3. 主たる動議、又は本動議とは、会議の議決に付された原提案のことをいう。このような動議が提出され、賛成され、議長から報

1) これらの手続規定に於て、「代議員」という用語は、それが用いられる場合に応じて、国際大会におけるクラブ代表の選挙人、規定審議会における地区代表議員及びその他の議員、並びにこの規定が用いられるその他の国際ロータリーの会合に於ける正式に権限を与えられた代議員のことをいうものとする。又「会議」という用語も、場合に応じて、国際大会、規定審議会又はその他の国際ロータリーの諸会合を指すものとする。

告されたときは、その動議の処理が終るまで、会議は、任意に他の案件の審議を行なうことができない。但し、主たる動議又は本動議の討議中であっても、本動議に優先することとなっている議事運営に関する動議は、これを提出することができる。従って、会議は、他の如何なる議決にも先んじてこれを処理しなければならない。

4. 制定案又は決議案に関する主たる動議又は本動議及びこれに対する議決は次の形のいずれかによるものとする：

- (イ) 採択する（原提案の通り）；
- (ロ) 修正の通り採択する（原案修正の経緯を詳述する）；
- (ハ) 撤回されたものとみなす；
- (ニ) 提案者によって撤回されたものとみなす；
- (ホ) 撤回されたものとし、検討（又は更に検討を重ねるため）又は会議の決定する特定の指示を付して、国際ロータリー理事会に付託する；
- (ヘ) 否決する。

制定案又は決議案に関する主たる動議又は本動議が、議案が撤回されたものとみなす、とするもの（前述の特定の指示を付したの又は付さないもの）以外のものである場合において、その後の動議によって、これを撤回されたものとみなすこととするためには、その動議は、当該議案の採択又は否決が会議で最終的に決定される前に、提出され、議決されなければならない。前記の撤回されたものとみなすとする動議が提出され、それが成立したときは、当該制定案又は決議案に関する討議はもはや続行することを得ず、その議案は、会議から撤回されたものとみなすものとする。

制定案又は決議案を採択するとする動議（原提案の通り又は修正案の通り採択するもの）が採決された場合において、その動議が成立しなかったときは、当該制定案又は決議

案は、会議がこれを否決したものとみなすものとする。

制定案又は決議案を否決する、とする動議が採決された場合において、その動議が成立しなかったときは、当該制定案又は決議案は、引続き討議のため会議に上程中のものとし、議長は、当該制定案又は決議案に対して会議のとるべき措置について、動議の提出を促すものとする。

議事日程により次に上程される制定案又は決議案に関し、議長から、これに対して会議のとるべき措置について動議を提出することを議場に促す発言があり、議場からは、これに応ずる何らの動議も提出されなかったときは、議長は当該制定案又は決議案は、動議の提出がないので、これを会議から撤回されたものとみなす旨発表をするものとする。

5. 規定審議会又は国際大会において、審議に付せられる議案が制定案又は決議案であって、その提案者が、当該制定案又は決議案に関し修正を提議すべき意思のあることを、その修正の本文を添付した書面をもって、事務総長に通知し、そして事務総長が、会議召集前、代議員のために前記の意思及び修正の本文を発表していたときは、いずれの代議員も、制定案又は決議案を前記提議の通りに修正した形のものによって審議することとする動議を提出することができるものとし、当初に提案された形のままの制定案又は決議案を先ず審議するための動議を提出することを要しない。

6. 優先して提出できる議事運営に関する動議及びその成立に要する票数は、次の通りとする：

- (イ) 休会：この動議は、いつでも提出することができる。但し、次の場合を除く。
  - 1) 議長の発言中；
  - 2) 投票が行なわれている時；
  - 3) この動議の否決された直後；
  - 4) にわかには中止出来ない議事の進行

中。

この動議は、再開の日時を定めないのである場合には、討議も修正も行なわない。動議の成立には、過半数の賛成投票を必要とする。

再開の日時と場所とを定めてそれまで休会することとする動議の場合は、討議及び修正を行なうことができる。この動議の成立には、過半数の賛成投票が必要である。

(ロ) 休憩：この動議は、議事日程の間で、例えば食事のため、或はその日の日程を終えたとき、次の会議を開くまで中休みをとることとする場合に用いられる。この動議については討議を行なわない。動議の成立には、過半数の賛成投票を必要とする。

(ハ) 議事手続に関する異議：この動議は、議長の裁定又は国際ロータリーの会議運営手続き上の違反について注意を喚起するため、又は抗議をするために用いられる。この動議の提出には、「賛成者」を要しない。動議は、「議長、議事手続きについて異議を申立てます。」という形をとる。議長は、「ご異議の点についてご説明願います。」と言う。その異議について代議員が述べ終ると、議長は次のように答える：

- 1) 「あなたのご異議の趣旨は了承しました。」又は
- 2) 「あなたのご異議の趣旨は了承できません。」

もしこれに納得のできない代議員があれば、その代議員は、議長の裁定について採決を求めることができる。そこで議長は議場に呼びかけて、「議長の裁定を支持されるでしょうか。」と問う。この問題については討議をすることができる。議長はその席をはなれずに、討議を行なってよい。採決は、他の動議と全く同様

に行なう。賛成過半数又は賛否同数の場合は、議長の裁定が支持されたこととなる。議長の裁定をくつがえすには、過半数の反対投票を必要とする。

(ニ) 審議保留：いずれ先になって「審議再開」の動議が提出されるときに取り上げることとして、討議中の議題の審議を延期する動議である。この動議については、討議も修正も行なわない。動議の成立には、過半数の賛成投票が必要である。

(ホ) 審議再開：前に審議保留とした案件を討議のため取り上げることとする動議。この動議は、当該案件が審議保留となっていたものであるから、別な案件の議決を行なうてからでなければ、提出することができない。この動議については討議も修正も行なわない。動議の成立には、過半数の賛成投票が必要である。

(ヘ) 討議終結：審議中の問題の討議を終結させる動議。この動議については討議を行なわない。動議は、「議長、私は討議終結の動議を提出します。」という形で行なう。そこで議長は、「討議を終結し、只今から採決を行なうこととしますか。」と諮る。もしこれが3分の2の賛成投票を得て採択されたときは、直ちに審議中の問題の採決をしなければならない。

(ヘ) 討議延期：上程の案件の審議を将来の一定の時期まで延期するための動議。この動議は、発言が行なわれているときを除き、何時でも提出することができる。又討議を行なうことができる。この動議の成立には過半数の賛成投票が必要である。

(ロ) 委員会付託：本動議の原案が修正されたために混乱を来たした場合、又は問題点をもっと慎重に研究することを賢明とする場合に、その本動議を委員会に付託して更に審議を行なわせることとする動

議。この動議は討議及び修正を行なうことができる。動議の成立には、過半数の賛成投票を要する。委員会は、会議に報告をしなければならない。

(ウ) 修正：字句の「挿入」又は「追加」又は「削除」又は「削除して挿入」又は「置き換え」によって本動議の文言を修正しようとする場合に用いる動議。修正の動議そのものを修正することはできないが、それを更に修正することはできない。

「置き換え」は一つの項全文か、又は制定案もしくは決議案の全部についてのみ行なうものとする。

修正にかかわる問題と密接な関係のないもの；単に原案が否定の形で表わしているものと同じ趣旨を肯定の形で表わすに過ぎないもの；会議が当該期間中すでに決議した問題と同一内容のもの；実質的な内容に変更なく単に修正の形式のみを別な形式に変えるもの；動議の形式を別な形式に差し替えるだけのもの；制定案から「制定する」という文言を削除するだけのもの；会議になんら意味のある提案をしたこととはならないような文言を削除又は挿入するもの；取るに足らないもの又は不合理なもの、以上のような修正の動議はいずれもこれを提出することができない。

修正案の修正は、本動議の原案のみならず、修正の主旨とも、密接な関係がなければならぬ。修正に便乗して新しい別な問題を持ち込んではいならない。

(ク) 修正案の票決：提案に対し修正案が提出されたときは、その修正案を最初に投票に付する。修正案に対する修正案が提出されたときは、先ずその修正案に対する修正案を投票に付してから、原提案に対する修正案を投票に付する。次に原提

案について、原提案の通りとか、修正案の通りとか、その内容に応じた形の票決を行なう。

(イ) 再審議：一度成立した動議を再審議することとする動議は、当該会議の定例会議中に提出されなければならない。代議員はいずれもこの動議を提出することができる。動議に関する発言は、動議に賛成の者2名及び反対の者2名を限り許されるものとし、これらの発言が終了後直ちに採決を行なうものとする。各発言者の意見の陳述には5分間が与えられる。動議の成立には、3分の2の賛成票を要す。

7. いかなる議長の裁定に対しても、異議の申立てをすることができる。但し別な異議の申立てが未決定の場合はこの限りでない。異議の申立ては、当該裁定が行なわれた時のみ行なうことができる。異議の申立ては、他の代議員の発言中であっても行なうことができる。もし何か別な討論とか議事で妨げられると、もはや異議の申立てはできなくなる。異議の申立ては、議場における代議員の特典に関する質疑には優先できない。異議の申立ては、討議を行なうことができるが、修正はできない。

議長は、異議の申立てに関する問題について発言する場合は、議長席についたままで、裁定の理由について述べることができる。理由の説明には3分間が与えられる。いかなる代議員も1回しか発言することを許されない。但し討論の終りに臨んで裁定に対する反論に答える場合の議長についてはこの限りでない。各代議員の異議申立てに関する発言は3分間とし、そして議長が裁定に対する反論に答えようとする場合は、これに5分間が与えられる。問題は、次のような言葉で会議にかけられる：「議長の裁定に賛成されますか。」それから採決によって問題が決められることとなる。

議長の裁定をくつがえすには過半数の反対投票が必要である。賛否同数の場合は、議長が支持される。議長が当該会議の代議員である場合は、議長又は司会者の裁定は多数決によってくつがえされない限り有効であるとする原則に基づいて賛否同数にするため、議長自ら投票することができる。

投票の結果の発表が直ちに議長の決定となるのではない。発表されたものの正確さについて疑いを抱く代議員があれば、この場合、異議の申立てはできないが、「賛否分離投票による採決」を要求すべきである。

8. この方法による採決の要求は、案件に対する賛否が問われた時以後いつでも、発言の許しを得ないで、これを行なうことができる。たとえ採決の結果が報告され、又他の代議員に発言が許されてからでも差支えない。但し、この場合、前記採決が発声又は挙手によって行なわれたものであること、及びこの方法による採決の要求を他の動議が提出される前に行なうことを要する。この方法による採決の要求には動議の賛成者を要せず、そして討論も修正も又別な動議に付帯させることもできない。

この方法による採決が要求されると直ちに議長は再び採決を行なうが、この場合は、賛成者の起立を求めてこれを数え、次いでこれが着席してから、反対者を起立させてこれを数える方法による。

9. 動議は、たとえ修正が行なわれた場合でも、その採決が始まるまでは、いつでもその提出者においてこれを撤回することができる。撤回には賛成者を必要としない。討議を行わず、又修正することもできない。

10. 会議が、案件を委員会に付託することを望まない場合、又はその案件が十分理解されていなくて当該会議の審議に適しない場合、その他なんらかの理由で、これを会議の定めるところに従ってもっと自由に審議することが望ましいとされる場合、会議は、正規

に提出され、賛成され、多数決によって成立した動議に基づいて、「全員委員会」に移行することができる。

「全員委員会」に移行の動議が成立すると、議長は、直ちに代議員の一人に議長席につくことを求めた上、自らは会場の代議員席に着席する。

提出される動議は、「修正する」又は「採択する」及び委員会は「閉会し、報告する」のみとする。

議長の裁定に対しては異議の申立てができるがそれは直ちに採決されなければならない。各代議員は、異議の申立に関して1回だけ発言することができる。

「全員委員会」に移行する前に、会議は、委員会における討論を、会議の決定したものに限定するか、又は一定の時間で打ち切るか、或はその両者とするかを投票によって決めることができる。もし何等の制限も設けられていない場合は、代議員は誰でも、許される限り何回でも発言し、又その都度許された時間だけ発言することができる。但し、ある問題に関し発言を希望しながらまだ発言していない代議員がいる場合は、2回目の発言をすることが出来ない。

討論が、会議の定めた一定の時間をもって打ち切られた場合は、「全員委員会」は、たとえ全員一致の同意をもってしても時間を延長する権限を有しない。

「全員委員会」は、案件を他の委員会に付託することが出来ないし、付託された原案の本文に変更を加えることも出来ない。

委員会が、付託された案件の審議を終えた場合、又は委員会が散会を望むか、会議に討議を打ち切らせたいと思う場合は、議事の結果を明細に記録して、「委員会は閉会し、報告する」という動議を提出する。この動議については、討議を行わず、修正をすることも出来ない。

この動議が採択されると、議長は議長席に

着き、「全員委員会」の委員長は、代議員席の自分の席に戻る。次に委員会の委員長は次のように述べる。「全員委員会は（ここで制定案、決議案その他の議案名を挙げる）について審議を遂げました。そしてそれについて修正意見を付したもの（又は、付さないもの）を報告するよう私に命じました。」ただし、これは委員会が結論を得た場合のことである。委員会が結論に達することができなかった場合には、委員会の委員長は次のように述べる。「全員委員会は、（ここで制定案、決議案その他の議案名を挙げる）について審議を遂げました。そして、遂に結論に達することができなかったことを報告するよう私に命じました。」

修正意見を付さない報告が行なわれた場合は、議長は、直ちに「全員委員会」の報告の通り発表する。

修正意見を付した報告の場合は、その修正について討議及び修正を行なうことができる。そして議事運営に関する動議の「修正」動議と同じ方法で票決を行なう。

修正の処理が終わると、議長は案件をその処理された現在の形のもので発表する。

書記は、「全員委員会」の議事を会議の議事録に記載しないが、後日の会議の用に備えるためその覚書を保存しなければならない。

### 規定審議会 (Council on Legislation)

規定審議会は、国際ロータリーの立法機関をなすものとし、各偶数年に、国際大会の一部として開かれる。審議会は、国際ロータリー理事会の定めるところにより、国際大会に先立ち、国際大会の開催地又はその付近において開かれる。国際ロータリーの組織規定の定めるところに従って、事務総長は、正規の手続きを経て提出された各制定案を審議会に回付する。事務総長は又、理事会の指示によ

り、正規の手続きを経て提出され、国際ロータリー理事会が検討して国際ロータリー綱領の枠内にありと決定した各決議案を、審議会に回付する。

審議会は、回付された各制定案及び決議案並びにこれらに関連して提出された修正案の審議及び決定を行なう。審議会の決定はすなわち国際大会の決定であって、これを左右することのできるのは、提出議案のそれぞれについて審議会の下した決定に対し、クラブが国際ロータリー細則の規定に従って行なう賛成又は反対の投票のみである。

審議会をその一部とする国際大会において、審議会の議長は、審議会が回付を受けて処理した提出議案のそれぞれに対して審議会の下した決定についての簡単な報告を国際大会に提出する。その後、審議会の決定に関する報告書が、事務総長から全クラブに送られるが、この報告書には、各クラブが、提出議案のそれぞれについて審議会の行なった決定に対する賛成又は反対の投票を記載できるようにした投票用紙が添付されている。

議事進行の手続き——審議会を開く場合、議事手続きの第1は、定足数を満たす出席の確認について、審議会の資格審査委員会が事前に行なう報告である。定足数は審議会議員の3分の1を以て成立する。投票を行なう各議員は、投票に付された各議題毎に単に一票のみを投ずる権利を有する。

議事手続きの第2は、定足数の出席が確定された後、審議会の審議に付するため正規の手続きを以て提出された制定案及び決議案を、事務総長が審議会に回付することである。

議事手続きの第3は、審議会の留意を要する事項を審議すべき順位について勧告をしている委員会の報告を受理してこれを検討し、審議の順位及び審議会の留意を要する若干の事項の審議日程を取り決めることである。

議事進行の手続きの第4は、この後に規定

されている手続きに従って審議会の起草委員会委員を選定することである。

議事手続きの第5は、事務総長より審議会へ回付された制定案及び決議案を審議することである。審議は、審議会が予め決定した順位に従って行ない、この順位は、一旦採択されると、多数決によるのほか変更することができない。

議事手続きの最後は、審議会の資格審査委員会から最終報告を受けることである。

運営——信任状の査証を済ませた後正式に議席を与えられた審議会の議員は、全会期中議員であり、議員はその代理を任命する権利を有しないものとする。

国際ロータリー細則の規定に従い、会長は、規定審議会の開かれるロータリー年度の初期に、審議会の議長及び3名の特別議員を任命する。審議会の開かれる前に、会長は更に所属地区を有しないクラブの代表者1名を指名する。

審議会の議事は、記録するものとする。

審議会は、審議会をその一部とする国際大会の閉会の時まで随時休会し、再開することが出来る。

審議会に起草委員会を設けるものとし、起草委員会は、その委員長となる国際ロータリー定款・細則委員会委員長、3名の審議会特別議員及び職権上の委員である審議会議長で構成する。

起草委員会は次の任務を行なう。

- (1) 審議会から課せられた立法案文の練り直しを行ない、立法案又はその修正案中にある矛盾をただすために必要かつ適切な修正案の起草を行ない、これを審議会に報告すること。
- (2) 審議会の報告を作成すること。

### 国際大会 (Convention)

国際ロータリー細則の規定により、各委員会の報告、国際大会宛の通達、制定案及び決議案並びにこれらに対する修正案、国際ロータリーの会議運営手続により討論できないとされているものを除くすべての動議は、国際大会の会議において討議することができる。ただし、国際大会が、3分の2の多数をもって、討論を用いないでこれら进行处理することを決定した場合はこの限りでない。

一旦成立した動議を再審議する動議を国際大会に提出する場合には、成立した動議を議決した同日の大会の定例会議においてこれを行なわなければならない。

国際大会において、国際ロータリー定款の規定に関する改正案又は同規定を含む改正案を投票に付する場合において、これを採択するには3分の2の賛成投票を要する。

### 用語の定義 (Definition of Terms)

前記の会議運営手続中に使用されている一定の用語は、次の如く定義される。

「出席投票議員」——賛成又は反対の投票をする議員。投票を棄権する議員は、出席投票議員とされない。

「過半数投票」——出席投票議員の投票数の半数を超える投票。

「3分の2の投票」——出席投票議員の投票数の3分の2。

「日程」——規定審議会乃至国際大会が、審議会或は国際大会に提出された議案の審議時間又は討論の制限に関し、過半数の投票により採択した議事順序。

「特典に関する質疑」——会議又は会議代議員の権利並びに特典に関する質疑。特典に関する質疑は、休憩或は休会に関する

動議以外のあらゆる他の動議に優先する。会議に関する特典の質疑は、会議の代議員各個人の特典に関する質疑に優先する。個人的特典の質疑は、会議の代議員としての特典に関するものでなければならぬ。特典に関する質疑とは次の如き質問である：会議の構成に関するもの；会議場の暖房、採光、換気等及び騒音その他の妨害からまもることなどのような議員のための好適な環境保持に関するもの；会議の役員又は代議員の行状に関するもの；代議員の秩序を乱す行為その他の非行に対する懲戒処分に関するもの；傍聴者又は訪問者の行為に関するもの；公表された報告書又は議事録の正確性に関するもの。

「会議」——国際大会、規定審議会、その他の国際ロータリーの会議。

「代議員」——国際大会におけるクラブ代表の選挙人、規定審議会における地区代表議員及びその他の議員ならびにその他の国際ロータリー会議における正式に権限を与えられた代議員。

(会議運営手続規則)

1966年(デンバー)国際大会は、毎年開かれる国際大会のための特別な会議運営手続規則を定める決議 66-47 を採択した。決議 66-47 の採択によって定められ、その後 1970年(アトランタ)国際大会における決議 70-58 の採択によって一部修正された国際大会会議運営手続規則とは、即ち、R. I. 理事会が国際大会に関する会議運営手続規則として推奨している、上述の規則のことである。

## 青少年への奉仕

(Service to Youth)

なる選択及び、(h)十分な職業予備教育の重要性を認識すること。

3. ロータリー・クラブ及びロータリアンは青少年に関する活動の最適者であり又その活動を通して最大の奉仕が出来るので、その活動を奨励すること。

4. 社会人としての権利はその地域社会に対する個人的責任の自覚を通じてのみ保持することができるものである。自覚させることによって青少年に良い市民たるべきことを奨励すること。

5. 青少年が世界事情を一層理解するよう、又自国ばかりでなく他国人にも正しい態度を取るよう育成、指導すること。

6. (i)ロータリアンと青少年の個人的接触と、(ii)他国の青少年との直接及び間接の接触をもたらず手段方法の増進を計ること。(理 40-41；47-48；48-49)

### 青少年への奉仕計画

(Service to Youth Program)

理事会(1939-40)は均衡のとれた青少年への奉仕計画の一般的要綱を示唆している：

理事会は、ロータリーの存在する総ての国にロータリー・クラブの青少年奉仕計画を実行する同一の機会が存在しているとは考えない。理事会は、ロータリー・クラブのある総ての国において一般的にあてはまる或る根本的な関連性と援助事項がいくつかあることを信ずる。故に、理事会は、次に示す均衡のとれた青少年への奉仕計画の一般的要綱中にロータリー・クラブが実行できるような有益な

### 手続方法 (Method of Procedure)

青少年への奉仕がクラブの活動となっている処では、ガバナーはその地区内各クラブにその地域社会における青少年が何を必要とし、どのような奉仕の機会があるかということを確認する最も有効な方法として全域にわたる調査を行なうことを示唆するよう強調されている。それによって計画をたて、そして斯様な調査によって明らかにされた活動や計画の実行に地域社会の色々な団体の協力をうる事ができるのである。(理 40-41)

クラブは、青少年に奉仕する団体の幹部を会員に入れるよう努力することを奨励されている。但し、一つの集団が優勢を占めるといふことのないように心掛け会員組織が均衡を良く保つよう注意すること。(理 51-52)

ガバナーが欲するならば、その地区委員会に(69頁参照)青少年への奉仕を促進するために委員1名を追加指名しても良い。(理 44-45；47-48)

### 青少年への奉仕の目標

(Objectives of Service to Youth)

理事会は、クラブへの示唆として次のような目標を定めた：

1. 成長しつつある青年に影響を及ぼしている都市及び農村の事情並びに要因に関する実際の知識の把握並びに理解。

2. 青少年に対する(i)健康、(ii)円満なる教育、(iii)精神的資質の向上、(iv)職業の賢明

活動を見出すことが出来るのではないかと考えている。

1. 父親と息子間に有益な関係を増進する活動。
2. 青少年に影響を及ぼしている地域社会状態の調査を行ない、その結果として次の如き現存団体との協力。
  - (イ) 学校
  - (ロ) 裁判所
  - (ハ) 仮出獄事務を取り扱う事務所
  - (ニ) ボーイ・スカウト
  - (ホ) ボーイス・クラブ
  - (ヘ) 野営場
  - (ト) 運動場
3. ロータリー・クラブに特別に適するものを次のものから一つか二つ選択してこれを推進すること。
  - (イ) 青少年の声を聴く会
  - (ロ) 青少年への奉仕大会
  - (ハ) 青少年の後援をなさること
  - (ニ) 学費貸与資金及び奨学金

ロータリー・クラブは、少年犯罪防止又はその地方におけるその時々の問題の解決に当って現存団体と協力してそれぞれの地域社会において青少年への奉仕特別計画を採用するよう奨励されている。或は又、青少年への奉仕の分野において目的遂行の活動を新たに開始しかつこれを強力に推進することが奨励されている。少年少女週間を多くの有用な青少年活動の一つとしてロータリー・クラブが取り上げることが示唆している。(理 53—54)

理事会は、

- (イ) クラブとロータリアン各人に対して次のことを強調する。すなわち現に行なわれている青少年対策事業——たとえば職業訓練、犯罪予防、娯楽施設、公民教育の部面における必要事項を軽減し問題を解決しようとする仕事に個人的に参加することが益々重要となりつつあること、そして、現に前記のような分野で行なわれているものを強化する方が同

じようなものを別に始めるよりも良策であることが既に実証済みだということである；

(ロ) 各ロータリー・クラブに対して次のことを勧告する

- 1) 青少年の娯楽活動及び教養活動に使える適当な集会場の有無を確かめるための地元の調査にクラブ会員を参加させること、調査の結果前記のような設備の無いことが分った場合には、適当な施設の利用を確保するためでき得る限りの措置を講ずること；
- 2) 地元で特に青少年について詳しい人人の会合を催して、当該地域社会が対策を必要としている問題、特に青少年に関するものを調べあげること、そして、その問題に対処すべき方策をたてること；

(イ) 次のように決定する。すなわち、青少年への奉仕に関するすべての国際ロータリー出版物の中で「各ロータリアンは青少年の模範」という標語が絶えず強調されるべきこと、及び、青少年を対象とするロータリー計画にとつては、個々のロータリアンが個人でこれに参加することが絶対に必要な前提要件であるということである。(理 68—69)

理事会は、ロータリー・クラブ会長が、青少年担当役員をクラブ内に任命することを奨励する。この青少年担当役員は、クラブのすべての青少年奉仕活動を促進し、調整する責に任じ、かつクラブの理事会に対して直接責任を負うものとする。(理 71—72)

### 青少年指導者養成プログラム

(Rotary Youth Leadership Award)

国際ロータリー理事会は、国際ロータリーの青少年活動プログラムの一つとして、青少年指導者養成プログラムを採択した。このプログラムは、地区全体にわたり、若い人々と

ロータリアンを参加させる地区的な計画であり、若い人々の、指導者及び善良な市民としての資質を伸ばすことを目的とするものである。

ロータリー青少年指導者養成計画は、世界各地でさまざまなやり方で行なわれてきている。豪州とニュージーランドでは、ロータリー・クラブは、ロータリー青少年指導者養成(RYLA)のセミナーに力を入れている。他の国々では、指導者キャンプ及びロータリーと学生との懇談会という形で行なわれてきた。どんな形のものであっても、ロータリー青少年指導者養成プログラムは、その地区のロータリアンに、若い人々のためにというよりは、若い人々と一緒になって働くことを求めるものであり、又青少年の指導者としての手腕を、現時の諸問題との関連において伸ばしていくための方法として、すでに実験済みのものである。

### 青少年研究会 (Youth Seminars)

理事会は、ロータリーの青少年への奉仕プログラム強化の一方法として、国際ロータリーの提唱又は参加を求めず、ロータリー地区或はクラブ提唱の下に青少年研究会を開催する等の活動を奨励している。(理 65—66)

### 青年功績賞 (Youth Merit Awards)

理事会は、青年が奉仕、信頼性及び指導力において特に優秀であることを実証した場合、これを表彰する一つの方法として青年功績賞を授与するよう、ロータリー・クラブに勧めることに同意する。(理 69—70)

“各ロータリアンは青少年の模範” という標語 (Slogan “Every Rotarian an Example to Youth”)

“各ロータリアンは青少年の模範” という標語を、国際ロータリーが発行する青少年への奉仕に関する出版物に用いなければならない。(理 49—50)

青少年への奉仕団体とロータリー・クラブの関係 (Rotary Club's Relationship to Service to Youth Organizations)

青少年への奉仕団体並びに活動と、ロータリー・クラブとの正しい関係についての下記の一般的声明は国際ロータリー理事会(1920—21)が採択した声明に基づくものである：

1. 一般規定。青少年への奉仕に於てロータリー・クラブの持つ最大の機会：第 1, 青少年に対する地域社会の義務及び責任について地域社会が自覚するよう指導すること；第 2, 地域社会の青少年の必要とするものを発見すること；第 3, それら必要なものが関係当局及び代行機関によって完全に満たされているかどうかということに注意することである。

2. 接触の方法。クラブの青少年奉仕委員会は、現存する総ての青少年への奉仕団体と協議し、彼等の事業を調整し重複を避けることに出来るだけの援助をしなければならない。若しそれらの団体と協力するための特別小委員会を設けることが望ましい場合にはそれを設置しなければならない。

クラブは、諮問委員会の組織設定のため社会的運動を開始することもできる。普通諮問委員会は青少年の福祉問題に関心を持つ市の全団体の長から成り、地域社会の青少年への

奉仕事業に対する情報交換所の役割をなすのである。

斯様な団体は普通次のような目標を持っている：

(イ) 青少年への奉仕に関心を持つ総ての地域社会団体を共通目的において激励しあつて団結させること。

(ロ) 現在の青少年の一般的状況を説明し、そして総ての既存団体が如何にこれらの事態に対処しつつあるかを調査すること。

(ハ) 青少年への奉仕事業を職業とする人並びに有志の人の数を増加しあつてこの事業にたずさわる人々の大会及び講習会の如きものを奨励して一層大なる能率を増進すること。

(ニ) 青少年に影響する思慮ある有用な立法を推進し、青少年に害を及ぼすような立法を阻止すること。

(ホ) 例証するかその他適当な広報により既設団体のなしつつあることを知らしめて青少年へのより大きな関心を湧き上がらせ、依つて総ての団体に対する適当な支援をより多く得るようにすること。

(ヘ) 意見交換所の役割を果たすこと。

(ト) 事業の重複を避け二重の努力を避けること。

3. 財政的援助。クラブが協力せんとする団体が財政的援助を必要とする場合に望ましい方法としては、関心をもつ団体の協力を得て斯様な団体に対する一般社会の支援を得るための運動を組織することである。斯様にし総てがその団体及び事業に興味を持つようになる。運動の成功を期するために同様な能力をもつ他の市民に期待されていると同じくロータリアンは個人として寄付するのである。

4. 新事業発足。現存する団体がまだ手をつけていない事業を発足する必要がある場合には前述に類似した方法が取られるべきである。但し、青少年の福祉のために必要欠くべからざる場合を除き、現存する青少年奉仕団

体とは別個に組織すべきではない。

5. 新要求に対処。クラブは、上記の如き団体の必要に対処しながら、臨機に他の方面にも援助の手を延ばす自由を保持しなければならない。

6. 非常事態における緊急救助。疑いなく価値ある団体の場合に、或は地域社会全般に互つて、応急の救助の要を認められた場合に、クラブは他団体の決定に関係なく適当に援助することができる。

7. 1クラブが全面又は主要支持。クラブは永久的責任を負わないようきびしく注意されている。然しながらクラブは十分研究の後、新規の永久的な事業又は既存事業に全面的又は主要責任を負うことを決定したならば、基本金寄付又は他の適当な方法によって斯様な事業の永久的支援の処置をとらなければならない。

青少年と頻りに接触する職業に従事する個々のロータリアンは、所属クラブの週例会や適当な委員会の席上で発表することによつて、彼らの青少年問題の知識と青少年への奉仕のための機会を同僚のロータリー・クラブ会員と分かち合うよう勸奨されている。そして青少年への奉仕をより広く認識せしめる機会を促進する手段として、この特定の目的のために、時折り週例会中に、時間を特別にあてがっておくべきである。(理 70—71)

### インターアクト・クラブ

(Interact Clubs)

理事会 (1961—62) は、ロータリー・クラブが任意に青少年クラブを結成かつ後援することのできる計画を採択した。その計画はインターアクト (Interact) と呼ばれる。

インターアクト・クラブは大学課程へ進学直前の 1—4 学年に在学中の学生より成る。クラブは奉仕と国際理解に貢献する世界的友

好精神で相共に働く機会を若人に与える目的のために組織されている。

クラブは次の目標を持っている。即ち、建設的指導力及び個人的誠実を認めかつ育成すること；他人に対する思いやりと他人のため役立つことを奨励かつ実行すること；家庭と家族の重要性について認識すること；各個人の価値を認識することにより他人の権利を尊重すること；個人的成功、地域社会の改善、及び団体的業績の基盤として、個人的責任の受諾を強調すること；社会への奉仕の機会としてすべての有用な職業の尊厳と価値を認識すること；地域社会、国家及び世界情勢に関する知識と理解を深めるための機会を提供すること；及びすべての国の人々に対して国際理解と親善とを増進する個人及び団体活動の道を開くこと。

理事会は、その計画が次の規定に従つて実行せらるべきことを決定した：

1. ロータリー・クラブは全く任意的立場に於て参与する機会が与えられること。
2. 会員選択の方法は次の点に基盤をおくこと。
  - a) 質問書によつて、国際事情を含む関心事の範囲と多様性を判断すること
  - b) 性格
  - c) 学力、及び
  - d) 潜在的指導力。

如何なる意味においても、インターアクト・クラブを提唱ロータリー・クラブ又は国際ロータリーの一部又は法的加盟団体と考へてはならない。インターアクト・クラブ会員は「ジュニア・ロータリアン」と呼ばれたり看做されぬものであり、ロータリー徽章を使用したり佩用することも出来ない。ロータリー徽章とは異なつたインターアクト・クラブ会員専用の徽章が別にある。

1962—63 年度において理事会はインターアクト・プログラムがロータリー・クラブ並びにロータリアンに受入れられ、同プログラ

ムに対する関心が彼等の間に深められていることを知つて満足し、かつ世界中のロータリー・クラブにこの活動を促進するため一層努力することを決定した。

理事会 (1965—66) は、国際ロータリー地区内に於けるインターアクト・クラブの結成並びにインターアクト・プログラムの管理に関し関係者全員に対する情報及び指針として先に採択した声明を一部改正し、次の如き声明を採択した：

1. インターアクト計画は、国際ロータリーが推進し、かつ創設したもので、国際ロータリーの活動の一つである。定款の諸規定の制定並びに実施、結成上の必要条件、手続の基準、インターアクトの名称及び徽章の保護並びに保存に関する権限は、国際ロータリーに帰属するものとする。

2. インターアクト・クラブは、ロータリー・クラブ提唱の下に大学課程直前の 4 学年の何れかに在学する学生により構成される組織体である。その目的は、奉仕と国際間の理解に貢献するため、世界的友好を以て共に活動する機会を青年男女に与えることにある。

3. インターアクト・プログラムは本来青年男子のみを対象とするものとして計画されたのである。それは指導力の養成並びに良き市民となるための訓練に重点をおくことに依然変りはない。もし地元の事情下で提唱ロータリー・クラブに青年女子のみ又は男女混合のインターアクト・クラブの設立が至当であると考へられる場合は、提唱ロータリー・クラブの自由裁量によるものとする。

4. インターアクト・クラブは、一つのロータリー・クラブ又は数クラブによつて結成され、後援され、かつ指導監督される。そして国際ロータリーの証明と承認を得て設立される。その他の方法を以てしては、創立することも、維持することも出来ない。クラブの存続は、提唱ロータリー・クラブの不断の後援と国際ロータリーが繼續して承認を与える

か否かにかかっている。

5. 国際ロータリーが設定した枠内で、提唱ロータリー・クラブは、インターアクト・クラブを結成し、その後指導と助言を与える責任を有し、かつインターアクト・クラブの全活動、方針並びにプログラムを完全に統制し、かつ指導監督する。

6. インターアクト・クラブが学校関係である場合、提唱ロータリー・クラブは、そのクラブに対しては、当該学校当局制定の全学生組織並びに課外活動に関するものと同一規定並びに方針に従うべきものであることを了解の上、学校当局の完全な協力のもとに、当該インターアクト・クラブを統制し、指導監督するものとする。

7. インターアクト・クラブの総ての活動、計画及びプログラムは、常に国際ロータリーの方針に調和して行なわれるべきものとする。従って、インターアクト・クラブに対するロータリー・クラブの絶えざる後援と国際ロータリーの継続的承認は、それを条件とするものである。

8. 標準インターアクト・クラブ定款は、国際ロータリーによって規定されるものであり、かつ国際ロータリー理事会によってのみ改正されるべきである。クラブ結成並びに認証の前提条件として、各インターアクト・クラブは、標準インターアクト・クラブ定款を採択し爾後国際ロータリー理事会により行なわれる全改正条項を自動的に採用せねばならぬ。

9. 各インターアクト・クラブは標準インターアクト・クラブ定款及び国際ロータリーが設定した方針とに矛盾しない細則を採択せねばならぬ。斯様な細則は、提唱ロータリー・クラブの承認を得なければならない。

10. インターアクト・クラブは、会員が選出される居住地域又は学校の所在地がその所管区域内にあるロータリー・クラブにより提唱されるべきものとする。但し提唱ロータリー

ー・クラブの所管区域外にインターアクト・クラブ結成許可の文書を国際ロータリー理事会より受理した場合はこの限りでない。

11. インターアクト・クラブは、次の条件の下では、二つ以上のロータリー・クラブが共同して結成し、かつ後援することができ

イ) 地区ガバナーは、慎重な考慮の後、地区、各関係ロータリー・クラブ並びにインターアクト・プログラムに対する最大の利益が共同提唱によりもたらされることを文書により表明し、承認を与えなければならない。

ロ) 推薦されるインターアクト・クラブの会員は、各提唱ロータリー・クラブ所管区域内より各々相当数選出されなければならない。

ハ) 個々のロータリー・クラブの提唱により、個々にインターアクト・クラブを組織するということが、当該学校又は地域社会に本質的には単一の学生団体であるべきものに人為的分離体を創ることになるか、又はそのような結果を招来するような状況でなければならない。

ニ) 合同インターアクト委員会は、各提唱ロータリー・クラブの有能な代表者を以って構成されなければならない。

12. インターアクト・クラブ各会員は、入会を認められると同時に、インターアクト・クラブの定款並びに細則の規定を承認遵守することに同意したものとする。

13. インターアクト・クラブ会員資格は、国際ロータリーより提唱ロータリー・クラブを通じてインターアクト・クラブへ支給されるインターアクト会員証により立証されるものとする。

14. インターアクト・プログラムに使用、又は適用されるインターアクトの名称及び徽章は、国際ロータリーの所有に属し、かつ正式に設立されたインターアクト・クラブ並び

にその適正資格ある会員は勿論、インターアクト・プログラムに参加する者が専用するために保有するものとする。

15. インターアクト・クラブ会員は、インターアクト・クラブ会員資格存続中、適正な品位ある方法で、インターアクトの名称及び徽章を使用並びに表示する資格を与えられている。インターアクト・クラブ会員資格終結の際、又はインターアクト・クラブ解散の場合には、かかる資格は失われるものとする。

16. インターアクト・クラブは、(イ) その定款に従って管理しない場合、及びその他の理由により、提唱ロータリー・クラブの同意、承認、合意の有無に不拘、国際ロータリーにより、(ロ) 提唱ロータリー・クラブにより、又は(ハ) インターアクト・クラブ自身の決定により、解散することになる。

17. インターアクト・クラブ解散により、クラブ並びに会員は、集団的にも個人的にも名称並びに徽章に関する一切の権利及び特典を喪失するものとする。

18. 国際ロータリーの方針として、理事会は、国際ロータリー以外の如何なる個人又は団体が、営利又は他の目的のためにインターアクト・クラブを一般に利用する権利を認めない。

19. 国際ロータリーの方針として、少女クラブの結成及び提唱はインターアクト・クラブの本来の機能乃至適切な活動とは認め得ない。

20. 地区ガバナーは、インターアクト・プログラムを公表し、新しいインターアクト・クラブの結成を促進し、管轄地区内のインターアクト・プログラムを管理するに際し、彼の補佐役として地区内各地のロータリアンから構成される地区インターアクト委員会を任命するよう要請されている。地区インターアクト委員会を任命することが可能であり、かつ実行出来る場合は、1名乃至数名の委員を再任することにより、委員の継続性を保つよ

う規定すべきである。

21. クラブレベル以上のインターアクトの組織体と会合：

イ) もしも、国際ロータリーの1地区内に、五つ又はそれ以上のインターアクト・クラブがある場合は1インターアクトとしての地区を設けてもよいが、その地区の範囲は、それぞれの提唱ロータリー・クラブを包含する、国際ロータリーの地区と同一であるべきである。かかるインターアクト地区内の全クラブは、会員中よりインターアクト代表を選定することが出来る。選挙の方法は、地区インターアクト委員会によって決定されるものとする。地区インターアクト代表は、ロータリー地区ガバナー並びにロータリー地区インターアクト委員会、又はその他の然るべきロータリー地区委員会によって指導され、助言を受けるものとし、地区単位の会合の準備に当っては、地区委員会を援助し、又可能な場合かかる会合を司会し、特に地区内インターアクト・プログラムを拡大充実することに関して地区の全インターアクト・クラブに助言し、激励、感銘を与え、そしてインターアクトの世界的な規模、並びに国際理解のためのこのプログラムの将来伸びる可能性と業績とに、注意を集中せしめるよう助力するものとする。

ロ) インターアクトの地区組織を作ることは、地区全体に互る行事の立案と推進に必要な場合だけで、それもロータリー地区ガバナー及び/又は然るべきロータリー地区委員会の指導のもとに作る場合のほかは奨励しない。

ハ) 国際ロータリーの地区内において、相互に便利な土地に二つ又はそれ以上のインターアクト・クラブが存在する場合には、友情を深め、意見を交換し、感銘を

分かち合い、地区内のインターアクト・プログラムを強化、拡大、充実させるため、地区インターアクト委員会の1名乃至数名の委員の助言と指導と出席のもとに、各クラブ代表者の会合を開催するように奨励されている。距離の関係が許せば、1名乃至数名の地区インターアクト委員の出席指導のもとに、かかる会合を、地区単位で、開催できるであろう。

三) 可能な場合、2以上の地区、特に2以上の国の地区からのインターアクト・クラブ会員との会合が勧められ、奨励されている。このような会合は、ホスト・ロータリー地区のガバナー及びインターアクト委員会の委員1名以上の出席指導の下に、又ホスト地区のインターアクト代表及びインターアクト会長たちと協力して行なわれるべきものとする。そして国際ロータリー理事会の承認を必要とする。\*

ホ) 地区単位のインターアクト会合の目的は、学校及び地域社会に対する奉仕に関してインターアクト・クラブを激励し、啓発し、感銘を与えるため、及び国際理解のためにインターアクトが世界的に發揮し得る能力と業績とに注意を集中せしめるためである。

ヘ) すべてのインターアクト地区活動に要する資金は、その地区のインターアクト・クラブが調達するものとする。国際

\*国際ロータリー理事会に対する多地区間インターアクト・クラブ会合の開催承認申請書には、次の書類を添付しなければならない：

- 1) 申請にかかわる会合について、その日時、場所、目的、プログラム及び参加者に関する事項を記載した説明書。
- 2) 会合の予算見積書の写し。これに、当該会合について生ずる契約上及び金銭上の債務に対し、後援者が全責任を負うこととしており、かつその意思を有することについての保証を付すること。
- 3) 不測の事故を担保するに足る責任保険の付保の証明。
- 4) 申請にかかわる会合の計画と実施が、ロータリアンの直接監督の下に行なわれるべきことについての保証。

ロータリーは、地区インターアクトの会合又はインターアクト代表の経費を負担しないものとする。かかる会合の経費は最小限度に止め、参加者が負担出来る範囲のものとする。

22. インターアクト・プログラムの経費資金の調達：

イ) 国際ロータリーは、インターアクト代表又はインターアクト・クラブの会合、又はインターアクト・クラブ集団会合に要する費用は、一切負担しない。

ロ) インターアクト・クラブ又はインターアクト・クラブの集団の会合を開催するに必要な費用は、最小限度に止めるべきであり、然もその会合は、有意義なプログラムを織り込んだ効果的なものでなければならない。

ハ) インターアクト・クラブのプログラムを実行するのに必要な資金を調達することは、インターアクト・クラブの責任である。

ニ) インターアクト・クラブを後援しているロータリー・クラブは、そのインターアクト・クラブに対し、臨時又は付随的の財政的援助以外の寄付を行なうべきものではない。

ホ) インターアクト・クラブは、広くロータリー・クラブ又は他のインターアクト・クラブに対し財政的援助を懇請すべきではない。

ヘ) インターアクト・クラブは、何等有意義な返報をなさずして、その地域社会内の個人、事業所又は団体に財政的援助を懇請すべきではない。

ト) インターアクト・クラブ会員の会費又は割当金は、名目上の金額に止め、然もそのクラブの管理に要する経費にのみ充当すべきものである。総て、インターアクト・クラブが実行する活動並びに計画に要する資金は、会費又は割当金とは別

個に、クラブが調達すべきものである。

チ) インターアクト・クラブ会員をクラブ並びに地区大会プログラムに参加するよう招待するロータリー・クラブ及び地区大会は、起こり得る法律上又は道義上の義務と責任に対しクラブ乃至地区大会を保護するために十分な旅行傷害及び責任保険に加入すべきである。

(方針声明了)

理事会は、

イ) 地区水準におけるインターアクトの組織体を、インターアクトに関する方針声明の第21項(イ)に規定されているものに限ることと定める；

ロ) 実行できるところでは、インターアクト年次大会をロータリー地区内で開くよう勧告する；

ハ) 地区内におけるインターアクト活動のすべての面についてその調整をはかるため、ロータリー地区委員会と当該地区内のインターアクト・クラブとの連絡に当たることをもって、インターアクト代表の主要任務とすることと定める。

ニ) 国際水準で行なうインターアクト計画については、地区水準のインターアクトの組織体によって得た知識と経験をもってするインターアクトの効力、福祉及びその拡大の促進を含め、その監督と指導の責任を国際ロータリー中央事務局において負うべきことと定める。(理 68—69)

国際ロータリー理事会は、他の団体の目的如何を問わず、インターアクト・クラブが他の団体に加盟したり、或はそれと合併することを主義として認めないことに決定した。(理 72—73)

## インターアクト指導者研修会

(Leadership Training Meetings for Interact)

理事会は、ロータリー地区が、その地区内のインターアクト指導者のために1日研修の会合を開くことを奨励する。かかる会合は、インターアクト代表の助力を得て、ロータリー地区のインターアクト委員会の指導のもとに行なわれるべきである。(理 71—72)

## ロータリー・クラブ

(Rotaract Clubs)

理事会(1967—68)は、ロータリー・クラブが任意に青年のためのクラブを結成かつ後援することのできる計画を採択した。その計画はロータリー・クラブと呼ばれる。

ロータリー・クラブは、これを提唱するロータリー・クラブの区域内又はロータリー・クラブの存しないその隣接区域内に居住、就職又は就学している18才から28才までの青年によって構成される。ロータリー・クラブのある近隣区域からも、双方の提唱ロータリー・クラブの明示の承認を得て、会員を選挙することができる。年齢制限の上限は、大学課程在学中の者には適用しない。

ロータリー・クラブの目的は、地域社会に対する奉仕を通じて指導力と善良なる市民精神を育成し、かつ国際理解と平和の運動を推し進め、又指導者としての資質及び職業上の責任としての高い道徳的水準を認識し、受諾することを促進するにある。

理事会は本計画が次の規定に従って実行されるべきことに同意した；

1. 如何なる地域社会においてもインターアクト・クラブ会員とロータリー・クラブ

- クラブ会員の年齢は重複せざること；
2. ローターアクト・クラブ年度はロータリー・クラブ年度又は暦年度の何れかと一致させること；
  3. ローターアクト・クラブ会員資格は会員が 28 歳になった時のクラブ年度を以て終結するものとする；
  4. ローターアクト・クラブ会員組織の継続性を確保するため、年齢別の会員数が常に均衡を保つようにできうる限り努めること；
  5. 毎年ロータリー・クラブのローターアクト委員会委員を 1 名又はそれ以上再任することにより、委員の継続性を保つよう規定することが重要である。

如何なる意味においても、ローターアクト・クラブは提唱ロータリー・クラブ又は国際ロータリーの一部又は合法的加盟クラブと考えるべきではない。ローターアクト・クラブ会員は「ジュニア・ロータリアン」と呼ばれたり看做されぬものであり、又ロータリー徽章を使用したり着用してはならない。ロータリー徽章とは異なった、ローターアクト・クラブ会員専用の徽章が別にある。

理事会 (1967-68) は、国際ロータリー地区内におけるローターアクト・クラブの結成並びにローターアクト・プログラムの管理に関し関係者全員に対する情報及び指針として次の如き声明 (後に一部改正) を採択した：

1. ローターアクト計画は、国際ロータリーが推進し、かつ創設したもので、国際ロータリーの活動の一つである。定款の諸規定の制定並びに実施、結成上の必要条件、手続の基準、ローターアクトの名称及び徽章の保護並びに保存に関する権限は、国際ロータリーに帰属するものとする。
2. ローターアクト・クラブはロータリー・クラブ提唱の下に 18 歳より 28 歳<sup>1)</sup> までの

1) 標準ローターアクト・クラブ定款は、年齢制限の上限は大学生には適用されぬものと規定している。

青年により構成される組織体である。その目的は、地域社会に対する奉仕を通じて指導力と善良な市民精神とを育成し、かつ、国際理解と平和とを促進し、並びに高い道徳的水準を指導者たる資格及び職業上の責務として尊重し、受諾することを助長するにある。その目標とするところは、(1)建設的指導力と個人的誠実性とを育成し、(2)他人に対し思いやりがあり、かつ力となるよう奨励、実践し、(3)家庭と家族の重要性を深く認識し、かつ国家への忠誠心を植え付け、(4)各個人の価値を認識することにより、他人の権利を尊重し、(5)個人的成功、地域社会の改善並びに団体的業績の基盤として、個人的責任の受諾を強調し、(6)社会奉仕の機会として、すべての有用な職業の品位と価値とを認識し、(7)地域社会、国家並びに世界情勢に関する知識と理解とを深める機会を提供し、(8)すべての国の人々に対して国際理解と親善とを増進する個人的並びに団体的活動の道を開拓することにある。

3. ローターアクト・クラブは、一つのロータリー・クラブ又は数クラブによって結成され、後援され、かつ助言指導され、国際ロータリーの証明と承認を得て設立される。その他の方法を以てしては、創立することも、維持することも出来ない。クラブの存続は、提唱ロータリー・クラブの不断の後援と国際ロータリーが継続して承認を与えるか否かにかかっている。
4. 国際ロータリーが設定した枠内で、提唱ロータリー・クラブは、ローターアクト・クラブを結成し、その後指導と助言を与える責任を有するものとする。
5. ローターアクト・クラブが大学を結成基盤とする場合、提唱ロータリー・クラブは、そのクラブに対しては、当該大学\* 当局制定のすべての学生組織並びに課外活動に関する

\* 本方針声明書で使用される大学なる言葉はすべての最高教育機関を含む。

規定並びに方針と同一のものに従うべきものであることを了解の上、大学当局の完全な協力のもとに、当該ローターアクト・クラブを統制し、助言指導するものとする。

6. ローターアクト・クラブのすべての活動、計画及びプログラムは、常に国際ロータリーの方針に調和して行なわれるべきものとする。従ってローターアクト・クラブに対するロータリー・クラブの絶えざる後援と国際ロータリーの継続的承認は、それを条件とするものである。

7. 標準ローターアクト・クラブ定款は、国際ロータリーによって規定されるものであり、かつ国際ロータリー理事会によってのみ改正されるべきである。クラブ結成並びに認証の必要条件として、各ローターアクト・クラブは、標準ローターアクト・クラブ定款を採択し、爾後国際ロータリー理事会の採択する改正条項のすべてを自動的に採用せねばならない。

8. 各ローターアクト・クラブは、標準ローターアクト・クラブ定款及び国際ロータリーが設定した方針とに矛盾しない細則を採択せねばならない。かような細則は、提唱ロータリー・クラブの承認を得なければならぬ。

9. ローターアクト・クラブは、会員が選出される居住地、就職地又は大学がその区域限界内にあるロータリー・クラブにより提唱されるべきものとする。但し、国際ロータリー理事会が提唱ロータリー・クラブの区域限界外にローターアクト・クラブの結成を認める旨を文書を以て許可した場合はこの限りでない。

10. ローターアクト・クラブは、次の条件下に 2 以上のロータリー・クラブが共同して結成し、かつ後援することができる；

- (i) 地区ガバナーは、慎重な考慮の後、地区、各関係ロータリー・クラブ並びにローターアクト・プログラムに対する最大の利益が共同提唱によりもたらされるこ

とを文書により表明し、承認を与えなければならぬ。

- (ii) 推薦されるローターアクト・クラブの会員は各提唱ロータリー・クラブの区域限界内より各々相当数選出されなければならない。
- (iii) 個々のロータリー・クラブの提唱により、個々にローターアクト・クラブを結成することが、当該地域社会あるいは大学内に本質的には単一の青年団体であるべきローターアクトを、人為的に分離して創ることになるか、又はそのような結果を招来するような状況の場合に限る。
- (iv) 各提唱ロータリー・クラブの有能な代表者を以て合同ローターアクト委員会が構成されなければならない。
11. ローターアクト・クラブの各会員は、入会を認められると同時にローターアクト・クラブの定款並びに細則の規定を承認遵守することに同意したものとする。
12. ローターアクト・クラブの会員資格は、国際ロータリーより提唱ロータリー・クラブを通じてローターアクト・クラブへ支給されるローターアクト会員証により立証されるものとする。
13. ローターアクト・プログラムに使用、又は適用されるローターアクトの名称及び徽章は、国際ロータリーの所有に属し、正式に設立されたローターアクト・クラブ並びにその適正資格ある会員は勿論、ローターアクト・プログラムに参加する者の専用のために保存されるべきものとする。
14. ローターアクト・クラブ会員は、ローターアクト・クラブ会員資格存続中、適正な品位ある方法で、ローターアクトの名称及び徽章を使用並びに表示する資格を与えられている。ローターアクト・クラブ会員資格終結の際、又はローターアクト・クラブ解散の場合には、かかる資格は失われるものとする。
15. ローターアクト・クラブは(i)その定款に

従って運営されない場合、或はその他の理由により、提唱ロータリー・クラブの同意、承認、合意の有無に不拘、国際ロータリーにより(ロ)提唱ロータリー・クラブにより、又は(ハ)ロータリー・クラブ自身の決定により、解散することになる。

16. ロータリー・クラブの解散により、クラブ並びに会員は、集団的にも個人的にも名称並びに徽章に関する一切の権利及び特典を喪失するものとする。

17. 国際ロータリーの方針として、理事会は、国際ロータリー以外の如何なる個人又は団体に対しても、営利又は他の目的のためにロータリー・クラブを一般に利用する権利を認めない。

18. 地区ガバナーは、地区内にロータリー・プログラムを公表し、新ロータリー・クラブの結成を促進し、ロータリー・プログラムを管理するに際し、その補佐役として地区内各地のロータリアンによって構成される地区ロータリー委員会を任命するよう要請されている。地区ロータリー委員会の任命に際しそれが可能であり、かつ実行出来る場合は、1名乃至数名の委員を再任することにより、委員の継続性を保つよう規定すべきである。

19. クラブ・レベル以上のロータリー・クラブの会合：

(イ) もしも、国際ロータリーの1地区内に、5以上のロータリー・クラブがある場合は、1ロータリー・クラブを設けてもよいが、その地区の範囲は、それぞれの提唱ロータリー・クラブを包含する国際ロータリーの地区と同一であるべきである。かかるロータリー・クラブ地区内の全クラブは、会員中よりロータリー・クラブ代表を選挙することができる。選挙の方法は、地区ロータリー委員会によって決定されるものとする。地区ロータリー・クラブ代表は、ロータリー地区ガバナー

ー及びロータリー地区ロータリー・クラブ委員会、或は他の然るべきロータリー地区委員会の指導と助言を受ける。そして地区単位の会合の準備に当たって地区委員会を援助し、又可能な場合かかる会合を司会し、特に地区内のロータリー・プログラムを拡大、充実することに関して地区内のロータリー・クラブに助言し、激励、感銘を与え、そしてロータリー・クラブの世界的な規模及び国際理解のためのこのプログラムの将来伸びる可能性と業績とにクラブの注意を集中せしめるよう助力するものとする。

(ロ) 地区のロータリー・クラブ組織を作ることには奨励しないが、それが地区全体に互換の行事を計画し推進するのに必要で、それもロータリー地区ガバナー及び/又は然るべきロータリー地区委員会の指導のもとに作る場合に限り例外とする。

(ハ) 国際ロータリーの地区内において、相互に便利な土地に存在する二つ又は三つ以上のロータリー・クラブは、友情を深め、意見を交換し、感銘を分かち合い、地区内のロータリー・プログラムを強化、拡大、充実させるため、地区ロータリー委員会の1名乃至数名の委員の助言と指導と出席のもとに、各クラブ代表者の会合を開催するよう奨励されている。距離の関係が許せば、地区ロータリー委員会の指導のもとに同委員会の委員1名乃至数名同席の上、かかる会合を地区単位で、開催することもできるであろう。

(ニ) 可能な場合、2以上の地区、特に2以上の国の地区のロータリー・クラブ会員との会合も勧められ、奨励されている。このような会合は、ホスト・ロータリー地区のガバナー及びロータリー・クラブ委員会の委員1名以上の出席指導の下に、又、ホスト地区のロータリー・クラブ代

表及びロータリー・クラブ会長たちと協力して行なわれるべきものとする。そして国際ロータリー理事会の承認を必要とする。\*

(ロ) 地区単位のロータリー・クラブ会合の目的は職業奉仕及び社会奉仕に関してロータリー・クラブを激励し、啓発し感銘を与えるため、及び国際理解のためにロータリー・クラブが世界的に発揮し得る潜在能力と業績とに注意を集中せしめるためである。

(ハ) すべてのロータリー・クラブ活動に要する資金は、その地区のロータリー・クラブが調達するものとする。国際ロータリーは、地区ロータリー・クラブの会合の経費を、負担しないものとする。かかる会合の経費は、最小限度に止め、参加者が負担出来る範囲のものとする。

20. ロータリー・プログラム・プログラムの経費のための資金調達：

(イ) 国際ロータリーはロータリー・クラブの会合、又はロータリー・クラブの集団会合に要する費用は一切負担しない。

(ロ) ロータリー・クラブ又はロータリー・クラブの集団の会合を開催するのに必要な経費は、最小限度に止めるべきであり、しかもその会合は、有意義な

プログラムを織り込んだ効果的なものでなければならない。

(ハ) ロータリー・クラブのプログラムを実行するのに必要な資金を調達することは、ロータリー・クラブの責任である。

(ニ) ロータリー・クラブを後援しているロータリー・クラブは、そのロータリー・クラブに対し、臨時又は付随的の財政的援助以外の寄付を行なうべきものではない。

(ホ) ロータリー・クラブは、広くロータリー・クラブ又は他のロータリー・クラブに対し財政的援助を懇請すべきではない。

(ヘ) ロータリー・クラブは、何か価値ある返報をなさずして、その地域社会内の個人、業界又は団体に財政的援助を懇請すべきではない。

(ト) ロータリー・クラブ会員の会費又は賦課金は名目上の金額に止め、しかもそのクラブの管理に要する経費にのみ充当すべきものである。ロータリー・クラブが実行する活動並びに計画に要する資金は、会費又は賦課金とは別個に、クラブが調達すべきものである。

(チ) ロータリー・クラブ会員をクラブ並びに地区大会のプログラムに参加するよう招待するロータリー・クラブ及び地区大会は、起こり得る法律上又は道義上の義務と責任に対しクラブ乃至地区大会を保護するために十分な旅行傷害及び責任保険に加入すべきである。

(方針声明)

理事会は、暫く、ロータリー・クラブ計画が世界的にどの位進歩を見せるかについて更に充分な見極めがつくまで、地区レベルにおけるロータリー・クラブの組織体をロータリー・クラブに関する方針声明の第19項に規定されているものに限ることと定める。(理 68-69)

\* 国際ロータリー理事会に対する多地区間ロータリー・クラブ会合の開催承認申請書には、次の書類を添付しなければならない：

- 1) 申請にかかわる会合について、その日時、場所、目的、プログラム及び参加者に関する事項を記載した説明書。
- 2) 会合の予算見積書の写し。これに、当該会合について生ずる契約上及び金銭上の債務に対し、後援者が全責任を負うこととしており、かつその意思を有することについての保証を付すること。
- 3) 不測の事故を担保するに足る責任保険の付保の証明。
- 4) 申請にかかわる会合の計画と実施が、ロータリアンの直接監督の下に行なわれるべきことについての保証。

国際ロータリー理事会は、他の団体の目的如何を問わず、ローターアクト・クラブが他の団体に加盟したり、或はそれと合併することを、主義として認めないことに決定した。(理 72—73)

#### ローターアクト指導者研修会

(Leadership Training Meetings for Rotaract)

理事会は、ロータリー地区が、その地区内のローターアクト指導者のために1日研修の会合を開くことを奨励する。かかる会合は、

ローターアクト代表の助力を得て、ロータリー地区のローターアクト委員会の指導のもとに行なわれるべきである。(理 71—72)

#### 青少年活動週間

(Youth Activities Week)

理事会は、毎年10月15日を含む週間に、青少年活動週間が設けられ、これが、専らインターアクト、ローターアクト及び青少年交換を含むすべてのロータリー後援の青少年活動のために充てられるべきことと定める。(理 68—69; 69—70)

## 区 域 限 界

(Territorial Limits)

#### 名称又は区域限界の変更手続

(Procedure for Changing Name or Territorial Limits)

ロータリー・クラブが国際ロータリーに加盟を承認された時には、クラブ定款として標準クラブ定款を採用する。そうすることによって、それぞれのクラブに固有な事項として標準クラブ定款の本文中空欄になっている第1条(名称)及び第2条(区域の限界)は国際ロータリー理事会の承認を俟ってクラブによって書き込まれる。これら2カ条に関するその後の変更も同様に国際ロータリー理事会の承認を得なければならない。

クラブの名称又は区域限界変更に関する手続は、クラブ定款第14条第4節に次の如く規定されている：

第4節 本定款の第1条(名称)及び第2条(区域限界)は、本クラブの例会においていつでも、投票する出席会員の過半数の賛成投票によって改正することができる。但し当該改正案の通告がこれを議する例会の少なくとも10日前に各会員に郵送されなければならない。そして更に、かかる改正は国際ロータリー理事会に提出してその承認を求めなければならない。その承認があって初めてその改正は効力を発するものとする。

#### 区域の定義 (Definition of Territory)

クラブ結成に従事する人の手引として、理事会は次の如き解釈文を採択した：

各ロータリー・クラブは或る一定の地方に結成せられかつ存在しなければならない。

国際ロータリーは、そこに十分の職業人が実際に社会に奉仕しており、それらの人々の事務所とか職場とか居住所がお互いに隣接しており、ロータリー・クラブとしての機能を発揮することが出来る適当な範囲の区域を、斯様な地方として認めることができる。斯様な地方にクラブを結成するに当って、国際ロータリーは、クラブ定款にその区域を書き入れるべき地方の地理的限界を指定しなければならない。そしてその後斯様な区域は、国際ロータリー及びクラブ相互の同意による以外変更してはならない。国際ロータリーの同意を得て、クラブはアディショナル・クラブ結成のためその区域の一部を譲渡することが出来る。

仮ロータリー・クラブは、その名称としてその地方を現わすような言葉を採用すべきであり、国際ロータリーの承認を条件としてその選ばれた名称をその定款に書き入れ、そして一旦その承認をえた以上は国際ロータリーとクラブ相互の同意がなければ変更してはならない。(理 38—39)

理事会は、クラブの区域限界が地方の自治体の限界と同一であり、その自治体の限界がその後拡張された場合、それによってクラブの区域が自動的に拡張されることはなく、国際ロータリーの定款中のロータリー・クラブの区域限界改正に関する規定に従ってクラブが所定の措置を講じない限りクラブの区域は従前通りとする。(理 67—68)

農村区域 (Rural Territory)

ロータリー・クラブの区域限界は、特別の定義により、クラブ所在地に近接する区域が疑いなく農村であり、クラブ所在地がその区域にとっての主要な金融、取引、輸送の中心地であることが明白な事実である場合斯様な近接区域はそのクラブの区域限界に含めるものとする。(理 63-64)

理事会は、ロータリー・クラブの区域限界に含まれる農村地域に関し、次の決議事項を採択した：

(i) ロータリー・クラブの区域限界は、クラブ定款に特別に定義されている通りとし、クラブが正会員を選挙できる区域はそうにより特別に定義されている地域のみを含むものである、但し、ロータリー・クラブは、その区域限界に隣接し、かつ他のいずれのロータリー・クラブの定義通りの区域限界にもはいていない地域に事業所又は住居の所在する者を正会員に入会させることができる；

(ii) 従って、あるクラブに関し、その所在する地域社会がクラブの区域限界に直属する農村地域にとって主要な金融、取引、輸送の中心地である場合にその地域はクラブの区域限界に含まれるというこれまでの取決めはもはや無効である；その結果クラブの正会員に選挙される者は、い)に述べられている如き隣接地域に関する場合を除き、クラブ定款に特別に定義されている区域内に事業所又は住所を持っていないなければならない；

(iii) もしクラブの区域がクラブが所在する市、町、乃至その他の自治地域名でのみ表わされている場合、クラブの区域限界はクラブ所在地の市、町、乃至その他の自治地域の限界と同一とする；

(iv) もしクラブの区域が特別に定義された

地理的境界名で表わされている場合、その区域は一つ又は二つ以上の市、町及びその他の自治地域の一部と、近接した、関連のある、自治体でない区域で、疑いもなく農村であり、クラブ所在地が当該近接区域の主要な金融、取引及び輸送の中心地であることが明白な事実である区域とを含むことができる；

(v) もしクラブが、クラブ定款に特別に定義されているクラブの区域を、近接していて関連のある区域にまで拡大すべきものと考えられる場合、クラブは、クラブ定款の規定に従い、特別の定義によって斯様な地域をクラブの区域限界に含めるよう定款を改正し、承諾を得るため同改正案を国際ロータリー理事会へ提出するよう適切な手続を取らなければならない；

(vi) 承諾を得るために理事会へ提出される、クラブ定款の区域限界関係規定改正に関するクラブ決議の通知書には、改正理由書を添付しなければならない。又、クラブが相互に非常に近接している場合には、近隣クラブとの協議並びに区域改正案に関してそれらクラブの区域限界調査の結果、当該クラブは改正によって他クラブと区域限界に関する衝突は起らぬと信ずる旨の確認書も添えなければならない。(理 64-65；71-72)

理事会は、ロータリー・クラブの区域限界に関する文書中の「近接地域」とは、ロータリー・クラブの結成並びに運営を成功させるのに当然必要と考えられる一定のロータリーの地方と実際に接触を持つか或は直接地続きになっている地域を指すのであり、かつその住民が斯様なロータリーの地方を、彼らが興味ある地域社会を作るために行なう社会、市民、及び事業上の諸種の活動並びに奉仕のための場として最重要視している場合とすることに同意している。(理 66-67)

区域の放棄 (Relinquishing Territory)

クラブの区域が無限であるとか、必要以上に広いというような場合には、ロータリーの理想と原理を他の地域社会に規則正しくかつ組織的な方法で進めて行かれるようにするため、クラブはその区域を調整又は縮小するよ

う考慮することが要求されている。事務総長は、国際ロータリー理事会のこの要求を、クラブ区域の調整又は縮小が現在のクラブ会員の地位に影響しないという諒解の下に、関係クラブに注意するよう指示されている。(理 39-40) (「大都市にアディショナル・クラブ」87-89 頁参照)

## ロータリー財団

(The Rotary Foundation)

国際ロータリーの定款（第10条）及び細則（第20条）に規定されているロータリー財団は、国際ロータリー理事会並びにロータリー財団管理委員会の採択せる下記の信託宣言の条件のもとに、アメリカ合衆国イリノイ州で組織せられた信託財産である。

## 信託の宣言 (Declaration of Trust)

ロータリー財団管理委員会委員長は、理事会（1931—32）に対し大要次の如き報告を行なった：

現在ロータリー財団の法律的地位は、細則第20条の規定により定められている。財団を法人化する問題に関してはかなりの考慮が加えられた。財団管理委員長 Klumph 及び管理委員 Chapin は、シカゴのロータリアン Holden と協力し、法律の見地から法人のすべての利点を与えると共に若干の不利な点を避けることができると考えられる一種の信託宣言を起草した。財団管理委員会により完成され、国際ロータリー理事会の同意を得たこの宣言は、財団の永続性を保証する効力を有するであろう。従って、財団管理委員会は、理事会がこの信託宣言に同意し、国際ロータリーの役員に国際ロータリーに代って宣言案に署名することを委任するよう要請するものである。

理事会（1931—32）は、次の如き財団の信託宣言に同意し財団管理委員会が同宣言を実施することを承認した。

1931年11月12日、U.S.A. の一州、イリノイ州の法人である国際ロータリーと、ロータ

リー財団管理委員 Arch C. Klumph, Rufus F. Chapin, Charles Rhodes, Harry H. Rogers 及び Charles A. Mander 並びにその後任者との間に作成締結せられた本信託宣言は、次のことを証言する。

国際ロータリー細則第20条には次の如く規定されている：

（注：信託宣言には細則第20条第1節より第10節に至る全文が掲げてある。280—283頁参照）

かつ上述の管理委員会は、上掲細則第20条第1節及び第2節により指名され正式に任命されたものであり、又国際ロータリーの代表として全権を有する国際ロータリー理事会の正当な権限と指示の下に、第20条の規定に従い信託の宣言を行なうものであるが故に、ここに次の如く宣言する。

第1：前記ロータリー財団の管理委員会によって受取られかつ保管せられた総ての財産は、贈与、遺贈遺言又は遺贈の条件によって別段の定めあるものを除き、その基本財産及び（又は）それよりの収入を単一信託として、国際ロータリー理事会の承認、決定又は設定する国際ロータリーの博愛、慈善、教育又は救恤の目的、綱領<sup>1)</sup>、運動又は施設のため、そして単にそれのみ支出するために受取られかつ信託財産として保管されるものとする。主要資産として保管された総ての資産は、その用語の法律上の意味における慈善的使用にのみ保管されるものとする、ということが明白に宣言されている。

1) 1951年（アトランテック・シティ）国際大会はロータリーの「綱領」を複数（Objects）から単数（Object）に変更した。

第2：上述の管理委員会の権限は、上記の細則に規定せられてある如くその改正に従うことを条件として、上記細則に定める通りとする。しかしながら改正或は改正の権限は、如何なる場合も、前述の如く受理した資金及び財産はすべて慈善的使用にのみ保管されるものとするとの本信託宣言をそこなうものと考えられたり了解されてはならないということをごここに明らかに宣言する。

第3：本宣言は、贈与、遺贈遺言又は遺贈の条件によって別段の定めある場合を除き、信託財産と、現在又は今後条件付き乃至無条件で受理されるべき、生命保険から入る全資金を含むすべての資金に適用されうる権限とに適用されかつそれらを管理するものとする。

以上の証明として財団管理委員会は、前記日付を以てここに署名調印をなし、かつその承認の証として、国際ロータリー理事会によって与えられた権限により同様のことを行ない、国際ロータリーに代って正式に委任された役員の手によりここに国際ロータリー印を捺印する。

## 財団資金支出の目的

(Purposes for Which Funds of the Foundation Shall Be Expended)

国際ロータリー理事会及びロータリー財団管理委員会は、財団の資金を支出する目的に関し、次の如き決議を採択した：

国際ロータリー細則第20条第1節は、次の如く規定している：

ロータリー財団の全財産に対する権利は11名の管理委員及びその後継者に帰属するものとする。これらの管理委員は、本細則によって、或は贈与、遺贈遺言、又は遺贈の条件によって別段の定めある場合を除き、これを保管し、投資し、運用し、管理し、そして、理事会の承認を得てその元金又はそれより生

ずる収入を、単一信託として、国際ロータリーの目的又はロータリーの綱領、もしくは国際ロータリーによって発起され或は承認された、博愛、慈善、教育、又はその他の慈善的目的、目標、運動、又は制度の推進のために消費するものとする。

そして1931年11月12日、国際ロータリー理事会及びロータリー財団管理委員会によって実施された「信託宣言」は次の通り規定している：

第1：前記のロータリー財団の管理委員会により受取られかつ保管せられたすべての財産は、贈与、遺贈遺言又は遺贈の条件によって別段の定めあるものを除き、その基本財産及び（又は）それよりの収入を単一信託として、国際ロータリー理事会の承認、決定又は設定する国際ロータリーの博愛、慈善、教育又は救恤の目的、綱領<sup>1)</sup>、運動又は施設のため、そして単にそれのみ支出するために受取られかつ信託財産として保管されるものとする。主要資産として保管された総ての資産は、その用語の法律上の意味における慈善的使用にのみ保管されるものとするということが明白に宣言されている。

第2：上述の管理委員会の権限は、上記の細則に規定される如くその改正に従うことを条件として、上記細則に定める通りとする。しかしながら改正或は改正の権限は、如何なる場合も、前述の如く受理した資金及び財産はすべて慈善的使用にのみ保管されるものとするとの本信託宣言をそこなうものと考えられたり了解されてはならないということをごここに明らかに宣言する。

第3：本宣言は、贈与、遺贈遺言又は遺贈の条件によって別段の定めある場合を除

1) 1951年（アトランテック・シティ）国際大会はロータリーの「綱領」を複数（Objects）から単数（Object）に変更した。

き、信託財産と、現在又は今後条件付き乃至無条件で受理されるべき、生命保険から入る全資金を含むすべての資金に適用される権限とに適用されかつそれらを管理するものとする。

かつ又、国際ロータリー理事会及びロータリー財団管理委員会は、以上の諸規定が、個人及び団体による慈善その他の寄付、及び所得税を免除されるべき団体に関する U.S.A. 国内歳入条例の諸規定に該当するものと解釈していることを記録することはのぞましいことであるが故に、

ロータリー財団の基本財産或は収入からの支出は、管理に要する費用を除き、絶対に、慈善、科学、文学、教育或はその他 U.S.A. 国内歳入条例、第 23 (o) 2, 23 (q) 2, 及び 101 (6) の各項目に含まれる目的に使用されるべきこと、又、ロータリー財団の基本財産たる収入と収入たるを問わず、その如何なる部分と雖も個人的利益のために使用しないこと、又、ロータリー財団の活動の相当部分が宣伝その他立法に影響を与えようとする試みに向けられてはならないこと、及び最後に、ロータリー財団の解散の暁には、その基本財産及びそれより生ずる収入は、本決議の条件に従って支出されるものとするをここに決議する。(理 44—45, 財団管理委 44—45)

### 寄付金の為替レート

#### (Rate of Exchange for Contributions)

米国ドル以外の通貨による財団への寄付はすべて、寄付が行なわれた時点で実施されている、人頭分担金及びロータリアン誌の半期支払いのために国際ロータリーが設定した為替レートに基づいて、それと同額の米国ドルに換算される。毎年1月1日及び7月1日付にて、関係する全クラブに対し、向う6カ月間のロータリー財団への寄付に適用される為

替レートが通知されることになっている。更に、財団より寄付者に贈られる各種の表彰状には、寄付者の国の通貨による寄付額を付記しなければならないことになっている。

### 所得税申告に対する寄付金額の控除

#### (Deductibility of Contributions on Income Tax Returns)

国によっては所得税申告を行なう場合ロータリー財団への寄付金は控除されている。クラブ並びに各個人は夫々の国に於て斯様な寄付金が所得税の課税金額から控除されるかどうかを所在地の関係当局に確かめるべきである。

次に掲げるものは、国際ロータリーが受理した 1948 年 9 月 22 日付合衆国財務省国内歳入局長の書翰の抜萃である：

本官は、貴財団が専ら慈善的、教育的目的のために組織されていることを証明せる提出証拠書類に基づき、国内歳入法第 101 節(6)の規定並びに先の歳入諸条令の該当規定により、貴財団は連邦所得税を免除されるものと判定する。

貴財団に対する寄付は、修正国内歳入法第 23 節(o), (q), の各項目に規定された方法及び範囲内において、かつ先の歳入諸条令の該当規定により、寄付者の純課税所得額から控除される。

貴財団に提供される遺贈、遺産、不動産の遺贈又は財産譲渡証書は、国内歳入法第 812 節、(d)項並びに第 861 節(a)項(3)に規定された方法及び範囲内において、かつ/又は先の歳入諸条令の該当規定により、故人の課税財産額より控除される。貴財団への贈与財産は、国内歳入法第 1004(a)(2)(B)並びに 1004(b)の(2)及び(3)並びに/又は先の歳入諸条令の該当規定により、課税贈与額より控除される。

米国ワシントン D. C. の国内歳入事務局

はロータリー財団に対し、1971 年 12 月 2 日付書簡で、財団は国内歳入法第 509 節(a)項に定義されている民間財団には該当しない財団として分類されている旨通知して来た。

カナダにおいては、寄付者が所得税法第 27 節(1)(a)の規定に従いつつその範囲内において課税所得額を計算する際、もし正規の領収書により立証されるならば、寄付金を控除額として申告することができる。

### ロータリー財団の基本財産からの支出

#### (Expenditures From the Corpus of The Rotary Foundation)

1970 年国際大会はロータリー財団の基本財産よりの支出の継続を規定する、次の決議を採択した：

第 61 回年次国際大会において、国際ロータリーは 1972 年 7 月 1 日より 2 年間に、年額 250 万ドルを超えざる範囲において国際ロータリー理事会並びに過半数のロータリー財団管理委員の承認を条件として、ロータリー財団の目的推進のため同財団の基本財産より支出し得ることを決議する。(アトランタ大会決議 70—64)

1972 年国際大会の規定審議会は、決議 70—64 を修正し、国際ロータリー理事会並びに過半数のロータリー財団管理委員の承認を条件として、ロータリー財団の目的推進のために 1973 年 7 月 1 日より 1 年間に同財団の基本財産より支出しうる金額を 250 万ドルから 350 万ドルに増額するよう規定した、決議 72—83 を採択した。

1972 年国際大会の規定審議会は、ロータリー財団の基本財産よりの支出を規定する、次の決議を採択した：

第 63 回年次国際大会において、国際ロータリーは、1974 年 7 月 1 日より 1 年間に米貨 400 万ドルを超えざる金額、1975 年 7

月 1 日より 1 年間に米貨 425 万ドルを超えざる金額を、国際ロータリー理事会並びに過半数のロータリー財団管理委員の承認を条件として、ロータリー財団の目的推進のために同財団の基本財産より支出しうることを決議する。(ヒューストン大会決議 72—73)

### 財団の目的

#### (The Objective of the Foundation)

先に発表されたロータリー財団の目的は、財団管理委員会 (1964—65) により次の如く改正され、かつ理事会 (1965—66) により承認された：

ロータリー財団の目的は、博愛、慈善、教育的性質の、確実でかつ効果的な企画によって各国の国民間に理解と友好関係を推進することにある。

### 財団管理委員の任命

#### (Appointment of Trustees)

国際ロータリー細則 (第 20 条) は、理事会の承認を得て、会長が 11 名の委員を任命するものとし、そのうち 6 名は元国際ロータリー会長、3 名は財団が支援する活動分野の経験者、残る 2 名は財務畑の経験者とすべきことを規定している。

財団管理委員会は毎年、管理委員 1 名を次年度の委員長に選定する。委員長が欠員となった場合、残余の任期を務める委員長も同管理委員会が選定する。

元国際ロータリー会長である 6 名の管理委員の任期は 6 年とする；その他の委員の任期は 2 年である。各管理委員とも再任される。欠員は、理事会の承認を得て、国際ロータリー会長が補充する。

## 財団管理委員が構成する委員会

(Committees of the Trustees)

財団の運営方針は、財団管理委員会は投票により、管理委員が構成メンバーとなるべき委員会乃至小委員会を決定し、夫々任務を設定することと規定している。委員長が委員及び小委員をも任命するものとし、それらの義務は財団管理委員会により規定された通りとする。

財団管理委員が構成する委員会は次の如く設定された：

実行委員会：5名の管理委員で組織され、その委任事項は以下の通りである：

- 1) 財団管理委員会に代って、資金調達並びに既存の諸活動と投資有価証券の査定と評価に関するすべての問題を処理し、又、ロータリー財団の目的に添う活動に対し授与される補助金受領者の選定に当る。但しその活動は斯様な補助金授与基準に合致するものでかつ1口の金額は米貨 5,000 ドル乃至その相当額を超えてはならない。
- 2) 新規活動の開始並びに推進に関し財団管理委員会に勧告する。
- 3) 財団管理委員会の方針が既に設定されている場合又は緊急事態が生じた場合、実行乃至管理に関する事項を決定する。
- 4) 財団管理委員会により既に割当が計上されている支出に関し、必要ある場合、決定すること。
- 5) 財団管理委員会が留意すべき事柄を調査し、それについて財団管理委員会に勧告すること。
- 6) 諸委員会よりの報告を検討し、必要ある場合本委任事項第3の規定に従って、その報告の内容について処置を講ずること。
- 7) 実行委員会のすべての決定は次回財団管理委員会の会合において報告されるべきこと。

8) 管理費として 5,000 ドルを超えない金額を割当てること。

財務並びに投資委員会：3名の管理委員により構成され、年間予算及び投資を含む財務関係事項に関し財団管理委員会又は実行委員会に勧告する責任を持つ。

財団プログラム委員会：3名の管理委員で組織され、下記の任務を遂行する：

委員会は

- 1) 大学院課程奨学金、大学課程奨学金、専門的訓練補助金、教師奨学金及び研究グループ交換補助金受領者を選考し、かつ財団管理委員会に代って、既に財団管理委員会によって認可されているその他の補助金を承認し、授与する；
- 2) 既に方針が設定されているか或は緊急事態発生の場合に、教育補助金プログラムの運営に関する事項について決定を下すこと、及び、研究グループ交換プログラム担当の委員会が止むを得ない事情と判断した場合、同プログラムに関する事項について決定を下すこと；
- 3) ロータリー財団の各種プログラムに関して委員会自体の見解と勧告事項を財団管理委員会に報告する。

## 財団管理委員会及び理事会とロータリー財団との関係

(Relationship of Trustees and Board to The Rotary Foundation)

国際ロータリー理事会及びロータリー財団管理委員会は、管理委員会及び国際ロータリー理事会とロータリー財団との関係について次のような方針声明を承認した：

ロータリー財団管理委員会の責任は：

- イ) 財団の資金を受取り、運用しかつ保管する；
- ロ) 財団の目標、目的、管理に関する情報

を作成し普及する；

- ハ) 財団へ寄付がなされるような独特の方法を案出する；
- ニ) 財団の目的を達成するための資金と管理経費に必要な資金を割当てる；
- ホ) 使用できるすべての収入と割当金を活用するために財団の活動を創始し発展させる；
- ヘ) 現在実施している財団の諸活動を評価、検討する；
- ト) 財団の資金募集の方法、手段を案出する；
- チ) 財団管理委員会により設定された手続きに従い、ロータリー財団が支持する諸活動において各種補助金を受領する適格な個人、及び慈善乃至教育団体を選定することである。

国際ロータリー理事会の責任は、財団管理委員会が支出を割当てたプログラムを監督し、斯様なプログラムに関する資料を準備し、頒布することである。(理、管理委 63—64；65—66)

## ロータリー財団管理に関する規定

(Rules and Regulations for Administration of The Rotary Foundation)

国際ロータリー理事会及びロータリー財団管理委員会は、ロータリー財団の管理に関する次の諸規定を承認した：

## 年次総会

1. 財団管理委員会の年次総会はロータリー一年度の第4半期中に開催されるべきものとし、その時期と場所は管理委員会が決定するものとする。如何なる議事の決裁にも、その時現在資格を有する現職委員の過半数を必要とする。但し、斯様な会議へ出席する管理委員が過半数に達しない場合は会議を将来に延期することができる。委員長欠席の場合は、

出席している委員により臨時委員長を互選する。必要な場合或は希望する場合は、ロータリー財団管理委員と国際ロータリー理事の合同会議を上記年次総会の会期中に開くことができる。

## その他の会合

2. 上記の外、管理委員長が随時招集する管理委員の会合、或は委員会又は小委員会がある。財団管理委員会の会合は、過半数の委員に依って、文書で他の委員に会合の時期、場所を通知し、招集することができる。

## 事務長の任命

3. 管理委員会は、年次総会において、この会合の直後の1月1日に始まる暦年度の財団事務長を任命する。国際ロータリー理事会及び財団管理委員会が別に定める場合を除き、財団事務長は、国際ロータリー理事会によって選ばれた同一暦年度の国際ロータリー事務総長と同一人たるものとする。事務長は管理委員長の監督と管理委員会の統率の下に実務を執行する常務役員であるものとする。事務長は事務次長を指名することができる。事務次長は、事務長がその職務を執行しえない場合、又は事務長から委任された場合に、事務長に代って事務をとることができるが、事務長の地位に空席を生じた場合、その地位を自動的に継承するものではない。事務長は又、ロータリー財団のすべての銀行勘定に影響を及ぼす、小切手、銀行手形、約束手形、為替手形及び指示書に署名する1名乃至それ以上の一般管理部次長を指名することができる。

## 会計の任命

4. 管理委員会は、年次総会に於て、この会合の直後の1月1日から始まる暦年度の財団会計を任命する。国際ロータリー理事会及び財団管理委員会が別に定める場合を除き、国際ロータリー財務長が財団会計係になるものとする。会計の報酬は年1ドルとする。財団管理委員会は財団の副会計2名を任命すべ

きである。国際ロータリー理事会及びロータリー財団の管理委員会によって別な決定が行なわれない限り、中央事務局に最も近くに居る2名の国際ロータリー副財務長が、財団の副会計になるべきである。何かの理由で会計がその職務に当ることのできない場合に、どちらかの副会計がその会計に代って職務を執行することができるが、会計の地位に空席を生じた場合に自動的にその地位につくものではない。

欠 員

5. 管理委員会は、事務長、会計或は副会計に欠員を生じた場合には、本規定第3節及び第4節の規定に従い、資格あるロータリー会員を選ぶことによって、残余の任期を充すことができる。

郵便による投票

6. 管理委員会は休会中、郵便、電信、無線電報又は電話による投票で議事を処理する権限を有する。決定には全管理委員の過半数を必要とする。財団事務長は問題が現在の方針内にある場合は郵便による投票用紙を送付する権限を持つが、問題が現在の方針外に関する場合には、その問題を郵便による投票に付すか又は次回の管理委員会まで保留するか決定権は管理委員長にあるものとする。

会計年度

7. 財団の会計年度は国際ロータリーの会計年度と同一とする。

収入及び支出

8. 事務長は毎年管理委員会に対し、次会計年度に於ける財団の予想収入、財団資金(基本財産及び収入の両方を合せて)からの当該年度の支出状況、及び次会計年度に予想される支出要求についての情報を提出するものとする。

管理費予算

9. 管理委員会は、その会計年度の管理費予算を採択する。予算案は、財団事務長により各委員に提出される。

理事会への報告

10. 管理委員会は、財団の支出状況と、財団の目的を推進するため利用し得る金額を定期的に国際ロータリー理事会に通知するものとする。

保証金

11. 管理委員会は、財団の諸活動関係者に対する保証金の必要性の有無及び金額を決定し、斯様な保証金の費用を財団管理費に織り込むものとする。

会計監査人の任命

12. 管理委員会は、毎年財団の会計監査人として、国際ロータリーの会計監査を委嘱している同一会計事務所を指定するものとする。財団の会計監査に要する費用は財団管理費から支払うものとする。

会計監査報告の公表

13. 管理委員会は毎年、国際ロータリー理事会が国際ロータリー資金の会計報告を公表するのと同一の時に、同様の方法で、その会計監査人の報告を公表するものとする。

事務長の財務報告

14. 財団事務長は、定期的に財務報告を管理委員会に、又、その写しを国際ロータリーの各理事に送付するものとする。

投資する権限

15. 管理委員会は管理委員会委員長又は管理委員会の財務並びに投資委員会委員長のいずれかに、次の権限を特別に委任する。即ち管理委員会が休会中、委員会が随時決定した方針に従って、財団の収入から有価証券に投資する金額を決定すること；上記証券をロータリー財団名義から受取り名義人に書き換えることを決定することを含む証券の保管方法；及び数名の投資顧問の中の1名の勧告により何れの有価証券を買い入れ何れの有価証券を売却すべきかを決定する権限を委任する。続いて事務長又は事務次長、及び会計又は副会計は資金をそのように投資しかつ、有価証券を売却する権限が与えられ、そして事務長

又は事務次長はその取引を直ちに管理委員会に報告すべきものとする。投資顧問の中の誰か1名が、ロータリー財団を代表して投資有価証券の買入れ並びに／又は売却を行なう件に関し、管理委員会の休会中機敏な処置を取ることがロータリー財団に最も有利と判断した場合は何時でも、上記の手續きに従う必要はない。そして投資顧問は、事務長又は事務次長の承認を得て、斯様な処置を取ることができる。但し、当該顧問はその理由をも含めた斯様な処置に関する完全な報告を、ロータリー財団事務長からロータリー財団管理委員会へ回付されるよう、速やかに事務長宛提出しなければならない。

投資物件に対する銀行サービス

16. 管理委員会は、委員長及び事務長が、世界の銀行のうち、財団の資金が寄託されているか又は有価証券が保管されている銀行において、もし財団の投資物件に関し得策と思われる業務が行なわれている場合それに関する取極めを行なうことに同意する。

銀行勘定

17. 管理委員会は、委員長及び事務長に対し、常に、国際ロータリーがその資金に関し行なっているのと同様の一般的協定に従って、世界各国の銀行に必要な口座を開く権限を与える。

現金の引出及び預金の移動

18. 管理委員会は、下記の職員に、ロータリー財団のすべての銀行勘定に影響を及ぼす、小切手、銀行手形、約束手形、為替手形及び指示書に署名する権限を与える：

事務長

又は

事務次長

又は

その目的のために事務長より指名された一般管理部次長

並びに

会計

又は  
副会計

情報の伝達

19. 管理委員長及び事務長は、管理委員会に代って、財団の基本金が常に増加しつづけるよう又寄付者が財団の計画と業績について知ることができるようにする目的を以て、財団に関する情報を、国際ロータリー加盟クラブ、国際ロータリーの現及び元役員その他に伝達する権限を与えられている。

任命

20. 管理委員長が管理委員の誰かに、休会の間委員長に代って事務を執ることを委任せんとする場合、或は管理委員長がなんらかの理由でその職務を執行し得ない場合は、管理委員会が委員長職を代行する管理委員を任命するものとする。

管理委員長は管理委員の活動を進めるために必要な委員会又は小委員会を任命するものとする。

規定の改正

21. 財団管理委員会は、必要で時宜を得た改正を行なうために、随時これらの諸規定を検討し、改正事項については、事後承認を得るためこれを理事会に送達しなければならない。(理事及び財団管理委 48—49；49—50；54—55；56—57；58—59；60—61；63—64；管理委 64—65；理及び管理委 65—66；66—67；67—68；72—73)

ロータリー財団の諸活動

(Activities of The Rotary Foundation)

国際ロータリー理事会並びに管理委員会は、ロータリー財団の目標達成に確実かつ効果的な企画として下記の活動を承認した：

- 教育補助金
  - 大学院課程奨学金
  - 大学課程奨学金
  - 専門的訓練
  - 教師奨学金

研究グループ交換  
特別補助金

完全かつ詳細な説明書並びに申請用紙は、教育補助金プログラム及び研究グループ交換プログラムに対する申請書類提出締切期日の数ヵ月前に地区ガバナーに配布される。クラブは、これら資料の入手可能の発表があった後に、地区ガバナー又は文献東京事務所より、希望部数入手できる。

教育補助金—大学院課程奨学金、大学課程奨学金、専門的訓練、教師奨学金 (Educational Awards—Graduate Fellowships, Undergraduate Scholarships, Technical Training, Teachers of the Handicapped)

教育補助金の目的は、青年男女を他国の教育機関で勉学させることによって、相異なる国民間の理解と友好関係の増進に寄与することにある。補助金受領者は非公式の「親善使節」として行動するよう期待されており、かくして、受領者は研究年度中及び帰国後、自国と留学国の国民間の理解増進に寄与する機会を与えられているわけである。

これら4種のプログラムの性質及び目的は類似しており、主な違いは参加者の年齢と教育水準、及び研究プログラムの水準と性格にある。

資格 (Qualifications)

青年男女共に申請資格を有する。ロータリー財団教育補助金候補者は優秀な学生、技工乃至教師であると共に「親善使節」となる可能性を持つものでなければならない。これら二つの重要な素質を持たない者は候補者になる資格がない。

自国と受入れ国の国民間の友情と理解の効果的なかけ橋として奉仕できるように、候補者は親しみ易い外向的な性格と、異なる文化

を持つ国民の態度及び生活様式に対する好意的関心と、自己の考えを即座に効果的に伝える能力とを持っていなければならない。又、自国の歴史、文化、地理、時事問題についても十分な知識を持っていなければならない。

候補者は特に次の諸条件に該当しなければならない：

- イ. 学業又は専門的技能の分野において或は教師養成機関において又実際に教師として高水準を保持して来た者で、かつロータリー財団補助金受領者として顕著な成果を挙げ得る可能性を示すものでなければならない。
- ロ. 指導性、独創力、熱意、適応性、円熟、目的の誠実さを実証すること。
- ハ. 申請時において、留学国及び指定された教育機関で用いられている言語に熟達していなければならない。
- ニ. 他国におけるきびしい1ヵ年の研究と旅行に堪えること。

大学院奨学生の資格 大学院課程奨学金の候補者は次の諸条件に該当しなければならない。

- イ. クラブへ申請書提出締切日現在、年齢20—28歳までの者であること。但しこの年齢層の期間中に自国の兵役義務に服していた者に対しては管理委員会はこの上限年齢は適用しない。
- ロ. 奨学金年度開始前に、学士号又はそれと同等のものを取得していること。学士号を取得していない申請者は、学士号相当の資格を有し大学院における研究資格を有することを証明する学校当局よりの証明書を提出しなければならない。
- ハ. 未婚者又は既婚者。

大学奨学生の資格 大学課程奨学金の候補

者は次の諸条件に該当しなければならない：

- イ. クラブへ申請書の提出締切日現在、年齢が18—24歳までのものであること。但しこの年齢層の期間中に自国の兵役義務に服していた者に対しては管理委員会はこの上限年齢は適用しない。
- ロ. 奨学金年度開始までに、大学レベルの課程を2年以上修了しているが、学士号又はそれと同等のものを取得していないこと。
- ハ. 未婚であること。

専門的訓練研修生の資格 ロータリー財団は「専門的訓練」を、いずれの専門的分野においても一般に用いられている、知識、技能、手法、技術の修得を直接狙っている教育又は訓練と定義する。専門的訓練補助金の候補者は次の諸条件に該当しなければならない：

- イ. クラブへ申請書提出締切日現在、年齢が21—35歳までの者であること。
- ロ. 補助金申請前に、少なくとも2ヵ年間その専門分野で常勤制のもとに雇用されたか或は従事したことのある者。
- ハ. 未婚者又は既婚者。

教師奨学生の資格 教師奨学金の候補者は次の諸条件に該当しなければならない：

- イ. クラブへ申請書提出締切日現在、年齢が25—50歳までの者であること。
- ロ. 少なくとも高等学校卒業生であること。
- ハ. 申請時において心身障害者或は教育上ハンディキャップを持つ者の教師として、少なくとも2ヵ年間常勤制のもとに雇用されていたか又は従事したことのある者。
- ニ. 未婚者又は既婚者。

受領できる教育補助金  
(Eligibility for Educational Awards)

各地区は毎年、大学院課程奨学金、大学課程奨学金、専門的訓練補助金のうち、地区が希望するいずれか一つを受領することができる。補助金を受領するためには、各候補者は、管理委員会によって、補助金の必要条件を満たすものと判定された者でなければならない。各地区は又補欠候補者1名を推せんすることになるが、それは正候補者と同種の補助金を対象とするには及ばない。

管理委員会は、毎年、ロータリアン1名当りの寄付額が特定の金額を超える地区に対して教育補助金を追加支給する。追加支給の基準として、1971—72年度及び1972—73年度の寄付に適用される、特定金額並びに補助金数は次の通り：

ロータリアン1名 当り平均寄付額	追加支給される 補助金数
米貨3—5.99ドル	1
6—8.99ドル	2
9—19.99ドル	3
20ドル以上	4

管理委員会は又、毎年、開発途上国に専門的訓練補助金を追加支給する。1973—74学年度分として25口、1974—75学年度分として50口を承認した。

上記3種の教育補助金に対する受領有資格口数に関係なく、各地区は、それに加えて、教師奨学金候補者を1名推薦することができる。教師奨学金候補者に奨学金が授与された場合、それによってその地区が受領資格を有する他の補助金口数が差引かれることはない。管理委員会は1973—74学年度分として35口、1974—75学年度分として50口の教師奨学金の支給を承認した。

選考並びに発表

(Selection and Announcement)

大学院課程奨学金, 大学課程奨学金, 専門的訓練補助金及び教師奨学金候補者選考の締切期日予定表は次の通り:

提唱ロータリー・クラブが  
申請書並びに補足書類  
受理締切日……………3月 15日  
地区ガバナーがクラブ確認  
済候補者の申請書類一式  
受理締切日……………4月 1日  
事務総長が地区確認済候補  
者及び何れの地区にも属さ  
ない候補者の申請書類  
一式受理締切日……………5月 15日  
補助金は、クラブ、地区財団教育補助金小  
委員会、地区ガバナーの確認と推薦に基づい  
てロータリー財団管理委員会より授与される  
ものであるということが、明確に諒解されて  
いなければならない。

管理委員会による選考結果は毎年9月に国  
際ロータリー事務総長より発表される。

顧問ロータリアン

(Rotarian Counselors)

教育補助金受領者が留学予定の地区のガバ  
ナー、及び受領者が留学する予定の大学又は  
専門的訓練機関が所在する都市にある、地区  
に所属しないロータリー・クラブは、留学す  
る旨の通知受理後なるべく早く、受領者1名  
毎に顧問ロータリアン各1名を任命するよう  
要請されている。

顧問ロータリアンとして望ましい資格条件  
は次の通り:

—仕事に必要な時間と精力を喜んで提供  
し、かつ奨学生と容易に近づきになれ

る者;

- 地域社会に多くの知人を持ち、援助を  
求め得られる者;
- 学究生活に関係を持っているか又は理  
解者であること、但し必ずしも教育の  
専門家でなくてもよい;
- 青少年に関心を持つ者。

延期 (Postponement)

教育補助金はそれが授与された特定の学  
年度に対してのみ有効なもので、許可のない限  
り、それを延期したり或は次年度へ延長する  
ことはできない。

兵役義務のため補助金による研究を始める  
ことができない場合には、補助金は兵役義務  
終了後の学年度開始時まで延期され得る。但  
し、受領者が上限年齢の条件を除くその他の  
必要な個人的条件を引き続き保有している場  
合に限る。

学友 (Alumni)

学友(元補助金受領者)の居住地に所在す  
るロータリー・クラブは、斯様な元受領者を  
時々クラブ例会に招待するよう示唆されてい  
る。地区ガバナーは学友を地区大会へ招待す  
るよう奨励されている。

研究グループ交換

(Group Study Exchange)

ロータリー財団研究グループ交換は次の三  
つの目的のために計画された教育的プログラ  
ムである:

イ) 優秀な青年実業人並びに専門職業人  
に、関係国内において計画準備された研

究討論プログラムに参加することによっ  
て、他の国とその国民並びに諸施設とを  
研究する機会を与えるため;  
ロ) 善意の人々が、友好的雰囲気のもとに  
相会し、語り合い、生活を共にして、相  
互の問題や抱負を理解するようになり、  
かくして個人的接触を永続する友情へと  
成熟させることにより国際理解を増進す  
るため;

ハ) 研究グループのチームのために教育的  
プログラムを作成し、又彼等を歓迎する  
ことによって、ロータリアンを、特殊  
な、実際的かつ有意義な国際奉仕計画に  
参加させるため。

これは異なる国々の組み合わせ地区間で研  
究グループを交換するプログラムである。各  
グループは、プログラム参加申請の時の年齢  
25-35歳までの、十分に資格のある5名の  
青年実業人又は専門職業人で構成され、「研  
究グループ交換」地区ガバナー代表が加わ  
る。これら全員は特定の一地区出身者とし  
る。組み合わせ地区の一方が斯様なグルー  
プをある年に最低1ヵ月最高2ヵ月の範囲  
内で、派遣、受入れ両地区間で明確に定め  
た任意の期間相手地区に派遣し、その翌年  
は相手地区のグループを受け入れることにな  
る。

補助金はチーム構成員と地区ガバナー代  
表のための出発地点と所定の到着地点間往  
復運賃を賄えるものでジェット機2等往復  
料金を超えぬ金額である。ホスト地区滞  
在中のグループの食費、宿泊費並びに旅費  
は受け入れ側の地元ロータリアンが準備す  
る。

「青年実業人乃至専門職業人」という言  
葉は、研究グループ交換のチームへ参加申  
請をなす前に、常勤制のもとに少くとも2  
年間、一般に認められた実業又は専門職  
業に雇われたことのある男子を意味するの  
である。参加申請者は居住している国の市  
民で、立候補を確認する地区にある自己の  
専門分野の職業に雇われていなければならない。

補助金を受ける資格を取得するためには、  
地区は、地区大会もしくは地区協議会にお  
ける決議によって、或は郵便投票によって、  
地区内クラブの3分の2が、本プログラム参  
加申請を承諾しかつ支持することを表明し、  
かつ要請された場合は訪問チームのホスト  
になることに同意したことを証明しなければ  
ならない。

選考

クラブ水準においては、クラブはその地  
域社会よりの候補者全員と面接して、その  
中から2名以内を選考する選考パネルを任  
命する。候補者を決定するに先立ち、クラ  
ブは候補者たちの雇主又は事業仲間にプロ  
グラムのことに関して話し合い、彼等の協  
力を得ておくべきである。

クラブ水準で選考された青年たちの中か  
ら研究チームを最終的に選考するのは「研  
究グループ交換」地区小委員会又は同委員  
会により選定された特別パネルの責任であ  
る。可能な場合は必ず個人面接を行なうよ  
う推奨されている。

地区は希望する組み合わせ地区を申し  
出ることができる。然し最終的にはロータ  
リー財団管理委員会が決定する。管理委員  
会は又何れの地区が最初にホストになるか  
を表示する。

記入済みの申請書は、基本的研究計画を  
同封の上、毎年4月1日までに国際ロータ  
リーへ返送されなければならない。派遣  
と受け入れの相互交換は補助金授与発表直  
後の2ヵ年間に完了されねばならない。補  
助金は毎年4月乃至5月に財団管理委員  
会により授与され国際協議会において発  
表される。

研究グループ交換地区小委員会は研究  
グループ交換地区ガバナー代表立候補者  
(複数)より申請書を受領し、その中から  
最適格者を選定し、承認を得るためその  
氏名を地区ガバナーへ提出するものとし  
る。

地区ガバナー代表は管理役員であって、研

究グループ交換チームの1員ではない。地区ガバナー代表は、チーム・メンバーと密接な関係を維持しなければならず、又、相当の体力が必要とされるとの理由から、管理委員会は、地区ガバナー代表にはチームの出発する歴年末現在 50 才を越えない者を選ぶよう進言している。ロータリアン及びロータリーと無関係の聴衆に対する非公式な挨拶乃至接触の際は、地区ガバナー代表よりはむしろチーム員たちが注目的になるようにすべきである。

#### 受け入れ地区

財団管理委員会は、研究グループ交換プログラムの管理に関する指針として、次の声明を採択した：

ホスト地区とは研究グループ受け入れ地区のことである。大体において、研究グループは到着——出発までの間ホスト地区の責任下にある。研究計画に他の地区が関与する場合といえども、ホスト地区は、研究計画の立案、旅程の作成、関係地区内の輸送機関の提供、グループの歓待及び諸活動の計画準備とできうる限りの家庭歓待の手配を引き受ける責任がある。熱意ある有能な地区小委員会が不可欠である。

#### 特別補助金——ロータリー財団の目的

##### に添う活動への補助金

(Special Grants—Grants for Activities in Keeping with the Objective of The Rotary Foundation)

ロータリー財団管理委員会 (1965—66) は、次の声明を承認した：

管理委員会は、前記諸活動の他に更に、ロータリー財団により支持されるべき新計画に対し考慮を払うことによって国際理解を増進する種々の方法を検討中であ

り、斯様な活動に対するロータリー地区、ロータリー・クラブ及びロータリアンよりの提案や推薦案、及び経済的援助の要請を歓迎するものである。

ロータリー財団の目的推進に貢献する計画の展開及びその試みへの奨励策として、管理委員会は次に示す基準に合致する提案並びに推薦案に対し考慮を払うものである：

- 1) 異なる国々の国民間の理解と友好関係の推進に貢献すること。
- 2) 教育的もしくは慈善的性質のものであること。
- 3) 相当数のロータリアンが積極的に参加するものであること。
- 4) 経費の一部が提唱ロータリー・クラブ又は地区によって負担されること。
- 5) 不動産投資を含まないこと。
- 6) ロータリー財団或は国際ロータリーに対し、補助金支給以外の責任を負わせないこと。

ロータリー・クラブ乃至地区が提唱し、かつ経費の一部を負担する計画に対する特別補助金の申請書には、当該計画の明確な説明書、予算の明細書及びロータリアンの参加に関する情報資料等を添えて国際ロータリーに提出すべきである。特別補助金は、普通、提唱クラブ乃至地区と財団とが経費を折半して分担するという建前で支給される。

特別補助金は、財団の現行プログラムと重複する計画や青少年交換計画には支給されない。

補助金はロータリー・クラブ、ロータリー地区、ロータリアン、ロータリアンの扶養家族、或は血縁又は婚姻によるロータリアンの親族には授与されない。又補助金授与によってロータリー地区、ロータリー・クラブ、ロータリアン、ロータリアンの扶養家族、血縁又は婚姻による親族、即ちロータリアンの実子、継子、孫、兄弟、姉妹並

びに、もしあれば、その配偶者にならぬかの物質的利益が生ずる場合にも授与されない。

#### 財団補助金受領無資格者

(Ineligibility for Foundation Awards)

ロータリー財団管理委員会(1966—67)は、ロータリアン、その扶養家族及び親族を財団補助金受領無資格者となす決定の説明として次の声明を採択した：

ロータリー財団の目的は博愛、慈善、教育的或はその他の救恤的性質の確実かつ効果的な企画を促進することにより、異なる国々の国民間に理解と友好関係を増進するにある。

ロータリー財団は信託財産であって、その条件のもとに慈善乃至教育的性質の企画に対してのみ財団の資金を支出することができる。ロータリー財団の資金は多くの国に保管されており、それらの国々にはこの資金使用に際して適用される法律及び規則がある。ロータリー財団はそれらの法律並びに規則を遵守し、課せられた拘束に従って支出しなければならない。管理委員会はロータリー財団の授与する補助金に含まれる法律上及びその他の面を考慮して、ロータリー財団の支持するプログラムに基づく補助金は、奉仕の理想を例証し、かつ財団の地位を保護するために、ロータリー・クラブ、ロータリー地区、ロータリアン、ロータリアンの扶養家族、血縁又は婚姻による親族には一切授与されないものことに同意した。ここに親族とは、実子、継子、孫、兄弟姉妹並びに、もしあれば、その配偶者を指すのである。

本方針設定は次の二つの理由に依る：

- イ) 奉仕の理想を例証するため
- ロ) 財団の地位を保護するため。

たとえ或る国においてはロータリアン乃至その親族に補助金を授与することによって財団の地位が脅かされる危険はないとしても、奉仕の理想が、「財団への寄付者は、直接にも間接にも、財団プログラムからの受益者となつてはならない」という方針によって、最もよく例証されるということは、動かない事実である。ロータリーのモットーである「超我の奉仕」は、ロータリアンでもロータリアンの親族でもない、資格のある人々に対しての、利他的奉仕に基づく慈善的かつ教育的プログラムを通じて最もよく例証されるのである。

#### 財団に対する資金の募集

(Raising Funds for Foundation)

1936—37 年度に於て理事会は、国際ロータリーがロータリー財団のために 200 万ドルを集めるよう努力すべきことに同意し、1938 年には、国際大会に於て次の決議が採択された：

「第 29 回大会に於て国際ロータリーは、1 ヶ年前に創始され、今やその事業を始めんとするロータリー財団の一部として、200 万ドルの資金を集める運動が承認保証せられ、国際ロータリーの全役員及び全加盟クラブはこの運動が完全な成功を収めるよう協力すべきことを決議する。」(サンフランシスコ大会決議 38—31)

理事会(1939—40)は、国際ロータリーがロータリー財団のために資金を集むべきことを再確認し、そのために特別委員を任命することを承認した。理事会(1946—47)は、ロータリー財団に対して継続的な援助を与えること及び 1938 年度大会(サンフランシスコ)の指図には従わねばならないことに同意した。従って、理事会は、ロータリー財団のための 200 万ドルの資金募集を目標とする運動を起

したのである。その目標が 1948—49 年度に達成されてからは、今後のロータリー財団育成のための援助はロータリー・クラブ、個人ロータリアン及びその他の人々からの自発的寄付に依存することとした。

理事会並びに管理委員会 (1964—65) は、ロータリー財団の資金の最大限度に関しては制限をおかないということに意見が一致した。

地区ガバナーは、国際ロータリーの役員として管轄地区にロータリー財団を推進する直接の責任者であるということをおぼろげに忘れてはならない。そして財団の目的と目標とがよりよく知られ、理解されるようになり、かつ斯様な目標の達成に際して、ロータリアン及び他の人々の関心が刺戟されるようにするために、地区ガバナーはロータリー財団を絶えず推進することの必要性を忘れてはならない。

### 財団への寄付

#### (Contributions to Foundation)

ロータリー財団が自発的寄付の基礎の上に発展して来た事実にかんがみ、財団への寄付を会員資格の条件とするとか或はそのような意味のことを入会申込書に書き入れてはならない。ロータリー財団に寄付することを会員資格の条件とするようロータリー・クラブの細則を改正したり、ロータリー会員カードに斯様なことを書き入れることは認められていない。(理 64—65)

理事会並びに財団管理委員会 (1964—65) は、ロータリー財団の目標は、全クラブを「100%ロータリー財団クラブ」に、そして全ロータリアンをロータリー財団への寄付者にするということに意見が一致した。

地区ガバナーは地区ロータリー財団委員会、地区協議会及びクラブ訪問などの正規の径路を通じて、ロータリー・クラブ並びにロ

ータリアンによるロータリー財団への継続的寄付の重要性を強調するよう示唆されている。

以下の提案は、自発的寄付制によってロータリー財団の資金を増加する様々の方法の例として、地区ガバナー並びにロータリー・クラブの注意を喚起するものである：

- 1) ロータリアン及びロータリアンでない人に多額の寄付を個人的に懇請する；
- 2) 新クラブに対して、「100% ロータリー財団クラブ」になる機会を直ちに与える；
- 3) 既にクラブが「100% ロータリー財団クラブ」の地位をかち得ていても、尚、斯様なクラブが「200%、300%等のロータリー財団クラブ」となる機会を与える；
- 4) クラブが「100%、200%等の呼称資格を得ている場合でも、更に会員1名当り年額いくらという寄付を希望することもあろう。あるクラブでは毎年1名1ドルの寄付を行なっている；
- 5) 新会員が入会した時に、ロータリー財団へ寄付する機会を与える；
- 6) ロータリー財団に対する年次寄付の一つの方法として直前年度に入会した新会員1名毎に10ドル又はその相当額、他の会員が1人当り1ドル宛寄付する慣例を採用することをクラブに示唆する。かくしてそのクラブは「ロータリー財団の友」となるのである；
- 7) 各ロータリアンに夫々の誕生日に一定の寄付を行なう機会を与える；
- 8) 地区内にロータリー財団補助金受領者がいる場合には、その好機を最大限に利用するようクラブを激励する；
- 9) クラブの不用資金をロータリー財団に流用する。

### 遺 贈 (Bequests)

遺言状に財団への遺産贈与の希望を記載する場合、寄付者はその受益人として「米国、イリノイ州、エバンストンに本部をおく、教育的、博愛的、及び慈善的目的の非営利団体である国際ロータリーのロータリー財団管理委員会」と指定するものとする。

### パーセンテージ順位

#### (Percentage Standings)

クラブの累積歳出金が、直前ロータリー年度 12 月の会員数報告を基にして会員1人当り 10 ドルに相当するクラブは「100% ロータリー財団クラブ」と認められる。

会員数報告は、各クラブ幹事より地区ガバナーに提出された 12 月の「出席報告」用紙に記載されている 12 月最終例会日現在の会員数を表示するというに留意しなければならない。パーセンテージ順位は、国際ロータリー宛のクラブ半期報告或は寄付を行なった「当時」の会員数に基づくものではない。

12 月の会員数は、その直後のロータリー年度中、パーセンテージ順位の基準として使用される。もしクラブの寄付累計額が、既に或はその年度中のある時に、直前ロータリー年度 12 月の会員数に 10 ドルを乗じた額に相当する場合、そのクラブは「100 %」クラブと認められる。

会員1人当り 10 ドルの倍数に相当する金額を寄付するクラブは「200 %ロータリー財団クラブ」；「300 %ロータリー財団クラブ」等等と認められる。

地区内の全クラブが「100 %」クラブであれば、その地区は「100 %ロータリー財団地区」と認められる。もし全クラブが 200% になれば、その地区は「200 %」地区というよう

に 100 %の倍数パーセンテージ地区と認められる。

### 寄付の表彰

#### (Recognition of Contributions)

200% 順位を認められたクラブには証明書が贈呈される。それ以上の 100% の倍数パーセンテージ順位は、最初に贈られた証明書にはりつけられるようになっているステッカーによって証明される。

直前のロータリー年度に入会した新会員1名毎に最低 10 ドル又はその相当額、他の会員1人当り 1 ドル又はその相当額を毎年寄付するという慣例を採用し、それに基づいて寄付をなし、かつ斯様な寄付を毎年財団に行なうことを計画しているクラブに対しては「ロータリー財団の友」証書が贈呈される。

「メモリアル・コントリビューター」とは 1 ヶ年以内に米貨 100 ドル以上を亡くなった人を記念して寄付した個人。この証書は故人或は寄付者の名前で発行される。

「ロータリー財団のポール・ハリス・フェロー」になることを認めた立派なプラークとメダルは 1 ヶ年間に 1,000 ドル以上を寄付した個人又はその人のためにその寄付が行なわれた場合に贈呈される。

何年かの間に 1,000 ドル寄付することを承諾した個人が、最初最低 100 ドル寄付した時「ポール・ハリス準フェロー」と認められ、1,000 ドルの満額に達した時、「ロータリー財団のポール・ハリス・フェロー」と認定される。

ロータリー財団に対する顕著な奉仕を表彰するアーチ・クラフ賞

(Arch Klumph Award for Distinguished Service to The Rotary Foundation)

管理委員会は1969年5月の会合において、ロータリー財団に対して自発的に顕著な奉仕を行なったロータリアンを表彰するために、ブランク乃至表彰状の特別賞を設定した。これが「ロータリー財団に対する顕著な奉仕を表彰するアーチ・クラフ賞」として知られているものである。管理委員会によって選定された受賞者の表彰は同委員会決定した時に行なわれることになっている。

ロータリー財団週間

(The Rotary Foundation Week)

理事会並びに管理委員会(1964—65)は、「ロータリー財団週間」として知られている11月15日を含む週間が毎年遵奉せられるべきこと、その週間中クラブはクラブ・プログラムを財団に集中するよう、そして財団の目的に合致する企画試案を事務総長に提出するよう奨励されるべきこと、又財団週間の発表は適切な報道機関全部になされるべきであるということに意見が一致した。

ロータリー財団地区委員会 (Rotary Foundation District Committees)

理事会は、1967—68年度の管理委員会の決定に同意して、次の事項を承認した：  
イ、各地区ガバナーは、毎年9月1日又はそれ以前に、次に提案されているメンバーから成る地区ロータリー財団委員会を設置するものとする；

委員長として元地区ガバナー若しくは経験豊かな他のロータリアン、但し連続3年を超えて留任せざること；

委員として地区ロータリー財団委員会の各小委員長、可能な場合元地区ガバナーの経験を活用すること；

上記委員会のもとに次に提案されている小委員会を設置する。各小委員会は地区内のロータリアンを以て構成するものとし、委員の継続性を持たせるための規定を設けること；

- 1) 財団推進——委員長及び最小限2名の委員を以て構成する；
- 2) 財団教育補助金——委員長及び2名の委員を以て構成する。各委員は次のプログラムの何れか一つの特別責任者となる；

専門的訓練

大学院課程奨学金

大学課程奨学金；

- 3) 研究グループ交換——委員長及び最小限2名の委員を以て構成する；
- 4) 財団学友——委員長及び最小限2名の委員を以て構成する；

尚、必要に応じて財団プログラムの他の部面を担当する小委員会を追加すること。斯様な小委員会は夫々委員長及び最小限2名の委員を以て構成すること。

ロ、各地区ガバナーに対し、可能な場合地区ロータリー財団委員会の各種小委員会の委員中に小委員会の担当する活動分野における経験者を最小限1名含めるよう示唆すること。

ハ、地区ロータリー財団委員会の責任事項は下記の通りとする；

- 1) 地区ガバナーを助けてロータリー財団の目的及び活動の推進に当ること；
- 2) 財団に対する継続的財政支援を奨励すること；

3) 国際ロータリー中央事務局と財団の活動を支持する地区内ロータリー・クラブ間の連絡係となること；

4) 「ロータリー財団週間」への地区内クラブの積極的かつ効果的参加を推進すること；

5) 地区内の各種のロータリー財団小委員会の仕事を調整すること。

ニ、ロータリー財団推進小委員会の責任事項は下記の通りとする；

- 1) ロータリー財団の目的並びにプログラムに関する知識を普及しかつ関心を増大するために、ロータリー財団のための強力な広報運動を創案、指導すること；
- 2) ロータリー財団に対する地区内ロータリー・クラブ並びに個人の寄付の増大を奨励すること；
- 3) ロータリー財団に対する地区内ロータリー・クラブ並びに個人の寄付の募金方法を考案すること。

ホ、財団教育補助金小委員会の責任事項は下記の通りとする（プログラム別責任者を活用すること）；

- 1) 大学院課程並びに大学課程奨学金
  - イ) 大学院課程並びに大学課程奨学金プログラムの発表に際し地区ガバナーを援助すること；
  - ロ) 地区内のすべての単科大学及び総合大学の学生部の担当職員に2種の奨学金について知らせかつこれらのプログラムを学生に発表する際協力してもらうため、それら職員と接触すること；
- ハ) ロータリー年度を通して、立派な適格申請者を探すようロータリー・クラブを奨励すること；
- ニ) 両種の奨学金の地区候補者を選考すること；

ホ) 奨学生が海外で有意義な1年を過ごすのに必要な適応指導を行なうこと；

2) 専門的訓練

イ) 専門的訓練プログラムの発表に当り地区ガバナーを援助すること；

ロ) 地区内のすべての専門的訓練機関の学生部担当職員に本プログラムを説明しかつ学生にプログラムを発表する際協力してもらうため、それら職員と接触すること；

ハ) ロータリー年度を通じて、立派な適格申請者を探すようロータリー・クラブを奨励すること；

ニ) 申請書を処理し、面接し、本補助金の地区候補者を選考すること；

ホ) 補助金受領者をできうる限りの方法で援助し、有意義な1年を過ごすのに必要な適応指導を行なうこと。

ヘ、研究グループ交換小委員会の責任事項は下記の通りとする；

- 1) 研究グループ交換プログラムの目的及び実施方法の発表に当り地区ガバナーを援助すること；
- 2) 地区間の全ロータリー・クラブの積極的参加を確保しかつそれらクラブに交換に際してのクラブの責任事項を知らせること；
- 3) ロータリー年度を通して、研究グループ交換チームの立派な適格候補者を探すようロータリー・クラブを奨励すること；
- 4) 申請書を処理し、面接し、地区の研究グループ交換チームのメンバーを選考すること；
- 5) 選考されたメンバーが海外で有意義

な経験を得るのに必要な適応指導を行なうこと；

- 6) 組合わせ地区との接触を維持するに  
当り地区ガバナーを助けること；
  - 7) 相手地区の研究グループ交換チーム  
を受け入れるのに必要な準備をなす  
こと。
- ト. 財団学友小委員会の責任事項は下記の通  
りとする：
- 1) 現在、地区に居住している元奨学生、  
訓練研修生及び研究グループ交換チ

ームのメンバーの名簿を入手し整備  
すること；

- 2) ロータリー・クラブ、地区及び地元  
の諸会合でプログラムを発表する  
際、これらの元補助金受領者の参加  
を奨励すること；
- 3) クラブ例会、地域の集会、地区の諸  
行事への参加予定を立てるに当り、  
元補助金受領者とロータリー・クラ  
ブ間の連絡係となること。(理 68—  
69)

## 職 業 奉 仕

(Vocational Service)

Vocation (職業) という言葉は社会人の「一定の義務、稼業、実業、専門職業、或は職務」を指すものである。ロータリーは、職業奉仕という言葉を使用する当って、Service (奉仕) という文字をその一番広い意味で使っており、単に実業或は専門職業の取引によってなされた業務或は売られた商品を目指すのみでなく、相手の必要と境遇に対して正当な考慮を払うと共に常に他人に対し思いやりの心を以て当ることをも指しているのである。

職業奉仕はロータリーの綱領に於て次のような言葉を以て強調されている：

実業及び専門職業の道徳的水準を高めること；あらゆる有用な職業は尊重されるべきであるという認識を深めること；そしてロータリー各々が職業を通じて社会に奉仕するためにその職業を品位あらしめること；を鼓吹育成する。

別の表現を以てすれば、職業奉仕は、職業の世界に於て、奉仕の理想を推進することを目的とするものである。即ち、職業奉仕は、

個々のロータリアンが、その職業関係のすべてに於て——使用人、競争業者、顧客及び仕入先との関係において高い道徳的水準を適用し、かつ、

ロータリアン各自がこの水準を、自分と職業を同じくする他のすべての人々の間に推進することを意味するのである。

「業務を通じての奉仕」

(Service Through Business)

理事会 (1942—43) は、国際ロータリーがこれまでクラブ及びロータリアンに対し、額に入れたりその他の方法で使用するようにと“Service Through Business”「業務を通じての奉仕」という宣言文を提案して来たこと、又それが明らかに歓迎されていたことを認めた。故に理事会は次の如き声明の承認を公式に記録した。

業務を通じての奉仕

ロータリー会員として、私の目的とする所は：

自己の職業を、物質的な利益を得る手段であると共に、社会に対する奉仕に於て自身を表現する機会であると考えること。

高い水準を受入れかつ之れを推進し、そしていかにわしい習慣を排除することによって、自己の職業の品位と価値とを維持すること。

自己の職業に於ける成功は、これが社会に対する奉仕の結果として勝ち得られた時に、立派な大望として評価すること。然し不当な便宜、権利の濫用或は背信行為によって生ずる利益や名誉はこれを受けないこと。

健全な取引は、当事者全部に満足をもたらすやり方によって行なわれねばならないことを認め、かつ、自己の職業に於て、義務又は責任の厳密な限界以上に奉仕することの特権と考えること。(理 42—43)

「四つのテスト」(The Four-Way Test)

ロータリー計画の職業奉仕部面推進の一方  
法として、理事会はクラブに「四つのテスト」  
への注意を喚起する。(「四つのテスト使用許  
可」に関する全文 218—219 頁参照)

四つのテスト複製を管理する方針

(Policy Governing Reproduction of  
The Four-Way Test)

1. 四つのテストの総ての複製は著作権文とそ  
の言葉づかいにおいて同様でなければなら  
ないと共に次の事項即ち「1946年国際ロー  
タリー著作権所有(Copyright, 1946, Rotary  
International)」を付記しなければなら  
ない。
2. 複製の唯一の目的は人間関係における高  
い道徳水準の発展と維持でなければならない。
3. 複製は、国際ロータリーの特別許可なく  
して販売用又は販売物の一部としてはなら  
ない。
4. 複製は、販売又は利益を増す目的をもつ  
如何なる広告の主要部分としてもならな  
い。然しながら、若し商社、団体又は公共  
機関の人間関係の総てを「四つのテスト」  
の線に沿って誠意を以て当ることを説明す  
るためならば、書簡箋又は文献の一部に入  
れても良い。
5. 上述の条件さえ守られるならば、個人又  
は事業体の普通の名刺の裏又は封筒に複製  
を印刷して差支えない。
6. 個人、商社、団体又は公共機関は、国際  
ロータリーで発行している「四つのテス  
ト」のフォルダー、ポスター、その他に  
自己の名を刷り込んでも良い。
7. 複製せんとする個人、商社、団体又は公

共機関は、その価値に批判の余地がなく、  
かつその広告が既定方針の下に国際ロータ  
リー機関誌に受入れられるような有用な職  
業に従事していなければならない。

四つのテスト使用許可

(Permit to Use The Four-Way Test)

商品その他広く一般に配布せんとするもの  
に四つのテストを複製することを欲する商社  
又は個人に、次の規定によって許可書が発行  
されている。

- (1) 総ての四つのテストの複製は著作権文と同  
一語辞であらねばならない。そして  
“Copyright, 1946, Rotary Interna-  
tional” という語辞を書き加えなければな  
らない。正しい複製の型は次の如し：

四つのテスト

言行はこれに照してから

1. 真実かどうか。
2. みんなに公平か。
3. 好意と友情を深めるか。
4. みんなのためになるかどうか。

著作権、1946年、国際ロータリー

- (2) 複製の唯一の目的は人間関係における高  
い道徳水準を進展せしめかつこれを維持す  
るためでなければならない。
- (3) 複製は、販売や利益を増すための広告の  
主要部分としてはならない。然しながら、  
商社、団体又は公共機関の人間関係の総て  
を「四つのテスト」の線に沿って誠意を以  
て当ることを説明するためならば書簡箋又  
は文献の一部に入れても良い。
- (4) 複製は、上述の規定さえ守られるなら  
ば、個人又は事業体の普通の名刺の裏又は  
封筒に印刷して差支えない。
- (5) 個人、商社、団体又は公共機関は、彼等  
自身の名を国際ロータリーの発行する四つ  
のテストのフォルダー、ポスター、その

他に刷り込んでも良い。

- (6) 国際ロータリーの徽章使用に対して、国  
際ロータリーから特別の許可がない限り、  
四つのテスト複製の際ロータリーの徽章を  
入れてはならない。
- (7) 此の許可書は茲に特別に掲げたものに限  
り適用することができる。
- (8) 此の許可書は個人的なもので他に譲渡は  
できない。
- (9) 此の許可書の発行は、これを取得した者  
がロータリー・クラブやロータリアンに回  
章する権利を認めるものではない。国際ロ  
ータリーは如何なる組織にも斯様な行為を  
なす権利を承認しない。
- (10) 国際ロータリーは、前項規定及び条件を  
改正し又は追加する権利を保有する、而し  
て前記……は前記の規定及び条件を守り、  
かつ出来得る限り速かにすべての新規定に  
従うこと、或は、茲に特記した品目に「四  
つのテスト」全文を使用する権利を喪失す  
ることを承諾する。
- (11) 国際ロータリーは、文書を以て 60 日以  
前に通知することによって何時でも許可を  
取消すことが出来る。然しながら斯様な取  
消は前記……が此の取消書を受取った時の  
在庫品を販売又は使用する権利を失わしめ  
るものではない。(理 55—56)

国際ロータリーが著作権を所有する四つのテ  
ストは、如何なる意味においても「規則」と  
して取扱われてはならない。(理 55—56)

職業連絡会議

(Business Relations Conference)

地区ガバナーは、その年度内に地区で職業  
連絡会議を開催することの可能性と必要性に  
ついて、地区内の他のロータリアンと共に考  
慮しかつ話し合うことが奨められている。

他の国にある地区に隣接している地区で職

業連絡会議が計画された場合には、地区ガバ  
ナー達は国際職業連絡会議の開催を考慮す  
ることが奨められている。(理 58—59)

雇主—使用人関係

(Employer—Employee Relations)

円満な雇主—使用人関係を促進する目的  
で、理事会はクラブに対し次の事を示唆して  
いる。

- イ) 一国から他国へ大勢の労働者が移動する  
結果言語の障壁及び文化的社会的背景の相  
違から起り得る困難を克服するのに役立つ  
手段として、他国の文化、経済、地理的情  
勢に関するプログラムを各クラブがその例  
会で準備しその地域の他のグループの会合  
においてそのプログラムを奨励する；
- ロ) その地域に新たに移って来た人が新しい  
環境になれるよう援助するため市民相談所  
を創設するとか或は支持する方法を講ずる  
ことを考究する；
- ハ) 適格な候補者が得られる場合、クラブは  
「労働団体」という職業分類のもとにその  
候補者を会員に選挙する；
- ニ) クラブは随時、労使に関連した特別講演  
会や討論会に、要望があれば、労使双方の  
団体の代表者を招待する；
- ホ) 国家や地方自治体の政策は同業組合並び  
に労働組合双方の指導者の折衝と協定にど  
れ程依存しているか、そして必然的にクラ  
ブ会員は同業組合で指導的役割を果たすこ  
とに努力して労使間の問題における方針の  
確立に影響を与え得る機会を持っていると  
いうことを考慮するようクラブ会員の注意  
を喚起すること。(理 63—64)

### 職業上の実務規準

(Standards of Correct Business and Professional Practice)

ロータリーは、各種職業の同業組合が実務規準を採用し、之れが維持を推進することに積極的関心を有している。各種職業の同業組合が採用した規準には、国際ロータリーの示唆した基本構想に則ってつくられたものが沢山ある。

ロータリアンは、実務規準を設定し、かつこれを維持するに当って、その指導者として実行し、努力するのに特に有利な機会に恵まれている。(理 35—36)

ロータリー及びロータリアンが、実務規準を支持するために行なう活動に関しては、盛んに宣伝を行なうべきであり、又ロータリアンをして職業奉仕のこの部面に個人として積極的に参加させるため、実務規準を伸展させる継続的活動の機会について、ガバナー及びクラブ役員らの注意を喚起すべきである。(理 35—36)

すべてのロータリー会員は各自の職業上の組合とか協会に加入して競争業者関係の改善に努力するよう奨励せられている。(理 38—39)

国際ロータリー事務総長は、加盟クラブに対して示唆するプログラム試案中に、ロータリー会員が同業組合に参加することに関する題目を加えるよう要請されている。(理 51—52)

### 職業指導 (Vocational Guidance)

若人の職業選択を援助する活動はクラブの職業奉仕委員会の活動の一つである。クラブは、青少年委員会の協力の下に、若人の職業選択を援助する活動を進めるため、職業奉仕

委員会の下に“職業情報”小委員会を任命するよう示唆されている。(理 55—56)

### 地方的な企画 (Local Projects)

ロータリー・クラブは、夫々地方の事情に関係した問題、例えばオートメーション、都会化、人口の爆発的増加その他類似の問題を研究し、その解決のための企画を引受ける又は支持することを考慮するよう奨励されている。(理 63—64)

理事会はクラブに対し、イ) 小企業相談所プログラムを地元で実施すること、ロ) 個々のロータリアンが職業奉仕の実践状態を検討し反省する一つの方法として、「職業デー」のプログラムを予定することを考慮するよう提案している。(理 69—70)

### 道徳律 (Code of Ethics)

1915年の(サンフランシスコ)国際大会は、あらゆる業種の事業家のためのロータリー道徳律を採択した。この本文については種々の批判があること、及び本道徳律がロータリーの文書として全世界を通しての有用性に関し意見の一致を欠くため、国際ロータリーは本道徳律の頒布を中止した。

理事会(1927—28)は、道徳律の言葉づかいを改善することができるという、当時の目標と目的委員会の意見に同意し、改訂に関する委員会を任命した。理事会(1928—29)は、道徳律よりもロータリーの綱領に重きをおく方がよいということに意見が一致した。理事会(1931—32)は、道徳律を「手続要覧」に掲載する方針は続けるが、特にこれを頒布したり一般に宣伝することはしないということを決めた。

理事会(1951—52)は、ロータリー道徳律の

出版を中止することに決定した。然し、1915年国際大会で採択せられた道徳律は、国際ロータリー事務総長に申込み、この裏面の事

情に関する説明書をも含めて支給するという条件の下に入手出来ることを決定した。(理 51—52)

国際ロータリー

定 款

225頁—229頁

## 国際ロータリ一定款

条	題 目	頁
1	名称及び性格	225
2	目 的	225
3	綱 領	225
4	会 員	225
5	理 事 会	226
6	役 員	227
7	管 理	227
8	国 際 大 会	227
9	会 費	228
10	ロータリー財団	228
11	会員の名称と徽章	229
12	細 則	229
13	改 正	229

## 国際ロータリ一定款

### 第1条 名称及び性格

本組織体の名称は国際ロータリーとする。国際ロータリーは全世界のロータリー・クラブの連合体である。

### 第2条 目 的

国際ロータリーの目的は：

(イ) 全世界に亘って、ロータリーを奨励し、助長し、拡大し、そして管理すること；

(ロ) 国際ロータリーの活動を調整し、全般的にこれを指導すること。

### 第3条 綱 領

ロータリーの綱領は有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹育成することにある：

第一 奉仕の機会として知り合いを拓めること；

第二 実業及び専門職業の道徳的水準を高めること；あらゆる有用な職業は尊重されるべきであるという認識を深めること；そしてロータリアン各自が職業を通じて社会に奉仕するためにその職業を品位あらしめること；

第三 ロータリアンすべてがその個人生活、職業生活及び社会生活に常に奉仕の理想を適用すること；

第四 奉仕の理想に結ばれた実業人

と専門職業人の世界的親交によって国際間の理解と親善と平和を推進すること。

### 第4条 会 員

第1節 構成 国際ロータリーの会員は本定款及び細則に定められた義務をたゆまず遂行するロータリー・クラブによって構成されるものとする。

第2節 所在 細則に別段の定めのある場合の外、1市、1行政区又は1市政区域から一つのロータリー・クラブを加盟させるものとする。

\*第3節 クラブの構成 (イ) ロータリー・クラブは以下本項に定める資格条件を備える男子によって構成されるものとし、如何なるクラブもその正会員の資格条件が次に示す所に該当していなければ、国際ロータリーの会員たる資格を認められない：

善良な成人男子であって、職業上良い世評を受けている者、そして

(1) 有益な一般に認められた実業又は専門職業の持主、共同経営者（パートナー）、法人役員、又は支配人であるか；

又は

(2) 有益な一般に認められた実業又は専門職業において、裁量の権限ある管理職の重要な地位にあるか；

又は

(3) 有益な一般に認められた実業又

\* 1972年（ヒューストン）大会において改正

は専門職業の地方代理店又は支店を管理権を以て担当する地方代理人又は支店代理人又は支店代表者を勤めているか；

以上いずれの場合も、彼がクラブにおいて分類される職業に、自ら親しかつ現実にたずさわっており、そしてその事業場又はその住居がそのクラブの区域限界内にあることを要する。

本クラブで5年以上正会員であった者は、クラブの区域限界内にその事業場も住居も持たなくなった場合でも、彼の新しい事業場又は住居がクラブの存在する市の行政区域内にあれば、その正会員の身分を保持することができる。

(ロ) 新聞及び宗教の職業分類を除き、そして、細則に定められているアディショナル正会員の規定を除き、各職業分類毎に1名より多くの正会員があつてはならない。

(ハ) 国際ロータリー細則は、ロータリー・クラブの中に正会員の他にシニア・アクティブ会員、パスト・サービス会員、及び名誉会員と呼ばれる会員種類を置く規定を設けることができる。そして国際ロータリー細則はその各々に対する資格条件を定めるものとする。

第4節 定款及び細則の承認 国際ロータリー加盟認証を与えられ、これを受理したロータリー・クラブは、すべて、それによって国際ロータリーの定款及び細則並びにその改正規定を受諾し、承認し、そして、法律に反しない限り、万事これによって拘束され、それらの規定を忠実に遵守することを承諾するものとする。

## 第5条 理事会

第1節 構成 理事会は国際ロータリーの管理主体であつてその人員は17名とする。国際ロータリーの会長は理事会の1員であつて、その議長となるものとする。国際ロータリーの会長エレクトは理事会の1員となるものとする。15名の理事は細則の規定に従つて指名され選挙されるべきものとする。

第2節 権限 理事会は本定款及び細則の定めに従つて国際ロータリーの業務並びに資金の支配と管理を行なうものとする。かかる支配と管理を執行するに当つて理事会は、細則の規定によつて定められた予算に従つて、1会計年度中にその経常収入、及び国際ロータリーの目的達成のために必要な額を一般剰余金から支出することができる。理事会は、剰余金からの支出を必要とした特別事情について次の国際大会に報告しなければならない。理事会は如何なる場合にも、その時点における国際ロータリーの正味資産を超える負債を生ぜしめてはならない。

第3節 幹事 国際ロータリーの事務総長は理事会の幹事をつとめるものとする。

1970年国際大会は、第5条第1節を改正して、理事会のメンバーの数を、会長及び会長エレクトを含めて、それまでの14名から17名に増員することとした。

1972年の国際大会で規定審議会は、R.I.細則第10条第3節を改正して、理事会のメンバー17名のうち15名の理事の地域的配分を定めたが、この改正を行なうに当り、審議会は、増員された理事の指名手続きの実施に要する期間を経てからでなければ、理事会の理事の数が全部で17名とはならないことを認めていた。理事の数は、1975年の国際大会における理事選挙後の1975年7月1日にはじめて17名に達することとなる。

とする。彼は理事会の議事について投票権を持たないものとする。

## 第6条 役員

第1節 名称 国際ロータリーの役員は会長、第1副会長、第2副会長、第3副会長、その他の理事、事務総長、財務長、地区ガバナー、及びグレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーの会長、直前会長、副会長及び名誉会計とする。

第2節 選挙の方法 国際ロータリーの役員は細則の定めるところに従つて指名され、選挙されるものとする。

## 第7条 管理

第1節 グレート・ブリテン、アイルランド、チャンネル諸島、及びアイル・オブ・マンに所在するクラブは、国際ロータリーの管理上の1単位区域を形成するものとし、これを“グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリー”の名を以て呼ぶものとする。

第2節 クラブの管理は理事会の総合的管理の下にあるものとし、次に示す直接管理の諸形式の中いずれかの形式を併せ用いるものとする。これら直接管理の諸形式は常に本定款及び細則の規定に適合するものでなければならない。

(イ) 理事会によるクラブの直接管理。

(ロ) 所定地区のガバナーによるクラブの直接管理。

(ハ) 地区ガバナーの管理に加えて、

理事会が適切と考えかつ国際大会によつて承認された方法を以てする、地理的に隣接する二つ以上の地区から成る地域内のクラブの管理。

(ニ) 管理上の単位区域たる、グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーによる、グレート・ブリテン、アイルランド、チャンネル諸島及びアイル・オブ・マンにあるロータリー・クラブの直接管理。グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーの権限、目的及び職務は、国際ロータリー大会によつて承認されたグレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーの定款の条項及び国際ロータリーの定款及び細則に定められている所に従うものとする。

## 第8条 国際大会

第1節 時期及び場所 国際ロータリーの大会は毎年5月又は6月に、理事会の決定する時と場所において開催されるべきものとする。但し十分な理由があれば理事会はこれを変更することができる。

第2節 臨時国際大会 非常事態発生の場合、会長は理事会総員過半数の同意の下に臨時国際大会を召集することができる。

第3節 代表 (イ) すべて国際大会においては、各クラブは少くとも1人の代議員を以てクラブを代表させる権利を持つ。名誉会員を除き会員数が50名を超えるクラブは、50名を超える部分の50名又はその過半数の端数毎に1名の追加代議員を以て代表させる権利を持つ。この目的のために、代議

権は、国際大会の開催される月から遡って第3カ月目の最終例会日現在におけるそのクラブの会員数を基礎として決定されるものとする。クラブはそのクラブの持つ2以上の投票を行使する権限を1名の代議員にゆだねることができる。

(d) 各クラブは、国際ロータリーの大会に代議員たるそのクラブの会員又は委任状による代理者を送り、大会の決定に付せられた各提案に対して投票する義務を負う。

**第4節 特別代議員** 国際ロータリー各役員及び各前会長で現在も正会員、シニア・アクティブ、又はパスト・サービス会員としてクラブ籍を有する者は特別代議員とする。

**第5節 選挙人及び投票** 正当な信任状を持つ代議員、委任状保持者、及び特別代議員が国際大会の選挙体を構成し、これを選挙人と称する。投票は細則の定める所に従って行なわれるものとする。

**第6節 規定審議会** 各偶数年に国際大会の一部として規定審議会を開催する。審議会は、国際ロータリーの立法機関をなすものとし、その会議を理事会の決定する、国際大会開催に先立つ時期および国際大会開催地又はその付近の場所において行なう。

審議会は、正規の手続によって提出されたすべての制定案及び決議案の審議及び決定に当るものとし、その決定は、国際ロータリー細則の規定によるクラブの投票に従う場合を除き、すべて国際大会の決定としての効力を有する。制定案又は決議案に関する審議会の決定に同意を与えることに反対する

クラブの票が所定の数まで投ぜられた場合は、当該制定案又は決議案は、次期の国際大会において投票人の行なう決定に付せられるものとする。

審議会の議員及び議事手続は細則に規定するものとする。

## 第9条 会 費

各クラブは半年毎に、細則に定める人頭分担金を、国際ロータリーに納付するものとする。

## 第10条 ロータリー財団

細則又は国際ロータリー大会の決議によって課せられることあるべき制約を条件として、国際ロータリー理事会又はロータリー財団管理委員会は、同理事会又は同管理委員会が適切と考える条件の下に、如何なる贈与、不動産遺贈又は金銭或は財産又はそれより生ずる収入の遺贈をも、それが無条件譲渡であるとはたまた寄贈者又は遺言者の指定することあるべき使途又は委託の条件つきであるとを問わず、これを受領することができる。すべてこのような贈与、不動産遺贈又は遺贈は、理事会が国際ロータリーの大会決議によって与えられた権限によって随時その目的のために取りのけて置く国際ロータリーの剰余資金とともに、ロータリー財団として知られる資金を構成しその一部となるものとする。

## 第11条 会員の名称と徽章

クラブの各会員はロータリアンとして知られ、国際ロータリーの徽章、バッジ又はその他の記章を佩用する権利を与えられるものとする。

## 第12条 細 則

国際ロータリーの管理のための追加規定を取り入れる、本定款と背馳しない細則は、国際ロータリーの大会によって採択されなければならない。その細則は国際ロータリーの大会によって改正することができるものとする。

## 第13条 改 正

**第1節 時期** この定款の改正は、偶数年に国際大会の一部として開催される規定審議会において、出席しかつ投票を行なうものの3分の2の賛成票によってのみ行なうことができる。但し、この定款の改正案に関する審議会の決定に同意を与えることに反対するクラブの票が所定の数まで投ぜられたため、国際ロータリー細則第9条第8節(1)項の規定に従い国際大会の決定に

付する場合は、この定款の改正は、奇数年に開催される国際大会において、当該改正案が提出された時に出席し、かつ票決を行なう投票人の3分の2の賛成票によって行なう。

**第2節 提案者** 本定款の改正はクラブ、地区大会、グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーの最高審議会又は大会、規定審議会、又は理事会によってのみ提案されることができる。

**第3節 手続** 本定款を改正しようとする提案はすべて、規定審議会の開かれるロータリー年度の8月1日以前に事務総長の手許に提出されなければならない。

国際ロータリーの事務総長は、規定審議会が開催されるロータリー年度の11月1日までにその改正案の写しを各クラブの幹事に郵送しなければならない。

事務総長は、適正に提案された改正案を全部、直接規定審議会に移牒しなければならない。

規定審議会は、正規の手続によって提出された前記各改正案及びこれに対して提出されたすべての修正案を審議し、これに対する決定を行なうものとする。

国際ローター

細則

233頁—283頁

## 国際ロータリー細則

条	題 目	頁
1	国際ロータリーの加盟会員	233
2	加盟の終結	234
3	クラブの会員身分	234
4	理 事 会	237
5	役 員	239
6	立法手続	240
7	国際大会	241
8	国際大会の手続規則	243
9	規定審議会	245
10	指名と選挙	249
11	管理上の集団	266
12	管理上の単位	267
13	地 区	267
14	委 員 会	274
15	財 務 事 項	277
16	道 徳 律	278
17	名称と徽章	278
18	その他の管理上の事項	278
19	機関雑誌	280
20	ロータリー財団	280
21	改 正	283

## 国際ロータリー細則

### 第1条 国際ロータリーの加盟会員

**\*第1節 加盟承認** (イ) 国際ロータリーの会員に加盟承認を求める申請書は理事会に対してなさるべきものとする。申請書には米貨150ドル又はその相当額のクラブ所在国通貨を添えなければならない。理事会はかかる申請を承認又は拒否する権限を持つ。申請が承認された日を以て加盟会員となるものとする。

(ロ) もし市、区、又は他の自治体地域が、その行政区域内に、一つ又はいくつかの明確に限界を定め得る区域を有する場合において、その各々に少くとも新クラブを組織するために必要とされる最小限の職業分類数がある場合には、それらの区域の各々につき一つのアディショナル・クラブの加盟が認められる。但し、かかるアディショナル・クラブを組織しようとする区域を自己の区域の一部としているクラブが、目論まれているアディショナル・クラブの結成を承認し、新クラブに与えられようとする区域を放棄することが前提である。かかる承認及び放棄は、これに関する議案の通知が少くとも10日前にそのクラブの全会員に郵送された後に開かれた既存クラブの例会において、出席会員の投票数の過半数の賛成票がなければ成立しないものとする。

\*1972年(ヒューストン)国際大会において改正。

(ハ) 自己の区域限界内にアディショナル・クラブを一つ又はいくつか結成することを承認するクラブは、その事業、経営任務又は専門職としての活動が全市、全区或はその他の自治体全区域に互っている者を、前記のアディショナル・クラブの区域限界内から入会させる権利を保留することができる。この規定は前記のアディショナル・クラブを拘束するものとする。

**第2節 標準クラブ定款** (イ) 国際ロータリーによって採択され、随時改正された標準クラブ定款は、1922年6月6日より後に加盟承認されたすべてのクラブにおいて、これを採択しなければならない。

(ロ) 標準クラブ定款は、本細則の改正について規定されている所と同様の方法によって改正することができる。かかる改正は、自動的に標準クラブ定款を採択している各クラブの定款の一部となるものとする。

(ハ) 1922年6月6日より前に加盟承認されたクラブは、標準クラブ定款及びその改正に順応させるため以外には、そのクラブ定款を変更してはならない。

(ニ) 異常の状況下にある場合、又は国、州、もしくは省等の法令及び慣習に従うために必要な場合、理事会は随時その会合において出席理事の3分の2の多数を以て、国際ロータリー定款及び細則に背反しない限り、標準クラブ定款及びその改正と異なるクラブ定

款の規定を承認することができる。

## 第2条 加盟の終結

**第1節 不支払** 会費又は国際ロータリーに対するその他の財政上の債務の支払を怠るクラブの加盟は、理事会によりこれを終結させることができる。

**第2節 懲戒** 理事会は、理由があれば聴問を行なった後、理事会全員の多数決を以てクラブを懲戒し、停止処分に付し、又は全会一致をもってクラブを除名することができる。但し、問責書の写し及びこれに対する聴問の時と場所の通告が、かかる聴問の少なくとも30日前に、そのクラブの会長及び幹事に郵送されていなければならない。そのクラブには、かかる聴問において弁護人をもってその代理人とする権利が認められるものとする。理事会の決定は、本細則第4条第2節に定めるところに従って国際大会への提訴があった場合の外は、最終とする。

**第3節 脱会** どのクラブも、国際ロータリーに対する財政上及びその他の義務を完済している限り、加盟を脱会することができる。理事会が受理した時を以てその脱会は即時その効力を生ずるものとし、そのクラブの加盟認証状は事務総長に返還されなければならない。

**第4節 機能の不履行** 理由の如何を問わずクラブが解体し、正規の例会開催を怠り、その他機能の遂行を怠った場合は、理事会は、そのクラブの加盟を終結させることができる。

**第5節 再結成** 加盟を終結された

クラブが再び結成された場合、又は同じ地域に新クラブが結成された場合において、理事会は、その再結成されたクラブ又は新クラブに対して加盟承認を与えるに当り、入会金の支払を要求するか否か、或は前のクラブの国際ロータリーに対する負債の支払を要求するか否か、を裁定する権限を持つものとする。

**第6節 引渡し** 国際ロータリーにおける会員籍の終結とともに、元クラブは国際ロータリーの財産に対する所有権をも持たず、又持つことを認められないものとする。しかし、会員籍に在る期間中はクラブには国際ロータリーの名、徽章、及びその他の記章を使用する権利が認められる。この権利はそのクラブの加盟会員籍が終結すると同時に消滅するものとする。かかるクラブの加盟認証状を回収する措置を取るとは事務総長の義務とする。

## 第3条 クラブの会員身分

**第1節 正会員** (イ) 国際ロータリー一定款第4条第3節に定められた資格条件を有する者はロータリー・クラブの正会員に選ばれることができる。

(ロ) 各正会員の職業分類は、その所属する商社、会社又は団体の主要かつ世間の認めている業務活動を示すものでなければならない。又、本人が個人として実業又は専門職に従事している場合には、その職業分類は本人の主要かつ世間の認めている実業又は専門職活動を示すものでなければならない。

**第2節 アディショナル正会員**

(イ) クラブの正会員は、誰でも、そ

の代表する会社又は事業から、更にもう1人を正会員に推薦することができる。クラブはこれを正会員に選挙することができる。この場合、その職業分類は推薦者のそれと同一の職業分類とする。かかるアディショナル正会員の資格条件は、国際ロータリー一定款第4条第3節に正会員の資格条件として定めてあるものと同一とする。本節前段の規定の下に選挙されたアディショナル正会員の会員身分は、その推薦者の正会員身分終結とともに、又はその推薦者がシニア・アクチブ会員になった場合に、自動的に終結するものとし、このことを除いては、アディショナル正会員は、すべての点において正会員に同じとする。

(ロ) クラブは、その職業分類の保持者の承諾を条件として、かつてどこかのロータリー・クラブの正会員であった者で、そのクラブの区域限界内に自分が現実に従事している事業所を持っており、その他の会員となるための資格条件をも備えている者を、そのクラブのアディショナル正会員に選挙することができる。但し、次の各条件に従うことを要する：

(1) 一つの職業分類について、本節本項に基づいて選挙されるアディショナル正会員は、如何なる場合にも1名を超えてはならない。

(2) 本節本項に基づいて選挙される会員は、その会員が以前のクラブの会員籍を失った理由が、そのクラブで与えられていた職業分類の職業に、そのクラブの区域限界内で現実に従事しなくなったということ以外のものであってはならない。

(3) 本節本項に基づいて選挙される会員は、その職業分類が空席となった時にその会員籍を失うものとする。但しその職業分類が再び充填された時は再びアディショナル正会員に選挙されることができる。(この場合、その職業分類の保持者が本節(イ)項に基づいてアディショナル正会員を推薦する権利は、そこなわれないものとする。)

**\*第3節 シニア・アクチブ会員** (イ) 次の各号のいずれかに該当するクラブの正会員及びパスト・サービス会員は、自動的かつ直ちに、シニア・アクチブ会員となるものとする：

正会員の場合—

- (1) 一つ又はいくつかのクラブにおいて通算15年以上正会員であった者、又は
- (2) 現在60才以上で、一つ又はいくつかのクラブで通算10年以上正会員であった者、又は
- (3) 現在65才以上で、一つ又はいくつかのクラブで通算5年以上正会員であった者、又は
- (4) 国際ロータリーの現役員もしくは元役員。

パスト・サービス会員の場合—

- (i) 当該クラブの正会員であった者で、正会員でなくなった時点において、上に示されたシニア・アクチブ会員たる資格条件を備えていた者、又は
- (ii) 一つ又はいくつかのクラブで通算15年以上正会員、パスト・サービス会員であった者、又は
- (iii) 国際ロータリーの現役員もしくは

\*1972年(ヒューストン)国際大会において改正。

は元役員。

(d) クラブは、その意思によって、いずれかのクラブの元会員で、シニア・アクティブ会員であった者、又は会員でなくなった時においてシニア・アクティブ会員となる資格を備えていた者を、そのクラブのシニア・アクティブ会員に選ぶことができる。この場合において、前記の元会員は、そのクラブの区域限界内又はその周辺の地域に居住していることを要する。

(e) シニア・アクティブ会員は、次の2点を除き、正会員の持つあらゆる権利、特典及び責任を持つものとする。

(1) シニア・アクティブ会員は、実業又は専門職の職業分類を代表する者とされない。そして

(2) シニア・アクティブ会員は、アディショナル正会員を推薦する権利を持たないものとする。

クラブは、このようなシニア・アクティブ会員が従事している実業又は専門職の職業分類の下に有資格者を入会させることができる。

**\*第4節 パスト・サービス** (i) クラブの元正会員で、その実業又は専門職の現職から隠退したために正会員の籍を失った者が、一つ又は幾つかのクラブで通算5年以上正会員であった場合は、彼が正会員籍を持っていたクラブ、又は他のどのクラブにおいても、パスト・サービス会員に選挙されることことができる。このような元会員は、パスト・サービス会員としての他のすべての資格条件を備えている限り、その正会員籍終結の時点、又はその後いつ

\*1972年（ヒューストン）国際大会において改正。

でも、パスト・サービス会員に選ばれることができる。もし実業又は専門職からの隠退が、彼がクラブの会員でなくなった後に起った場合には、彼はパスト・サービス会員に選挙されることはできない。パスト・サービス会員は、曾て彼が正会員であったクラブの会員に選挙された場合を除き、入会金の支払を要するものとする。前述除外例の場合は、二度目の入会金の支払を要しないものとする。パスト・サービス会員は彼がパスト・サービス会員籍を持つクラブの区域限界内、又はその周辺に居住していなければならない。爾後も引続きそこに居住しなければならない。但し彼が曾て正会員であったクラブのパスト・サービス会員に選挙される場合はこの限りではない。後者の場合は、彼が正会員籍を失った時に居住していた場所に居住していても差支えない。

(ii) パスト・サービス会員は、実業又は専門職の職業分類を代表するものではないということ及びシニア・アクティブ会員になることができないということ（但し本条第3節(i)に規定されている場合を除く）の2点を除き、正会員の持つすべての権利、特典及び責任を有するものとする。

**第5節 二重会員** 何人も、同時にいくつかのクラブにおいて正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員の籍を持つことは許されない。

**第6節 名誉会員** クラブの区域限界内に居住しているか、もしくは曾て居住したことのある男子で、そこにおいて、或は他の所においてロータリーの理想推進に著しい功績のある男子を

そのクラブの名誉会員に選挙することことができる。

名誉会員は、彼が会員であるクラブ以外にはいかなるクラブにおいても何等の権利又は特典を認められないものとする。

**第7節 宗教及び新聞** クラブは、定款及び細則に定められた他の資格条件を備えている限り、二つ以上の宗派から、そしてクラブの区域限界内で発行される二つ以上の新聞から、それぞれ代表者をこれらの職業分類の下に正会員として入会させることができる。

**第8節 公職** 一定の期間を限って公職に選挙又は任命された者は、その公職の職業分類の下にクラブの正会員となることはできないものとする。これは、学校、大学、又は他の教育施設に職又は役を持つ者には適用されないものとする。

クラブの正会員で一定の任期を以て公職に選挙又は任命された者は、その在任中、かかる選挙又は任命の直前に彼がそのクラブで持っていた職業分類の下に引続き正会員籍を保持することができる。

**第9節 ロータリーの被雇傭者** クラブは、そのクラブの会員で国際ロータリーと雇傭関係に入る者の会員籍をその雇傭関係の続く限り持続させることができる。

## 第4条 理事会

**第1節 任務** 国際ロータリーの理事会は、国際ロータリーの目的推進、ロータリーの綱領達成、ロータリーの基本要綱の研究と教導、ロータリーの

理想、倫理、及びロータリー組織の独特の特長の保全、並びにロータリーを全世界に互って拡大する目的のために必要なあらゆる方策を講じる任務を持つものとする。

**第2節 権限** 理事会は国際ロータリーの管理主体をなすものとし、その決定は定時又は臨時の国際大会に提訴する以外にこれを覆すことはできないものとする。かかる提訴は、当該国際大会の開会に先立つ少くとも30日前に、国際ロータリーの事務総長に提出されなければならない。

**第3節 統御と管理** 理事会は、国際ロータリーの役員及び委員会の全部に対して総括的統御と管理を執行し、理由があれば、聴問を行なったうえで、全理事会員の投票の3分の2によって役員又は委員を罷免することができる。但し、その役員又は委員に対して、かかる聴問の行なわれる時と場所を明示した予告を、聴問の行なわれる少くとも60日以前に、直接本人に、もしくは書留郵便を以て通達しなければならない。かかる聴問において当該本人は弁護人に代理させることができる。

**第4節 会合** (i) 理事会は理事会が決定する時及び場所において会合するか、もしくは会長の召集によって会合するものとする。会合の予告は、これを必要なしとして免除された場合を除き、会合日の少くとも30日前に事務総長によって全理事に対して通達されなければならない。各会計年度毎に少くとも2回理事会を開かなければならない。

(ii) 次の会計年度に理事会のメンバーとなる者の暫定会合は年次国際大会

の終了直後、次年度会長の定める時と場所において開催されなければならない。7月1日以後のいずれかの日に、定足数を充たす理事の出席する理事会において、もしくは本条第5節に述べられている通信方法の中のいずれかによって、理事の過半数がかかる暫定会合において行なわれた決定を承認した時は、かかる会合及びその会合においてなされた決定は、あたかもかかる暫定会合がその日に行なわれたと同様の効力を認められるものとする。

(v) いかなる理事会の会合においても、定款又は細則によってより多くの投票を必要とされる場合を除き、理事会員5名を以てすべての事項を処理するための定足数とする。

**第5節 通信による投票** 理事会は、現実に会合することなしに、会長によって、もしくは会長の承認の下に理事会員に通告された事項について、郵便、電信、無線電報又は電話を以て投票することによって議事を処理することができる。投票は、その日までに理事の過半数が投票を了していることを条件として、通告の日付後30日を経過した時を以て締切られたものと見なすものとする。又、もし理事の過半数が賛成票を投じた時もしくは反対票を投じた時は、前述の期間前いつでも投票は締切られたものと見なすものとする。

**第6節 執行委員会** 理事会は、3名を下らない、そして5名を超えない数の理事を以て構成される執行委員会を任命することができる。理事会はこの委員会に、理事会の会合と会合の間期間中、既に国際ロータリーの方針

が確立されている執行又は管理の性格を持つ事柄について、理事会に代って決定を行なう権利を行使する権限を委任することができる。執行委員会は、理事会によって定められ、本節の規定に背馳しない職務規定の下にその機能を行なうものとする。

**第7節 決定権限** 理事会は、定款及び細則の規定の意味する範囲内において、如何なる事柄がその範囲と性格上国際的事項であり、何が同様に国家的であり、何がそのいずれでもないか、ということを決してこれを宣明する権限を持つものとする。但しクラブはそれについて国際大会に提訴する権限を有するものとする。かかる提訴は、当該国際大会の開会に先立つ少くとも30日前に事務総長のもとに提出されなければならない。それに関する討論は国際大会の議事規則によって制限を受け、国際大会の決定は最終とする。

**第8節 欠員** (i) 理事に選挙された時期と任期の第1年目を終る時との間に、何等かの理由で理事に欠員が生じた場合は、その理事を指名したゾーン、地理的集団又は地域内のクラブは欠員となった理事の残存任期をつとめる後任の理事ノミニーを選出してこれを理事会による選挙に提供するものとする。このようなノミニーの選出は、可能な限り、当該ゾーン、地理的集団又は地区が理事ノミニーの選出に当たって従うことになっている手続に従って行なうべきものとする。手続の具体的な詳細は会長が定めるところによる。

このような選出が本細則の定める指名委員会の方法によって行なわれる場合に、もしもその欠員の生じた年度を

任期とするゾーン、地理的集団又は地域における理事指名委員会が成立していたならば、その委員会は、その任務のほかに、欠員理事の残存任期を任期とする理事ノミニーの選出に関連する任務を行なうものとする

もしこのような指名委員会が成立していない場合は、空席となった理事の選出に関連して任務を行なった指名委員会が、その空席を埋めその残存任期を勤める理事ノミニーの選出に関して任務を行なう目的のために、会長によって再任命されるものとする。

本節上述の規定に従って空席を埋め、残存任期を勤める理事ノミニーの選出が終わったならば、そのノミニーを理事とする選挙は理事会によって行なわれるものとし、会長の決定に従って、次の理事会において、もしくは通信による投票によってこれを行なうものとする。

(ii) 理由の如何を問わず理事の欠員が、その理事の就任第1年度終了の時とその任期満了の時との間に生じた場合は、残余の理事が、会長の決定に従って、次の理事会において、もしくは、通信による投票によって、欠員の生じた当該ゾーン、地理的集団又は地域から、残存任期中空席を埋める理事を選挙するものとする。

(v) 上述の規定を適用し難いような不測の場合が起こった時は、会長が取るべき手続を決定するものとする。

## 第5条 役員

**第1節 選挙** (i) 会長及び理事は、以下に定める規定に従って年次国

際大会において選挙されるものとする。

(ii) 理事会は毎年、次の7月1日に始まる1年間を任期とする財務長を任命するものとする。

(v) 次期理事会は、その暫定会合において、そのメンバーの中から第1、第2及び第3副会長をそれぞれ1名ずつ選挙するものとする。

(ii) 次期理事会は、事務総長の任期が終了する暦年に、その暫定理事会会合において、翌年1月1日より向う5ヵ年を超えない任期を勤める事務総長を選挙しなければならない。

**第2節 資格条件** (i) 国際ロータリーの各役員は、クラブの瑕疵なき\*正会員、シニア・アクティブ会員、又はパスト・サービス会員でなければならない。(\*注。推奨クラブ細則第11条第1節(2)の注参照)

(ii) 国際ロータリー会長候補者は、かかる候補者として推薦される以前に国際ロータリーの理事を勤めたことのある者でなければならない。

(v) 国際ロータリーの理事候補者は、かかる候補者として推薦される以前に国際ロータリーの地区ガバナーを勤めたことのある者でなければならない。

**第3節 任期** (i) 会長を除き、国際大会において選挙される各役員の任期は、その選挙された国際大会が終了した直後の7月1日に始まるものとする。但し、異例の事情のもとにおいては、理事会は、ある地区ガバナーの任期が、7月1日以後であってその年の10月1日以前の日に始まるものと定めることができる。理事を除き、すべ

ての役員は1ヵ年、又はその後継者が選挙されそしてその有資格を認定されるまで在任するものとする。定款又は本細則に定めのない限り、理事はすべて2ヵ年、又はその後継者が選挙されそしてその有資格を認定されるまで在任するものとする。

(d) 国際大会において選挙された会長の任期は、その選挙された年の次の暦年の7月1日に始まるものとする。但しその選挙された国際大会が終了した直後の7月1日より、会長エレクトとして理事会のメンバーとなるものとするが、副会長に選ばれることはできないものとする。

**第4節 欠員** (i) 会長が欠員となった場合は、副会長がその階級の順序に従って会長の地位につくものとする。

(ii) 会長エレクトに欠員ある場合は、本細則第10条第2節(v)に定められたところに従ってその欠員を補填するものとする。

(v) 財務長又は事務総長に欠員ある場合は、理事会はその残存任期を任期とする後継者をロータリアンの中から選挙しなければならない。

**第5節 報酬** 事務総長及び財務長以外の全役員は無報酬で勤めるものとする。理事会は事務総長の報酬額を定めなければならない。財務長は年額1ドルを支給されるものとする。

**第6節 任務** (i) 会長はすべての国際大会及びすべての理事会の会合において議長となるものとする。最高執行者として、会長は国際ロータリーの仕事及び活動を監督し、その職に付随するその他の任務を執行するものとする。

る。

(ii) 会長エレクトは、理事会のメンバーとして身分に伴う任務及び権限を持つのみである。しかしながら会長又は理事会はこれにその他の任務を与えることができる。

(vi) 事務総長は、会長の監督及び理事会の統率の下に実務を執行する国際ロータリーの常務役員である。事務総長は、国際ロータリーに代わって、彼の署名を要するあらゆる書類に署名し、会計記帳を司り、理事会によって指示された方法で資金を受納しこれを預金し、そして年次報告を理事会に対して行なわなければならない。その報告は、理事会によって承認された上で年次国際大会に提出されなければならない。事務総長は、理事会の要求する金額と保証人を、忠実な任務遂行の保証として提供しなければならない。

(vii) 財務長は、理事会の指示する方法に従って資金を払い出すほか、理事会によって代行を委任されることあるべき、財務長の職に付随するその他の任務を執り行なうものとする。財務長は、理事会が要求することあるべき報告を理事会に対して行ない、国際大会に対して報告を行なわなければならない。財務長は、理事会の要求する金額と保証人を忠実な任務遂行の保証として提供しなければならない。

## 第6条 立法手続

**第1節 提案** 国際ロータリーの定款又は細則、もしくは標準クラブ定款を改正しようとする提案は、これを制定案と称するものとする。これらの規

則のいずれをも改正しようとするものでない国際大会の決定を目的とする提案は、これを決議案と称するものとする。

本細則に別段の定めある場合を除き、制定案は、国際ロータリー定款第13条、国際ロータリー細則第9条及び第21条、及び標準クラブ定款第14条に定められている方法によって提案され、審議決定されなければならない。

決議案は、クラブ、地区大会、グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリー理事会又は大会、規定審議会、及び理事会によって提出されることができる。

決議案は、その提案が審議され採決される時に出席している規定審議会代議員の投ずる有効投票の少くとも過半数の賛成票によって採択することができる。

決議案はすべて規定審議会の開かれるロータリー年度の4月1日までに、書面を以て事務総長に交付されることを要する。但し、規定審議会又は理事会の提出する決議案は審議の閉会に至るまで受理し採決することができる。

本細則に別段の定めある場合を除き、決議案は本細則第9条に規定する方法によって提案し採決すべきものとする。

**第2節 非常事態** (i) もしも全理事会会員の3分の2の多数によって表明された理事会の意見として非常事態が存在するならば、

(1) 国際ロータリーの定款を改正しようとするものでない制定案、又は決議案は、本細則第21条第3節又は標準クラブ定款第14条第3節に定めら

れている方法によって処理することなしに、奇数年の国際大会において投票に付せられることができる。但し、時間的に可能な限り、これらの規定に定められている手続は踏まれなければならない。

(2) 国際ロータリーの定款を改正しようとするものでない制定案については、偶数年の国際大会中もしくはそれより前に所定の日限より遅れて受理されたものは、本細則第21条第3節又は標準クラブ定款第14条第3節に定められている方法によって処理することなしに、前記偶数年の国際大会で投票に付せられることができる。但し時間が許せば、このような非常事態制定案も当該大会における規定審議会に提出して、その処理に付きなければならない。

(3) 偶数年の国際大会において受理された決議案は、本細則第9条に定められている方法によって処理することなしに、その国際大会において投票に付することができる。但し、時間的に可能ならば、このような非常事態決議案も当該大会における規定審議会に提出して、その処理に付きなければならない。

(ii) 非常事態下にこれらの規定に基づいて規定審議会又は国際大会によって処理される制定案又は決議案が採択されるためには、出席者の投票の中3分の2の賛成票を必要とする。

## 第7条 国際大会

**第1節 時期及び場所** 定款第8条第1節の規定に従って、理事会は毎年、

その会合の時点を含む会計年度終了後54ヵ月目から始まる暦年に開催すべき国際大会の時及び場所を決定することができる。そしてその国際大会の開催のためにあらゆる準備手配を行なう権限を有するものとする。

**第2節 召集** 国際大会の少くとも6ヵ月前に会長は年次大会に対する公式の召集を発令し、事務総長はこれを各クラブに郵送しなければならない。

臨時国際大会に対する召集状は、開催日の少くとも60日前に発令され、郵送されなければならない。

**第3節 国際大会の役員** 国際大会の役員は、国際ロータリーの会長、副会長、事務総長及び財務長、並びに会長によって任命される会場監督とする。

**第4節 代議員** (イ) 資格条件。各代議員及びその補欠者は、委任状による代議員を除き、彼が代表するクラブの正会員、シニア・アクティブ会員、又はパスト・サービス会員でなければならない。

(ロ) 補欠者。クラブは、その代議員を選ぶ際、各代議員に対して補欠者を1名選ぶことができる。その補欠者は、自分を補欠者としている正代議員が欠席した場合のみ投票する権利を持つものとする。但し、適正な信任状を持つ補欠者は補欠者に欠席された同じクラブの代議員ならどの代議員のためにも代役を勤めることができる。補欠者が代議員として勤める場合は、大会に提出された各案件に対して1票を投ずることができる。

補欠者が代議員の代わりに勤める場合は、代議員の団長はその変更を信任

状委員会に報告しなければならない。そして代議員に対するこのような補欠者の代替が行なわれたならば、その補欠者はその大会が終了するまで引続き代議員として勤めるものとする。この一般規則は、大会開催地のクラブの代議員に関しては、信任状委員会が一つ又はいくつかの本会議に限って代議員に対する補欠者の代行を許すように手心を加えても差支えない。但しこれは、その代議員がその大会の運営に関与していて、そのために大会の或本会議に出席することが不可能であるという場合にのみ限定されるべきものである。なお、このような代替は信任状委員会に適法に報告され、同委員会によって認められることが前提である。

(ハ) 委任状による代理者。クラブは、欠席するクラブ代議員の委任状による代理者として次に掲げる者を指定することができる。

(1) そのクラブの正会員、シニア・アクティブ会員、又はパスト・サービス会員。

又は

(2) もしもクラブの会員が国際大会に出席していない場合は、同じ地区内の他のクラブの正会員、シニア・アクティブ会員、又はパスト・サービス会員。但し、地区に属さないクラブは、出席していないそのクラブ自身の代議員の代わりに、どこに所在するクラブであろうとも、その正会員、シニア・アクティブ会員、又はパスト・サービス会員を委任状による代理者に指定することができる。

このような委任状による代理者は、本条第5節に規定する証明書を提出す

ることによって、彼の有する他のあらゆる投票権に加えて、その代理する欠席代議員に代わって投票する権利を取得するものとする。

**第5節 信任状** 各代議員及びその補欠者の資格は、そのクラブの会長又は幹事の署名した証明書によって証明されるものとする。委任状による代理者の資格は、彼に代理を委任した代議員を送らないクラブの会長及び幹事の署名する証明書によって証明されるものとする。代議員、補欠者、及び委任状による代理者が国際大会において、これらの資格のもとに行動するためには、その国際大会において、それらの証明書がすべて信任状委員会に提出されなければならない。

**第6節 特別代議員** 国際ロータリーの各役員又は理事、及び現在も正会員、シニア・アクティブ会員、又はパスト・サービス会員としてクラブ籍を有する国際ロータリーの各元会長は、特別代議員とし、国際大会において投票に付せられた各案件に対して一票を投ずる権利を有するものとする。

**第7節 登録料** 国際大会に出席する16才以上の者は、すべて登録して理事会の定める登録料を支払わなければならない。代議員又は委任状による代理者は、その登録料が支払われるまでは国際大会において投票する権利は生じないものとする。

**第8節 定足数** 全クラブ数の4分の1を代表する代議員及び委任状による代理者を以て国際大会のあらゆる会議における定足数とする。但し開会劈頭の本会議は定足数を要しないものとする。

**第9節 信任状委員会** 各国際大会において、又は、それに先立って、会長は、会長の決定する5名以上の数の委員から成る信任状に関する委員会を任命しなければならない。

## 第8条 国際大会の手続規則

**第1節 国際大会の手続規則**は次の通りである：

(イ) **プログラム** 国際大会委員会が報告し、理事会によって承認され、そして国際大会が採択したプログラムが会期中の全日程となるものとする。プログラムについての変更は、出席代議員及び委任状による代理者の投票数の3分の2を以て随時行なうことができる。

(ロ) **討論一題目** 委員会の報告、国際大会に対して行なわれた通信、制定案及び決議案、及びこれらに対するすべての修正案、及び議事慣行上“非討論事項”として知られているもの以外のあらゆる動議は、3分の2の票を以て国際大会が討論を省略して処理することを議決しない限り、国際大会の議場において討論することができる。

(ハ) **討論一制限** 討論において、各ロータリアンは、同一日に同一案件について2回を限り発言することができる。但し異議の申立についてはこの限りでない。しかし、その案件に関してまだ1回も発言していないロータリアンで発言を求める者がある限り、第2回目の発言は許されない。国際大会においてロータリアンの発言は1回5分を超えてはならない。但し、日程に定められているか、又は過半数の票によ

って認められた場合はこの限りでない。

(イ) 投票手続 国際大会における投票は、役員の名指し又は選挙について本細則に別段の定めがある場合及び次に示す場合を除き、口頭によるものとする。

(1) 選挙人が要求するか、もしくは議長が指図した場合は、投票は起立投票によるものとし、起立する各選挙人を一票に数えるものとする。

(2) 国際ロータリーの方針を左右するような制定案又は決議案、もしくはそのような制定案又は決議案に対する修正案については、次に示す各号の状態の中のいずれかが存在する時は、投票は投票用紙記入によって行なうものとする。

(イ, イ) 理事会の多数意見が、その問題の重要性を認めてこの投票方式による必要を予め宣言した場合、又は出席している選挙人の過半数が宣言した場合。

(ロ, ロ) 会長又は司会する議長が口頭投票又は起立投票を観察した結果、その裁量によって、投票用紙による投票が望ましいと宣言した場合。

(ハ, ハ) 選挙人が、その名前と所属クラブを明らかにした上で、投票用紙による投票を要求し、かつ、上述の条件のいずれによっても投票用紙による投票を必要とする状態にはないことを告げられ、その要求が当然なものであるか否かについての議長の意見を聞かされて後まおその要求を主張し、更にその主張が、20以上の異なったクラブに属する少なくとも20名の他の選挙人—その人達は、名前と所属クラブを名のる機会を与えられてその身分

を明らかにして、その要求の共同主張者となる—によって支持された場合。

(ニ) 投票手続(続き) 会長又は議長は、実際に数を数えることを要しないで起立投票の結果を宣言する権限を持つものとする。そして実数を数える要求が遅滞なく行なわれ、申出での機会を与えられて20名に達する他の選挙人が、その要求に同調しない限り、その宣言は最終決定とする。

制定案又は決議案又はそれに対する修正案についての投票用紙による投票の命令には、当該制定案又は決議案及びそれに関する未決定の修正案全部が含まれるものとする。投票用紙は、制定案又は決議案及びそれに対する未決定の修正案を最終的に処理できるように、必要な場合には複数案件を含めて、構成され述べられていなければならない。

投票用紙による投票及び役員の名指し並びに選挙については、選挙人はその保持する代議員証明書及び委任状代理権の数だけの票を投ずるものとする。但し特別代議員は、特別代議員としての資格においては、唯国際大会全体に対して提出された案件についてのみ投票することができる。

(ニ) 代議員一座席 信任状委員会に正規の手続きに従って立証された代議員数に等しい数の座席がこれら代議員の専用のために確保されるべきものとする。

第2節 特別協議会 国際大会においては、その都度、ロータリー・クラブの結成されている1国又は数カ国のグループからのロータリアンが集まって、特別協議会を開催することができ

る。理事会又は国際大会は、いずれの国国のロータリアンがこのような特別協議会を開催すべきかを随時決定して大会委員会にその旨指示しなければならない。この協議会においては、特に関係諸国に属する問題を協議するものとする。会長は協議会の招集者を指名し、できるだけ大会手続に近い規則を、その協議会運営のために公布しなければならない。協議会は開会直後、その議長及び幹事を選挙しなければならない。

## 第9条 規定審議会

第1節 構成 審議会は次の各項に示す者によって構成される。

(イ) 本条第4節(イ)及び(ロ)に定めるところに従ってクラブが選挙した、各地区所属クラブの代表者1名。この代表者は国際ロータリーの現又は元役員、もしくは次期地区ガバナーでなければならない。各代表者は、彼が代表する地区内のクラブの正会員、シニア・アクティブ会員、又はパスト・サービス会員でなければならない。

(ロ) 最近の元会長5名。

(ハ) 後述の規定によって、会長が任命する審議会の議長。

(ニ) 会長によって指名される、地区に属さないクラブの代表者1名以内。

(ホ) 後述の規定によって、会長が指名する特別議員3名。

(ヘ) 会長、その他の理事会メンバー、事務総長及び定款及び細則委員会の委員長。但しいずれも投票権を有しないものとする。

(ト) 国又は地域単位の会長。但し投

票権を有しないものとする。

(イ) 国際ロータリーの事務総長として10年以上の間つとめた元事務総長及び国際ロータリーの元会長全員。但し、以上のうち最近5名の元会長を除き他はいずれも投票権を有しないものとする。

各審議会メンバーはクラブの正会員、シニア・アクティブ会員、又はパスト・サービス会員でなければならない。

第2節 役員 議長及び審議会幹事は審議会の役員である。事務総長は審議会の幹事となる。しかし事務総長は会長の承認を得てその代わりをつとめる幹事を別に任命することができる。

第3節 議長及び特別議員の任命 会長は、規定審議会が開かれることになっているロータリー年度の始めに、審議会議長と、審議会の特別議員3名を任命しなければならない。議長と特別議員の名は、事務総長によって全クラブに対して発表されなければならない。議長は、提案された制定案が事務総長によって発表されたならば直ちに各特別議員に対して一定の制定案を分担させなければならない。各特別議員は、それぞれこれらの割当てられた制定案の全部を研究して、制定案の各項目に就いてその目的、背景、及びその項目の採否に関する意見を審議会に進言することができるよう用意する義務を負うものとする。

\*第4節 地区代表議員の選挙 (イ) 本節(ロ)項に定める場合を除き、審議会において各地区(グレート・ブリテン及びアイルランド以外の)のクラブを

\*1972年(ヒューストン)国際大会において改正。

代表する議員及び補欠議員は、規定審議会の開かれるロータリー年度の前のロータリー年度のその地区の年次大会において選挙されるものとする。(グレート・ブリテン及びアイルランドにおいては、規定審議会で地区を代表する議員は、審議会の開かれるロータリー年度の前のロータリー年度の10月1日後同年度内に開かれる地区審議会の会合において選挙されるものとする。)

地区内のクラブは、審議会のメンバーとして、そのクラブの有資格会員(当選の上は、その任務をつとめる用意がある旨意思表示をしていることを前提条件とする)を指名することができる。指名を行なうクラブは、会長及び幹事の署名のある文書を以て、地区ガバナーに対してその指名を証明し、地区大会においてクラブの投票に付するよう要請しなければならない。地区大会に出席する各選挙人は、審議会において地区を代表する代表者の選挙に1票を投ずる権利を与えられるものとする。

最高票数を得た候補者をその地区からの審議会議員とする。第2位の票数を得た候補者を補欠議員とし、正規の議員がつとめを果たし得ない場合にのみその任につくものとする。正規の議員及びその補欠議員(補欠議員が選挙されている場合)がいずれもそのつとめを果たし得ない場合は、地区ガバナーは、本条第1節の規定による資格条件を備えた、その地区内のクラブの他の会員を審議会における地区代表議員に指名することができる。

もし地区の被指名者が1名しかなかったならば、投票に付することを要し

ないものとし、地区ガバナーはその被指名者を審議会における代表者として宣言するものとする。

(d) 郵便投票による指名 (1) 事情がそれを必要とする場合は、理事会は審議会における地区代表議員又は補欠議員を郵便投票によって選ぶ権限をその地区に与えることができる。その場合地区ガバナーは、その地区からの審議会メンバー指名に対する公式要請書を作成してこれをその地区内各クラブの幹事に洩れなく郵送させなければならない。指名はすべて書面により、そのクラブの会長及び幹事によって署名されることを要する。これらの指名書は地区ガバナーの定める期日までに地区ガバナーの手に届くことを要する。地区ガバナーは、提出された有資格被指名者をアルファベット順に掲げた投票用紙を準備させこれを各クラブに郵送させなければならない。そして地区ガバナーは郵便投票を管理しなければならない。各クラブは、その選出の行なわれる月の前月末日現在の会員数に基づく、名誉会員を除く会員数各25名毎又はその過半数の端数に対して、1票の投票権を与えられるものとする。但し、各クラブは少なくとも1票の投票権を与えられるものとする。もしも地区ガバナーが希望する場合は、本項に規定する郵便投票手続を実施する目的のために委員会を任命することができる。この場合は地区ガバナーの任務として本項に規定した諸任務は、この委員会が地区ガバナーに代わって執り行なうものとする。

(2) 地区は、その地区の地区大会に出席し、投票する選挙人の多数決をも

って、その地区からの審議会議員及び補欠議員の選出を郵便投票によって行なうべきことを定めることができる。この場合の郵便投票は、規定審議会の開かれるロータリー年度の前のロータリー年度において、その地区の年次大会が開かれた月の翌月に、実施されるべきものとする。

この郵便投票は、本節(d)項(1)に掲げられている規定に従って実施されなければならない。

第5節 通知 審議会において地区内クラブを代表する議員及び補欠議員の選挙が終り次第地区ガバナーは直ちにそれらの人達の名を事務総長に報告しなければならない。

審議会の少なくとも30日前に事務総長はその時まで報告を受けている審議会議員の名を発表しなければならない。それと同時に、審議会開催の時と場所を知らせる通知を各審議会議員に郵送しなければならない。

第6節 信任状 審議会の会合に先立って、会長は信任状委員会を任命しなければならない。信任状委員会は、審議会の開かれる前に、審議会会合の場所において会合して、信任状を審査し、これを査証しなければならない。信任状は審議会のメンバーたる証拠として委員会に提出することを要する。委員会の決定はいかなる場合でも、審議会が審理することができる。

第7節 定足数 投票権を持つ審議会メンバーの3分の1を以て定足数とする。投票権を持つ各メンバーは投票に付せられた各案件につきただ1票を投ずる権利を有するものとする。

第8節 手続 (i) 本節 (v) 項の規

定に従って、審議会はその都度、審議を進める上に必要と考える規則を採用するものとする。但し、かかる規則は本細則の他のすべての規定と調和するものでなければならない。審議会の会合に先立って、会長は委員会を任命して、審議会の議事規則及び審議会の審議に付せらるべき案件の審議順序を立案して審議会に提供させなければならない。

(d) 審議会に起草委員会を設けなければならない。この起草委員会は国際ロータリー定款細則委員会委員長を委員長とし、そのほか3人の審議会特別議員及び役職に基づく委員として審議会議長を含む合計5名より成る。起草委員会は次の任務を行なうものとする。

(1) 審議会によって課せられた制定案文の練り直しを行ない、制定案又はその修正案中にある矛盾をたすために必要かつ適切な修正案の起草を行ない、これを審議会に報告すること。

(2) 審議会の報告を作成すること。

(v) 事務総長は、提出された制定案をすべて審議会に回付しなければならない。但し、理事会は全提出制定案の本文を点検し、定款及び細則委員会の勧告に基づき、それらの提出制定案の本文の中に何等かの不適法の箇所があればこれを提案者に通告しなければならない。

(vi) 理事会は、全提出決議案の本文を点検して、理事会が国際ロータリーの基本計画の枠内にありと決定した決議案を審議会に回付するよう事務総長に指令しなければならない。理事会が定款及び細則委員会の勧告に基づい

て、提出決議案が国際ロータリーの基本計画の枠内にないと決定した場合は、提案者は審議会の開会に先立ってその旨通告されなければならない。そしてその提出決議案は、審議会の審議に回付されないものとする。但しその案の提出者が、その決議案を審議会において審議することについて、審議会メンバーの3分の2の同意を得ている場合はこの限りでない。

(ウ) 審議会は、正規に提案された各制定案及び決議案及びそれらに対する修正案を審議してその採決を行わなければならない。

(ク) 審議会の議長は、審議会の母体である国際大会に、審議会が審議して処理した制定案及び決議案の全部について審議会の決定を知らせるための簡単な報告を提出しなければならない。審議会議長は、審議会終了後10日以内に、審議会の決定に関する詳細な報告を事務総長に提出しなければならない。

事務総長は、審議会直後の8月31日までに、各クラブの幹事に対して審議会が審議し決定した制定案及び決議案全部について審議会の行なった決定の報告を送達しなければならない。その報告には、各制定案及び決議案について審議会が行なった決定を承認するか否かを示すクラブの投票を記入する投票用紙を添付しなければならない。

(ド) クラブ会長の証明あるクラブの投票は、事務総長が審議会決定の報告を郵送した日付から120日以内に事務総長の手に届くように提出されなければならない。投票に当たって、各クラブは、過去最近の7月1日現在における

当該クラブ会員数に基づき、会員数(名誉会員を除く。)各50名又はその過半数の端数毎に1票を投ずる権利を与えられるものとする。但し各クラブは少なくとも1票の投票権を与えられるものとする。

もし上述の120日経過した時点において、もしくはそれ以前に、全クラブが国際大会において行使し得る投票権の合計総票数の10パーセント以上の票数を占めるクラブが、制定案又は決議案についての審議会の決定に対して異議ある旨を示した投票を事務総長に提出した場合は、その制定案又は決議案についての審議会の決定は効力を発生しないものとし、事務総長はその制定案又は決議案を次の国際大会に回付して、本細則第8条の規定に従って、クラブの投票代議員の再審議と最終決定に付さなければならない。上述の120日経過した時点において事務総長が受領していない票はすべて、各制定案及び決議案についての審議会決定を承認する票と見なし、そのような票として数えられるものとする。

事務総長は、制定案及び決議案について審議会の行なった決定に対してクラブが行なった投票を正規に受け取ったならば、それらの投票をすべて検査し、その票数を数えなければならない。審議会開催後の2月1日までに事務総長は全クラブに対して、各制定案及び決議案についての審議会決定に関して行なった投票の結果を通告しなければならない。そして、その際、次の国際大会において出席クラブ代表者によって再審議され採決されるべき制定案又は決議案があれば、それについてクラブ

に通告しなければならない。

制定案又は決議案について審議会の行なった決定に対してクラブが異議申立ての投票をする場合に関して定めた上述の場合を除き、各制定案及び決議案についての審議会の決定は、審議会の開催されたロータリー年度の次のロータリー年度の1月1日に効力を発生するものとする。本細則第21条第4節に定める場合を除き、制定案又は決議案についての国際大会の決定は、その制定案又は決議案が国際大会によって採決されたその大会直後の7月1日に発効するものとする。

## 第10条

### 指名と選挙

第1節 会長の指名 会長の指名は、会長指名委員会もしくはクラブ又はこれらの両者によって、ここに定める方法に従って行なわれるものとする。この委員会の委員又は理事会のメンバーは、委員会によって会長に指名される資格がないものとする。

\*第2節 会長指名委員会 (イ) 構成 会長指名委員会は、11名の委員によって構成されるものとし、その中6名は、米国、カナダ、バーミユダ及びポルトリコのクラブ会員の中から選ばれ、4名は、次の各地域内のクラブの会員から、各1名ずつ選ばれる。グレート・ブリテン及びアイルランド；欧州大陸、北アフリカ及び東部地中海地域；南米、中米、メキシコ及びアンティル諸島(ポルトリコを除く)を含むイベロ・アメリカ；豪州、ニュージ

\* 1972年(ヒューストン)国際大会において改正。

ランド及び南アフリカ；そして1名は、アジア及び上記地域のいずれにも属さない地域に所在するクラブの会員中から選ばれるものとする。なお、上記最後の地域所在のクラブは、1地域を構成し、1地域と呼ばれるものとする。

各委員は、それぞれその選出されるゾーン又は地域内クラブの正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員でなければならない。

会長、会長エレクト及び元会長は、いずれも会長指名委員会の委員となる資格がないものとする。一度会長指名委員会の委員をつとめたことのある有資格ロータリアンは、委員となることのできるが、この場合、前に委員をつとめたときから少なくとも1カ年を経過していなければならない。この委員会の各委員は、国際ロータリーの元理事でなければならない。

本節にいうゾーンとは、理事会が理事選出のために米国、カナダ、バーミユダ及びポルトリコ地域内に設定した12のゾーンを指すものとする。

各偶数年毎に、各偶数番号のゾーン内のクラブは、それぞれ会長指名委員会の委員1名を選ぶものとする。各奇数年には、各奇数番号のゾーン内のクラブが、それぞれ会長指名委員会の委員1名を選ぶものとする。

2月1日から15日までの間に、事務総長は、会長指名委員会委員の候補者の指名を行なうこととなっている米国、カナダ、バーミユダ及びポルトリコ内各ゾーンの各クラブの幹事及び各地理的地域内の各クラブの幹事に對し、これらのゾーン又は地理的地域内

のクラブの会員で被選資格のある元理事の名をアルファベット順に記したリストを、郵送しなければならない。このリストは、2月1日現在事務総長事務所の原簿にある元理事の記録の2月1日現在のものによって作成さるべきものとする。

事務総長が各クラブに郵送するリストには、次の事項が記載されなければならない。

- ロータリアンの氏名
- 会員種類
- 所属するクラブの名称
- つとめたことのある国際ロータリー役職及び国際委員会、及び在任年度。

次の国際大会における会長指名委員会委員選挙に候補者を推薦しようとするクラブは、その例会において採択された前記候補者指名の決議を、4月1日までに事務総長の手許に提出すればよい。このような決議は、推薦されたロータリアンに就任を受諾する意思がありかつその任につくことが可能であることを、クラブが書面によって確認した後でなければ、事務総長に送ってはならない。

上述の4月1日に、事務総長がそれまでにいずれかのゾーン又は地理的地域から受取った候補者の名前が唯1名であった場合は、そのあと10日以内に会長はその候補者を当該ゾーン又は地理的地域からの指名委員会委員として宣言するものとする。もし、その4月1日に、事務総長がどのゾーン又は地理的地域からでも2名以上の候補者名を受取っていた場合は、それらの候補者名は、すべて次の国際大会（グレ

ート・ブリテン及びアイルランドの場合は、次のグレート・ブリテン及びアイルランドにおける国際ロータリーの年次大会において。但し、年次大会が4月11日の前に始まる年においては、グレート・ブリテン及びアイルランド国際ロータリー審議会の定める方法と時期をもってする郵便投票による。）において当該ゾーン又は地理的地域内のクラブからの選挙人による票決に付せられなければならない。そして各選挙人はその所属するゾーン又は地理的地域からの委員1名を選挙するための1票を投ずる権利を与えられるものとする。会長指名委員会委員の選挙は無記名投票によるものとし、候補者数が2名を超える場合は、単一移譲式投票の方法によるものとする。ゾーン又は地理的地域の候補者の得票が、もし必要ある場合は第2選択以下全選択票を加算した後、投票の過半数に達する場合、彼は会長指名委員会委員と宣言されるものとする。そのゾーン又は地理的地域の候補者中、もし必要ある場合は第2選択以下全選択票を加算した後、第2番目の得票数を得た者が会長指名委員会の補欠委員と宣言されるものとする。補欠委員は、彼がその補欠に当ることが出来ない場合にのみ、その任務を補欠代行するものとする。いずれかのゾーン又は地理的地域において、得票数を同じくする最高得票数が生じた場合は、会長は国際大会の会期中に時と場所を指定して指名委員会委員選出のための再投票を行なわしめるものとする。ゾーン又は地理的地域が会長指名委員会委員の指名又は選挙

をしなかった場合、もしくは理由の如何を問わずゾーン又は地理的地域からの委員に欠員を生じた場合は、当該ゾーン又は地理的地域から出た最も新しい元理事の有資格者が、そのゾーン又は地理的地域からの会長指名委員会の委員となるものとする。

この委員会は、毎年7月31日以前に成立しなければならない。そしてその任期は次の国際大会の終了までとする。補欠委員が委員会委員を代行した場合は、その補欠委員は委員会の残存任期中その役をつとめるものとする。

上述に規定するように委員会委員となる資格を有する者は、委員会に列せられることを受諾又は拒絶する選択権を持つものとする。

委員及び補欠委員について定めた上述の規定に定められていない空席の場合は、理事会がその空席を埋める委員を任命するものとし、このような委員は、なるべくその空席の生じたゾーン又は地理的地域と同じゾーン又は地理的地域所在のクラブから任命さるべきものとする。

(四) 手続 事務総長は上述の規定に従って選定された委員会委員の氏名を理事会及びクラブに通告しなければならない。

委員会はその会合に際して、委員の中から委員長を選挙しなければならない。

事務総長は、もし希望するクラブがあるならば、クラブの持つ会長指名についての提案を、委員会の考慮のために提出するよう勧誘する告知状を、委員会の名において、発行し、或は発行せしめなければならない。考慮にとり

入れるためには、このような提案は毎年12月31日以前に中央事務局の指名委員会に届くことを要する。その提案は、理事会の定めた様式に記して指名委員会に提出されなければならない。事務総長はこの様式を、次に掲げる諸条件を考慮して充分の余裕ある時期に、各クラブに郵送しなければならない：各クラブがその指名提案を考慮し決定するために30日間の期間を持ち得るようにすること、この期間経過後、その提案を所定の様式に記して、毎年12月31日以前に事務総長事務所内の指名委員会に到達するよう発送するに十分な日数があること。

(イ) 委員会による指名 委員会は毎年1月31日以前、理事会の定める時と場所において会合するものとする。この会合において委員会は、求め得る最も有能な人物の指名を実現する責任があることに留意して、会長の職につくべき被指名者を選ばなければならない。

委員会の委員9名を以て定足数とする。委員会のすべての議事の処理は多数決によるものとする。但し、委員会としての会長被指名者の選定については、委員会委員の中少なくとも7名の投票がその被指名者を支持する票であることを必要とする。

もし、何かの理由で委員の会合で選ばれた会長ノミニーが就任できない場合は、委員会は、郵便投票又は電信によるか或は委員会の緊急会合において別の会長ノミニーを選ばなければならない。このような不測の事態に対処するための詳しい手続は委員会がその1月会合において決定するものとする。

委員会があらかじめ準備しなかったような不測の事態が起った場合は、委員会が会長ノミニーを選ぶについて取るべき手続は理事会がこれを決定するものとする。

(ニ) 委員会の報告 クラブ宛の委員会報告は、委員会の会合後 10 日以内に委員長が事務総長に対して証明さるべきものとする。事務総長はこの報告を受領して後 10 日以内に、その写しを各クラブに郵送しなければならない。

(ホ) クラブによる指名 指名委員会によって行なわれる指名のほかに、どのクラブも、その例会において採択された会長候補者指名の決議を 3 月 15 日以前に事務総長に提出することによって、次の国際大会における会長選挙に候補者として推薦さるべきノミニーを選ぶことができる。もしその 3 月 15 日までに事務総長がそのような指名をどのクラブからも受け取っていなかった場合は、会長は委員会の指名したノミニーを会長ノミニーと宣言するものとする。もし、その 3 月 15 日までにそのような指名がどこかのクラブから受け取られており、かつその指名がその直後の 3 月 25 日まで引続き有効であるならば、事務総長は全クラブに対してかかる会長ノミニー全部の名前と資格を通告して、会長ノミニー全員が次の国際大会において投票に付せらるべき旨を通告しなければならない。もしも、その直後の 3 月 25 日に、どのクラブからの指名も有効でなくなっている場合は、会長は委員会の選んだノミニーを会長ノミニーとして宣言するものとする。

(ハ) 会長エレクトの空位 会長エ

レクトが選挙された時からその次の国際大会までの間に会長エレクトの席が空位になった場合は、会長指名委員会は、他の任務に加えて、空位になった会長エレクトが会長として就任すべかりしロータリー年度に会長をつとめる会長ノミニーを選ばなければならない。このような選出は、出来るだけ早く、緊急委員会を開いてこれを行なうか、もしくは正規の日程による委員会会合において行なわなければならない。もしこのような会合が実行不能の場合は、郵便又は電信を以て投票することによって議事を処理することができる。

このような空位が生じた際に、もし指名委員会が既に本節(イ)項に従って会長ノミニーを選出しており、かつ本節(ニ)項に従って事務総長に対してこれを証明している場合は、委員会はその裁量によって、その既選出のノミニーの承諾を得た上で、そのノミニーを次の 7 月 1 日に始まる年度の会長のノミニーとして指名することができる。このような場合には、指名委員会はもう 1 名の会長ノミニーを選出して、次の国際大会における選挙に付きなければならない。この会長ノミニーは、彼が選挙された年の次の暦年の 7 月 1 日に会長の任につくものとする。

会長エレクトの席に生じた空位を補填するための指名手続は会長によって決定されるべきものとし、その手続には、委員会の報告が各クラブに伝達されてクラブによる指名を促すべきことを定める規定が含まれることを要する。このような規定は、時間的に可能な限り、本節(ニ)項及び(ホ)項と調和する

ものでなければならない。もしも空位発生の時期が国際大会にせまり過ぎていて、大会に先立って委員会の報告を全クラブに郵送してクラブによる指名を促すために適当な時間的余裕がない場合は、事務総長は可能な範囲内で委員会報告の予告を与えるものとし、国際大会の議場におけるクラブ代表者による指名が許容されるものとする。

会長エレクトが就任する筈であった 7 月 1 日の直前の国際大会の終了後、その 7 月 1 日までの間に会長エレクトの位置に空位が発生した場合は、その 7 月 1 日に会長の位置が空位になっていたものと看做して、その空位は本細則第 5 条第 4 節に従って補填さるべきものとする。

上述によって規定されていない不測の事態が起った場合は、会長が取るべき手続を決定するものとする。

(ト) 国際大会への指名の提出 事務総長は、会長指名委員会によって正式に指名された、次の暦年 7 月 1 日に始まる年度を任期とする会長の被指名者の名前及びクラブによって正規に指名された同様の会長ノミニーの名前を、選挙のため国際大会に提出しなければならない。

会長エレクト空位の場合においても、これを適用できる場合ならば、事務総長は、会長指名委員会によって正式に指名された、当該大会直後の 7 月 1 日に始まる年度を任期とする会長の被指名者の名前及びクラブによって正規に指名された同様の会長ノミニーの名前を、選挙のために国際大会に提出しなければならない。前述(イ)項に規定するように、事情がこれを必要とする

場合は、国際大会の議場におけるクラブ代議員によって指名を行なうことができる。

## 理事の指名

\*第 3 節 理事の指名 (イ) 理事の指名は、次に規定するように、ゾーン、地理的集団又は地域によってこれを行なう：

理事ノミニーの選出（グレート・ブリテン及びアイルランドからの理事ノミニーを除く）は、当該ゾーン、地理的集団又は地域内のクラブの選挙人による国際大会における投票によって行なうか、又は、当該ゾーン、地理的集団又は地域内のクラブによる郵便投票によって行なうか、もしくは、指名委員会手続によって行なうか、或は理事会によって行なうか、いずれかの方法によるものとする。どの方法によるかについては、当該ゾーン、地理的集団又は地域内のクラブの決定するところに従うものとする。

各ゾーン、地理的集団又は地域は、理事会が準備する郵便投票によって、当該ゾーン、地理的集団又は地域からの理事ノミニーを選出する手続、即ち、国際大会における投票によるか、そのゾーン、地理的集団又は地域内のクラブの郵便投票によるか、指名委員会によるか、或は、理事会によって理事選出が行なわれるゾーン、地理的集団又は地域の場合にあっては、そのゾーン、地理的集団又は地域からの理事ノミニーの選出を引続き同じ方法によって行なうかどうか、を決定するもの

\* 1972 年（ヒューストン）国際大会において改正。

とする。このような郵便投票は又、ゾーン、地理的集団又は地域が後述(二)項に定める指名委員会手続を採用すると決定した場合における指名委員会手続に関連して、理事候補に対する投票の方法をも決定しなければならない。

このように決定された手続の変更は、そのゾーン、地理的集団又は地域内の地区の少なくとも3分の1の訴願がある場合にのみこれを企てることができる。ゾーン、地理的集団又は地域内の地区の少なくとも3分の1の訴願がある場合は、当該ゾーン、地理的集団又は地域内のクラブの選挙人は、理事会の準備する郵便投票において、再び当該ゾーン、地理的集団又は地域からの理事選出の方法、即ち、国際大会における投票によるか、クラブの郵便投票によるか、指名委員会手続によるか、もしくは、理事ノミニーが理事会によって選出されることになっているゾーン、地理的集団又は地域にあっては、そのゾーン、地理的集団又は地域からの理事ノミニー選出を引続きそのような方法によって行なうかどうか、を決定しなければならない。

訴願しようとする地区は、地区大会において、もしくは必要な場合は郵便投票によって、地区内クラブの過半数によって採択された決議を事務総長のもとに提出することによってこれを行なうことができる。このような決議は、関係ゾーン、地理的集団又は地域からの理事ノミニー選出の方法の変更を審議することを希望されている年度の1月1日以前に、事務総長のもとに提出されることを要する。もし前述の1月1日までに事務総長が、ゾーン、

地理的集団又は地域内の地区の少なくとも3分の1からこのような訴願を受け取ったならば、事務総長は10日以内に当該ゾーン、地理的集団又は地域内の全クラブに対してこのような訴願について通告しなければならない、そして理事会によって準備された郵便投票を開始しなければならない。事務総長が当該1月1日までに受領した訴願が、ゾーン、地理的集団又は地域内の地区数の3分の1に達しない場合は、提出されたこれらの訴願はその効力を失ったものとされ、訴願を行なっている地区はその旨通告を受けるものとする。

ゾーン、地理的集団又は地域内のクラブが、そのゾーン、地理的集団又は地域からの理事ノミニーの選出は、国際大会における投票によるべきことを決定した場合は、その投票は後述(四)項に定める通りに施行されるべきものとする。

ゾーン、地理的集団又は地域内のクラブが、そのゾーン、地理的集団又は地域からの理事ノミニーの選出は、郵便投票によるべきことを決定した場合は、その投票は後述(五)項に定める手続に従って施行されるべきものとする。

ゾーン、地理的集団又は地域内のクラブが、そのゾーン、地理的集団又は地域からの理事ノミニーの選出は、指名委員会手続によるべきことを決定した場合は、その選出は後述(六)項に定める手続に従うべきものとする。

理事ノミニーの選出が理事会によって行なわれるゾーン、地理的集団又は地域内のクラブが、そのゾーン、地理的集団又は地域からの理事ノミニーの

選出を引続き同じ方法によるべきことを決定した場合は、そのような選出手続は理事会によって決定されるべきものとする。

(1) 米国、カナダ、バーミユダ及びポルトリコ。米国、カナダ、バーミユダ及びポルトリコからの理事の選出は、ゾーン別に行なうものとする。米国、カナダ、バーミユダ及びポルトリコからの理事候補者推薦の目的のため、及び本細則に特に定められているその他の目的のため、1から12までの番号を付した12のゾーンが設けられるものとし、そのうち、一つのゾーンはカナダのクラブから成り、11のゾーンは、米国、バーミユダ及びポルトリコ内のクラブから成るものとする。各ゾーンとも、出来得る限り相隣接する国際ロータリー地区の集団内のクラブをもって構成されるべきものとし、又、米国、バーミユダ及びポルトリコ内のクラブから成る11ゾーンについては、それぞれのゾーンの選挙人の数がほぼ等しくなるようにしなければならない。

理事会は、米国、カナダ、バーミユダ及びポルトリコの各ゾーンを構成する地区のリストを決定しなければならない。理事会は、前記のリストを、毎年、米国、カナダ、バーミユダ及びポルトリコ内のすべてのクラブに公表すべきものとする。理事会が前記のようにして決定し公表したゾーンの編成は、その次の会計年度の国際大会において選挙される国際ロータリー理事の候補者指名につきその効力を有するものとする。各奇数年に、三つの奇数番

号のゾーンのそれぞれから1名ずつの理事候補者を指名するものとし、これを、ある奇数年にはゾーン1、ゾーン3及びゾーン5で、その次の奇数年にはゾーン7、ゾーン9及びゾーン11で、というように代わるがわる行なう。各偶数年には、三つの偶数番号のゾーンのそれぞれから1名ずつの理事候補者を指名するものとし、これを、ある偶数年にはゾーン2、ゾーン4及びゾーン6で、その次の偶数年にはゾーン8、ゾーン10及びゾーン12、というように代わるがわる行なう。

カナダのクラブの構成しているゾーンからの理事ノミニーの選出は、集団別に、代わるがわるこれを行なうものとする。理事候補者推薦の目的のために、そしてこの目的のためにのみ、カナダ内のクラブは、理事会の決定する三つの集団に分けられ、この決定による集団別は、その次の会計年度の国際大会において選挙される国際ロータリー理事の候補者の指名につきその効力を有するものとする。理事会は、カナダのクラブの構成しているゾーンからの理事が選挙される年の前の会計年度に、カナダの各集団を構成するクラブのリストを決定し、翌年の国際大会で選挙されるべき理事の候補者の指名を行なう集団を指定するものとする。

カナダのクラブの構成しているゾーンからの理事が選挙される年の前の年に、理事会は、カナダ内のすべてのクラブに、カナダの各集団を構成するクラブのリストを公表し、又、次の会計年度の国際大会において選挙される理事の候補者の指名を行なう集団をクラ

ブに通知しなければならない。

(2) グレート・ブリテン及びアイルランド。各奇数年毎に、グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリー大会において、グレート・ブリテン及びアイルランド内のクラブの会員中から1名の理事が指名さるべきものとする。このノミニーの氏名は、グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーの幹事によって事務総長に証明されなければならない。このようなノミニーが選挙される資格を喪失した場合は、グレート・ブリテン及びアイルランド内のクラブからの選挙人は、国際大会においてそのために開かれた会合で、多数決によって、当該地理的集団からの理事ノミニーを選出するものとする。

(3) ヨーロッパ大陸、北アフリカ及び東地中海地域。欧州大陸、北アフリカ及び東地中海地域からの理事ノミニーの選出は、ゾーン別に行なうものとする。この地域内のクラブから理事候補を推薦する目的だけのために、1から5までの五つのゾーンを設ける。各ゾーンは、実行可能な限りこの地域の相隣接する国際ロータリーの地区の集団内のクラブから成るものとし、そのほかに理事会の決定する、地区に属さないクラブ(“non-districted clubs”)を含むものとする。アジア内並びに豪州、ニュージーランド、南アフリカ及び他のいずれの地域にも含まれない所から成る地域内にあって、管理上の目的からヨーロッパ大陸、北アフリカ及び東地中海地域に含められている地区及びクラブは、これを、理事候補者推

薦の目的上、ヨーロッパ大陸、北アフリカ及び東地中海地域に含めるものとする。

理事会はこの地域内の各ゾーンを構成する地区及び地区に属さないクラブのリストを決定しなければならない。理事会は毎年このリストを地域内の全クラブに発表しなければならない。理事会が前記のようにして決定し公表したゾーンの構成は、次の会計年度の国際大会において選挙される国際ロータリー理事の指名につきその効力を有するものとする。

毎年、1名の理事がこの地域内クラブの会員の中から指名されるものとし、その指名は、番号順の回り持ちで、各ゾーン毎に行なわれるものとする。

(4) アジア。アジアからの理事ノミニーの選出は、ゾーン別に行なうものとする。アジアのクラブから理事の候補者を推薦する目的のため、そしてこの目的のためのみ、1から4までの4ゾーンを設ける。各ゾーンは、でき得る限り相隣接した国際ロータリー地区の集団内のクラブで構成され、又理事会の定める、地区に属さないクラブを含むものとする。アジアに在る地区及びクラブで、管理上の目的からヨーロッパ大陸、北アフリカ及び東地中海地域に含められているものは、これを、アジア内のクラブからの理事候補者推薦の目的から、アジアのゾーンには含めない。日本国内のクラブを含む各地区は、ゾーン1又はゾーン3に編入されるものとする。

理事会は、アジアの各ゾーンを構成

する地区及び地区に所属しないクラブのリストを決定する。理事会は、毎年、前記のリストを、アジア内のすべてのクラブに公表するものとする。理事会が前記のようにして決定し、公表したゾーンの編成は、次の会計年度の国際大会において選挙される国際ロータリー理事の候補者指名につきその効力を有するものとする。

毎年、アジア内のクラブの会員の中から1名の理事が指名されるものとし、その指名は、各ゾーンが、番号の順序で、代わるがわる行なうものとする。

(5) イベロ・アメリカ。イベロ・アメリカからの理事ノミニーの選出は、ゾーンによるものとする。イベロ・アメリカは南米、中米、メキシコ、及びポルトリコを除く南西諸島を含むものとする。

イベロ・アメリカ内のクラブからの理事候補者を推薦する目的のみに限って、イベロ・アメリカを1から5までの番号をつけた、五つのゾーンに分けるものとする。各ゾーンは、実行可能な限り、相隣接する国際ロータリーの地区の一団に属する、ラテン・アメリカ内のクラブから成るものとし、そのほかに理事会の決定する、地区に属さないクラブを含むものとする。各ゾーンは、各ゾーン内クラブから出る選挙人の数がほぼ同じになるように構成されるものとする。ブラジル国内のクラブを含む各地区は、ゾーン2又はゾーン4に編入されるものとする。

理事会は、ラテン・アメリカ内の各ゾーンを構成する地区及び地区に属さないクラブのリストを決定しなければ

ならない。毎年、理事会は、上述の地区のリストをイベロ・アメリカ内の全クラブに発表しなければならない。理事会によって上述のように決定され発表されたゾーンは、次の偶数年の国際大会において選挙される国際ロータリー理事の指名のために効力を持つものとする。

毎年、1名の理事がイベロ・アメリカ内のクラブの会員中から、ゾーン別番号順のロテーションによって、指名さるべきものとする。

(6) 豪州、ニュージーランド、南アフリカ及び他の地域のいずれにも含まれない所。豪州、ニュージーランド、南アフリカ、及び他のいずれの地域にも含まれない所に所在するクラブからの理事ノミニーの選出はゾーンによるものとする。この地域内のクラブから理事候補者を推薦する目的だけのために、1から3までの三つのゾーンを設けるものとする。各ゾーンは、実行可能な限り、相隣接する国際ロータリーの地区の一団に属する、その地域内のクラブから成るものとし、そのほかに理事会の決定する、地区に属さないクラブを含むものとする。

この地域にある地区及びクラブで、管理上の目的からヨーロッパ大陸、北アフリカ及び東地中海地域に含められているものは、これを、豪州、ニュージーランド、南アフリカ又は他のいずれの地域にも含まれていない土地のクラブによって構成されているゾーンに含めないものとする。豪州内のクラブを含む各地区は、ゾーン1に編入されるものとする。

理事会は、この地域のゾーンから理

事が選挙される会計年度の前の年度に、この地域内の各ゾーンを構成する地区及び地区に属さないクラブのリストを決定しなければならない。毎奇数年度の5月又は6月に、理事会はこのリストを地域内の全クラブに発表しなければならない。理事会によってこのように決定され発表されたゾーンは、次の偶数年度の国際大会において選挙される国際ロータリー理事の指名のために効力を有するものとする。

各偶数年度毎に1名の理事がこの地域内のクラブの会員の中から指名されるものとし、その指名は次の順序の回り持ちで各ゾーン毎に行なわれるものとする。ゾーン1、ゾーン2、ゾーン3。

(7) 前記地域からのアディショナル理事。以上のように定められた国際ロータリー理事指名のほかに、各奇数年度毎に、上述地域のうち理事会の指定する1地域から、1名のアディショナル理事を指名するものとし、この理事ノミニーの指名は、指定された地域からの理事ノミニーの選出に関する規定の手続きに従って行なわなければならないものとする。

理事会は、少なくとも5年毎に、ロータリー・クラブの地理的分布状態その他への配慮とともに、クラブの数の増勢及びある地域における特殊な増勢との関連においても、理事会のメンバーの各地域への配分について検討すべきものとし、その検討に基づき、理事を指名する各地域ができ得る限り公平にその代表を理事会に出すことができるようにする考えで、この規定によってアディショナル理事の指名の行なわ

べき地域の決定及び指定をしなければならない。

(a) 国際大会における理事ノミニーの選出。本節の規定に従って、ゾーン、地理的集団又は地域からの理事ノミニーの選出が国際大会における投票によってなされる場合は、当該各ゾーン、地理的集団又は地域内のクラブを代表する選挙人は、国際大会の会期中に、理事候補者推薦の目的のために公式プログラムに示してある時及び場所において会合しなければならない。

自分の属するゾーン、地理的集団又は地域内のクラブを代表する選挙人は、定款及び本細則の規定に従って、理事候補者として自分のゾーン、地理的集団又は地域内のクラブの正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員の名を推薦することができる。もしも、そのゾーン、地理的集団又は地域内の1区域が理事会によって理事として指名する候補者推薦の目的のために指定されたならば、そのゾーン、地理的集団又は地域からの候補者は、その指定された区域内のクラブの正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員であることを要する。

次の国際大会においてゾーン、地理的集団又は地域からの理事候補者を推薦しようとするクラブは、4月1日以前——但し国際ロータリー会長指名委員会がその指名した会長ノミニーを発表する以前であってはならない——に、そのクラブの例会において採択したクラブが推薦しようとする候補者指名のクラブ決議を事務総長に提出することによって候補者推薦の意図を表明しなければならない。もしも、その4

月1日に事務総長が、どのゾーン、地理的集団又は地域からでも、唯1名の候補者名しか受取っていない場合は、その日から10日以内に会長はその候補者がそのゾーン、地理的集団又は地域からの理事ノミニーたるべきことを宣言するものとする。

もしも、上述の4月1日に事務総長がどのゾーン、地理的集団又は地域からでも2名以上の候補者の名を受取った場合は、当該ゾーン、地理的集団又は地域内のクラブからの選挙人は国際大会において会合して、当該ゾーン、地理的集団又は地域からの候補者を、正規の手続によって、候補者推薦の意思表示を事務総長に提出したクラブによってその名が提示されている候補者の中から推薦しなければならない。

もしも、ゾーン、地理的集団又は地域からも、候補者を推薦しようとするクラブの意思表示提出によって裏づけされた候補者の推薦がなかった場合は、そのゾーン、地理的集団又は地域内のクラブの選挙人達は、国際大会会期中に会合して候補者を推薦しなければならない。

理事候補者推薦に用いられるべき様式は次に示す様式に限るものとする：

“ \_\_\_\_\_ ロータリー・クラブの \_\_\_\_\_ は \_\_\_\_\_ のロータリアン \_\_\_\_\_ を理事候補者として推薦する。 ”

各推薦に対してセコンドする者は2名までしか発言を許されないものとし、それに用いる様式は次の様式に限るものとする：

“ \_\_\_\_\_ ロータリー・クラブの \_\_\_\_\_ は \_\_\_\_\_ を理事候補者として推薦するロータリアン \_\_\_\_\_ の提案をセコン

ドする。 ”

ゾーン、地理的集団又は地域からの選挙人によって推薦された1名又は数名の候補者の名は、それら選挙の会合の議長によって事務総長に証明されなければならない。もしもゾーン、地理的集団又は地域内のクラブからの選挙人の推薦する候補者が唯1名しかなかった場合は、その候補者が自動的にそのゾーン、地理的集団又は地域のノミニーとなるものとし、当該選挙人会合の議長によってその旨事務総長に証明されなければならない。

もしも、ゾーン、地理的集団又は地域内のクラブからの選挙人が2名以上の理事候補者を推薦した場合には、そのゾーン、地理的集団又は地域内のクラブからの選挙人はそれらの候補者について投票しなければならない。そしてもしそれら候補者の数が3名以上の場合は、その投票は単一移譲式投票の方法によらなければならない。当該ゾーン、地理的集団又は地域からの理事候補者の中、必要な場合は第2選択以下の選択票を算入した後、そのゾーン、地理的集団又は地域内で投ぜられた票の過半数を得た理事候補者が、指名されたと宣言すべきものとする。

(b) 郵便投票による理事ノミニーの選出。本節の規定によって、ゾーン、地理的集団又は地域からの理事ノミニーの選出が郵便投票によって行なわれる場合は、その手続は次の通りとする：

会長は、投票用紙の準備を監督し、クラブの行なった投票を受理し、これを数える投票準備委員会を任命するものとする。この委員会は、郵便投票によって理事ノミニーの選出が行なわれる

ゾーン、地理的集団又は地域の投票に関してその任務を行なうものとする。

ゾーン、地理的集団又は地域内のクラブは、定款及び本細則の規定に従って理事候補者として当該ゾーン、地理的集団又は地域内のクラブの正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員の名を推薦することができる。もし、理事会がそのゾーン、地理的集団又は地域内の1区域を理事ノミニー推薦の目的のために指定した場合は、当該ゾーン、地理的集団又は地域からの候補者は、その指定された区域内のクラブの正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員であることを要する。

自分の所属するゾーン、地理的集団又は地域から理事ノミニー候補者を推薦したいと思うクラブは、そのゾーン、地理的集団又は地域から理事が選挙される国際大会の前の年の12月15日又はそれ以前に、そのクラブの例会で採択されたその候補者推薦の決議を、事務総長に提出しなければならない。その決議には、任務につく意思がありその用意があるという被推薦ロータリアンの書面による意思表示と、理事会によって定められた様式に記された特定の経歴資料及び最近の写真を添付することを要する。

もし上述の12月15日に事務総長がゾーン、地理的集団又は地域から唯一名の候補者の名前しか受け取っていない場合は、その日から10日以内に会長はその候補者を、そのゾーン、地理的集団又は地域からの理事ノミニーと宣言するものとする。もしもゾーン、地理的集団又は地域から候補者が1名

も推薦されなかった場合は、理事会がそのゾーン、地理的集団又は地域からの理事ノミニーを任命するものとする。

もし上述の12月15日に事務総長が、ゾーン、地理的集団又は地域から2名以上の候補者の名を受取っていた場合は、投票準備委員会は投票用紙——単一移譲式投票を適用し得る場合はその様式の投票用紙、及び各候補者に関する履歴書を準備するものとする。その履歴書は記載項目が様で、理事会によって定められた様式に記入して提供を受けた資料に基づいて作られたものでなければならない。前記以外の用紙、資料又はパンフレット、それから運動のためのものも、一切みとめられない。候補者あるいは候補者のために他人が、国際ロータリーから配布される写真及び履歴書以外のパンフレット、印刷物又は書状を、ゾーン、地理的集団又は地域のクラブもしくは会員に、配布したり、回覧させたりしてはならないものとする。

投票準備委員会は、投票用紙に写真と履歴書を添えて、次の12月31日までに、当該ゾーン、地理的集団及び地域内の各クラブ宛に郵送させるように手配しなければならない。この投票用紙は、投票を記入して2月15日までに中央事務局内の投票準備委員会に必着するよう返送されなければならない旨の指図とともに郵送されなければならない。

各クラブは、少なくとも1票を投ずる権利を有するものとする。直前の7月1日現在の会員数に基づき、名誉会員を除く会員数50名を超えるクラブ

は、50名を超える毎50名又はその過半数につき追加票1票の権利を有するものとする。

2月20日までに、投票準備委員会は、会長の召集によって会長の決定する時と場所において会合して、投票用紙を審査し、これを数え、そしてその投票の結果の報告を、その後5日以内に事務総長に対して証明しなければならない。

自分の属するゾーン、地理的集団又は地域内で投じられた票——必要な場合には第2選択票及び第3以下の選択票をすべて算入した上で——の過半数を得た理事候補者がノミニーとして宣言されるものとする。

会長は3月1日までに、このような郵便投票によって選出された理事ノミニーの名を発表しなければならない。

最高得票が同点で、再度の郵便投票を必要とする場合は、投票準備委員会は投票用紙の準備を監督して、理事ノミニー選出のための第一次郵便投票で最高得票を得た候補者達の写真と履歴書を添付した投票用紙を、3月1日までに当該ゾーン、地理的集団又は地域内の各クラブに郵送させるよう手配しなければならない。このような投票用紙は、投票を記入して、次の4月15日までに中央事務局内の投票準備委員会に必着するよう返送されなければならない旨の指図とともに郵送されなければならない。投票準備委員会は、4月20日までに、会長の召集の下に、会長の決定する時と場所において会合して、投票を審査し、これを数えて、その投票の結果の報告を、その後5日以内に事務総長に対して証明しなければ

ならない。会長は、4月30日までに当該ゾーン、地理的集団又は地域内の全クラブに対して、次の国際大会で選挙さるべき、そのゾーン、地理的集団又は地域からの理事ノミニーを通告しなければならない。

(二) 指名委員会手続による理事ノミニーの選出。本節の規定に従って、ゾーン、地理的集団又は地域からの理事候補者の選出が指名委員会手続によるべき時は、指名委員会が構成さるべきものとし、次のように行なわなければならないものとする：

理事ノミニー指名委員会は5名の委員を以て成り立つものとする。各委員は、当該ゾーン、地理的集団又は地域内の正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員であるパスト・ガバナーでなければならない。委員は1年の任期を以て選挙されるものとする。会長、会長エレクト、及び元会長はいずれもこの指名委員会の委員となる資格を認められていないものとする。理事も元理事も、理事指名委員会の委員となることはできない。この委員を2回つとめたロータリアンは、その後更に同委員をつとめることはできない。各委員はそれぞれ1票の投票権を有するものとする。

この委員会の委員候補者を推薦する目的のために、理事会は、ゾーン、地理的集団又は地域が理事ノミニーを選出すべき会計年度の前の会計年度の第1回会合において、当該ゾーン、地理的集団又は地域の中に五つの区域をきめてこれを指定しなければならない。理事会によって決定されるこれらの区域は、ゾーン、地理的集団又は地域か

ら選ばれる委員が、数年間の期間を通して、ほぼ均等にそれらゾーン、地理的集団又は地域内の各部分に配分されるように、ゾーン、地理的集団又は地域内のクラブ数をおおよそ5等分にするために、毎年変更することができる。このようにして指定された各区域内のクラブは、1名の委員を選挙するものとする。

このような年度の9月15日までに、事務総長はそのゾーン、地理的集団又は地域内のクラブに、理事会によって定められた指名委員会委員の配分を通告し、以下定められているような委員会委員候補者推薦の方法についてクラブに通告しなければならない。

指名委員会委員は、ゾーン、地理的集団又は地域のクラブによって、郵便投票を以て選挙されるものとする。自分のゾーン、地理的集団又は地域からの理事指名委員会委員候補者を推薦しようとするクラブは、当該理事が国際大会で選挙される会計年度の前の会計年度12月31日までに、そのクラブの例会で採択された、その候補者指名のクラブ決議（クラブ幹事によって正しく証明されている）を事務総長の許に提出することによってこれを行なうことができる。この決議には、推薦されたロータリアンが任務につく意思があり、就任が可能という、本人の書面による意思表示、理事会が定めた様式に記入した特定の経歴資料及び最近の写真を添付することを要する。

前記12月31日において、事務総長が、理事会の決定したある区域から正式に推薦された当該ゾーン、地理的集団又は地域の理事指名委員会委員の候

補者として、1名の氏名のみを受理していたときは、会長は、でき得る限り速かに、前記の候補者をその推薦区域からの指名委員会委員とすることを公告するものとする。

前記12月31日において、事務総長が、理事会の決定したある区域から正式に推薦された当該ゾーン、地理的集団又は地域の理事指名委員会委員の候補者として、2名以上の氏名を受理していたときは、事務総長は、3月1日までに、投票用紙一単一移譲式が適用される場合にはその方式による投票用紙一を作成して、関係区域のクラブに郵送させるようにしなければならない。その投票用紙には、事務総長が、前記12月31日において、関係区域のクラブから受理しているすべての正式に推薦された候補者の氏名を列記するものとする。各投票用紙には、それに記された各候補者の写真と履歴書が添付されなければならない。そしてその履歴書は記載項目が画一で、理事会が定めた様式に記入して提供された資料に基づいて作られたものでなければならない。前記以外の用紙、資料又はパンフレット、それから運動のためのものも、一切みとめられない。候補者あるいは候補者のために他人が、国際ロータリーから配布される写真及び履歴書以外のパンフレット、印刷物又は書状を、ゾーン、地理的集団又は地域のクラブもしくは会員に、配布したり、回覧させたりしてはならないものとする。

投票については、各クラブは1月末日現在のクラブの会員数に基づき、その会員（但し名誉会員を除く）数50名

又はその過半数毎に1票を投ずる権利を持つものとする。但し各クラブは少なくとも1票を投ずる権利を有するものとする。会長は少なくとも3名の理事会員から成る投票管理委員会を任命するものとし、その中の1名又は何名かは当該ゾーン、地理的集団及び地域から出ている理事でなければならない。但しこれらの理事が任務遂行不能又は資格喪失の場合はこの限りでない。

クラブの投票を表示した投票用紙は、中央事務局内の投票管理委員会宛に送られることを要し、次の4月15日までに同委員会に到達しなければならない。投票管理委員会は、6月1日までに投票用紙を審査し、これを数えて、投票の結果を事務総長に通告しなければならない。

投票の結果を決定するについては、投票管理委員会は、理事会が定めた指名委員会委員の配分を実現するための5枚の投票用紙を各別に数えなければならない。そうして、各別の投票における最高得票候補者が委員会委員と宣言されるものとする。2番目に多い得票数を得た候補者がその同じ投票で選ばれた補欠委員と宣言されるものとする。補欠委員は、彼がその補欠として選挙された当の委員がその任務をつとめることができない場合にのみ任務につくものとする。

ゾーン、地理的集団又は地域内のある区域が理事指名委員会委員を選挙しなかった場合、又は、何等かの理由で委員会委員に欠員を生じた場合は、当該ゾーン、地理的集団の中の当該区域から出た指名委員会の元委員の中、最も新しい、有資格元委員、又はもし彼

が資格に欠けるか又は就任を拒絶した場合はその補欠委員が、当該区域からの理事指名委員会委員となるものとする。前述の規定によって委員会委員となる資格ある者は、委員会に列することを承諾又は拒否する選択権を与えられるものとする。委員及び補欠委員に関する前述の規定を適用し得ない、委員会委員欠員の場合は、理事会が、その欠員を埋めるための委員を任命するものとする。この場合の委員は、欠員の生じたゾーン、地理的集団又は地域内の区域と同じ区域内のクラブから優先的に任命さるべきものとする。

ゾーン、地理的集団又は地域から理事が指名される会計年度の前の会計年度の6月1日までに、理事会は委員会委員の中から指名委員会の召集者を指名しなければならない。そして次の10月1日から15日までの間に委員会の会合を開くべき場所を指定しなければならない。委員会はその会合の際委員の1名をその議長に選ばなければならない。

7月15日までに、事務総長は当該ゾーン、地理的集団又は地域のクラブに指名委員会の構成について報告しなければならない。そして、委員会の名を以て、そのゾーン、地理的集団又は地域内のクラブに対して、もし欲するならばそのゾーン、地理的集団又は地域からの理事指名に関してクラブとしての提案を委員会の考慮のために提供することを勧誘する通知を発し或は発せしめるよう手配しなければならない。この提案は、理事会が定める様式によって指名委員会に提出されなければならない。そしてその提案は、これを提

供するクラブが適切と考える提案された候補者のロータリーその他の活動に関する、あらゆる参考資料及び最近の写真を含まなければならない。理事会が定める様式は提案を送致すべき召集者の宛名を含まなければならない。このような提案を考慮して貰うためには、その提案が9月15日までに召集者の名宛先に到達することを要する。

委員会は、次の10月中、理事会によって定められる時と場所において会合するものとする。委員4名の出席を定足数とする。すべて議事は過半数の票によって決する。但し、委員会の理事ノミネー選出に限り、少くとも4名の委員がそのノミネーに賛成票を投ずることが必要である。

委員会による理事ノミネーの選出は、当該ゾーン、地理的集団又は地域内のクラブの会員の中から、或は当該ゾーン、地理的集団又は地域内のクラブが行なった提案の中から、もしくはその他の方法によって行なわれる。もしも、ゾーン、地理的集団もしくは地域の1区域が理事会によって理事指名候補者推薦の目的のために指定されたならば、選出される理事ノミネーは、当該区域内クラブの正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員であることを要する。指名委員会の委員又は補欠委員は、どちらも委員会によって理事に指名される資格を認められていない。委員会は、求め得る最も有能な人の指名を実現する責任を常に自覚していなければならない。

ゾーン、地理的集団又は地域からの理事選出に関する委員会の報告は、委員会会合後10日以内に事務総長に提

出しなければならない。11月1日までに、事務総長はゾーン、地理的集団又は地域内の全クラブに指名委員会の選出を通告しなければならない。

もしも何等かの理由によって委員会の会合において選出された理事ノミネーが任につくことができない場合は、委員会は郵便投票又は電信又は委員会の緊急会合のいずれかによって理事ノミネーをもう1名選出しなければならない。このような緊急の場合に対処する具体的手続は、10月の同委員会会合によって決定されるものとする。本委員会によって規定されていないような緊急事態が発生した場合は、理事会は委員会が理事ノミネー選出に際して取るべき手続を決定しなければならない。

指名委員会が行なった選定に加えて、そのゾーン、地理的集団又は地域内のクラブは、そのゾーン、地理的集団又は地域からの理事候補者として、既に指名委員会に対して正規に提案済の者を推薦することができる。但しそのためには、そのクラブの例会において採択された、その候補者指名のクラブ決議を12月15日までに事務総長に提出することを要する。この決議には、任務につく意思があり、その用意があるという被推薦ロータリアンの書面による意思表示、経歴資料(理事会が定める様式のもの)及び最近の写真の添付を必要とする。もしも、理事に指名すべき候補者推薦の目的のために、そのゾーン、地理的集団又は地域の中の一区域を、理事会が指定した場合は、各候補者はそのように指定された区域内にあるクラブの正会員、シニ

ア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員であることを要する。

もしも上述の12月15日に、そのゾーン、地理的集団又は地域内のどのクラブからもそのような推薦を事務総長が受取っていなかったならば、会長は12月31日までに、指名委員会を選んだノミネーをそのゾーン、地理的集団又は地域からの理事ノミネーとして宣言するものとする。もしもその12月15日に、そのゾーン、地理的集団又は地域内のどこかのクラブからそのような推薦を事務総長が受取っていたならば、クラブ推薦の候補者(単数又は複数)及び指名委員会を選定した候補者の中から理事ノミネーを選び出す方法は、本節(イ)項の規定に基づいてあらかじめそのゾーン、地理的集団又は地域内のクラブが決定したところに従って、郵便投票もしくは国際大会における投票によらなければならない。

もしも、ゾーン、地理的集団又は地域が、クラブ推薦の候補者及び指名委員会を選定した者の中から理事ノミネーを選ぶ方法を郵便投票によると決定していた場合は、その投票は本節(イ)項に従って行なわれなければならない。

もしも、ゾーン、地理的集団又は地域が、クラブ推薦の候補者及び指名委員会を選定した者の中から理事ノミネーを選ぶ方法を国際大会における投票によると決定していた場合は、事務総長は12月31日までに、当該ゾーン、地理的集団又は地域内のクラブにそれら候補者の名を全部通告しなければならない。そして、そのゾーン、地理的集団及び地域内クラブの選挙人達は、これらの候補者を対象に投票を行なわ

なければならない。そして、候補者が3名以上ある場合はその投票は単一移譲式投票によるものとする。自分の属するゾーン、地理的集団又は地域内の投票数の中、必要な場合は第2選択以下の選択票をも計算に入れた上で、過半数を得たそのゾーン、地理的集団又は地域の理事候補者が指名されたものとして宣言されるものとする。

(ホ) 国際大会へのノミネー名の提出 事務総長は、国際大会における選挙のために、それぞれ所属ゾーン、地理的集団又は地域によって、正規の手続によって理事の役に指名されたノミネーの名及び、任期満了直前の理事会によって正規の手続を経て理事の役に指名されたノミネーがもしあればそれをも合わせて、国際大会に提出しなければならない。

第4節 グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーの会長、副会長、名誉会計の指名 グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーの会長、副会長及び名誉会計のノミネーは、グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーの細則に従って選ばれ、推薦され、そして指名されるものとする。

第5節 国際大会への他のノミネー名の提出 事務総長は又、正規の手続によって地区ガバナーの役に指名されたことの証明を受けたノミネーの名及び、正規の手続によってグレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーの会長、副会長及び名誉会計の役に指名されたことの証明を受けたノミネーの名をも、選挙のために国際大会に提出しなければならない。

## 選挙人と準備

第6節 選挙人 正規の信任状を有する代議員、委任状による代理者、及び特別代議員が国際大会の選挙体を構成するものとし、これらを選挙人と称す。

第7節 投票準備委員会 (イ) 国際大会の都度会長は選挙人の中から投票準備委員会を任命しなければならない。この委員会は、その国際大会におけるすべての投票の準備を司るものとする。この委員会は、会長の定める5名以上の数の選挙人から成るものとする。

(ロ) 本細則の定める定足数の出席ある国際大会の最初の本会議において、会長は役員の名指し及び選挙を行なう指定の場所、日、及び時間について選挙人の注意を促さなければならない。

(ハ) 投票準備委員会は、投票準備、投票用紙の印刷と配布、及び投票用紙の計算を担当するものとする。投票場を開く前に事務総長は、信任状委員会の報告によって示された選挙人名簿を準備委員会に提供しなければならない。

(ニ) 投票準備委員会は、投票の結果を遅滞なく大会に報告しなければならない。その報告は委員会の過半数によって署名されなければならない。委員会委員長は全投票用紙を保管しなければならない。委員会の報告が採用された後、委員会委員長は全投票用紙を破棄しなければならない。但し大会が別段の指図を行なった場合はその限りでない。

## 選挙

第8節 役員選挙 (イ) 各選挙人はそれぞれ、次に示す通りの投票権を有する：会長に対して1票；毎年選ばれる各理事に対して各1票；各地区毎に1名のガバナーに対して1票；及びグレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーの会長、副会長及び名誉会計に対して各1票。

(ロ) これらの役員選挙は無記名投票によるものとし、3名以上の候補者がある場合は投票は単一移譲式投票の方法によるものとする。但し、一つの役に対してノミネーが唯一名の場合には、選挙人は口頭による投票によって、事務総長をしてそのノミネーに対する選挙人の統一投票を行なわせることができる。

(ハ) 前述各役職毎に投ぜられた票の中、必要な場合には第2選択以下全選択投票をも計算に入れた後、過半数の票を得たノミネーがそれぞれ当該役職の当選者と宣言されるものとする。

第9節 本条に述べられているすべての役職に対する候補者又はノミネーは、すべて瑕疵なき、クラブの正会員、シニア・アクティブ会員、又はパスト・サービス会員でなければならない。

第10節 本条の目的に関する限り、米国とは、ポルトリコを含み、南西諸島とはポルトリコを含まないものと解せらるべきものとする。

## 第11条 管理上の集団

第1節 編成された地区において、クラブが地区ガバナーの直接監督の下

に管理される場合は、理事会は理事会が必要かつ得策と考える委員会、審議会又はその他のガバナー補佐を認可することができる。

第2節 地理的に隣接する2以上の地区から成る区域内のクラブについて、地区ガバナーの管理のほかに、他の管理の方法を理事会が追加設定する場合は、理事会は、そのような管理を設定するに当って、関係地区内クラブの同意の下に理事会が適切と考えかつ国際大会の承認を得た、それに関する手続規則を定めなければならない。

## 第12条 管理上の単位

第1節 グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーの加盟クラブから成る国際ロータリーの地域単位は、国際大会によって承認されたグレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーの定款の定めるところに従って、国際ロータリーの1管理単位として組織されかつその機能を行なうものとする。この地域単位は又、グレート・ブリテン及びアイルランド内において、国際ロータリー理事会に代って、クラブ加盟承認委員会及び国際ロータリー地区編成委員会としての役をつとめ、更に本細則の規定に従い、かつ又理事会の委嘱によって国際ロータリーの財務事項を処理するものとする。

第2節 この地域単位の定款は、常に国際ロータリー定款・細則の精神及び規定に合致しなければならない。国際ロータリーの定款・細則とグレート・ブリテン及びアイルランド内国際

ロータリーの定款・細則には、国際ロータリーの大会によって承認された、地域単位の域内管理に関する特定の規定を含まなければならない。そして地域単位の域内管理は、この特定の規定に従って、この特定の規定の認める範囲内で執り行なわれるべきものとする。

第3節 地域単位がその権能、目的及び機能を遂行するについての域内管理を規定する、グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリー定款の規定は、国際ロータリーの大会の承認を得たグレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーの年次大会の決定によってのみ改正することができる。域内管理に関する事項を除き、国際ロータリーが国際ロータリー定款又は細則を改正した時は、グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーの定款及び細則を国際ロータリー定款及び細則と一致させるために必要な関連的改正は、グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーの定款及び細則について、事実上自動的に行なわれるものとする。

地域単位の定款又は国際ロータリーの定款及び細則と矛盾しない地域単位細則の変更は、そのような場合について定める地域単位定款に従って、地域単位がこれを行なうことができる。

## 第13条 地区

第1節 創設 管理をより効果的にする目的のために、理事会はクラブの所在する地域を地区に分割する権限を有する。会長は随時、理事会の指示に従い、地区の一覧表をそれら地区の各

境界とともに公表するものとする。但し、関係地区内クラブの過半数の反対がある場合は地区の変更又は追加を行なってはならない。

**第2節 地区協議会** ロータリー教育とロータリー情報を供与し、地区の活動を統合する目的のために、地区内全クラブの次期会長と次期幹事、次期地区ガバナー及びその他理事会の指定する者の協議会を、毎年4月、5月又は6月中に各地区のガバナーが定める時と場所において開催するものとする。特別の事情があれば理事会は、(イ)ここに定める時期以外の時期に地区協議会を開催することを認可することができる。(ロ)このような協議会の開催をやめることができる。

**第3節 地区大会 (イ)時と場所** 毎年地区ガバナーと地区内過半数クラブの会長の合意によって定められる時及び場所において、地区内ロータリアン大会を開催するものとする。但し開催の時期は、地区協議会、国際協議会、規定審議会又は国際大会の時期と同じであってはならない。理事会は(1)二つ以上の地区が連合して関係地区の区域内で合同大会を開くことを認可することができる；或は(2)例外的な場合に、当該地区の区域外で地区大会を開くことを認可することができる。

(ロ)地区ガバナー・ノミニーが地区によって選出され、国際ロータリー事務総長にこれを証明されたならば、そのガバナー・ノミニーが、ガバナーを務める年度のその地区の大会はあらかじめ計画することができ、その開催地は、そのガバナー・ノミニーと地区内クラブのその時点における会長の過半

数との合意によって決定することができる。

(イ)地区大会の機能 地区大会はその地区内の重要な事柄について勧告を採択することができる。但しこのような勧告は、定款及び本細則と一致し、ロータリーの精神と本質とに同調するものでなければならない。各地区大会は、理事会によってその大会の審議に付せられたあらゆる事柄を取り上げなければならない。そしてそれに対して決議を採択することができる。

(ロ)地区大会幹事 ホスト・クラブの会長と相談の上、地区ガバナーは大会幹事を任命しなければならない。大会幹事の任務は大会の計画を策定し、大会記録の作成について地区ガバナーに協力するにある。

(ハ)地区大会報告 地区大会終了後30日以内に地区ガバナー又は議長代行者、及び大会幹事は、その各々の署名ある書面を以て、大会記録の報告を行なわなければならない。そしてこの報告書は3部を事務総長に、1部をその地区の各クラブ幹事に送らなければならない。

**第4節 (イ)地区大会の投票** 自分の地区の年次大会に出席する、地区内クラブの\*瑕疵なき正会員、シニア・アクティブ会員、又はパスト・サービス会員は誰でも、地区ガバナー・ノミニーの選出、地区ガバナー指名委員会の構成と任務、及び規定審議会の地区代表者の選挙以外の、大会における投票に付せられたすべての事項に対して投票する権利を有するものとする。選挙人

\* 瑕疵なき会員("a member in good standing")とは会費等の滞納のない会員をいう。

は大会に提出されたいかなる事柄に対しても投票を要求する権利を有するものとする。その場合、投票は選挙人のみに限定される。

(ロ)選挙人 地区内の各クラブは、地区大会の開催される月の前の月の最終日現在のそのクラブの会員数に基づく、名誉会員を除く会員数25名、又はその過半数毎に1名の選挙人を選び、それを証明し、そしてこれをその地区の年次大会に送るものとする。但し地区内各クラブは、少なくとも1名の選挙人を送る権利を有する。各選挙人はそのクラブの正会員、シニア・アクティブ会員、又はパスト・サービス会員でなければならない。そしてもし地区大会に出席していれば、地区ガバナー・ノミニーの選出、地区ガバナー指名委員会の構成とその任務の決定、及び規定審議会の地区代表者選挙において1票を投ずる権利を有するものとする。

(ハ)委任状による代理者 事情がこれを必要とする場合は、所属地区の大会が開催される国と異なる国に所在するクラブは、国際ロータリー会長の承諾を得て、そのクラブの欠席選挙人の委任状による代理者として、自分のクラブの正会員、シニア・アクティブ会員、又はパスト・サービス会員、もしくはクラブの所在する地区の他のクラブの正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員を指定することができる。そして、当該クラブの会長及び幹事によってその代理が証明されたならば、その委任状による代理者は、既に持っている投票権のほかに、彼が代表する欠席選挙人のための委任選挙権を有するものとする。

**\*第5節 地区ガバナー (イ)ノミニーの選出** 本節他の項に規定する場合を除き、地区ガバナーに対するノミニーの選出は、当該ノミニーが地区ガバナーに選挙される国際大会の直前2ヵ年以内に開かれる地区大会において、その地区が行なうものとする。その方が都合がよければ、翌年ガバナーを勤めるノミニーと、翌々年ガバナーを勤めるノミニーを、同じ地区大会において選出して差支えない。

(ロ)資格条件 各地区ガバナーは、

(1) 彼が指名を受ける地区内のクラブの瑕疵なき正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員であることを要する。

(2) 会員規定の厳格な適用に照らして、完全に会員資格を有する者でなければならない、そして彼の職業分類の正当性は疑問の余地のないものでなければならない。

(3) 彼が地区ガバナー・ノミニーの候補者として推薦される年の前の会計年度の最終日において、国際ロータリーに対して負債残高を持たない、瑕疵なき、義務機能を果たしているロータリー・クラブの有資格会員でなければならない。

(4) 指名を受ける時点において一つ又は幾つかのロータリー・クラブで通算5年以上会員であった者でなければならない。

(5) クラブの会長又は幹事を勤めたことのある者でなければならない。

(6) ここに規定する地区ガバナーの任務と責任を果たす意思があり、身体

\* 1972年(ヒューストン)国際大会において改正。

的にもその他の意味においてもこれを果たすことができる者でなければならない。

(7) ガバナーに選挙される直前の国際協議会に全期間を通して出席し、国際協議会直後の7月1日までに自分の地区に戻らなければならない。

地区ガバナーのノミネーとして資格条件を認められるためには、その職に指名された候補者は、本細則に定められている地区ガバナーの資格条件、任務及び責任を詳らかにした上で、事務総長の手を通して国際ロータリーに対して細則に列記された地区ガバナーの資格条件、任務及び責任を的確に理解していること及び彼が地区ガバナーとして資格条件を備えており、ガバナーの任務と責任を引受け、これを忠実に果たす意思があり、それができる状態にある旨の声明書に署名して提出しなければならない。

前述の資格条件に欠け、規定の要求する所に欠ける地区ガバナー・ノミネーの指名は拒否されるべきものとし、事務総長はこれを選挙のため国際大会に提出することはしないものとする。

もし、前述の規定の通り地区ガバナー・ノミネーから署名ある声明書を受理したにも拘わらず、そのノミネーが本細則に定める任務と責任を充分に果たすことができないであろうと、理事会が信ずる理由があれば、理事会はその指名を一時停止することができる。このような一時停止が行なわれたならば、地区ガバナーとそのノミネーにその旨通告しなければならない。そしてそのノミネーは、地区ガバナー及び事務総長を経由して、地区ガバナーとし

ての任務と責任を取り、忠実にこれを遂行することができることについての再度の申立てを理事会に提出する機会を与えられるものとする。かかる申立てを含め、すべての関連事情を審議した上で、理事会は3分の2の票を以てそのノミネーの指名を拒否するか、或は一時停止を解除するものとする。

もし、上述の規定のいずれかに基づいて地区ガバナー・ノミネーの指名が拒否された場合は、事務総長は関係地区の地区ガバナーにその拒否とその理由を通告しなければならない。そして地区ガバナーはこれを当該ノミネーに通告しなければならない。そこで時間が許すならば、その地区は本細則の規定に従って地区ガバナーが指導する地区大会において、もしくは郵便投票によって、地区ガバナーのノミネーをもう一名選ばなければならない。地区が、受け容れ得るか資格条件の備わった地区ガバナー・ノミネーを選出することができなかった場合は、ノミネーは本節(イ)項の規定に従って選出されるべきものとする。

(イ) 任務 地区ガバナーは理事会の全般的統御と監督の下に職務を行なう、その地区における国際ロータリーの役員である。担当地区のクラブに対する直接監督の責任を果たすについて地区ガバナーは国際ロータリーの綱領を推進する特別の任務を課せられており、身を以て次の諸項を行なわなければならない。

(1) 担当地区の新クラブ結成を指導監督すること。

(2) 担当地区内既存クラブの強化助成。

(3) 担当地区内クラブ相互間の友好関係及びクラブと国際ロータリー間の友好関係の増進。

(4) 担当地区の地区大会と地区協議会を計画し、軌道に乗せ、これらの会合を主宰すること。

(5) 出来るだけ年度の初めに担当地区内全クラブを公式訪問すること。

(6) 担当地区内各クラブの会長及び幹事に対して月信を発行すること。

(7) 会長又は理事会の要請があれば遅滞なく国際ロータリーに報告を提出すること。

(8) 後任ガバナーに対して、地区内クラブの状況について詳細な情報を提供し、併せてクラブ強化策の勧告案を提供すること。

(9) 代々相伝の地区記録を後継者に引継ぐこと。

(10) 地区における国際ロータリー役員として、当然彼の責任に帰属する他の任務を遂行すること。

しかしながら、グレート・ブリテン及びアイルランドにおいては、地区ガバナーの任務は審議会の指図の下に、そしてグレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーの定款及び細則と一致する、この地域の伝統的慣行に従って執行されるべきものとする。彼もまた会長又は理事会の要請あれば遅滞なく国際ロータリーに報告を提出しなければならない。そして地区における国際ロータリー役員として、当然彼の責任に帰属する他の任務を遂行しなければならない。

(ニ) 委員会 地区大会の第一本会議において、地区ガバナー、又は議長代行者は、地区ガバナー指名のための選

挙をとり行なう場所、日及び時間を指示しなければならない。そして投票用紙を準備してこれを支給し、投票場の段取りをし、その他投票を司るために3名から成る委員会を任命しなければならない。候補者が1名しかなかった場合は、指名は拍手又は発声を以て決することができる。

(ホ) 指名の投票 地区ガバナー指名の提案は、地区内クラブからの選挙人によって大会の議席から行なうものとする。投票場は大会の定める時間中開いておかなければならない。候補者が3名以上ある場合は、投票は、地区ガバナーの定めるところに従い、連続投票方式又は単一移議式投票方式による。

投票数の中、過半数を得た候補者がその地区の地区ガバナーに指名されたものと宣言されるものとし、彼の指名は地区ガバナー又は議長代行者及びその大会の幹事によって国際ロータリー事務総長に対して証明されるものとする。

連続投票方式が用いられる場合、もし投票の結果過半数の票を獲得した者がいない時は、最も少ない得票者をふるい落とし更に大会の定むる時に次の投票を行ない、これを候補者中の誰かが過半数を得るまで繰り返すものとする。

単一移議式投票方式が用いられる場合、必要に応じて第2選択票以下すべての選択票を加算して過半数得票の候補者を決定するものとする。

投票委員会が、ある候補者が過半数の票を得たことを確認したときは、直ちに、これを、各候補者の得票数とと

もに、地区ガバナー又は議長代行者に報告するものとし、投ぜられた票は、すべて、前記委員会がこれを保存し、大会終了時までクラブの選挙人の閲覧に供した後、前記委員会の委員長によって破棄されるべきものとする。

(イ) 地区ガバナー指名委員会 地区は、その地区の地区大会において、出席選挙人の投票の過半数によって、その地区のガバナー・ノミニーの選出をガバナー指名委員会によって行なうと定めることができる。ガバナー指名委員会は、ガバナー・ノミニーとして最適の就任可能者を探し出してこれを推薦する任務を課せられるものとする。地区指名委員会の構成とその職務規定は、その地区の地区大会において出席クラブ選挙人の投票の過半数を以て採択された決議の中に定められているところによって決定されるものとする。但しその職務規定は本項の規定と矛盾するものであってはならない。

地区ガバナーは、地区ガバナー・ノミニーの候補者として指名委員会の考慮に入れてほしい示唆を持つクラブは指名委員会に対してその旨提案するよう呼びかける告知書を作成するか、もしくは指名委員会の名を以て作成させるか、しなければならない。考慮の対象として受け入れられるためには、その提案は地区ガバナーの定める期限までに指名委員会に到達することを要する。このような地区ガバナーの告知書は、提案を送るべき宛先を含まなければならない。提案は、クラブの例会において採択され、クラブ幹事によって適法に証明された、被提案候補者指名のクラブ決議の形式を以て提出されな

ければならない。

ガバナー指名委員会がその選択を行なうに当っては、その選択の範囲は地区内クラブによって提案された氏名に限定されるものではない。

地区指名委員会によって行なわれた指名に拘わらず、地区内クラブは、すでに地区指名委員会に正式に推薦されていた者を、地区ガバナー・ノミニー候補者として推薦することができる。この推薦は、地区ガバナーの定める期限——この期限は、ガバナー指名委員会による地区ガバナー・ノミニーの選定の発表前であってはならない——までに、クラブの例会において採択された、当該候補者指名のクラブ決議を地区ガバナーに提出して行なうものとする。

もし、定められた期限までにそのような指名を地区内のどのクラブからもガバナーが受け取らなかったならば、地区ガバナーは地区指名委員会の選んだ候補者を地区ガバナー・ノミニーと宣言するものとし、それより 15 日以内に地区内全クラブにその旨通達しなければならない。

もし、定められた期限までにそのような指名を地区内のどのクラブからかガバナーが受け取っており、そしてその指名がその期限当日を含み期限当日から 15 日の期間が満了するまで有効である場合は、地区ガバナーはそれらの各候補者の氏名とその資格条件を地区内の全クラブに通達し、地区ガバナー・ノミニーの候補者全員について、次の地区大会において投票が行なわれる旨を通達しなければならない。

もし、上述 15 日経過した時に、地

区内クラブからの指名が全部効力を失っていたならば、地区ガバナーは地区指名委員会の選んだ候補者を地区ガバナー・ノミニーと宣言し、それより 15 日以内にこの旨地区内全クラブに通達しなければならない。

もし何等かの理由によって、地区大会の時に有効な指名が一つも残っていなかったならば、地区ガバナーの地位に対する指名の提案は大会の議席から、地区内クラブの選挙人によって行なわれるべきものとする。

地区ガバナーは、地区ガバナー・ノミニーの氏名を、彼がノミニーと宣言された後 10 日以内に、事務総長に対して証明しなければならない。

(ロ) 郵便投票による指名 事情がそれを必要とする場合は、理事会は地区がその地区ガバナー・ノミニーを郵便投票によって選ぶことを認可することができる。この場合、その郵便投票は次のように行なわなければならない。

地区ガバナーは、もし指名委員会のある場合は指名委員会、及び地区内各クラブの幹事に対して、地区ガバナー指名の公式要請を作成し、これを郵送させなければならない。すべて指名は書面を以てすることを要し、クラブの会長及び幹事又は、地区指名委員会の場合はその委員長によって署名されなければならない。その書面は、地区ガバナーの定める期限までに地区ガバナーに入手されることを要する。但しその期限は公式要請作成の日より 20 日以上経過した後の日付でなければならない。もしも候補者が 1 名のみの場合には投票を要しないものとし、地区ガバナーはその候補者を地区ガバナー・ノ

ミニーと宣言するものとする。

候補者が 3 名以上ある場合は、投票は単一移譲式投票方式によるものとする。

もし候補者が 2 名以上あったならば、地区ガバナーは、地区指名委員会がある場合は同委員会を選んだ候補者名を記し、そして期限内にクラブからガバナーが受取った候補者の氏名をアルファベット順に列記した投票用紙を準備し、各クラブに対して 1 枚ずつ郵送しなければならない。その際、その投票用紙にはクラブの投票を記入した上、地区ガバナーの定める期限までにガバナーの手に届くよう返送することを要する旨の指図を添付すべきものとする。但しガバナーの定める上述の期限は、ガバナーが各クラブに投票用紙を発送した日から 15 日以上 30 日以内の間に定めることを要する。

各クラブは、選出の行なわれる月の前の月の最終日現在におけるクラブの会員数を基礎として、会員数（名誉会員を除く）25 名又はその過半数毎に 1 票を投ずる権利を有するものとする。

投票の過半数を得た候補者が、その地区のガバナー・ノミニーと宣言されるものとする。連続投票方式が用いられる場合、もしも投票の結果過半数の票を得た候補者がなかったならば、最少投票数の候補者をふるい落として、地区ガバナーの定める時に更に郵便投票を行ない、候補者の中の誰かが過半数を得るまでこれを繰り返すものとする。単一移譲式投票方式が用いられる場合は、過半数を獲得する候補者を決定するために、必要に応じて第 2 選択票以下の選択票を加算するものとする。

る。

ノミニーの氏名は地区ガバナーによって事務総長に証明されなければならない。そして地区ガバナーは直ちにその候補者にその指名を通告しなければならない。

(イ) 特別選挙 地区が地区ガバナー・ノミニーの選出を怠った場合、もしくは地区ガバナー・ノミニーが選挙される資格を喪失した場合、そして国際大会における役員の前次選挙に先だて、その地区が別のノミニーを選出しなかった場合は、理事会は理事の過半数の票を以て本細則に基づく資格条件を備えたロータリアンを地区ガバナーに選挙するものとする。

(ロ) 解任 事情によっては、或は会長が十分な理由ありと考える場合は、会長は次に示す通り、地区ガバナーをその職から解任することができる：

もしも9月30日になって、地区ガバナーがその就任最初の3ヵ月間にその任務と責任を忠実に遂行しなかったと会長が信ずる十分な理由がある時には、会長は当該地区ガバナーにその旨通告しなければならない。そして、もしもその直後の12月31日までにそのガバナーがその任務と責任を果たすと確約し、会長にそれを納得されない限り、会長は事情を考慮した上でその地区ガバナーをその職から解任することができる。

(ニ) 地区ガバナー欠員 何等かの理由で地区ガバナーの地位に欠員を生じた場合は、理事会は過半数の票を以て本細則に基づく資格条件を備えたロータリアンを、欠員の残存任期中その空席を埋め、その地位に伴う任務を行な

い権威と特権を行使させるために選挙する権限を有するものとする。但し、会長は、理事会によってその欠員が補填されるまで資格条件を備えたロータリアンを、ガバナーの任務を行ない、ガバナーの持つすべての権限と特権を行使する代理地区ガバナーとして任命することができる。

地区ガバナーが一時的にその任務を執り行なうことができない場合は、会長は資格条件を備えたロータリアンを代理地区ガバナーに任命して、地区ガバナーが任務を執り行ない得ない期間中、その任務を行ない、その職に付随するあらゆる権限と特権を行使させることができる。

地区ガバナーが年次国際大会において選挙された後地区外に在って就任する時に地区に戻るができない場合は、その直前のガバナーが、現在の地区ガバナーが地区に帰って来るまで、引続きその地区ガバナーの職務を執り行なうものとする。

(ホ) 国際大会への提出 事務総長は毎年国際大会に対して、その大会終了直後の会計年度に地区ガバナーを勤めるものとして指名されたことを事務総長に証明されている、資格条件を備えた地区ガバナー・ノミニーの氏名を選挙のために提出しなければならない。

## 第14条 委員会

第1節 常任委員会 会長は次に掲げる常任委員会の委員を任命しなければならない：

定款・細則委員会  
国際大会委員会

地区編成委員会  
財務委員会  
企画委員会  
広報委員会  
出版物委員会

但し会長は、その在任年度の次のロータリー年度に開催される国際大会の委員を任命するものとする。

常任委員会は、任命された年度の7月1日にその機能を開始するものとする。

第2節 特別委員会 会長は、彼自身又は理事会が必要と認める特別委員会を任命することができる。特定の目的を達成するまでの任期を以て任命される特別委員会をアド・ホック委員会と呼ぶものとする。アド・ホック委員会以外の特別委員会の任期は、その委員会が任命されたロータリー年度末をもって終了するものとする。アド・ホック委員会の任期は、その委員会が任命された特定の目的が達成された時、又は理事会がこれを解任した時に終了するものとする。

第3節 委員長及び欠員 会長は各委員会の委員長を指名するものとし、委員会に生じた欠員を補充する権限を持つ。

第4節 諮問委員会 (イ) 理事会は、地区ガバナーが諮問の目的を以て地区委員会を設定する権限を認めることができる。

(ロ) 理事会は、一国の全クラブから成る集団が、その国の国策の諸問題を研究する諮問委員会を形成して、それらのクラブの公共奉仕活動のプログラムを理事会に提出してその承認を求むる権限を認めることができる。

(ハ) 理事会は、2ヵ国以上の国々から成る地域内のクラブの代表者を以て構成する諮問委員会を設けて、当該地域内のロータリーの方針及び手続上の問題を研究させ、理事会に対して進言させることができる。

第5節 職権によって委員会につらなる委員 会長は、会長指名委員会を除くすべての国際ロータリー委員会の職権上の委員とする。委員会の職権上の委員はすべて委員の持つ特権を有するものとする。

第6節 任期 何人も2ヵ年を超えて国際ロータリーの同一委員会の委員を勤めることは許されない。但し本細則、地域又はその他の委員会の手続規則、もしくは委員会を創設する国際大会の特別決定によって別段の定めある場合はこの限りでない。ある委員会に既に2ヵ年勤めた者は、再びその同じ委員会に任命される資格を持たないものとする。本節の規定は、職権上の委員及びアド・ホック委員会の委員には適用されない。

第7節 定款及び細則委員会 この委員会は3名の委員から成り、毎年1名を3年の任期を以て任命するものとする。国際ロータリーの基本諸規定に関するあらゆる事柄について、理事会に助言するのがこの委員会の任務である。

第8節 国際大会委員会 各国際大会の大会委員会は5名の委員から成るものとする。国際大会委員会は、任命を受けた国際大会の実施についての準備を行なう責任を有するものとする。ここにいう準備とは、本細則又は理事会によって役員又は他の委員会に特定

して委任されていない、当該国際大会に関連するあらゆる事項を含むものとす。

各国際大会委員会は、その大会のすべての勘定が締切られてその最終報告が理事会によって受理されるまで、その任を勤めるものとする。

**第9節 地区編成委員会** この委員会は3名の委員から成り、毎年1名の委員を理事の中から3年の任期を以て任命するものとする。

この委員会は、新しい地区を創設し、既存の地区の境界を調整するについて理事会及び会長を助けるものとする。

**第10節 財務委員会** この委員会は5名の委員から成り、その中1名を1年の任期を以て、他の4名の中2名ずつを毎年2年の任期を以て、それぞれ任命するものとする。

この委員会の任務は次の通りとする：

(1) 国際ロータリーの予算を、一般管理に関する部門と各版種の雑誌部門とに分けて、それぞれ策定しこれを推奨すること；

(2) 国際ロータリーの資金の受託者を推薦すること；

(3) 会計帳簿及び国際ロータリーが用いる会計方式の監督；

(4) 国際ロータリーの財政に関連するあらゆる事項について理事会に進言すること。

**第11節 企画委員会** (イ) この委員会は、6名の委員から成り、毎年2名ずつ3年の任期を以て任命するものとする。

(ロ) 企画委員会の任務は次の通りとする：

(1) ロータリーのプログラム、基本方針、及びこれらを実施する範囲を絶えず検討すること；

(2) 理事会から付託されるあらゆる事項を研究してこれを理事会に報告すること；

(3) 時の動きに関心を払い、ロータリーが如何にその機能を発揮しているかを評価すること。

**第12節 広報委員会** この委員会は3名の委員から成るものとし、毎年1名の委員を3年の任期を以て任命するものとする。

国際ロータリーの広報プログラムに関して理事会に進言するのが広報委員会の任務である。

**第13節 出版物委員会** この委員会は、出版と諸種出版物の頒布とに経験のある5名の委員から成る。3名の委員は毎年1名ずつ3年の任期を以て任命され、2名の委員は毎年1年の任期を以て任命されるものとする。

機関雑誌を含む国際ロータリーの出版物全部に関して理事会に進言するのが出版物委員会の任務である。

**第14節 委員の資格条件** 委員会の委員長及び各委員は、クラブの正会員、シニア・アクティブ会員、又はパスト・サービス会員でなければならない。

**第15節 委員会の幹事** 本細則によって又は国際大会の特別決定によって又は委員会を創設するに当って理事会によって異なる規定が定められていない限り、事務総長がすべての委員会の幹事となる。事務総長は彼を代行する幹事を指名することができる。

**第16節 定足数** 本細則によって又は国際大会の特別決定によって又は委

員会創設に際して理事会によって、これと異なる規定が定められていない限り、委員会委員の過半数を以てその委員会のあらゆる会合における定足数とする。

**第17節 通信による議事の処理** 委員会は議事の処理を、理事会の定める手続規則に従って、郵便、電信、ラジオグラム又は電話によって処理することができる。但し、本細則又は国際大会又は理事会の特別決定によってこれと異なる定めのある場合はこの限りでない。

**第18節 権限** 会長指名委員会の決定を除き、すべての委員会決定は理事会の承認によって初めて効力を生ずるものとする。

## 第15条 財務事項

**第1節 財政年度** 国際ロータリーの財政年度は7月1日に始まり6月30日に終わるものとする。

**第2節 クラブ報告** 毎年7月1日及び1月1日に各クラブはこれらの日におけるそのクラブの会員数を理事会に証明しなければならない。この証明書はクラブ会長とクラブ幹事によって署名されて事務総長に送致されなければならない。

**第3節 会費** (イ) 各クラブ(グレート・ブリテン及びアイルランド内のクラブを含む)は、そのクラブの正会員、シニア・アクティブ会員、及びパスト・サービス会員の各々につき半年4ドル(\$4.00)ずつの割で、人頭分(会費)を国際ロータリーに対して支払わなければならない。

(ロ) 理事会は、会費の中の適正と思われる部分をクラブに返還することができる。

(ハ) グレート・ブリテン及びアイルランド内のクラブは、国際ロータリーの代行者としての、グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーとして知られる地域単位の手を通してその人頭分(会費)を国際ロータリーに支払わなければならない。毎年グレート・ブリテン及びアイルランド内のクラブから国際ロータリーに支払われる人頭分(会費)の中、国際ロータリーによって保有すべき部分の総額は、国際ロータリーが年間グレート・ブリテン及びアイルランド内のクラブのために支出する金額の半分を下ってはならないものとする。そしてその残りの部分は、グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーに配分され、保有すべきものとする。

半年毎にグレート・ブリテン及びアイルランド内クラブによって支払われる人頭分(会費)の中国際ロータリーによって保有すべき額は、3年毎に、過去3ヵ年間の国際ロータリーがグレート・ブリテン及びアイルランド内のクラブのために支出した額の1ヵ年当り平均額に基づいて理事会が決定するものとする。この額には、全世界に亘ってロータリーのプログラムを推進するために国際ロータリーが支出する一般管理費用に対するグレート・ブリテン及びアイルランド内クラブの比例的分担額を含むものとする。上述の1ヵ年当り平均額は、もしその額が50セントの倍数に相当しない場合は、端数を切り上げて、一つ上の50セントの倍

数に調整するものとする。

(二) もしもある国の通貨の平価が切下げられて、その国のクラブが、国際ロータリーに対する債務を支弁するために、甚だしく巨額の自国通貨を支払わなければならない場合は、理事会はその国のクラブが支払うべき金額を調整することができる。

**第4節 支払時期** (i) 毎年7月1日及び1月1日を会費支払期日とし、本条第3節に定められた基準に基づいて支払われるべきものとする。会費は米国内通貨を以て国際ロータリーに支払われるべきものとする。しかしながら、米国内通貨を以て会費を支払うことが不可能であるか、実際的でない場合は、理事会は、他の通貨による支払を認可することができる。理事会は又、非常事態のためそうすることが適切である場合は、会費支払時期の繰り延べを許容することができる。

(ii) クラブは、加盟が承認された日付後の半期まで会費支払の義務を課せられないものとする。

**第5節 予算** 毎年理事会は、次の会計年度に対する収支予算を採択しなければならない。もし必要があれば理事会は予算を修正することができる。

**第6節 監査** 理事会は、毎年、又はもっと頻繁に、免許を持つ会計士、公認会計士又は計理士、もしくは監査の行なわれる国、州又は県において一般にその権威を認められている監査人による国際ロータリーの会計帳簿の監査を手配しこれを実施させなければならない。事務総長及び財務長は理事会の要求があればいつでも帳簿類と伝票類を提出しなければならない。

## 第16条 道徳律

従来採択されているロータリーの道徳律は、本細則の改正についてここに定められている方法による以外には、変更又は修正されないものとする。

## 第17条 名称と徽章

**第1節 保全** 国際ロータリーの目的と綱領を達成するために、理事会は国際ロータリーの徽章その他の記章を専ら全ロータリアンのみの使用とその利益のために確保し保全するものとする。

**第2節 使用の制限** 国際ロータリー並びにクラブの名、徽章その他の記章を、クラブ又はクラブの会員が商品の商標又は特別銘柄として使用し或はその他商業上の目的のために使用することは一切できない。これらの名、徽章又はその他の記章を他の名称又は徽章と組み合わせて使用することは国際ロータリーの承認しないところである。

## 第18条 その他の管理上の事項

**第1節 出席報告** 各クラブは、各月の最終例会後直ちに、そのクラブの例会における月次出席報告を、地区ガバナーがおる場合には地区ガバナーに、その他の場合には事務総長に提出しなければならない。

**第2節** ロータリー・クラブの各正会員、シニア・アクティブ会員、及びパスト・サービス会員は、いつでも他の

ロータリー・クラブの例会に出席する特典を持ち、かつそのような出席を奨励されるものとする。

**第3節 国際協議会** (i) 時と場所協議のため及び次年度の国際ロータリーの仕事と活動について協力的に計画する目的のために、毎年国際協議会を開催するものとする。理事会は国際協議会の会合する時と場所を決定するものとし、同協議会プログラム決定の責に任ずるものとする。

(ii) 構成 国際協議会は次の通り構成されるものとする：会長、他の理事、会長ノミニー、理事ノミニー、事務総長、財務長、地区ガバナー・ノミニー、グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーの役員ノミニー、国際ロータリー各委員会委員長、及びその他会長の指定する者。

(iii) 特別、又は局地的、協議会 非常事態又は特別の事情に対応するために、理事会は二つ又はそれ以上のこのような協議会もしくは局地的協議会を、理事会が定める時及び場所において開催するよう手配することができる。

**第4節 元会長審議会** (i) 構成 クラブの正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員の籍を有する元会長を以て構成される元会長審議会を設けるものとする。(以下本節においては単に「審議会」と呼ぶ)

会長は職権上、本審議会のメンバーとなるものとし、その会議に出席し、議事に参加する特典を有するものとする。しかしながら、議事に関する投票権は持たないものとする。

(ii) 役員 直前会長の前の元会長を

審議会の議長とし、更にその前の元会長をその副議長とする。事務総長は審議会の幹事となる。しかし彼は審議会のメンバーではない。

(iii) 任務 審議会のメンバーは、会長又は理事会から審議会に付託される事項を通信によって考察するものとし、これについて理事会に進言し勧告を行なうことができる。

(iv) 会合 会長又は理事会が審議会の合同考察及び一致した進言が望ましいと考える場合は、会長又は理事会は審議会の会合を召集することができる。審議会は、国際大会において、その大会に出席している審議会メンバーの非公式会合を行なうものとする。

会長又は理事会によって会合が召集される場合は、審議会の会合に対する議事日程を作らなければならない。その議事日程には、会長又は理事会が審議会の審議とその勧告を求めて審議会に付託した案件を含むものとする。

(v) 報告 会長又は理事会によって召集された審議会の会合の後、審議会議長は理事会に対して報告を行なわなければならない。この報告は、理事会が公表の目的を以てその全部又は一部分を解放しない限り発表してはならない。

**第5節 国際ロータリーの地域大会** 理事会は、理事会の定める時と場所において、国際ロータリー地域大会として知られるクラブ会員の大会を召集することができる。

理事会は、地域大会に参加する会員の所属クラブを指定するものとする。理事会は如何にその大会を召集するか、その組織及び運営をどうするか、

及びその手続規則を含むその他の詳細について定めなければならない。

この地域大会の目的は、相互の知り合いと理解を増進し、意見を交換してロータリーの綱領に関連する問題を話し合う機会を提供するために、ロータリー・クラブの在る地域内のクラブ会員を参集させるにある。

地域大会の目的に合致する範囲内で、地域大会は理事会に対する勧告として決議を採択することができる。

**第6節 議事規則** 定款又は本細則、又は国際ロータリーによって採用された特別議事規則によって特に定められている場合を除き、すべての議事運営手続は「ロボートの議事規則」の定める所に従うものとする。

## 第19条 機関雑誌

**第1節 権限** 理事会は、国際ロータリーの機関誌たる月刊雑誌を自ら発行するか、もしくは、その監督と支配の下に発行させなければならない。機関雑誌は、理事会が許可するいくつかの異なった版で出版されるものとする。その中基本的版は英語で出版されるものとし、これをザ・ロータリアンと称する。機関雑誌の目的は、国際ロータリーの目的の推進とロータリーの綱領の達成について理事会を助ける仲介の役をつとめるにある。

**第2節 ロータリアン誌——購読**(イ) 米国及びカナダ内の各クラブは、そのクラブの正会員、シニア・アクティブ会員及びパスト・サービス会員がすべて上述定期刊物の有料購読者となること、そして会員籍を保持する限り購

読を続けることを、会員籍取得の条件としなければならない。かかる購読料は、正規会費の一部として、もしくは正規会費の外に、各会員からクラブが徴収しなければならない。各クラブは購読料を特別購読料勘定としてその帳簿に記帳しなければならない。そして購読者の代理人として、そのクラブ会員の購読料を国際ロータリーに送金しなければならない。

(ロ) ロータリアン誌の購読料は次の通りとする。米国及びカナダ、及びキューバその他の最低郵便料金の適用される諸国においては、一カ年につき米貨2ドル50セント(\$2.50)、その他の諸国においては一カ年につき米貨3ドル(\$3.00)(又はそのクラブの所在する国の通貨によるその相当額)。但し理事会は、雑誌購読代理店業者に対して商業割引を行ない、公共図書館、病院、教育、慈善その他の公共福祉施設及び贈呈用並びに国際奉仕関係の購読に対して特別購読料を許容することができる。

機関雑誌の他の版に対する購読料は理事会が決定するものとする。

(ハ) 年度内の雑誌収入は、その一部分といえども雑誌の発行及びその改善以外の目的のために充当されてはならない。支出を上回る収入剰余金は、年度末に国際ロータリーの一般剰余金に繰り入れられるものとする。

## 第20条 ロータリー財団

**第1節** ロータリー財団の全財産に対する権利は11名の管理委員会及びその後継者に帰属するものとする。こ

れらの管理委員は、本細則によって、或は贈与、遺贈遺言、又は遺贈の条件によって別段の定めある場合を除き、これを保管し、投資し、運用し、管理し、そして、理事会の承認を得てその元金又はそれより生ずる収入を、単一信託として、国際ロータリーの目的又はロータリーの綱領、もしくは国際ロータリーによって発起され或は承認された、博愛、慈善、教育、又はその他の慈善的目的、目標、運動、又は制度の推進のために消費するものとする。

ロータリー財団の財産を管理するについては、贈与、遺贈遺言又は遺贈の条件によって特定の別段の定めある場合を除き、管理委員会は次のことを行なう権限を有する：これら財産の全部又は一部を、管理委員会が最善と考える価格及び条件で売却し、貸出し、譲渡し、もしくは交換すること；彼等が必要又は適切と考える、そして法律上許される、委任状の発行、代理権の賦与、又は契約の締結を行なうこと；現行の或は今後実施されることあるべき、信託基金の投資を制限する法律に拘らず、投資の行なわれる国の法律が許容する限り、管理委員会が信託基金の投資として適当と考える貸付、証券、又は不動産に投資し再投資すること；管理委員会によって受入れられる金銭又は財産が基本財産として扱われるべきか収入として扱われるべきかを決定し、支出又は損失を彼等が正当かつ公正と考えるところに従って基本財産又は収入から支弁すること；信託の実施に関連して適当な代行者又は代理人を選びこれを雇傭すること——これには、信託会社(単数又は複数)の雇傭

を含み管理委員会はこれに対して、取消権留保の条件で、信託財産の管理と投資について管理委員会が適切と考えかつ国法が許容する権限を委任することができる——そして、それについての費用及び報酬を支払うこと。管理委員会は、代行者又は代理人の選択について適切な注意を怠らない限り、これら代行者又は代理人の怠慢、手ぬかり、又は犯罪に対して責任を問われることはない。そして管理委員会は、管理委員会自身の甚だしき怠慢又は故意の義務不履行でない限り、如何なる損失や損害に対しても責任を負わないものとする。

**第2節** 管理委員は、理事会の承認を得て会長が任命するものとする。管理委員の中6名は国際ロータリーの元会長でなければならない。管理委員の中3名はロータリー財団が活動を支援している分野に経験を持つ者でなければならない、そして2名は財務畑の経験者でなければならない。国際ロータリーの元会長である6名の管理委員の任期は6年とする。残余の管理委員の任期は2年とする。管理委員は再選を妨げない。各管理委員はクラブの正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員でなければならない。管理委員がこれらの会員身分を喪失した場合は、それによってその地位は空席となるものとする。

理事会は、4分の3の票によって、管理委員を正当かつ充分な理由に基づき罷免する権限を有するものとする。但し、このような決定を行なおうとする理事会会合の時と場所を事前に全管理委員に通知することを要する。又、

かかる理事会の会合において罷免を提案すべき管理委員は弁明の機会を与えられなければならない。そして、その罷免は、次に開かれる国際大会において過半数の票によって承認されなければならない。罷免はその時初めて効力を発生するものとする。

管理委員の死亡、辞任、罷免又は任務遂行不能の場合は、会長は理事会の承認を得て、残存任期をつとめる後継者を任命するものとする。

後継管理委員、又は如何なる理由にもせよ任命又は創設された後継管理委員は、すべての権限と行動の自由を有し、本規定によって原管理委員に与えられているところとあらゆる点において同様の任務を課せられるものとする。

**第3節** 管理委員は、毎年その中の1名を次年度の委員長に指名するものとし、委員長の死亡、辞任又は任務遂行不能の場合は、その残存任期をつとめる委員長を指名するものとする。

**第4節** 管理委員は無報酬でその任をつとめるものとする。

**第5節** 管理委員会は財団の目的と財団の運営についての情報及び財団に対する贈与と遺贈の様式を準備してこれを一般に頒布する責任を課せられている。

**第6節** 管理委員会は、贈与者又は遺言者によって具体的に定められた目的のためにロータリー財団の財産から生ずる収入又はロータリー財団の財産の元金を支出する全権を有するものとする。上述以外のロータリー財団の財産から生ずる収入からの支出は、管理上の必要経費を除き、すべて理事会又

は国際大会があらかじめその決議によって、そのために用意した場合に限り行なうことができる。しかしながら、このような支出は、たとえ理事会又は国際大会の決議によって用意された場合といえども、管理委員の過半数がこれを承認した後でなければ行なうことはできない。ロータリー財団の元金は、贈与者又は遺贈者によって特定の指図されている場合を除き、国際大会の決議によって認可され、財団管理委員の過半数の同意の下に理事会の決議によって承認された場合でなければ、その一部分といえども支出してはならない。

**第7節** 管理委員会は、国際大会又は理事会の決議によって賦与された特別の権限に基づいて、贈与又は遺贈を合法化するために、或はこれに対する権利の喪失を防止するために、もしくはロータリー財団の正しい、適切な管理のために必要と考えられる場合は、その決議によって指定されている、もしくは、その決議が何等の指定もしていない場合は管理委員会が適当と考える管轄と免許の形式の下に、ロータリー財団を法人化するために、管理委員会が必要又は得策と考えるあらゆる手段を講ずることができる。このような法人化が完了し、管理委員会から法人へのすべての移譲が滞りなく行なわれた時に、ロータリー財団の全財産に対する所有権はそれによって法人に帰属せしめられるものとし、法人がすべての権利権限、特典、及び免税権を取得し、これを行使するものとし、又、それまで管理委員会に帰属していたすべての義務を履行するものとする。

**第8節** 管理委員会の費用を含むすべてのロータリー財団の管理上の必要経費は、理事会が別段の定めをしない限り、管理委員の過半数の承認を得た時に財団の資金から支払われるものとする。

**第9節** 管理委員会は理事会の承認を得て、財団管理のために彼等が必要又は適当と考える規則や規定を採用することができる。これらの規則や規定は、違法であるか贈与者又は遺贈者が特に明示した意思に反するか或は国際ロータリーの定款及び細則と矛盾する場合を除き、信託の規定条件となるものとする。

**第10節** 管理委員は信託の忠実なる履行に対し保証を提供するよう要求されることはないものとする。法律の規定によって要求されるこのような保証もこれを免除されるものとする。

## 第21条 改正

**第1節** 時 本細則第6条第2節に規定する非常事態の場合を除き、本細則は偶数年に開催される国際大会の一部分である規定審議会によってのみ改正することができる。但し本細則を改正しようとする制定案に対する審議会の決定に異議を唱えるクラブの投票が充分な票数に達した場合は、本細則第9条第8節(1)項の規定によって大会の

決定を必要とするのであるが、その場合本細則は、当該修正案が大会に提出される時に出席している選挙人の投票の過半数を以て、奇数年の大会によって改正することができる。

**第2節** 提案者 本細則に対する修正案は、クラブ、地区大会、グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーの審議会又は大会、規定審議会、又は理事会によってのみ提案することができる。

**第3節** 手続 本細則を改正しようとする提案はすべて規定審議会の開かれるロータリー年度の8月1日までに事務総長に提出されなければならない。

国際ロータリー事務総長はその提案の写しを、規定審議会の開かれるロータリー年度の11月1日までに各クラブに郵送しなければならない。

事務総長は、適法に提案された修正案をすべて直接審議会に移牒しなければならない。

審議会は、これらの適法に提案された修正案及び申し出のあったその修正案をそれぞれ審議し採決しなければならない。

**第4節** 財務事項の変更 会費としてクラブが支払う金額の変更を行なう改正は、その改正の制定直後の1月1日までは効力を発生しないものとする。

標準ロータリー・クラブ定款

287頁—297頁



成人男子であって、職業上良い世評を受けている者でなければならない。そして更に次の各項のいずれかに該当することを要する：

(イ) 有益な一般に認められた実業又は専門職業の持主、共同経営者（パートナー）、法人役員又は支配人であるか；

(ロ) 有益な一般に認められた実業又は専門職業において、裁量の権限ある管理職の重要な地位にあるか；

(ハ) 有益な一般に認められた実業又は専門職業の地方代理店又は支店を管理権を以て担当する地方代理人又は支店代理人又は支店代表者を勤めているか；

そして、以上いずれの場合も、彼が本クラブにおいて分類される職業に、自ら親しくかつ現実にたずさわっており、そしてその事業場又はその住居が本クラブの区域限界内にあることを要する。但し、本定款第8条第2節(イ)項にこれと異なる規定をしている場合を除く。（旧版文言中一部削除）

**第3節 職業分類。**(イ) 本クラブの各正会員は、その職業に従って分類されるものとする。

(ロ) 各正会員の職業分類は彼の所属する商社、会社又は団体の主要かつ一般世間がそのように認めている事業活動を示すものでなければならない。又、もし彼が独自に実業又は専門職業にたずさわっている場合ならば、その職業分類は、彼の主たるかつ一般世間がそのように認めている職業活動を示すものでなければならない。

(ハ) 修正。理事会は、もし事情がこれを必要とする場合は、その裁量によ

って、在籍中の会員の職業分類を是正又は修正することができる。かかる是正又は修正の提案については当該会員に対して然るべき予告を与えなければならない。そしてその会員は、これに対して弁明の機会を与えられなければならない。

**第4節 制限。**正会員は、各職業分類から1名ずつとする。但し、本条第5節及び第6節に定める新聞と宗教の両職業分類及びアディショナル正会員はこの限りでない。

**第5節 アディショナル正会員。**(イ) 本クラブの正会員は、誰でも、自分の所属する会社又は事業から、自分と同じ職業分類の下に、もう1人を正会員に推薦することができ、本クラブは、それを正会員に選ぶことができる。このようなアディショナル正会員の資格条件は、正会員のそれと同じである。本節の上述の規定によって選ばれたアディショナル正会員の会員身分は、彼を推薦した正会員の正会員身分終結と同時に自動的に終結するもので、この点を除けばアディショナル正会員はすべての点において正会員である。

(ロ) 本クラブは、当該職業分類保持者の承諾を条件として、かつていずれかのロータリー・クラブの正会員であった者で、その現実にたずさわっている事業の場所が本クラブの区域限界内にあり、かつ他の会員たるべき資格条件が備わっている者を、アディショナル正会員に選ぶことができる。但し、次に示す諸条件にかなうことを要する：

(1) いかなる場合でも、一つの職業分類について本節、本項の下に選ば

れるアディショナル正会員の数は1名を超えてはならない。そして

(2) 本節、本項の下に会員に選ばれるためには、かつて属していたクラブを退会した理由が、彼がそのクラブの区域限界内でそのクラブにおいて彼が分類されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなったということではなければならない。そして

(3) 本節、本項の下に選ばれたアディショナル正会員は、その職業分類が空席になったときには会員身分を失う。但し、その職業分類が再び充填されたときは、彼は再度選ばれることができる。（しかしこの但し書規定は、その職業分類保持者が本節(イ)項に基づいてアディショナル正会員を推薦する権利を侵すものではない。）

**第6節 宗教及び新聞の職業分類。**二つ以上の異なった宗派の各代表者及び本クラブの区域限界内で発行されている二つ以上の新聞の各代表者は、同一職業分類の下に正会員となる資格を認められる。但し、いずれもその他の資格条件を備えていることを前提とする。

**第7節 公職者。**一定の任期を限って選挙又は任命によって公職に在る者は、当該公職の職業分類の下で本クラブの正会員となる資格がない。これは学校、大学又はその他の教育施設に奉職する者には適用されない。

一定の任期を以て公職に選挙又は任命された本クラブの正会員は、当該公職在任中、その選挙又は任命される直前に彼が本クラブにおいて代表してい

た職業分類の下に、本クラブの会員たることを続けることができる。

**第8節 地方優先。**本クラブの区域限界内に仕事の本拠を持つ適当な会員たるにふさわしい人がいる場合は、他所の会社の地方代理人又は支店代表者に正会員になる資格を認めることはできない。

**\*第9節 シニア・アクチブ会員。**(イ) 次の各項のいずれかに該当する本クラブの正会員及びパスト・サービス会員は、自動的にかつ直ちに、シニア・アクチブ会員となるものとする：

正会員の場合—

- (1) 本クラブ又は他のクラブにおいて通算15年以上正会員であった者、又は
- (2) 現在60才以上で、一つ又はいくつかのクラブで通算10年以上正会員であった者、又は
- (3) 現在65才以上で、一つ又はいくつかのクラブで通算5年以上正会員であった者、又は
- (4) 現在国際ロータリーの役員であるか、かつて国際ロータリーの役員であった者。又は

パスト・サービス会員の場合—

- (i) かつて本クラブの正会員であった者で、正会員でなくなった時点において、上に示されたシニア・アクチブ会員たる資格条件を備えていた者、又は
- (ii) 本クラブ及び/又は他のロータリー・クラブで通算15年以上正会員、パスト・サービス会員であった者、又は

\* 1972年（ヒューストン）国際大会において改正。

(iii) 現在国際ロータリーの役員であるか、かつて国際ロータリーの役員であった者。

(iv) 本クラブは、本クラブの意思によって、かつてどこかのクラブの会員であった者で、会員でなくなった時点においてシニア・アクチブ会員であった者又はシニア・アクチブ会員になれる条件を備えていた者を、本クラブのシニア・アクチブ会員に選ぶことができる。但し、その元会員は、本クラブの区域限界内又はその周辺の地域に居住していることを要する。

(v) シニア・アクチブ会員は、次に示す2項を除き、すべて正会員の持つ権利、特典及び責任を持つものとする：

- (1) シニア・アクチブ会員は職業分類を代表するものではない、そして
- (2) アディショナル正会員を推薦する権利を持たない。

本クラブは、シニア・アクチブ会員の従事している職業の職業分類の下に、有資格者を入会させることができる。

#### \*第10節 パスト・サービス会員。

(i) 現職から隠退したために正会員身分を喪失したかつてのロータリー・クラブ会員は、本クラブのpast・サービス会員に選ばれることができる。但し、そのためには彼が一つ又は幾つかのクラブにおいて通算5年以上正会員であったことを必要とする。このような元会員は、past・サービス会員たるべき他のすべての資格条件を備えている限り、彼が正会員でなくなった時又はそれ以後いつでもpast・サービス会員に選ばれることができる。もし

\* 1972年（ヒューストン）国際大会において改正。

現職からの隠退がロータリー・クラブの会員でなくなった後に起こったとすれば、彼はpast・サービス会員になる資格を認められない。彼は、本クラブの区域限界内又はその周辺の地域に住んでいることが必要であり、引続きそこに住むことが要求される。但し、本クラブの正会員であった者の場合は、彼が本クラブの正会員でなくなった時に住んでいた地域に住んでいてもよいし、引続きその地域に住み続けても差支えない。

(ii) past・サービス会員は、次の各項を除き、正会員の持つすべての権利、特典及び責任を有するものとする：

- (1) past・サービス会員は、職業分類を代表するものではない。
- (2) past・サービス会員は、(本条第9節(i)項に定める場合を除き)シニア・アクチブ会員となることができない。(旧版文言中一部削除)
- (3) past・サービス会員は、アディショナル正会員を推薦する権利を有しない。

第11節 名誉会員。(i) 本クラブの区域限界内に住んでいるか又はかつて住んでいたことのある男子で、同地域又は他の地域においてロータリーの理想推進のために称讃に価する奉仕をした者は、本クラブの名誉会員に選ばれることができる。

(ii) 名誉会員は、入会金及び会費の納入を免除されるが、投票権を持たない。クラブの如何なる役職にもつくことができない。クラブの如何なる財産に対しても何等の権利も有しない。職

業分類を代表しない。しかしクラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享有することができる。本クラブの名誉会員は他のクラブにおける権利や特典には一切あざからない。

## 第6条 役員及び理事

第1節 本クラブの管理主体は、本クラブの細則の定めるところによって構成される理事会とする。

第2節 別段の規定によってここに特に定められた場合を除き、あらゆるクラブの事項に関する理事会の決定は最終であって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。理事会は全役員及び全委員会に対して総括的支配力を持つものとし、正当の理由ある場合は、そのいずれをも罷免することができる。理事会はあらゆる役員決定及びあらゆる委員会の決定に対する提訴の裁定者となるものとする。理事会のいかなる決定についても、クラブに対して提訴することができる。このような提訴の場合、提訴の対象となった決定は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の3分の2の投票によってのみ覆すことができるものとする。そして当該例会の少なくとも5日前に、当該提訴の予告が幹事により、本クラブの全会員に対して与えられなければならない。

第3節 本クラブの役員は、会長、1名又は数名の副会長、幹事、会計、及び会場監督とする。このうち、会長及び副会長は、全員理事でなければな

らない。又、幹事、会計、及び会場監督は、本クラブ細則の定めるところに従って、その全員又は一部が理事会のメンバーであってもよいし、そうでなくてもよい。

\*第4節 各役員は、本クラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。会長に関して別段に規定ある場合を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中又は後任者が選挙されかつ適格となるまで在任するものとする。

会長は、その就任する年度直前の2年間に随時選挙されるものとする。選挙された者は、会長として奉仕するロータリー年度の7月1日に就任し、選挙された任期中又は後任者が選挙されかつ適格となるまで在任するものとする。就任する年度の直前年度より前に選挙された会長エレクトが理事でない場合はその就任の直前1年間、職権上の理事として理事会の構成員となるものとする。

各役員及び各理事は、いずれも、本クラブの無瑕疵の正会員（アディショナル正会員を含む）、シニア・アクチブ会員、又はpast・サービス会員のいずれかでなければならない。

## 第7条 入会金及び会費

第1節 本クラブの正会員、シニア・アクチブ会員、及びpast・サービス会員は、すべて、入会金及び年会費として、本クラブ細則の定める金額を納入しなければならない。但し、本クラブの正会員からシニア・アクチブ

\* 1972年（ヒューストン）国際大会において改正。

会員又はパスト・サービス会員になる者は、2度目の入会金の納入を要しないものとする。

## 第8条 会員身分の存続

第1節 期間。会員身分は、次に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

\*第2節 終結する場合。(イ) 正会員が本クラブにおいて分類されている職業分類の職業に自ら現実に従事することをやめ、又は本クラブの区域限界内に事業場も住居も持たなくなるか、又はその属していた事業関係を離脱するか、いずれの場合には、正会員身分は自動的に終結する。ただし次の場合はこの限りではない。即ち正会員が本クラブの区域限界外に移転する場合、本クラブ理事会の承認があれば、その移転して行く先の市町村にあるロータリー・クラブを訪問して知り合いになって貰うために1カ年を超えない期間を限って、特別賜暇を与えて貰うことができる。但しこの場合彼は引続き同じ職業分類の職業に現実に従事しており、かつ、引続き出席その他すべてのロータリー会員たる条件を充たしていることが前提である。彼の会員身分終結は許された賜暇期間終了後初めて発効するものとする。

本クラブで、5年以上正会員であった者は、クラブの区域限界内にその事業場も住居も持たなくなった場合でも、彼の新しい事業場又は住居がクラブの存在する市の行政区域内にあれば、その会員身分を保持することができる。

\* 1972年（ヒューストン）国際大会において改正。

ば、その会員身分を保持することができる。

(ロ) (1) 本定款第5条第5節(イ)項の規定によって選ばれたアディショナル正会員の会員身分は、彼を推薦した正会員の会員身分終結の時又は同正会員が本クラブのシニア・アクティブ会員になった場合、自動的に終結する。もしかかるアディショナル正会員が直ちに本クラブの正会員に再び選ばれた場合は、彼は2度目の入会金を納入することを要しない。

(2) 第5条第5節(ロ)項によって選ばれたアディショナル正会員は、その職業分類が空席となった時に会員でなくなる。但し、その職業分類が再び充填された時は再度選ばれることができる。(しかし、この規定はその職業分類の保持者が本定款第5条第5節(イ)項によってアディショナル正会員を推薦する権利を侵すものではない。)

(ハ) パスト・サービス会員の会員身分は、パスト・サービス会員が再び現実職業活動に復帰した場合又は彼が本クラブの区域限界内若しくはその周辺の地域に居住しなくなった場合又は本定款第5条第9節(イ)項の規定によりシニア・アクティブ会員となった場合は、自動的に終結する。これらのうち第2の場合の規定は、本クラブの正会員からパスト・サービス会員になった者には適用されない。このような会員は、彼が正会員でなくなった当時居住していた地域に引続き居住することができる。(旧版の(ハ)項は全文削除し、順次記号を変更)

(ニ) 名誉会員の会員身分は、彼が選挙された日の直後の6月30日を以

て自動的に終結する。しかしながら、理事会はその裁量により、決議を以て毎年このような名誉会員身分を次年度に継続することができる。このような名誉会員身分は、たとえ選ばれた本人が本クラブの区域限界内に居住しなくなった後も継続するよう理事会が決定することができる。

第3節 再入会。正会員の会員身分が前掲第2節の規定によって終結した場合、彼は、同じ職業分類又は別の職業分類の下に、新たに入会申込みをすることができる。本定款第5条第5節(イ)項の規定によって選ばれたアディショナル正会員のこのような申込みは、他のいかなる申込みにも先立って、申込みを示された職業分類の下に選考されなければならない。もし彼が会員に選ばれた場合、彼は2度目の入会金を納めることを要しない。

第4節 終結—会費不払。所定の期限後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、そのわかっている最新の宛先に、幹事が書面を以て催告しなければならない。催告の日付後10日以内に会費が納入されなければ、当該会員の会員身分は自動的に終結する。

このような元会員は、その嘆願がありかつクラブに対する彼のすべての負債が完済されれば、理事会の裁量を以て、会員身分に復帰させることができる。但し、彼の以前の職業分類が既に充填されている場合は、如何なる元会員も正会員に復帰させることはできない。

\*第5節 終結—欠席。(イ) 連続4回本クラブの例会に欠席した正会員、シ

\* 1972年（ヒューストン）国際大会において改正。

ニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員の会員身分は、本条の規定による場合を除き、以下本項に定めるところによって、その欠席を補填（メークアップ）するか又は理事会が正当かつ十分な理由ありと認めて出席を免除しない限り、すべて自動的に終結する。

本クラブの例会に欠席した会員は誰でも、欠席した日の直前の本クラブ例会の定例の時刻から欠席した日の直後の本クラブ例会の定例の時刻までの間に他のどこかのロータリー・クラブ又は仮ロータリー・クラブの例会に出席することによってその欠席を補填して、本クラブにおける出席として完全に認められることができる。但し、このような出席の通知が訪問先クラブの幹事によって本クラブに送られなければならないが、当該会員が自らこれを報告しても差支えない。

本クラブの正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員が、他クラブの例会に出席の目的を以てそのクラブの例会定刻に定例会場に赴いた時、当該クラブがその週の例会を休会とし、繰り延べ、若しくはその時間又は場所を変更していた場合には、当該会員は、仮に当該例会が定例の日時及び場所で開かれたとしたら当然与えられたであろうその週の本クラブ例会欠席補填の効力を与えられるものとする。但し、そのような事情の説明が訪問先のクラブ幹事から本クラブに送られなければならないが、当該会員が自らこれを報告しても差支えない。

本クラブの正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員で、国際ロータリーの役員又は国際ロータ

リーの委員会委員又は地区ガバナーの特別代表又は国際ロータリーの従業員として奉仕している者が、ロータリーの用務のため本クラブの例会に欠席した場合は、当該用務に従事している間に出席できなかった例会に出席したと同様の効力を与えられるものとする。但しそのような事情については、当該会員は本クラブに通告しなければならない。

国際ロータリー国際大会、国際協議会、国際ロータリー元並びに現役員のためのロータリー・インスティチュート、ロータリー地域大会、国際ロータリー委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区協議会、国際ロータリー理事会の指示のもとに開催される地区会合又は正式に公表されたロータリー・クラブの都市連合会に出席のため、適切な直行日程を以てする往復の途次、本クラブの例会に欠席した本クラブの正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員は、当該例会に出席したと同様の資格を認められる。但しそのような事情については、当該会員は本クラブに通告しなければならない。

本クラブの例会に欠席した正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員で欠席した日の直前の本クラブ例会の定例の時刻から欠席した日の直後の本クラブ例会の定例の時刻までの間に国際ロータリー国際大会、国際協議会、国際ロータリー元並びに現役員のためのロータリー・インスティチュート、ロータリー地域大会、国際ロータリー委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区協議会、国際ロ

ータリー理事会の指示のもとに開催される地区会合又は正式に公表されたロータリー・クラブの都市連合会に出席した者は、本クラブの当該例会に出席したと同様の資格を認められる。但し、そのような出席を、当該会員は本クラブに通告しなければならない。

(d) このあとに規定されているところを除き、クラブ年度前半の6カ月間又は後半の6カ月間における出席率が60パーセントに達しない正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員の会員身分は、正当かつ十分な理由によって理事会が許さない限り、自動的に終結する。

(e) 長期にわたる健康不良又は傷害のために本節の規定に従うことが現実的に不可能なシニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員は、その状態の続く限り、理事会に申請して、出席に関する諸条件を充たすことを免除されることができる。そして彼の欠席は本クラブの出席記録に算入されない。

(f) 一つ又はいくつかのロータリー・クラブで、通算20年以上会員であって、65才に達したシニア・アクティブ会員は、出席規定の適用を免除されたい希望を、書面を以て、幹事に通告することができる。(旧版文言中一部削除)もし理事会によって承認されれば、その会員の出席又は欠席は本クラブの出席記録に算入されないものとする。

**第6節 他の原因による終結。**(i) 会員としての資格条件に欠けるようになったいかなる会員の会員身分も、特にその目的のために召集された理事会の会合において、理事会全員の3分の

2を下らない賛成投票によって、終結せしめることができる。

(ii) いかなる会員の会員身分も、理事会が充分と認める理由があれば、特にその目的のために召集された理事会の会合において、理事会全員の3分の2を下らない賛成投票によって、終結せしめることができる。

(iii) 前項(i)又は(ii)のいずれの場合も、当該会員は、かかる懸案案件について、少なくとも10日間の予告を書面によって与えられて、理事会に対して書面による答弁を提出する機会を与えられなければならない。彼は又、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利を持つものとする。かかる予告の通達は、対人配達便又は書留郵便によって、わかっている最新の宛先に送付されなければならない。

(iv) 会員身分を終結させる決定が行なわれた場合、幹事は、理事会決定後7日以内に、その理事会の決定を、書面を以て、当該会員に通告しなければならない。当該会員はかかる通告の日付後14日以内に、幹事に対する書面を以て、本クラブに提訴するか、若しくは本定款第12条に定める仲裁に訴えるか、いずれかの意思のあることを通告することができる。彼が提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから21日以内に行なわれるべき本クラブの例会において、当該提訴の聴聞を行なうために、理事会はその日取りを決定しなければならない。このようなクラブ例会及びその例会で行なう特別案件について、少なくとも5日間の予告が、書面を以て本クラブの全会員宛に与えられなければならない。そ

してこのような提訴が審議される例会には、本クラブ会員のみが出席を許される。

(v) 本節の規定によって理事会が正会員の会員身分を終結せしめた場合、もし提訴があれば、これに対する聴聞の期限が切れて本クラブの決定又は仲裁者の決定が発表されるまでは、本クラブは、当該会員の持っていた職業分類の下に新しい会員を選挙してはならない。

(vi) もしクラブに対する提訴も行なわれず、仲裁も要求されなかった場合は、理事会の決定は最終決定となる。もし提訴が行なわれた場合は、本クラブの決定が最終決定となる。

**第7節 退会。**いかなる会員も、本クラブからの退会申出では書面を以て行ない(会長又は幹事宛)、理事会によって受理されなければならない。但し、当該会員の本クラブに対するすべての負債が完済されていることを前提とする。

**第8節 資産関与権—その放棄。**いかなる理由によるにせよ、本クラブの会員身分を終結した者は、すべて、本クラブに属するいかなる資金その他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

## 第9条

### 地域社会、国家及び国際問題

**第1節 地域社会、国家及び世界の一般福祉は、本クラブの会員にとって関心事である。そしてこのような福祉にかかわる公共問題の功罪は、会員各自が自己の意見をまとめる上の啓蒙手段として、クラブ会合における公正か**

つ理知的研究及び討議の対象として適切な課題というべきである。しかしながら、本クラブは、如何なる係争中の公共問題についても意見を表明してはならない。

第2節 本クラブは、公職に対する如何なる候補者も支持又は推薦してはならない。又本クラブは如何なるクラブ会合においても、かかる候補者の長所又は短所を討議してはならない。

第3節 (イ) 本クラブは、政治的性質を持った世界問題又は国際政策に関して、決議乃至見解を、採択したり配布したりしてはならない。又これに関して団体行動を起こしてはならない。

(ロ) 本クラブは、政治的性質を持った特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願してはならない。又書状、演説、提案を配布してはならない。

### 第10条 公式出版物

第1節 本クラブの正会員、シニア・アクティブ又はパスト・サービス会員たることを承諾することによって、当該会員は、自発的に、国際ロータリーの月刊出版物の購読者となる。購読は、6カ月を1期として取扱われ、本クラブ会員である限り継続し、その期間の途中で会員でなくなった場合は、その期の終りまで継続するものとする。

第2節 購読料は、半年毎に前払いとして、各クラブによって各会員から取立てられるものとする。幹事は、かかる購読予約数と取立てられた金額を特別購読料勘定に記帳して、国際ロータリーに送金しなければならない。

第3節 国際ロータリー理事会は、米国及びカナダ以外のクラブの使用に供するために、本条を含まない標準クラブ定款を規定することができる。

### 第11条 綱領の受諾と定款・細則の遵守

会員は、入会金と会費を支払うことによつて、綱領の中に示されたロータリーの原則を受諾し、本クラブの定款・細則に従い、その規定を遵守し、これに拘束されることを承諾するものとする。そしてこれらの条件の下においてのみ、会員は本クラブの特典を受け取ることができる。いかなる会員も、定款・細則の印刷物を受け取らなかったことを理由として、定款・細則の遵守を免れることはできない。

### 第12条 仲裁

会員身分の問題その他定款・細則の違反に関連して、若しくは会員のクラブからの追放に関連して、若しくはその他何事によらず、これらの場合のために規定されている手続きによっては満足に解決できない論争が、会員又は元会員と本クラブ又は本クラブの役員又は理事会との間に起こった場合は、その係争問題は、仲裁によつて解決されるべきものとする。両当事者はそれぞれ1名の仲裁人を指定し、両仲裁人は1名の裁定人を指定しなければならない。裁定人又は仲裁人にはロータリー・クラブの会員のみが指定されることができる。仲裁人によつて到達された決定、もしくは両仲裁人が一致点に達し得なかった場合は裁定人による決定

が最終であつて、当事者すべてを拘束するものとする。

### 第13条 細則

第1節 本クラブは、国際ロータリーの定款・細則（及び地域管理が認められている場合には地域管理の手續規則）及び本定款と矛盾しない細則を採用しなければならない。細則は、本クラブの管理のために、更に追加規定を設けるものとする。同細則は、細則中に定めるところに従つて時々改正することができる。

### 第14条 改正

第1節 時。本定款は、国際ロータリー細則第6条第2節に定められた非常事態の場合、及び本条第4節に定められた場合を除き、偶数年の国際大会の一部として開かれる規定審議会の決定によつてのみ改正することができる。但し、本定款を改正するための制定案に関する審議会の決定に対し、国際ロータリー細則第9条第8節(ロ)項に定められている充分な数のクラブ反対票により、国際大会による決定を要求する意見が表明された場合、本定款は、奇数年の国際大会において、かかる改正案が付議される国際大会における出席選挙人の過半数の票によつて改正することができる。

第2節 提案者。本定款の改正は、本条第4節に定める場合を除き、クラ

ブ、地区大会、R.I.B.I.の審議会若しくは大会、規定審議会、又は国際ロータリー理事会のみが提案することができる。

第3節 手續。本定款を改正しようとする提案は、すべて規定審議会の開かれるロータリー年度の8月1日以前に、国際ロータリー事務総長の手許に提出されなければならない。

国際ロータリーの事務総長は、その写しを、規定審議会並びに国際大会が開かれるロータリー年度の11月1日までに、各クラブの幹事宛に郵送しなければならない。

国際ロータリーの事務総長は、適法に提案された改正案を全部直接審議会に回付しなければならない。

審議会は、かかる適法に提案された改正案、その修正案が提出されていればそれをも、一つ一つ審議して、これに対する採否の決定を行なわなければならない。

第4節 本定款の第1条（名称）及び第2条（区域限界）は、本クラブの例会においていつでも、投票する出席会員の過半数の賛成投票によつて、改正することができる。但し、当該改正案の通告が、これを議する例会の少なくとも10日前に、各会員に郵送されなければならない。そして更に、かかる改正は、国際ロータリー理事会に提出してその承認を求めなければならない。その承認があつて初めてその改正は効力を発するものとする。

推奨クラブ細則

301頁—309頁

## 推奨クラブ細則

条 題 目	頁
1.....理事及び役員選挙.....	301
2.....理 事 会.....	301
3.....役員の仕事.....	302
4.....会 合.....	302
5.....入会金及び会費.....	303
6.....採決の方法.....	303
7.....委 員 会.....	303
8.....委員会の仕事.....	304
9.....賜 暇.....	306
10.....財 政.....	306
11.....会員選挙の方法.....	306
12.....決 議.....	309
13.....議事の順序.....	309
14.....改 正.....	309

(注)：本細則は単に推奨されるに過ぎない。従ってロータリー・クラブは、クラブ定款又は国際ロータリー定款・細則と矛盾しない限り、クラブ自身の事情に応じて変更することができる。もし疑問ある場合は、その変更案を国際ロータリー事務総長に提出して国際ロータリー理事会の審議を乞わなければならない。(本細則に案が示されているものについては、クラブは案の中の一つだけを採用すべきものとする。採用されなかった方の案は抹消されなければならない。)

## → ロータリー・クラブ細則

### 第1条

#### 理事及び役員選挙\*

第1節 役員を選挙する会合の1カ月前の例会において、議長は理事候補者を指名することを求めなければならない。出席会員は何名でも指名することができる。これらの指名は投票用紙に記載されて年次総会において投票に付せられなければならない。そして最多投票数を獲得した、.....名の候補者を以て当選者とする。

第2節 選挙された理事は年次総会后1週間以内に会合して、会長及び1名又は数名の副会長を互選しなければならない。その同じ会合において、選挙された理事は幹事、会計、及び会場監督を選挙しなければならない。そしてその全部又はそのうちの何名かが理事であってもよいし、そうでなくてもよい。しかしながら、理事でない場合、幹事及び会計はその職に選ばれた時を以て職権上の理事となる。その理事としての責任及び権限は理事会の決定するところによる。

(注。次に掲げる二つの節は上掲二つの節の代りに採用

\* 理事及び役員選挙手続きについて、クラブ会長の選挙はその就任する年度直前の2年間に随時行なうものとするとの規定、及び理事会に継続性を持たせるための規定を設けることができる。

することのできる案として掲げたものである。採用しない方の二つの節を抹消すること。)

### 第1条 2案

第1節 役員を選挙すべき会合の1カ月前の例会において、その議長たる役員は会員に対して、会長、副会長、幹事、会計及び.....名の理事を指名することを求めなければならない。その指名は、クラブの決定するところから指名委員会又は出席全員のいずれか一方又は双方によって行なうことができる。もし指名委員会を設けるように決定されたならば、かかる委員会はクラブの定めるところに従って任命されなければならない。適法に行なわれた指名は各役職毎にアルファベット順に投票用紙に記載されて年次総会において投票に付せられるべきものとする。投票の過半数を獲得した会長、副会長、幹事及び会計が、それぞれ該当する役職に当選したものと宣言するべきものとする。投票の過半数を得た.....名の理事候補者が理事に当選したものと宣言するべきものとする。

第2節 選挙された役員及び理事に直前会長を加えて理事会を構成するものとする。選挙後選ばれた理事は1週間以内に会合してクラブ会員の中から会場監督を勤める者を選任しなければならない。

第3節 理事会又はその他の役職に生じた欠員は残りの理事会員の決定によって補填すべきものとする。

第4節 任期未達の被選役員又は被選理事の地位に生じた欠員は残りの被選理事会員の決定によって補填すべきものとする。

### 第2条

#### 理 事 会

第1節 本クラブの管理主体は本細則第1条第1節に基づいて選挙された

理事会とする。

(注。もし第1条に2案が採用されている場合は、本条は次に示す案を採用することを要する。採用されなかった方の本節は抹消すること。)

**第2条 2案**

第1節 本クラブの管理主体は本クラブの会員.....名より成る理事会とする。即ち本細則第1条第1節に基づいて選挙された.....名の理事、会長、副会長、幹事、会計及び直前会長である。

**第3条 役員の仕事**

**第1節 会長。**本クラブの会合及び理事会の会合において議長をつとめ、その他通常その職に付随する任務を行なうことを以て会長の任務とする。

**第2節 副会長。**会長不在の場合に本クラブの会合及び理事会の会合において議長をつとめ、その他通常その職に付随する任務を行なうことを以て副会長の任務とする。

**第3節 幹事。**幹事の任務は、会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会及び委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録を作ってこれを保管し、毎年1月1日及び7月1日現在を以て国際ロータリー事務総長に対して行なわなければならない半期会員報告、国際ロータリー事務総長に対して行なうべき会員異動報告、毎月の最終例会の直後地区ガバナーに対して行なわなければならないクラブ例会の月次出席報告、を含む諸種の義務報告を国際ロータリーに対して行ない、ロータリアン誌の購読料を徴収してこれを国際ロータリーに送金し、その他通常その職に付随する任務を行なうにある。

**第4節 会計。**会計の任務は、すべ

ての資金を管理保管し、毎年1回及びその他理事会の要求ある毎にその説明を行ない、そのほかその職に付随する任務を行なうにある。その職を去るに当っては、会計はその保管する総ての資金、計算帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者又は会長に引継がなければならない。

**第5節 会場監督。**会場監督の任務は通常その職に付随する任務、及びその他会長又は理事会によって定められる任務とする。

**第4条 会合**

**第1節 年次総会。\*** 本クラブの年次総会は毎年.....

に開催さるべきものとする。そしてこの年次総会において、次年度の理事の選挙を行なわなければならない。

(注。もし第1条に2案が採用されている場合は、次の案を採用することを要する。)

**第4条 2案**

第一節 年次総会。\* 本クラブの年次総会は毎年.....

に開催さるべきものとする。そしてこの年次総会において次年度の役員及び理事の選挙を行なわなければならない。

**第2節** 本クラブの毎週の例会は.....曜日.....時に開催するものとする。

例会に関するあらゆる変更又は例会の

\* 標準クラブ定款第4条第2節は、“本クラブの役員を選挙するための年次総会は、本クラブ細則の定めるところに従い、毎年3月31日もしくはそれ以前に開催されなければならない”と規定している。

取消しはすべてクラブの会員全部に然るべく通告されなければならない。

**第3節 会員総数の3分の1を以て本クラブの年次総会及び例会の定足数とする。**

**第4節 定例理事会は毎月.....**

に開催さるべきものとする。臨時理事会は会長がその必要ありと認めた時又は理事2名の要求ある時、会長によって召集さるべきものとする。但しその場合然るべき予告が行なわれなければならない。

**第5節 理事総数の過半数を以て理事会の定足数とする。**

**第5条**

**入会金及び会費**

**第1節 入会金は.....と**し、入会承認に先んじ納入すべきものとする。

**第2節 会費は年額.....**とし、各半年毎の支払額の中1ドル25セントは各会員のロータリアン誌の購読料に充当すると云う諒解の下に、毎年2回7月1日及び1月1日に納入すべきものとする。

(注。最低郵便料金の適用されない国々においては、ロータリアン誌の購読料は1カ年米貨3ドルとする。)

**第6条**

**採決の方法**

本クラブの議事は、投票による役員及び理事の選挙を除き、口頭による採決を以て処理さるべきものとする。

**第7条 委員会**

**第1節 (イ)** 会長は理事会の承認の下に次の常任委員会を任命しなければならない。

- 社会奉仕委員会
- 国際奉仕委員会
- 職業奉仕委員会

(ロ) 会長は又、理事会の承認の下に、社会奉仕、国際奉仕及び職業奉仕について、必要と考える特定分野を担当する委員会を任命するものとする。

(ハ) 社会奉仕委員会、国際奉仕委員会及び職業奉仕委員会は、それぞれ会長が理事の中から任命する委員長及び少なくとも2名以上の他の委員から成るものとする。

(ニ) 会長は理事会の承認の下にクラブ奉仕の中の特定分野を担当する次の各委員会を任命するものとする。

- 出席委員会
- 親睦活動委員会
- 雑誌委員会
- 会員選考委員会
- 会員増強委員会
- プログラム委員会
- 広報委員会

次の委員会に毎年1名ずつの委員を任命するものとする。

- 職業分類委員会
- ロータリー情報委員会

その他、会長はクラブ内の諸事項管理のため必要と考える委員会を任命するものとする。

(ホ) クラブ諸委員会の任命について、可能かつ実務的である限り、1名

又は数名の委員を再任するか又は1名又は数名の委員を2カ年の任期を以て任命することにより委員会に継続性を持たせる規定を設けるべきものとする。

いかなる委員も、本細則に別段の規定ある場合を除き、連続2年を超えて同一委員会の委員となることはできない。

(ク) 職業分類委員会及びロータリー情報委員会は、各々3名の委員を以て構成されるものとし、それぞれ毎年1名の委員を3年の任期を以て任命するものとする。

本規定に基づく最初の任命は次の如く行なうものとする：3名の委員を任命：その中1名は1年、1名は2年、1名は3年の任期を以てそれぞれ任命する。

(ハ) 雑誌委員会は、可能である限りクラブ会報編集及び地元新聞又は広告関係の会員を委員の中を含めなければならない。

(ニ) 会長は又、クラブ奉仕の諸活動全部に対して責任を持つ理事を1名任命しなければならない。この理事は、クラブ奉仕の各特定分野について任命されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務を持つものとする。

(ヒ) 会長は、職務上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典を持つものとする。

(ヘ) 各委員会は本細則によって付託された職務及び更にこれに加えて会長又は理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これら

の委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動してはならない。

## 第8条

### 委員会の任務

**第1節 社会奉仕委員会。**この委員会は、本クラブの会員がその地域社会に対する諸責務を遂行する上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は本クラブの社会奉仕活動に責任を持ち、社会奉仕の諸特定分野について任命されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

**第2節 国際奉仕委員会。**この委員会は、本クラブの会員が、国際奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行する上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は本クラブの国際奉仕活動に責任を持ち、国際奉仕の諸特定分野について任命されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

**第3節 職業奉仕委員会。**この委員会は、本クラブの会員が、その職業関係における諸責務を遂行し、各会員それぞれの職業における慣行の一般水準を引上げる上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの職業奉仕活動に責任を持ち、職業奉仕の諸特定分野について任命されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

**第4節 (イ) 出席委員会。**この委員

会は、すべてのクラブ会員があらゆるロータリーの会合に出席すること——これには、地区大会、都市連合会、地域大会及び国際大会への出席も含まれる——を奨励する方法を考案するものとする。この委員会は特に本クラブの例会への出席と、本クラブの例会に出席できない場合の他クラブ例会への出席とを奨励し、全会員に出席規定を周知せしめ、出席を良くするためのより良き奨励策を講じ、そして出席不良の原因となる諸事情を確かめてこれを除去することにつとめるものとする。

(ロ) **職業分類委員会。**この委員会は、毎年できるだけ早く、遅くとも8月31日以前にその地域社会の職業分類調査を行なわなければならない。その調査から、職業分類指針を用いて、充填及び未充填職業分類表を作成しなければならない。必要の場合は本クラブの現会員の持っている職業分類を再検討しなければならない。そして、あらゆる職業分類の問題について理事会と協議しなければならない。

(ハ) **親睦活動委員会。**この委員会は、会員間の知り合いと友誼を増進し、用意されたロータリーのレクリエーション及び社交的諸活動への参加を会員に奨励し、本クラブの一般目的の遂行上会長又は理事会が課する任務を果たすものとする。

(ニ) **雑誌委員会。**この委員会は、ロータリアン誌及び／又はレビスタ・ロータリアンに対する読者の関心を喚起し；雑誌週間を主催し；クラブの例会プログラムにおいて毎月雑誌の簡単な紹介を手配し；新会員の教化に雑誌を利用することを奨励し；ロータリアンで

ない講演者に雑誌を贈呈し；図書館、病院、学校、その他の図書閲覧室のために国際奉仕並びにその他の特別購読を取計らい；ニュース資料と写真を雑誌編集者に送り；その他あらゆる方法によって雑誌を本クラブ会員及びロータリアン以外の人々に役立てるものとする。

(ヒ) **会員選考委員会。**この委員会は、会員に推薦されたすべての者を個人的の面から検討して、その人格、職業上及び社会的地位並びに一般的な適格性を徹底的に調査しなければならない。そしてすべての申込に対する委員会の決定を理事会に報告しなければならない。

(ヘ) **会員増強委員会。**この委員会は、絶えず本クラブの充填及び未充填職業分類表を検討し、そして開放された職業分類を充填するために適当な人物の氏名を理事会に推薦するよう積極的につとめなければならない。

(ト) **プログラム委員会。**この委員会は、本クラブの例会及び臨時の会合のためのプログラムを準備し、手配しなければならない。

(チ) **広報委員会。**この委員会は、(1) 広く一般世間に、ロータリー、その歴史、綱領及び規模に関する情報を提供し、そして(2)本クラブのために適切な宣伝を行なう方策を考案しこれを実施するものとする。

(リ) **ロータリー情報委員会。**この委員会は、(1)会員候補者にロータリー・クラブ会員の特典と責務に関する情報を提供し、(2)会員、特に新入会員に、会員の特典と責務に関する適切な理解を与え、(3)会員にロータリー、その歴

史、綱領、規模、活動に関する情報を提供し、(4)会員に国際ロータリーの管理運営の動向に就ての情報を提供する方策を考案しこれを実施するものとする。

## 第9条 賜 暇

理事会に対し書面を以て、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は一定期間を限り本クラブの例会出席義務を免除する賜暇が与えられる。

(注：このような賜暇は会員身分の喪失を防ぐためのものである。しかし本クラブに対してその会員を出席同様に見做すためのものではない。その会員が他のクラブの例会に出席しない限り、出席を免除された会員は欠席と記録されなければならない。但し標準クラブ定款第8条第5節(4)又は(5)の規定に基づいて認められた欠席は本クラブの出席記録に算入されない。)

## 第10条 財 政

第1節 会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。

第2節 すべての勘定書は役員2名の署名する伝票に基づき、会計の署名する小切手を以てのみ支払わなければならない。本クラブのすべての会計事務については、毎年1回公認会計士又は他の有資格者によって全面的な監査が行なわれなければならない。

第3節 資金を預り或はこれを取扱う役員は、本クラブの資金の安全保管のために理事会が要求することあるべき保証を提供しなければならない。保証の費用は本クラブが負担するものとする。

第4節 本クラブの会計年度は7月1日より6月30日に至る期間とし、会費徴収の目的のためにこれを7月1日より12月31日に至る期間及び1月1日より6月30日に至る期間の2半期に分けるものとする。国際ロータリーに対する人頭分担金と雑誌購読料の支払は、毎年7月1日及び1月1日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行なわれるべきものとする。

(注：半期の途中に入会した会員の雑誌購読料は国際ロータリー事務局からの仕切り状に基づいて支払われるものとする。)

第5節 各会計年度の初めに理事会はその年度の収支の予算を作成し、又は作成せしめなければならない。その予算は、理事会によって承認された後、各費目毎に支出の限度となるものとする。但し、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りでない。

## 第11条 会員選挙の方法

第1節 正会員（アディショナル正会員を含む）

(1) 理事会は時々職業分類委員会の作成した充填及び未充填職業分類表を検討し、もし未充填職業分類の中に推薦のために開放すべきものがあればそれを開放すべきかを決定し、どの職業分類が推薦に対して開放されたかを会員に通告しなければならない。

(2) 開放された職業分類を充填すべき正会員候補者の氏名が、会員増強委員会又は瑕疵なき\*正会員、シニア・アクティブ会員、或はパスト・サービス会員から推薦されたならば、その氏名

は所定の推薦カードに記入して幹事を通して先ず理事会に提出されなければならない。

(※：member in good standing はこの場合、会費滞納などのない会員と云う意味である。これに“瑕疵なき”と云う表現を用いた)

(3) 次に理事会はこれを職業分類委員会に回付する。同委員会は推薦された候補者の適格性を職業分類の見地から検討して提案された職業分類の適正又は不適正を決定し、その旨を付記して推薦カードを理事会に戻す。その職業分類が適正と認められた場合、理事会は次にこれを会員選考委員会に回付する。

(4) 推薦された候補者の人格、職業上及び社会的地位、並びに一般的適格性について必要な調査を行なった後、会員選考委員会は投票を行わなければならない。もし同委員会の投票で反対投票が1票を超えない場合は推薦された候補者を入会適格と見做しその旨理事会に勧告すべきものとする。次いで会員選考委員会は委員会の行なった決定を理事会に報告しなければならない。

(5) 次いで理事会は職業分類委員会及び会員選考委員会の決定を検討して、委員会の決定を支持或は拒否し、もしくはこれを両委員会に差し戻して再検討せしむるものとする。

もし職業分類及び会員選考両委員会が新会員に推薦された候補者に対して反対の報告をなし、理事会がこれを支持した場合は、推薦者はその旨幹事によって通告されるものとする。

(6) もし職業分類及び会員選考両委員会が会員に推薦された候補者に対して賛成の報告をなし、理事会がこれを

支持した場合は、幹事は推薦者にその旨通告するものとする。

(7) 推薦者は本クラブのロータリー情報委員会の委員1名又は数名を同伴して被推薦者に対してロータリー・クラブ会員の特典と責務を十分に説明しなければならない。そしてその被推薦者から、その氏名を本クラブの全会員に発表してもよろしいと云う承諾を口頭又は書面を以て取り付けなければならない。

(8) 前項の承諾が被推薦者によって与えられたならば、幹事はその氏名、その所属する会社（又はその他の事業体）、及びその推薦されている職業分類を記した書面を以て、本クラブの各会員に通告しなければならない。

(9) 前項の通告が発せられたならば10日間の猶予期間を置き、その期間中に、被推薦者の選挙に異議ある会員は、異議申立の理由を付して書面を以て理事会に通告しなければならない。

(10) 前項の期間中に異議申立を受け取らない場合は、被推薦者は会員資格を認められたものとする。

もしも異議が申立てられた場合は、理事会は定例理事会又は臨時理事会においてこれを審議し、その被推薦者について投票を行わなければならない。もしも当該定例又は臨時理事会出席理事の反対投票が\_\_\_\_\_票を超えない時は、その被推薦者は会員資格を認められたものとする。

(11) 幹事は推薦者及び被推薦者に対して、会員資格取得の旨を通告し、被推薦者が本クラブ会員となる申込をするよう要請するものとする。

(12) 被推薦者が所定の申込用紙に記

入し、これに署名して幹事に提出し、会員としての責務を了承しこれを受諾することを表明し、併せて第5条に定める入会金を納入した時、正式に会員に選挙されたものと認められるものとする。

(13) 所定の通り記入及び署名された申込書及び入会金の納入を受理したならば、幹事は新たに選挙された会員に対して会員身分証明書を発行するものとする。

(14) 幹事は新たに選挙された会員について新会員報告用紙に記入し、それを国際ロータリー事務総長に送達しなければならない。

被推薦者が推薦を拒否された場合は、その推薦者はその旨幹事によって通告されるものとする。

**\*第2節 シニア・アクチブ、パスト・サービス、及び名誉会員。**これら3種類の会員のいずれかに推薦された候補者の氏名は書面を以て理事会に提出されなければならない。そしてその選挙は正会員の場合と同様の形式及び方法を以て行なわれるべきものとする。但しこれら3種類の候補者推薦についてはいかなる定例又は臨時理事会においても審議することができ、理事会はその裁量によって本条第1節に定められている段階の中、いずれの段階をも省略して直ちに被推薦者についての投票を行なうことができる。その定例又は臨時理事会に出席する理事の投ずる反対投票が〳票を超えない場合は、その被推薦者は正式に選挙されたものと認めらるべきものとする。但し、本クラブの正会員又はパスト・サービス会

\* 1972年(ヒューストン)国際大会において改正。

員で、本クラブ定款に定められたシニア・アクチブ会員の資格を備えている者は、自動的に本クラブのシニア・アクチブ会員となるものとする。その場合、このようなシニア・アクチブ会員については申込書も選挙もこれを必要としない。(旧版文言中一部削除)

**第3節 元アディショナル正会員の再選。**(1) 国際ロータリー細則第3条第2節(i)の規定に基づいて本クラブのアディショナル正会員に選挙され、そして本クラブ定款第8条第2節(ii)の規定によってその会員身分が終了した本クラブの元アディショナル正会員の入会申込は理事会によって速やかに審議され、そして同一又は他の職業分類の下になされる他の如何なる申込又は推薦にも優先して取り上げられなければならない。

(2) 本クラブ定款第5条第5節(ii)の規定に基づいて選挙されたアディショナル正会員の会員身分が、その職業分類が空席となったために終了した場合は、その職業分類が再び充填された時彼は再び選挙されることができる。

(その場合、その職業分領の保持者が定款第5条第5節(i)の規定に基づいてアディショナル正会員を推薦する権利は侵害されることはない。)

(3) 理事会は、その裁量によって、いかなる推薦をも職業分類委員会及び会員選考委員会に付託することができる。そして理事会は、被推薦者の選挙に異議のある会員をして異議の理由を具して書面を以て理事会に通告せしむべき10日間の期間を設定することができる。理事会は、定例又は臨時理事会において——職業分類委員会、会員

## 第13条 議事の順序

開会宣言  
来訪ロータリアンの紹介  
来信及び告示事項  
委員会報告(もしあれば)  
審議未終了議事  
新規議事  
スピーチその他のプログラム  
閉会

## 第14条 改正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の3分の2の賛成投票によって改正することができる。但しかかる改正案の予告は当該例会の少なくとも10日前に各会員に郵送されていなければならない。クラブ定款及び国際ロータリーの定款及び細則と背馳する如き改正又は条項追加を本細則に対して行なうことはできない。

## 第12条 決議

**第1節 事の如何を問わず本クラブを拘束する決議又は提案は、理事会によって審議された後でなければ本クラブによって審議されてはならない。もしかかる決議又は提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。**

選考委員会からの報告及び異議申立の提出のいずれか若しくは全部がなされている場合はこれを参酌して——入会申込を投票に付するものとする。その定例又は臨時理事会に出席する理事の投ずる反対票が〳票を超えない場合は、その元アディショナル正会員は正式に会員に選挙されたものと認めらるべきものとし、幹事によってその旨通告さるべきものとする。申込が拒否された場合は、幹事はその旨申込者に通告すべきものとする。

(注:理事会の最終投票によって会員選挙を決するこの細則の規定に代えて、クラブは正会員、シニア・アクチブ会員、パスト・サービス会員又は名誉会員の選挙を、クラブ例会におけるクラブ会員の最終投票によって決定する規定を採用することができる。但しこの場合、その例会には定足数の出席を必要とし、出席会員の4分の3の賛成投票を必要とすることを規定しなければならない。)

## 語 彙

(Glossary)

### ロータリー用語

**Acting District Governor**—地区ガバナー  
事務取扱— 地区ガバナーが空席になった場合、新ガバナーが国際大会に於て又は国際ロータリー理事会に依って選挙されるまで、その事務を執行するために、国際ロータリー会長が指名したもの。

**Active Member**—正会員— 職業分類の下にクラブ会員として選ばれ、国際ロータリーの定款及び細則に定められた会員としての総ての義務、責任、及び特典を有するクラブ会員。

**Activity Report**—半期活動報告書— クラブが **R. I.** 事務局へ提出すべき半期活動報告書。地区に所属するクラブはその写しを所管地区ガバナーへ送付する。(33頁参照)

**Additional Active Member**—アディショナル正会員— (1)クラブの正会員によりその所属する事務所の同僚幹部の中より推薦され、推薦者と同一の職業分類の下にそのクラブの会員として選挙された者、又は(2)曾ていづれかのロータリー・クラブの正会員であった者で、そのクラブの区域限界内でクラブで分類されていた職業に現実に従事しなくなったために退会し、別のあるクラブによって、そのクラブの当該職業分類保持者の承諾を得て同一職業分類の下に会員として選挙された者。クラブが(2)項によってアディショナル正会員を選挙した場合、当該正会員は(1)項によってアディショナル正会員を推薦する権利を失わない。アディショナル正会員は正会員であり、正会員と同一の義務、責任及び特典を有する。但し同一職業分類を保持する正会員が正会員身分を失ったとき、又はクラブに於ける当該職業分類が空席となった場合はその

会員身分を失う。

**Administrative Adviser**—管理顧問— 会長の指名により、国際ロータリー代表としての名誉職の資格に於て、無地区クラブの集団に接触し、これを監督して国際ロータリー理事会に助力するロータリアン。(14頁参照)

**Admission Fee**—入会金— クラブ入会申込者がクラブに支払う料金。料金の額は均一でない。各クラブがその細則に規定する所によって異なる。

**Advisers of Revista Rotaria**—レビスタ・ロータリアの顧問—(158頁参照)

**Alternate (delegate)**—(代議員)補欠者— 何れのクラブでも国際大会にその代議員を選出するに当り、代議員各1名毎に補欠者1名を選ぶことができる。この補欠者は当該代議員不在の場合国際大会に於て投票する権利を有する。

**ANZAO**—アンザオー— オーストラリア、ニュージーランド、アフリカ(地中海に面する諸国、諸地域を除く)及びその他の地方で他の地域群(即ち USCB, SACAMA, G. B. & I., CENAEM 又はアジア)に含まれない地方を包含する地域群。

**Attendance Report (Club)**—出席報告(クラブ)— 国際ロータリー細則に基き、各クラブがその例会に於ける出席につき、地区ガバナーに対し毎月提出すべき報告。クラブが地区に所属しないときは国際ロータリー事務総長に提出する。

**Attendance Report (Governor)**—出席報告(ガバナー)— 所管地区内のクラブから受取った月例出席報告の一覧表。ガバナーはその写を国際ロータリー事務総長に送付する。

**Balanced Membership**—均衡のとれた会員構成— 職業的に片寄らないクラブの会員構成。

**Bd.**—国際ロータリー理事会の略語— この略語につづいて記す数字は年度を表わす。例えば Bd. 44—45 は 1944—1945 年度の理事会の略語である。

**Birthplace of Rotary**—ロータリーの発祥地— 第一番目のロータリー・クラブが設立された米国イリノイ州シカゴ市。

**Board of Directors (Club)**—クラブ理事会— クラブ細則の規定により構成されたクラブの管理主体。

**Board of Directors (R. I.)**—国際ロータリー理事会— (8 頁参照)

**Boys and Girls Week**—少年少女週間— 少年少女, “人づくり” 運動及び少年少女の福祉機関全般について, 一般社会の関心を喚起するための行事を計画すべき週間。

**Brief Report of the Convention**—国際大会略報— 国際大会終了後直ちに全加盟クラブに送付される大会記録の要約。

**CENAEM**—セナエム— 大陸ヨーロッパ, 北アフリカ及び東地中海地域の略語。

**Central Office (C. O.)**—中央事務局— 米国イリノイ州エバンストンにある国際ロータリー中央事務局。

**Certificate of Nomination of District Governor**—地区ガバナー指名証明書— ロータリアンが地区内クラブに依り正式に地区ガバナーの職に指名された事を証明する地区ガバナー及び必要ある時は併せて地区大会幹事に依り署名された証明書。

**Charter Fee**—加盟金— 国際ロータリーに加盟を承認された各クラブが, 国際ロータリー細則により国際ロータリーに納付すべき料金額, 米貨 150 ドル。

**Charter Member**—創立会員— ロータリー・クラブの創立会員, 即ち国際ロータリー加盟前に選ばれた会員。

**Classification**—職業分類— 地域社会に貢献する別個のかつ明確な実業又は専門職業活動を表示する字句。用語としては, 正会員の所属する商社, 会社又は団体の主要かつ一般世間がそのように認めている活動を最も正確に表示する字句である。

**Classification Roster**—職業分類表— 地域社会に於ける実業及び専門職業活動のすべてを含む一覧表で, クラブで既に充填されているもの, 未充填のものを区別したものの。

**Club Assembly**—クラブ協議会— クラブの計画及び活動について協議する目的のため, クラブ役員, 理事及び委員長全員の会合。

**Club Review Checklist**—クラブ実態照合表— クラブ役員がクラブの実態を検討し, 又クラブの慣行及び動向についてガバナーと協議する準備のため用意される照合表。

**C. O.**—中央事務局— 米国イリノイ州エバンストンにある国際ロータリー中央事務局の略語。

**Commission on Rotary International Administration (C. R. I. A.)**—国際ロータリー管理調査委員会— 1934 年度(デトロイト)大会に於て採択された決議に基き, 1935 年 1 月国際ロータリー理事会が依頼した委員会で, 地方管理に影響を及ぼす現行の運営手続きを検討し, 改正を提案し, 更に/或は, 地方管理の形態乃至は地域的或は国家単位での管理方式について, 検討し, 委員会の最適と考える提案を提案し, 或は部分的変更を立案し, 又は現行方式の再確認を求めることを目的としたもの。同委員会は 1935 年, 1936 年及び 1937 年度国際大会に報告を提出し, 1937 年度大会に於て正式に解嘱された。

**Considered as Withdrawn**—撤回と看做す— 規定審議会及び国際大会に於ける提出議案の取扱に関連してロータリーで発達した議事採決の方法。選挙体として採択に賛成出来ないが, 大会に於て否決と議事録に残したく

ないものは“撤回と看做される”。この議決法は, 採決を延ばしその間に更に議題を研究したい場合に時々用いられる。

**Convention**—国際大会— (50—59 頁参照)  
**Convention Proceedings Book**—国際大会報告書— 国際大会終了直後毎年国際ロータリーが印刷発行する写真入り大会報告書。

**Conv. Res. (Convention Resolution)**—国際大会決議の略語。

**Council of Past Presidents**—元会長審議会— (13 頁参照)

**Council on Legislation**—規定審議会— (8 頁参照)

**Countries and Geographical Regions**—国及び地理的地域— ロータリー・クラブの存在する世界各地域に関連して用いられる慣用語。

**C. R. I. A.**—国際ロータリー管理調査委員会の略語。

**Delegate**—代議員— 名誉会員を除き, 各クラブはその会員最初の 50 名まで 1 名, それを超える 50 名毎又は 26 名以上の端数につき 1 名の代議員を何れの国際大会にも送る権利を有する。

**Delegate-at-Large**—特別代議員— 国際ロータリーの各役員及び現にクラブの正会員, シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員の資格を有する国際ロータリー元会長は, 国際ロータリーの定款及び細則により国際大会に於ける特別代議員と認められ, 各議題につき一票の議決権を有する。

**District**—地区— 国際ロータリーの管理上定められたクラブ群の所在する一定地域に与えられた名称。

**District Assembly**—地区協議会— (13 頁参照)

**District Committee**—地区委員会— (70 頁参照)

**District Conference**—地区大会— (13 頁参照)

**District Conference Report**—地区大会報告書— 地区大会決議事項, 出席クラブ数, ガバナー・ノミネーの氏名その他を記載し, ガバナー及び地区大会幹事より国際ロータリーに提出さるべき報告書。

**District Funds**—地区資金— 種々の目的のため(主として地区大会開催費の全部又は一部を賄うため)多くの地区で設定している資金。この資金に対する分担は地区によりその額を異にするが, 斯様な資金の設定については何ら特定の権限は与えられていないから, 分担は任意に行なわらるべきであって, ロータリアン個人又はクラブに対して課せらるべき人頭分担金の如き性質のものであってはならない。

**District Governor**—地区ガバナー— (11 頁参照)

**District Governor Ad Interim**—暫定地区ガバナー— 国際大会で選挙されたガバナーがその地区外に於て就任期までに帰着出来ない場合にはその帰着までの期間, 直前ガバナーが暫定地区ガバナーとしてその職務を執行する。

**Dues and Fees**—年会費及び入会金— 各正会員, シニア・アクティブ会員及びパスト・サービス会員はそのクラブの細則に定める入会金及び年会費をクラブに支払う。その金額は国際ロータリー加盟各クラブ間に於て一定していない。

**Elector**—選挙人— 選挙人は正当に選ばれた代議員, 委任状所持者及び特別代議員を言い国際大会の選挙体を構成する。

**Enactment**—規則制定— 国際ロータリーの定款及び細則又は標準クラブ定款を改正する立法事項。

**ENAEM**—エナエム—ヨーロッパ, 北アフリカ及び東地中海地域の略語。

**Exchange of Youth**—青少年交換— 或る程度実務の経験を有する青少年に他国で短期間同一職種の体験を得る機会を, 学生に対し

ては他国の学校で勉強する経験を、又休暇中の青少年に他国を訪問滞在する機会を与えることを目的とする各国間相互の青少年交換。

**Executive Committee—執行委員会—**(8頁参照)

**Extension Aide—拡大補佐—**特別代表がその割当てられた地域に於けるロータリー・クラブの設立を単独で完遂出来ないと思われ、又ガバナー自身必要な援助を供与出来ない場合には、特別代表の近くに住むロータリアンでロータリー・クラブ設立に経験を有する者が特別代表を援助すべくガバナーから指名される。これを拡大補佐といい、事情によっては自らクラブ設立に当ることを可とする場合もある。

**Extension Within the Club—クラブの内部拡大—**クラブの区域限界内で得られる適格な職業分類代表者を洩れなく入会させてクラブ会員数を増加すること。

**Extension Work—拡大活動—**ロータリー・クラブが存在しないところにクラブを設立してロータリーを拡める活動。この活動は、地区に於てはガバナーと事務局の協力によって行なわれその他の地域に於ては特に指名された代理者が事務局の協力を得て行なうことを通例とする。

**Founder of Rotary—ロータリー創始者—**1905年シカゴに最初にロータリー・クラブを創立したポール P. ハリスを指す用語。ポール P. ハリスは1947年1月27日死去した。

**Four Avenues of Rotary Service—ロータリー奉仕の四大部門—**クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、及び国際奉仕を指す用語。

**G. B. & I.—ジー・ビー・エンド・アイ—**グレート・ブリテン及びアイルランドの略語。

**General Council (R. I. B. I.)—R. I. B. I. 審議会—**グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーの管理機関で、R. I. B. I. の役員(会長、直前会長、副会長、名誉会計及び幹事)とグレート・ブリテン及びアイル

ランド内の地区に於ける地区ガバナーを以て構成する。グレート・ブリテン及びアイルランド選出の国際ロータリー理事は職権上本審議会の構成員である。

**General Officers of R. I.—国際ロータリー中央役員—**国際ロータリーの会長、第1、第2、及び第3副会長、その他の理事10名、被選会長、事務総長並びに財務長。

**General Secretary's Letter to R. I. Officials—地区ガバナー及び他の国際ロータリー役員に対する事務総長の書簡—**国際ロータリーの役員、委員その他に対し、時に応じて国際ロータリー事務総長が発送する書簡。経費の都合で謄写印刷されてはいるが、上記役職に在る人々にとって重要な情報が記載されており、各受取人に対する私信と解すべきものである。

**Governor's Monthly Letter—ガバナー月信—**所管地区内の各クラブの会長及び幹事に対して毎月ガバナーから発送される親書的な公文書で特に関心を求むべき重要事項を記載する。

**Group Representatives—分区代理—**地区内で予め区分された地域内のクラブの役員に助力するため、経験あるロータリアンの中からガバナーが指名する非公式代理。ガバナーはその任務を何人にも委譲する権限を持たないのでこの代理は非公式で権限を持つものではない。

**"He Profits Most Who Serves Best"—**“最もよく奉仕する者、最も多く報いられる”ロータリーの文献その他に用いられる標語。

**Honorary Member—名誉会員—**(236頁参照)

**Ibero America—イベロ・アメリカ—**イベロ・アメリカはヨーロッパのイベリア半島出身のスペイン人及びポルトガル人によって開拓されたアメリカ大陸諸国を言う。国際ロータリー理事会の構成について、国際ロータリー細則は、イベロ・アメリカは南アメリ

カ、中央アメリカ、メキシコ及び西印度諸島を含むと規定している。(国際ロータリー理事候補推薦に関してはポルトリコはイベロ・アメリカから除外されている。)

**Intercountry Committee—国際共同委員会—**夫々の所管ガバナーにより又はその承認を得て組織される、2ヵ国以上のロータリアン、ロータリー・クラブ又は地区により構成される委員会で、関係国のクラブ及びロータリアン間の交友を奨励し、それによって各国民の間に理解を増進し友好を促進することを目的とする。

**International Assembly—国際協議会—**(12頁参照)

**International Officers—国際ロータリー役員—**項参照。

**Lapel Button—襟章—**ロータリー・クラブの会員の襟章で、金地に紺のエナメルを以て作られたロータリーの徽章。

**Member Club—加盟クラブ—**国際ロータリーに正式に加盟を認められたロータリー・クラブ。

**Membership Application Card—入会申込カード—**会員として推薦された者が入会申込の際用いるカード。

**Membership Identification Card—会員証—**国際ロータリーが全クラブにその使用を奨めている一定様式の小型会員証。国際ロータリー事務総長の複写印刷署名の他、会員名、所属クラブ名、職業分類、納入した会費の期限、クラブ幹事の署名及び当人の署名のための空欄が設けてある。

**Membership Proposal Card—会員推薦カード—**クラブ会員がクラブに会員を推薦するとき用いるカード。

**Membership Report Card—会員報告カード—**クラブ幹事が国際ロータリー事務総長に対して、新会員、退会者及び会員の住所、職業分類等の変更を報告する書式として、国際ロータリーが供給する三様式のカード。

**Memo of Official Visit of District Governor—ガバナー公式訪問報告書—**ガバナーが所管地区の各クラブを公式訪問した際に記入し、(クラブ計画及び目標の要約と共に)、最寄りの国際ロータリー事務局に送付する報告用紙。この報告は、国際ロータリーに対し各クラブが如何にロータリーの計画を実行しているかについて情報を提供し、かつ国際ロータリーがクラブに対してサービスする上の参考に供することを目的とする。

**Non-Districted Club—無地区クラブ—**国際ロータリーの地区に属せず、国際ロータリー理事会の直轄下にあるクラブ。

**Object of Rotary—ロータリーの綱領—**国際ロータリー定款第3条及び標準クラブ定款第3条に規定するロータリーの綱領。(綱領文は225頁参照)

**Occupational Book Shelf—職業参考書棚—**ロータリー・クラブがその土地の公共図書館や学校の図書館に会員各々の職業に関連する参考書を寄付して設ける書棚。

**Officers, Club—クラブ役員—**クラブの役員は会長、副会長1名又は数名、幹事、会計及び会場監督である。

**Officers, R. I.—国際ロータリー役員—**国際ロータリーの役員は、会長、第1、第2及び第3副会長、その他の理事、事務総長、財務長、地区ガバナー、グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーの会長、直前会長、副会長並びに名誉会計である。

**Official Directory—公式名簿—**(159頁参照)

**Past Service Member—パスト・サービス会員—**(236頁参照)

**Per Capita Dues—人頭分担金—**各クラブが、国際ロータリーに対して、7月1日及び1月1日現在の正会員、シニア・アクティブ会員及びパスト・サービス会員在籍総数に応じて、半年毎に支払う人頭分担金。

**Provisional Rotary Club—仮ロータリー・**

クラブ— 20名以上の創立会員によって、国際ロータリー加盟の正式申込がなされ、国際ロータリー事務局によってその受領が確認されてから、加盟承認に到るまでを仮ロータリー・クラブという。

**Purposes of Rotary International**—国際ロータリーの目的— (i)全世界に亘って、ロータリーを奨励し、助長し、拡大しそして管理すること；(ii)国際ロータリーの活動を調整し、全般的にこれを指導すること。(国際ロータリー定款第2条)

**Region**—地域— 地域という用語は、境界が不定又は限定されているクラブ集団を表示するときに用いられる。

**Regional Conference**—地域大会— (166—170頁参照)

**Rotary Institute**—ロータリー研究会— 国際ロータリー理事会の承認を得て、或る地域乃至他の地域在住の1名又は数名の国際ロータリー理事が招集する会合、これは、当該地域又はゾーンにおけるロータリーの方針並びにプログラムに関する諸問題の非公式討論と検討；国際ロータリー理事会よりの提案事項の検討；当該地域又はゾーンにおける国際ロータリーの綱領並びに原理適用の研究；及びロータリーの拡大の可能性研究のため国際ロータリーの現在、元及び次期役員を集めることを目的とする。

**Registration Fee, Convention**—登録料— 国際大会— 国際大会に出席を登録する満十六歳以上の参加者が国際ロータリーに支払う料金。登録料はその都度国際ロータリー理事会が決定する。選挙人は登録料の支払を了するまで選挙権を与えられない。

**Resolution**—決議— 規定審議会又は国際ロータリー大会の議決行為で、意見を表明し、或は国際ロータリー定款細則或は標準クラブ定款を改正することなしに、方針或は手続きを設定又は廃止するもの。

**Resolution 34**—決議第34号— 国際ロー

タリーの社会奉仕に対する方針の声明で、1923年(セントルイス)大会で決議第34号として採択され、その後の大会で改正されたもの。(全文40—42頁参照)

**Revista Rotaria**—レビスタ・ロータリア— 国際ロータリーのスペイン語版機関雑誌。

**R. I.**—国際ロータリーの略語。

**R. I. B. I.**—グレート・ブリテン及びアイルランドに於ける国際ロータリーの略語。(15頁参照)

**R. I. News**—国際ロータリー・ニューズ— (159頁参照)

**Rotary**—ロータリー— ロータリーはロータリー・クラブ及びロータリアンによって構成される組織、彼等を鼓舞する精神、彼等を指導する原理実践及び慣例、そして彼等が達成を期する目的及び綱領を示す言葉として用いられる。

**Rotary Education**—ロータリー教育— (i)ロータリーの綱領、原理に関し、又ロータリーとその四大奉仕部門の発達過程を会員に周知させること。(ii)各ロータリアンにロータリーの理想に対する個人的献身及び奉仕に関する責任と理解の念を喚起助長すること。

**Rotary Foundation, The**—ロータリー財団— (198；228；280頁参照)

**Rotary Foundation Educational Awards**—ロータリー財団教育補助金—(205頁参照)

**Rotary Institute for Present and Past Officers of R. I.**—国際ロータリー現在及び元役員ロータリー研究会— 国際協議会と場所と日時を同じくして別に開催され、ロータリーの企画及び管理上の問題を非公式にとり上げる研究会。現及び元国際ロータリー役員、委員及びR. I. B. I. 現及び元役員、及び任期末の地区ガバナーで国際協議会に参加しない者が招待される。

**Rotary International in Great Britain & Ireland (R. I. B. I.)**—グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリー— グ

レート・ブリテン、アイルランド、チャンネル諸島及びマン島に於けるロータリー・クラブ連合会の呼称。(15頁参照)

**Rotary Wheel**—ロータリーの歯車— ロータリーの徽章につき時として用いられる呼称。

**R. R. (Revista Rotaria)**—(レビスタ・ロータリア)の略語。

**SACAMA**—サカマ— 南米、中米、メキシコ及びアンチル諸島の略語。

**Secretariat**—事務局— (11頁参照)

**Semiannual Report**—半期報告— 毎年7月1日及び1月1日現在を以て各クラブが国際ロータリー理事会に対して行なう会員数の報告。報告はクラブ会長及び幹事の署名を要し、中央事務局所定の用紙を用いて、国際ロータリー事務総長に送付する。この報告に基づき、クラブは国際ロータリーの人頭分担当を支払う。

**Senior Active Member**—シニア・アクティブ会員— (235頁参照)

**“Service Above Self”**—超我の奉仕— ロータリーの文献その他で用いられるモットー。

**Similar Organizations**—類似団体— 国際ロータリーと類似した目的及び組織を持つ奉仕クラブ。

**Special Assemblies**—特別協議会— 国際大会に於て1ヵ国又は数ヵ国のロータリアンが合同して開催するもので相互の理解と友愛を深め、その国又は国々に特に関連した問題を討議することを目的とする。

**Special Representative**—特別代表— ガバナーの指名により、ガバナーに代ってクラブ結成の手続き一切を行なうロータリアン。通常、スポンサー・クラブの会員の中から指名される。

**Sponsor Club**—スポンサー・クラブ— 新クラブの結成に際して助力し、結成後も国際ロータリーの一員として速やかに成長するよ

う指導の責任を引受けたクラブ。新クラブの結成に当りガバナーに協力する特別代表の所属クラブがスポンサー・クラブになるのが普通である。

**Staff**—職員— 国際ロータリーの事務総長の配下の職員で、国際ロータリーの活動を推進するため国際ロータリーの中央役員、ガバナー、国際ロータリーの委員会及び加盟クラブに協力する。

**Standard Club Constitution**—標準クラブ定款— 国際大会により採択された、1922年6月6日後の全加盟クラブが採用すべきクラブ定款。

**Student Loan Funds**—学生貸付資金— 学資不足のため上級学校に進学出来ない優秀な青年男女のために、クラブが設定する貸付資金。

**Summary of Club Plans and Objectives**—クラブ計画及び目標の要約— 地区ガバナーの公式訪問に際してクラブが提出する概要報告で、ガバナー及び国際ロータリー事務局宛に当該年度に於けるクラブ計画及び目標を簡潔に記載したもの。

**Terms of Reference**—委任事項— 委員会及び類似機構の権限及び任務の解説定義。

**Territorial Limits of a Rotary Club**—ロータリー・クラブの区域限界— クラブ定款に示された区域。クラブの正会員に選ばれるためには、その事業場又は住居がクラブの区域内になければならない。

**Territorial Unit**—地域別単位— 1922年(ロスアンゼルス)大会で採択された加盟クラブの管理方式。1927年(オスチンド)大会は地域別単位による管理を廃止したが、当時既存の地域別単位に関しては、その権利、特典、権限、義務又は任務は全面的に効力を保持することを確認した。(15頁参照)

**The Four-Way Test**—四つのテスト— (218頁参照)

**The Rotarian**—ロータリアン誌— 国際ロ

ーターリーの公式機関雑誌の英語版。

**USCB—ユ—エ—シ—ビ—** 米国、カナダ、バーミューダの略語。

**Visiting Rotarian Report Card—ビジター出席カード—** 他クラブからの来訪ロータリアンの出席をその所属クラブに通知し、有効出席を確認するため、クラブ幹事が用いるカード。

**Vocational Craft Assemblies—職業別協議会—** 通常国際大会又は地区大会に於て開催され、それら大会に出席したロータリアンが他地域からの同業者と意見を交換し、職業奉仕問題を協議するための職業別集会。

**Voting Delegate's Card—投票代議員カード—** クラブ幹事はその投票代議員に対して交付するカードで、国際大会に於ける信任状委員会による確認を要する。このカードは保持者の投票権を立証する他、投票代議員として大会に出席する資格を示すものである。

**Zurich Office (略語 Z.O.)—チューリッヒ事務所—** スイス、チューリッヒにある中央事務局の事務所。大陸ヨーロッパ、北アフリカ及び東地中海にあるクラブの他、その地方在住のガバナー、国際ロータリー理事及び委員のための事務を取扱う。

